



Investment in Taiwan

(日本語版)

中華民国台湾投資環境案内2016年版



中華民国台湾投資環境案内

2016年版

安侯建業聯合會計師事務所のご紹介

「安侯建業聯合會計師事務所」は、国際会計事務所である KPMG のメンバーファームとして監査サービス、アドバイザーサービスなどさまざまな業種のクライアントニーズに対応した専門性の高いサービスを提供する台湾の会計事務所です。弊事務所は 1952 年に創立され、2015 年 9 月現在、台北、新竹、台中、台南及び高雄に拠点事務所を設置し、109 名のパートナー及び関係会社のコンサルタントを含む約 2,044 名のスタッフを擁し、約 10,000 社のクライアントを有する台湾最大級の会計事務所です。

弊事務所のクライアントはグローバルネットワークを有する様々な業種にわたっています。特に、台湾に進出する日系企業のクライアントニーズに対応するため、弊事務所では「日本業務組」を組織し、同じく KPMG メンバーファームである「有限責任 あずさ監査法人」より日本人プロフェッショナルを駐在させ、財務監査、税務監査及びコンサルティング・サービス等においてきめ細かく高品質なプロフェッショナル・サービスを提供し、クライアントの台湾での業務をサポートしています。

KPMG TAIWAN Home Page (中国語／英語／日本語)

<http://kpmg.com/tw/>

日本語版

(複製不可・無断転載禁止)

(台湾における連絡先)

安侯建業聯合會計師事務所 (KPMG)

台北事務所

住 所： 中華民國台北市信義路5段7号68楼 (Taipei 101)
T E L： (02) 8101-6666 (代表)
F A X： (02) 8101-6667
パートナー： 李宗霖、林琇宜、陳彥富、蔡文惠、友野浩司
日本人顧問： 月峯聡子 (内線 14700)、奥野雄助 (内線 14735)、石井顕一 (内線 15359)

新竹事務所

住 所： 中華民國新竹市科学工業園區展業一路11号
T E L： (03) 579-9955
F A X： (03) 563-2277

台中事務所

住 所： 中華民國台中市西屯区40758文心路二段201号7楼
T E L： (04) 2415-9168
F A X： (04) 2259-0196

台南事務所

住 所： 中華民國台南市中区民生路2段279号16楼
T E L： (06) 211-9988
F A X： (06) 229-3326

高雄事務所

住 所： 中華民國高雄市前金区中正四路211号12楼之6
T E L： (07) 213-0888
F A X： (07) 271-3721

(日本における連絡先)

有限責任 あずさ監査法人 (KPMG AZSA LLC)

東京事務所 Global Japanese Practice 支援本部

住所：東京都新宿区津久戸町1番2号 あずさセンタービル

TEL：(03) 3266-7233 内線 6576 担当：菅原正夫

FAX：(03) 3266-7600

大阪事務所 Global Japanese Practice 支援本部

住所：大阪市中央区瓦町3丁目6番5号 銀泉備後町ビル

TEL：(06) 7731-5000 内線 3616 担当：門田直樹

FAX：(06) 7731-1112

名古屋事務所 Global Japanese Practice 支援本部

住所：名古屋市西区牛島町6番1号 名古屋ルーセントタワー30階

TEL：(052) 589-0500 内線 8125 担当：佐藤哲也

FAX：(052) 589-0510

はじめに

台湾と日本は地理的、経済的に緊密な友好関係にあり、繋がり深い関係を有していますが、台湾への投資に当たり、日系企業が本邦と異なる経営環境下で事業を遂行するためには、台湾の政治、経済等の一般的な事業環境から事業に関連する法制度等についての理解をすることが不可欠です。

本書では、台湾への投資に当たり一般的に考慮されるべき事項として、下記に関する解説を行います。

1. 一般的事項

- (1) 台湾の概況－経済環境等
- (2) 政治情勢の安定性
- (3) 為替規制等
- (4) 労働環境及び関連法規
- (5) 金融監督行政

2. 企業組織設立手続に関する事項

3. 会計及び税務に関する事項

また、本書に記載された情報は台湾の諸制度を網羅的に収集したものではなく、より詳細に調査した場合にはより具体的な情報を得られる可能性があります。より詳細かつ特殊な問題については、別途専門家からアドバイスを受けられることをお勧めいたします。なお、本書では特に断りのない場合、2015年4月現在有効な法令等に基づいております。

本書が、台湾への投資を計画されるか、あるいは既に投資をされている方々の一助になれば幸いです。

2015年11月

安侯建業聯合会計師事務所
日本業務組

目次

第1章	台湾の投資環境	7
1.	台湾の概況－経済環境等	7
2.	台湾の政治情勢	8
3.	外国人投資条例	8
4.	工業区	9
5.	台湾の労働環境	12
(1)	労働関係法規	12
(2)	労働者退職金条例による退職年金制度	14
(3)	併存する退職金制度（労働基準法と労働者退職金条例）	15
(4)	雇用環境	15
(5)	従業員福利委員会	16
(6)	労働組合	16
(7)	劳工保険及び全民健康保険制度	17
6.	台湾の金融監督行政	21
(1)	行政院金融監督管理委員会（日本の金融庁に相当）	21
(2)	中央銀行	21
(3)	為替規制の概要	21
(4)	台湾の金融監督機関及びその組織	22
7.	两岸経済協力枠組協議（ECFA）	23
(1)	概要	23
(2)	アーリーハーベストリストの検索及び減税スケジュール	23
第2章	台湾への進出形態とその開設、設立及び解散並びに清算手続	25
1.	進出形態の概要	25
2.	一般の株式会社と閉鎖性株式会社の比較表	26
3.	現地法人（株式会社/有限会社）と支店の比較	27
4.	駐在員事務所	28
(1)	駐在員事務所として行うことのできる活動	28
(2)	駐在員事務所の設立手続	28
(3)	その他の留意事項	28
5.	営業代理人	28
(1)	営業代理人の概要	28
(2)	登録手続	29
6.	工事事務所	29
(1)	工事事務所の概要	29
(2)	設立手続	29
7.	台湾支店	29
(1)	支店の設立手続の概要と標準的な所要期間	29
(2)	支店の設立申請に必要な書類	29
(3)	会社名及び営業項目の事前審査	29
(4)	運営資金の送金	29
(5)	設立準備中の発生費用	30
(6)	支店の住所	30

(7) その他の留意事項等	30
(8) 支店の清算手続	30
8. 現地法人 (FIA 法人)	31
(1) FIA 法人の概要	31
(2) FIA のメリット	31
(3) FIA 法人 (株式会社/有限会社) の設立手続	32
(4) 会社名及び営業項目の事前審査	33
(5) 外国人の FIA 法人 (株式会社/有限会社) の投資許可申請	33
(6) 外国人の FIA 法人 (株式会社/有限会社) の投資資金の送金	33
(7) FIA 法人 (株式会社/有限会社) の資本金額	33
(8) 株券 (持分証券) の発行	33
(9) 法人株主から派遣される役員の地位	33
(10) FIA 法人 (株式会社/有限会社) の設立準備中の発生費用	34
(11) FIA 法人 (株式会社/有限会社) の会社住所	34
(12) FIA 法人 (株式会社/有限会社) の清算	34
(13) 会計事務所の利用	36
9. 駐在員の就労許可、及び役員の居留資格許可	36
(1) 駐在員の就労許可	36
(2) 就労許可申請に必要な条件	36
(3) 役員の居留資格許可	37
10. 役員/駐在員の居留ビザ及び居留証	38
(1) 役員の居留資格許可を取得する場合	39
(2) 駐在員の就労許可を取得する場合	39
11. 役員/駐在員の家族の居留ビザ及び居留証	40
(1) 役員の家族の場合	40
(2) 駐在員の家族の場合	40
(3) ビザ取得に関する主な関連機構	41
12. 合弁会社設立時の留意事項	41
(1) 合弁契約書の締結	41
(2) 人材の確保	41
(3) 会計上の留意点	42
第3章 台湾の会社法、有限組合法及び兩岸関係に関する法令等の概要	43
1. 台湾の会社法の概要	43
(1) 会社の種類	43
(2) 一般規定	43
(3) 株式会社	43
(4) FIA 法人にする例外規定	46
2. 有限組合法 (有限合夥法)	46
3. 非公開会社株主総会スケジュール	47
4. 中国大陸への投資に係る法令規定の概要	48
(1) 根拠法令	48
(2) 規定要点	48
5. 中国大陸人民の來台申請	50

6.	兩岸(台湾と中国)租税協議の締結	53
第4章	台湾の会計制度	55
1.	台湾の会計制度及び関連法令の概要	55
	(1) 台湾の商業会計法の概要	55
	(2) 台湾における国際財務報告基準(IFRS)の導入スケジュール	57
	(3) 企業会計準則	59
	(4) 財務会計準則	60
2.	帳簿管理及び会計処理に関する規定	62
	(1) 必要な帳簿	62
	(2) 帳簿の記録	62
	(3) 会計証憑	62
	(4) 帳簿伝票の保管	62
3.	企業併購法(企業合併買収法)	62
	(1) 立法の背景	62
	(2) 企業併購法の概要	62
4.	台湾資本市場進出	64
	(1) 外国企業の台湾資本市場進出方式	64
	(2) 台湾における外国企業の株式上場の申請に関する基本規定	64
	(3) 株式上場のプロセスと留意事項	67
	(4) 株式上場後の開示	68
第5章	台湾の税制	69
1.	税法の沿革	69
	(1) 所得税法	69
	(2) 付加価値型及び非付加価値型営業税法	70
	(3) 関税法	70
	(4) 特種物品及び役務に関する税法(ぜいたく税)	70
2.	台湾の主要租税	71
3.	台湾の税務行政組織の概要	71
4.	営利事業所得税(法人税)	72
	4-1. 総論	72
	(1) 企業形態と課税所得の範囲	72
	(2) 青色申告制度及び公認会計士による確定申告書の監査制度	72
	(3) 事業年度(所得税法第23条)	72
	(4) 法人税率(所得税法第5条)	73
	(5) 課税所得金額の算定(所得税法第24条)	73
	(6) 申告及び納付(所得税法第67、68、71、110条)	73
	(7) 免税所得(所得税法第4条)	74
	4-2. 各論(主な所得計算に関する要点)	74
	(1) 益金の計算の留意点	74
	(2) 棚卸資産の評価(所得税法第44条)	74
	(3) 有形固定資産の取得価額と減価償却等(所得税法第51条、営利事業所得税監査準則第77条の1及び第95条)	75
	(4) 無形固定資産の償却及び創業費の処理(所得税法第60条、営利事業所得税監	

査準則第 96 条)	75
(5) 寄付金 (所得税法第 36 条、営利事業所得税監査準則第 79 条)	75
(6) 交際費 (所得税法第 37 条、営利事業所得税監査準則第 80 条)	76
(7) 退職給付引当金及び退職基金への拠出額 (所得税法第 33 条、営利事業所得税監査準則第 71 条の 8)	77
(8) 従業員特別賞与 (台財税字第 09604531390 号通達)	77
(9) 貸倒引当金 (営利事業所得税監査準則第 94 条、所得税法第 49 条)	77
(10) 貸倒損失に係る法的証憑 (営利事業所得税監査準則第 94 条、所得税法第 49 条、2010 年台財税字第 09800646060 号通達)	77
(11) 出張日当 (営利事業所得税監査準則第 74 条)	78
(12) 為替差損益 (営利事業所得税監査準則第 98 条)	79
(13) 長期請負工事収益 (営利事業所得税監査準則第 24 条)	79
(14) 長期未払金 (営利事業所得税監査準則第 108 条の 2)	79
(15) 福利厚生費 (営利事業所得税監査準則第 81 条)	80
(16) 広告費 (営利事業所得税監査準則第 78 条)	80
(17) 商品廃棄損 (営利事業所得税監査準則第 101 条の 1)	80
(18) 災害損失 (営利事業所得税監査準則第 102 条)	81
(19) 支払利息 (営利事業所得税監査準則第 97 条)	81
(20) 過少資本税制 (所得税法第 43 条の 2)	81
(21) ロイヤリティー (営利事業所得税監査準則第 87 条)	82
(22) コミッション (営利事業所得税監査準則第 92 条)	82
(23) 輸出損失 (営利事業所得税監査準則第 94 条の 1)	83
(24) 保険料 (営利事業所得税監査準則第 83 条)	83
(25) 税金 (営利事業所得税監査準則第 90 条)	83
(26) ファイナンス・リース (営利事業所得税監査準則第 36 条の 2)	84
(27) 物品を国外倉庫へ輸出した場合の収益認識の取扱い (台財税 2000 年 4 月 1 日付台財税第 890450962 号通達)	84
(28) 税務上の繰越欠損金 (所得税法第 39 条)	84
(29) 外国法人の支店に対する課税 (所得税法第 41 条、営利事業所得税監査準則第 70 条)	84
5. 租税優遇措置	85
(1) 台湾投資奨励一覧表	85
(2) 研究開発等投資に関する優遇	87
(3) 中小企業に対する租税優遇	89
(4) 所得税法第 4 条第 1 項第 21 号 (外国企業が受領するロイヤリティー及び技術サービス報酬に係る台湾源泉所得税の免税)	90
(5) バイオ新薬産業発展条例	91
(6) 自由貿易港区及び自由経済モデル区	92
6. 最低税額制度 (所得基本税額条例)	93
(1) 最低税額制度	93
(2) 営利事業者の最低税額制度の計算	94
7. 移転価格税制の概要	94
(1) 移転価格税制の背景と趣旨	94

(2) 移転価格税制の留意点	94
(3) 事前確認制度 (APA)	98
8. 個人所得税 (総合所得税)	100
(1) 課税年度	100
(2) 居住者と非居住者	100
(3) 課税所得の範囲	100
(4) 非居住者に対する課税	100
(5) 居住者に対する課税	100
(6) 各種所得控除額	101
(7) 給与所得	102
(8) 日本人駐在員 (給与所得者) に対する課税	102
(9) 外国籍専門人員の租税優遇	103
(10) 所得基本税額制度	104
(11) 領外源泉所得	105
(12) 中華人民共和国 (中国) 国籍を有する者に対する課税	105
9. 源泉徴収制度	106
(1) 所得の種類ごとの源泉徴収税率	106
(2) 所得税法第 25 条規定のみなし課税適用のケース	106
(3) 源泉徴収義務者の事務手続	106
10. 両税合一制度	107
(1) 両税合一制度の概要	107
(2) 両税合一制度の留意点	107
(3) 株主控除可能税額の計算 (国内株主のみに適用)	107
(4) 未分配利益に対する営利事業所得税追加課税	108
(5) 非居住者 (外国企業等) 株主への配当	109
11. 証券取引所得課税	110
12. 付加価値型と非付加価値型営業税	111
(1) VAT 制度の概要	111
(2) 統一発票	112
(3) GBRT 制度の概要	113
13. その他の税金	113
(1) 印紙税	113
(2) 地価税	113
(3) 土地増値税	113
(4) 家屋税	113
(5) 契約税	114
(6) 物品税	114
(7) 関税	114
(8) 商港サービス費	114
(9) 証券取引税	114
(10) 特種物品及び役務に関する税 (ぜいたく税)	114
(11) 建物・土地 (房地) 合一課税	115
14. 租税協定	117

(1) 租税協定締結国：	117
(2) 租税協定締結国と台湾との源泉税率：	117
15. 税務行政救済手続及び行政訴訟に関する説明及び条文規定	118
(1) 税務案件行政救済の手続	118
(2) 税務行政救済及び行政訴訟に関する条文	118
第6章 参考資料	120
参考資料1 (外国人投資のネガティブ・リスト)	120
参考資料2 (会社の設立等に必要書類)	122
参考資料3 (設立手続に係る公官庁)	124
参考資料4 (ビザ取得に係る公官庁)	126
参考資料5 (台北駐日経済文化代表処での居留ビザ申請に必要な書類)	127
参考資料6 (会社の設立登記又は営業項目追加登記前に特別許可を要する業種及びその主務機関)	128
参考資料7 (業種別最低払込資本金)	130
参考資料8 (会社の登記料等)	130
参考資料9 (労働保険料・健康保険料の負担表)	131
参考資料10 (交際費損金算入限度額)	132
参考資料11 (申告書抜粋(関係者の開示))	133
参考資料12 (2014年度の営利事業所得基本税額計算表)	138
参考資料13 (勘定科目の中国語と日本語の対照表)	140
参考資料14 (主要固定資産の法定耐用年数表)	147
参考資料15 (出張日当基準)	149
参考資料16 (海外払いの給与支給額にかかわる確認書)	150

第1章 台湾の投資環境

1. 台湾の概況－経済環境等

16世紀中ごろオランダ人から“イラ・フォルマサ（麗わしの島）”と名付けられた台湾は中国大陸東南海岸の沖に位置する島国で、その概況は次の通りである（2015年7月までの実績値）。

経済			
年度	2015年	2014年	2013年
通貨（新台幣元） （スポットレート）	NTD 1 = JPY3.9323 (2015年7月31日)	NTD 1 = JPY3.4305 (2014年7月31日)	NTD 1 = JPY3.284 (2013年7月31日)
GDP（1人当り国民所得）	USD 19,315 (2014年度)	USD 18,700 (2013年度)	USD18,125 (2012年度)
GDP成長率	3.77% (2014年度)	2.23% (2013年度)	2.06% (2012年度)
物価指数			
卸売物価指数の対前年度同月比増減率	△9.98% (2015年7月)	0.85% (2014年7月)	△2.21% (2013年7月)
消費者物価指数の対前年度同月比増減率	△0.66% (2015年7月)	1.76% (2014年7月)	0.06% (2013年7月)
国際貿易総額	USD5,877億 (2014年分)	USD5,753億 (2013年分)	USD5,716億 (2012年分)
輸出額	USD3,137億	USD3,054億	USD3,012億
対日輸出額	USD199億	USD192億	USD190億
輸入額	USD2,740億	USD2,699億	USD2,705億
対日輸入額	USD417億	USD431億	USD476億
外貨準備高	USD4219億 (2015年7月)	USD4236億 (2014年7月)	USD4,091億 (2013年7月)
公定歩合（担保融資利率）	2.25%	2.25%	2.25%
失業率	3.68% (2015年1～6月平均)	3.96% (2014年平均)	4.18% (2013年平均)
人文風俗			
面積	35,981Km ² （日本の九州よりやや小さい）		
人口	23,468,748千人（2015年9月）		
気候	亜熱帯に属するが、北回帰線が本島中部を通過し、熱帯性を帯びている。		
言語	主に中国語（北京語）及び閩南語（台湾語）。		
宗教	伝統宗教には仏教・道教等がある。そのほか、キリスト教、イスラム教、バハイ教、天理教なども信仰されている。		

資料：中華民国統計情報ホームページ <http://www1.stat.gov.tw>

中央銀行ホームページ <http://www.bot.com.tw/Pages/default.aspx>

台湾銀行ホームページ <http://www.bot.com.tw/Pages/default.aspx>

(1) 対日関係

日本との関係は国交断絶（1972年）以来、民間レベルで経済、文化関係を積極的に行っている。これらの実務を取扱う機関として台湾側は台北駐日経済文化代表処を日本に、日本側は公益財団法人交流協会（以下、「交流協会」という）を台湾にそれぞれ設立している。両機関は経済、技術、文化交流、渡航ビザの発給等両国政府事務を代行している。

(2) 教育

台北市、台中市および高雄市に日本人学校がある。但し、いずれも中学校までである。

(3) 地理位置

台湾はアジア太平洋地域の中枢に位置し、地理的位置も優れており、全世界の生産資源

や市場に有効に結びつけることができる。北側に世界第3位の経済力を有する日本、南側に東南アジア諸国連合の10ヶ国とインド、東側に世界最大の経済力を有する米国、西側に世界の経済成長を牽引する中国に接している。台北から西太平洋の7つの主要都市（東京、香港、上海、マニラ、ソウル、シンガポール、シドニー）までの飛行時間は平均2時間55分であり、アジアの輸送ネットワークの中核かつ東アジアの物流センターとしての機能が期待されている。

2. 台湾の政治情勢

現在本拠地を台湾に置く中華民国は、孫文博士の三民主義と五権憲法に基づき創建された立憲民主主義国家である。

中央政府は行政院、立法院、司法院、考試院及び監査院の5大部門からなっており、行政院、立法院及び司法院はほかの国の行政、立法、司法などの機関とほぼ同様の機能を有している。政府官僚の規律及び専門職の試験及び行政官僚に対する弾劾、引責及び行政機関に対する矯正案の提出は考試院と監査院のつとめである。総統の任期は4年であり、国民の直接選挙により選出される。総統は立法院の承認を得て、日本の内閣総理大臣に相当する行政院院長及び主な文官、軍人などを任命する。立法院のメンバーである立法委員は国民による総選挙によって選出される。

1990年代以降、台湾の政治情勢には大きな変化があり、1991年12月には約40年ぶりの国民大会代議員選挙の実施に続き、各行政首長の直接選挙が実施された（その後、国民大会は、2005年6月10日付憲法追加条文の改正により廃止された）。さらに、民主化の総仕上げとして1996年3月23日、台湾初の直接選挙による総統選挙が行われ、その結果、李登輝氏が第9代総統に就任した。2000年5月20日には民主進歩党陳水扁氏が第10代総統になり、戦後の55年間で、初めて国民党一党支配を脱した新政権が生まれた。陳総統は2004年3月の総統選挙で国民党の連戦氏に勝利し、2期（通算8年）を勤めた。2008年3月22日には、第4回の総統選挙が行われ、国民党の馬英九氏が第12代総統選挙で当選した。馬氏は2012年1月14日の第5回の総統選挙で再選され、同年5月20日に第13代総統に就任している。2016年1月16日に第6回の総統選挙が行われる。

地方行政に関しては、2010年末に台北県が中央政府直轄の特別市へ昇格され新北市となったほか、台中県と台中市、台南県と台南市、高雄県と高雄市の合併が行われた。また2014年12月25日に桃園県も特別市へ昇格し、中央直轄の特別市は6つとなった。

3. 外国人投資条例

外国企業の台湾への投資に関して直接的な影響のある主な規定として外国人投資条例を挙げることができる。

外国人投資条例は1954年7月に外国人（自然人及び法人を含む）の台湾における投資を保障することを主な目的として制定公布されたものであるが、主な内容は次の通りである。

- 投資元本およびその成果である利益を本国へ送金できること。
- 外国人の出資比率に関する制限の不適用（投資ネガティブ・リストの業種以外）
- 法人の役員に対する国籍および居住性に関する制限の不適用
- 外国人持分が3分の1を超える会社が台湾国内において再投資をする場合には、經濟部投資審議委員会の許可を要すること。
- 外国人が新台幣元を直接出資に充てることを開放している。これにより、例えば台湾における支店の有する剰余金（新台幣元）をもって本社の台湾への投資に充てるということが可能となっている。
- 知的財産権をもって出資することができる。知的財産権として、パテント（特許権等）、商標権、著作権、専門技術、その他が列挙されている。

4. 工業区

項目	区分	輸出加工区	科学工業園区 (サイエンスパーク)	農業科技園区 (農業テクノロジーパーク)	一般工業区	自由貿易港区
場所		台中園区、中港園区、楠梓及び第二園区、高雄園区、臨廣園区、屏東園区、高雄ソフトウェアハイテクパーク、台中ソフトウェアハイテクパーク、成功園区	新竹科学工業園区（新竹、竹南、銅鑼、龍潭、新竹生醫及び宜蘭） 中部科学工業園区（台中、后里、虎尾、二林及び南投高等研究園区） 南部科学工業園区（台南及び高雄）	屏東農業ハイテクテクノロジーパーク	2015年8月現在、工業局の主導で開発された工業区は合計181ヶ所。また、民間投資で開発された工業区は数ヶ所。	桃園航空自由貿易港区 基隆港自由貿易港区 台北港自由貿易港区 台中港自由貿易港区 高雄港自由貿易港区 蘇澳港自由貿易港区 安平港自由貿易港区
目的		投資及び国際貿易の促進	高度先進技術・工業技術研究開発促進。	農業に関する科学技術の開発、農業人材の誘致、農業産業転換の促進	各工業区ごとに異なる。	貿易の自由化及び国際化を積極的に推進すること。
進出条件		絶対的条件ではないが、外国人投資条例（FIA）に基づく現地法人であることが望ましい。				経営計画書、貨物コントロール管理、貨物通関、帳簿処理作業説明書及び関連書類を備えて、自由港区の管理機関に提出し、経営許可を求める。
		<ul style="list-style-type: none"> 土地、水、電力を経済的に利用できるもの。 公共安全衛生及び環境保護に危害を及ぼさないこと。 最低資本金は下記の通りである。 製造業： ・工場の賃借または購入する場合：NTD1,000万 ・工場を自社で建設する場合：NTD2,000万 倉庫業：NTD8,000万 運輸業：NTD5,000万 区内事業者が導入する関連事業およびその他の事業：NTD100万 	高度技術工業製品の製造及び研究開発に従事し、台湾の技術者を多数雇用、育成すること。	<p>パークへの入園する株式会社は下記のいずれかの要件を満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業科学技術の研究開発能力及び開発計画を有すること。 研究開発や生産過程において台湾国籍の人員を養成・雇用すること。 研究開発部門を有し、農業に関する研究開発を行うこと。また研究開発投資額が営業収益の一定比率を満たし、一定レベルの試験機器設備を有すること。 研究開発対象農産物が革新的であること。 研究開発した農業技術によって国内外の特許を取得できること。 運営計画が台湾の農業政策及び発展計画に適合し、台湾の農業、経済の発展に寄与すること。 	場所によって汚染規制がある。	業務種類ごとに異なる。

区分 項目	輸出加工区	科学工業園区 (サイエンスパーク)	農業科技園区 (農業テクノロジーパーク)	一般工業区	自由貿易港区
設立許可業種	(1) コンピューター・電子製品・光学製品製造業 (2) 電力設備製造業 (3) 電子部品製造業 (4) 金属製品類製造業 (5) 機械設備製造業 (6) 化学原材料・製品製造業 (7) 繊維・アパレル・アクセサリー製造業 (8) 食品・飲料製造業 (9) 自動車及び関連部品製造業 (10) その他運搬具製造業 (11) その他製造業 (12) 産業用機械設備修理・据付業 (13) 電力・天然ガス供給業 (14) 運輸及び倉庫業 (15) 情報・通信メディア業 (16) 金融及び保険業 (17) 国際貿易業 (18) 企業本部及び管理顧問業 (19) 上記産業の関連サービス業 (20) その他ハイテク、資本集約・高品質・高付加価値の条件のいずれか一つを満たす、または、加工区設置主旨に適合したもの	(1) 集積回路産業 (2) コンピューター周辺設備 (3) 通信産業 (4) 光電産業 (5) 精密機械産業 (6) ハイテクノロジー産業 (7) その他科学工業の生産販売促進関連事業	ハイテクノロジーに関連する以下の産業 (1) 植物の種苗及びそれに関する製品 (2) (特定病原体を持たない) 家畜・家禽等の飼育及びそれらに由来するもの (3) 観賞魚、水産種苗及び養殖産品 (4) 機能的食品、漢方薬及び薬用化粧品 (5) 生物農薬 (6) 生物肥料 (7) 動物用ワクチン (8) 動植物病害虫検査試薬 (9) 動植物分子研究農場 (10) ハイテクノロジーサービス業 パーク内での革新育成センター及び研究機構の設立には申請が必要である。	各工業区によって異なり、ハイテク企業を対象としているところもある。	貿易、倉庫、物流、コンテナ(貨物)の集散、輸出、運送、運送請負、通関、組立、包装、修理組立、加工、製造、検査、テスト、展覧または技術サービスに従事している営利事業者。
土地賃借期間	20年(満了後継続可)	20年(満了後継続可)	20年(満了後継続可)	各工業区の規定により異なる。	制限なし
税制	<ul style="list-style-type: none"> 輸出品に対する営業税の税率はゼロとされる。 輸出加工区内において運送業を行っている業者は、その運送業務収益の10%を営利事業所得額とし、営利事業所得税が課される。 生産に必要な輸入機械設備、原材料、部品、燃料等に対する関税、貨物税及び営業税が免除される。 家屋税：輸出加工区内の事業が使用している工場は、営業用家屋税の3%が軽減され、税率は1.5%になっている。 農業科技園区(農業テクノロジーパーク)： <ul style="list-style-type: none"> ① ハイテクノロジー新薬会社に3年以上投資している営利事業株主は5年以内で取得した持分の20%を納付すべき営利事業所得税から控除することが出来る。 ② 農業用に直接供給する電源、並びに非加工・製造用電力について、農業用電力の申請により電気基本料が免除される。また電気代に対する営業税の免除優遇を享有する。 			税関の許可を受けるとにより税関管理保税工場として登録することができる。原材料を輸入し、保税工場にて保管する、または輸出用製品の加工に投下した場合、当該原材料について関税が免除される。	区内での営業活動の為に輸入した物品、及び区内で自社生産する為に輸入した機械設備に対する関税、営業税、貨物税、タバコ酒類及び健康福利税、貿易推進サービス費、商港サービス費が免除される。国内からの仕入に対する営業税の税率はゼロとされる。外国営利事業者は自由港区内で貨物貯蔵及び簡易加工に従事し、加工後の貨物を外国顧客へ販売した場合、営利事業所得税が免除

区分 項目	輸出加工区	科学工業園区 (サイエンスパーク)	農業科技園区 (農業テクノロジーパーク)	一般工業区	自由貿易港区
					される。外国営利事業者が当該貨物を国内業者へ販売した場合、営利事業所得税の課税所得の計算に際しては、国内外の業者への販売額合計の10%は免税額として国内の販売額から控除することができる。
その他のインセンティブ	<ul style="list-style-type: none"> 区域内は道路、水、排水設備、電力、通信設備等のインフラが完備されており、また、必要に応じて低利融資や長期の分譲貸付を受けることができる場合がある。 輸出加工区、科学工業園区及び農業科技園区（農業テクノロジーパーク）においては、各種の行政機関が整っており、行政事務が一括処理されるため、各種申請書類等の許認可に要する時間が短縮できる。 人材確保が比較的容易である。 大学および研究施設に近く、知識を十分に活用することができる。 				港区内に税関がなく、行政上の管理も少ないため、メーカーの自主管理可能性が高い。貨物は審査、検査及び運送の立会が免除される。非所属税関で通関することが可能である。貨物の輸入は月ベースで申告することができる。
その他	土地は賃貸で建物は標準工場を購入するか、独自の建物を建築することができる。			土地を購入して建物を建築する。	
主な問合せ先	各輸出加工区管理処 高雄分処 高雄市前鎮区中一路2号 電話:07-821-7141 台中分処 台中市潭子区建國路1号 電話:04-2532-2113 中港分処 台中市梧棲区草湍里大觀路6号 電話:04-2658-1215 屏東分処 屏東市前進里屏加路1号 電話:08-751-8212 楠梓及び第二園区処 高雄市楠梓区加昌路600号 電話:07-3611212 臨廣園区事務室 高雄市前鎮区新生路248-34号 電話:07-3611212 高雄ソフトウェアハイテクパーク園区サービスセンター 高雄市前鎮区復興四路10号3楼の3 電話:07-3309195 内線11 台中ソフトウェアハイテクパーク園区サービスセンター 台中市梧棲区草湍里大觀路6号 電話:04-25322131 内線101~103	新竹科学工業園区管理局 新竹市新安路2号 電話:03-577-3311 南部科学工業園区管理局 台南市新市区南科三路22号 電話:06-505-1001 中部科学工業園区管理局 台中市西屯区中科路2号 電話:04-2565-8588	屏東農業ハイテクテクノロジーパーク 屏東県長治郷徳和村神農路1号 電話:08-762-3205	經濟部工業局工業区組 台北市信義路3段41-3号 電話:02-2754-1255	桃園自由貿易港区 桃園県大園郷航翔路1号 電話:03-383-3456 基隆港自由貿易港区 基隆市中正区中正路1号 電話:02-2420-6100 台北港自由貿易港区 新北市八里区商港路123号 電話:02-2619-6025 台中港自由貿易港区 台中市梧棲区台湾大道10段2号 電話:04-2656-2611 高雄港自由貿易港区 高雄市鼓山区蓬萊路10号 電話:07-562-2207 蘇澳港自由貿易港区 宜蘭県蘇澳鎮港区1号 電話:03-997-2011 安平港自由貿易港区 台南市南区新港路25号 電話:06-261-4404

5. 台湾の労働環境

(1) 労働関係法規

台湾では、労働関係の基本法規として労働基準法、労働基準法施行細則、労働者休暇規則、労資会議実施弁法、労働者退職準備金の拠出及び管理弁法、労働者退職金条例、台湾省工場従業員退職弁法、労働組合法、従業員福利金条例、労働保健条例及び労働安全衛生法等がある。うち主要な法令は労働基準法、同施行細則である。また、退職金に関する主な法規は労働者退職金条例である。上記法令のうち重要な規定は次の通りである。

① 適用業種（労働基準法第3条）

労働基準法及びその関連法規は、一切の労使関係に適用される。

② 就業年齢（第45条）

15歳未満の児童雇用不可。

③ 正常労働時間（第30条）

1日の正常労働時間は8時間であり、1週間の労働総時間は40時間を超えてはならない。正常労働時間については、雇用者は組合または労使会議の同意により、2週間内の特定の2日の通常労働時間数を他の労働日に1日2時間まで配分することができる。但し、1週間の労働総時間は48時間を上限とされる。（2015年6月3日改正。2016年1月1日より施行予定。）

④ 残業時間（第32条）

通常の労働時間以外に労働の必要があるとき、雇用主は労働組合または労使会議の同意を得た場合においては、労働時間を延長することができる。

超過勤務する場合の労働時間は、正常労働時間数と合わせて、1日当たり12時間を超えてはならない。超過労働総時間数は、1ヶ月あたり46時間を超えてはならない。

天災または突発事象によって、通常の労働時間のほかに労働の必要がある場合、使用者は労働時間を延長することができる。但し、延長を開始した後24時間以内に、労働組合に通知しなければならない。労働組合組織のない場合は、所轄の主務機関に届け出なければならない。雇用主は延長した労働時間について、事後に労働者に適切な休息を与えなければならない。

⑤ 残業手当（第24条）

i. 時間外労働時間が2時間を超えないものについては、通常の労働時間の賃金の3分の1を加算支給すること。

ii. 時間外労働時間が2時間を超え4時間を超えないものについては、通常の労働時間の賃金の3分の2を加算支給すること。

⑥ 休日出勤（第39、40条）

休日出勤の場合は通常賃金の倍額を支払わなければならない。

⑦ 休日（第36、37条）

少なくとも1週間当たり1日の休日を与えること。記念日、労働節、その他政府機関が定めた日は、すべて休日とする。

⑧ 有給休暇（第38条）

年間の有給休暇付与日数は勤続勤務年数によって下記の通りとされる。

	勤続年数	有給休暇日数
i	1年以上3年未満	7日
ii	3年以上5年未満	10日
iii	5年以上10年未満	14日
iv	10年以上	1年ごとに1日追加、最大30日まで

⑨ 産前産後及び流産の休暇（第50条）

	対象者	産休期間	保障される給与額
i	産前産後の女子	8週間	入社6ヶ月以上の場合には給与全額
ii	妊娠3ヶ月以上で流産した女子	4週間	入社6ヶ月未満の場合には給与半額

⑩ 休暇（労働基準法第 43 条及び労働者休暇規則）

	休暇理由	休暇日数	給与支給の有無
冠婚葬祭	本人の結婚	8 日	有給
	父母（養・継父母を含む）、配偶者の死亡	8 日	有給
	祖父母・外祖父母・子・配偶者の父母（養・継父母を含む）	6 日	有給
	兄弟姉妹の死亡または配偶者の祖父母の死亡	3 日	有給
傷病休暇	入院しない場合	年間 30 日以内	30 日以内半額支給
	入院する場合	2 年間で 通算 1 年以内	30 日以内半額支給。その後は労働保険局の疾傷病給付を申請する。
職業災害	職業災害による治療休暇	治療に必要な期間。但し、最長 2 年まで。2 年以上を経ても復職できない場合は労働基準法に基づいて処理する。	労工保険局並びにその他の保険機関等から給付される分に会社が付保する保険で補填する。
私的休暇	私的都合による無給休暇	14 日以内	無給
公的休暇	投票・短期間の軍事訓練等 公的行事・公的義務のための 休暇	必要時間数もしくは 日数	有給

⑪ 解雇（労働基準法第 11 条、第 12 条）

企業が従業員を解雇する場合について、労働基準法では予告の有無によって 2 つの規定を置かれている。

➤ 予告による解雇

予告をすることによって解雇が認められる場合は以下のとおりである。

- 事業停止または事業を譲渡した場合
- 欠損または業務を縮小する場合
- 不可抗力によって 1 カ月以上業務停止が継続する場合
- 事業のリストラクチャリングにより労働者を減少する必要が生じ、かつ労働者の配置転換の適当な職場がない場合
- 労働者がその職務に関して任に堪えないことが明らかな場合

予告による解雇の場合には解雇手当を支給しなければならない。具体的には入社満 1 年毎に 1 ヶ月分の平均賃金を支給し、入社 1 年未満の者には勤務月数に応じて算出した額を支給する。

また、予告による解雇の場合の予告期間は、解雇対象の従業員の勤続期間に応じて次の通りとされる（労働基準法第 16 条）。

- 勤続 3 ヶ月以上 1 年未満 10 日前
- 勤続 1 年以上 3 年未満 20 日前
- 勤続 3 年以上 30 日前

なお、予告期間中は要求があれば週 2 日以内の有給休暇を与える必要がある。

➤ 予告のない解雇

予告なく解雇することが認められるのは以下の場合である。

- 正当な理由なく無断欠勤が 3 日連続すること、または 1 カ月間の欠勤が 6 日に達した場合
- 雇用契約において労働者が虚偽の説明を行ったことにより、使用者が損害を受ける恐れがある場合
- 労働者がその他の労働者や雇用者等に対して暴行または重大な侮辱行為を行った

場合

- 有期刑以上の実刑の宣告を受けた場合
- 労働者に雇用契約または就業規則に違反する重大な事実がある場合
- 労働者が故意に雇用者の資産を毀損させ、または雇用者の情報を漏えいさせ、雇用者に損害を与えた場合

⑫ 定年退職（第 53 条、第 54 条）

自己定年退職（退職金に係る旧制度の受給資格）

- 勤続 15 年以上で年齢満 55 才に達した者。
- 勤続 25 年以上の者。
- 勤続 10 年以上で年齢満 60 才に達した者

強制定年退職

- 年齢満 65 才の者。
- 精神喪失または身体障害のために労働に不適格な者

⑬ 退職金（第 55 条）（(3)「併存する退職金制度」を参照）

労働基準法に基づく退職金は、退職時の平均月額賃金を 1 単位とし、勤務年数に応じた単位数を乗じて算定される。単位の認定は下記のとおりである。

なお、ここでいう平均月額賃金とは、従業員の退職前の 6 カ月間に支給された賃金総額をその期間の日数で除した金額をである（第 2 条 4）。

- 勤続年数満 1 年毎に 2 単位。
- 勤続年数 15 年を超過部分については満 1 年毎に 1 単位。
- 最高 45 単位とする。半年未満の場合は半年とし、半年以上の場合は 1 年とする。

⑭ 退職金の拠出（第 56 条）

雇用主は労働者の毎月給与総額の 2%から 15%の範囲内において、労働者退職基金を専用口座に毎月拠出しなければならない。労働者退職基金は、譲渡、差押、相殺、又は担保に差し入れることができない。その拠出の比率、手順及び管理等の事項の細則は中央主務機関が策定し、行政院が審査する。

雇用主は毎年の年度(12 月末)終了前に前項の労働者退職基金専用口座の残額が次年度に第 53 条或は第 54 条第 1 項第 1 号の退職条件を満たすと見込まれる労働者の前条に基づき計算した退職金総額に達しているか否かを評価する。不足の場合、雇用主は翌年 3 月末までに一括でその差額を拠出し、事業単位の労働者退職基金監督委員会の審議を受ける。

⑮ 勤続年数（第 84 条の 2）

労働者の勤続年数は雇用された日から計算する。本法適用前の勤続年数の解雇手当および退休金給付基準は当時の適用すべき法令規定に従って計算する。当時適用できる法令規定がないものは、各当該雇用者が自ら定めた規定あるいは労使双方の協議に基づいて計算する。本法適用後の勤続年数の解雇手当及び退職金給付基準は、第 17 条及び第 55 条に従って計算する。

⑯ 試用期間

以前は労働基準法施行細則により労働者の試用期間は 40 日を超えてはならないとされていたが、現在は労使双方の合意による合理的期間であればよいとされている。

⑰ 管理監督者（第 84 条の 1）

中央主務機関が認可して公告した次の労働者は、労使双方より労働時間、定休日、休暇、女性夜間作業等につき別の約定を行い、当地の主務機関に報告して認可を受けることにより、第 30 条、第 32 条、第 36 条、第 37 条、第 49 条の規定の制限を受けない。

- 監督、管理者あるいは責任制の専業者。
- 監視的あるいは断続的な仕事。
- その他特殊性質の仕事。

上記の約定は書面にて行わなければならない。また、本法所定の基準を参考とし、労働者の健康及び福祉を損なってはいけない。

(2) 労働者退職金条例による退職年金制度

労働基準法における退職金規定に代わり、2005 年 7 月 1 日より「労働者退職金条例」が施行された。これは従前の労働基準法における退職金の受給資格条件が厳しく、実際に受給者

が少なかったため、労働者保護の観点から新たに設けられた制度である。新制度では、いわゆる「確定拠出型方式」の退職金制度が定められている。雇用者は自己の負担で月額給与の6%以上を企業外部の個人別退職金口座へ掛金を拠出する。この制度により、労働者は転職しても退職金口座に継続して退職金を積み立てることができることとなった。受給開始年齢は満60歳となり、退職金口座から退職一時金または年金の形で給付を受けることとなる。

(3) 併存する退職金制度（労働基準法と労働者退職金条例）

「労働者退職金条例」の施行により、台湾の退職金制度には「労働基準法」と「労働者退職金条例」の2つの制度が併存している。

但し、「労働者退職金条例」の施行日以降に雇用が開始された労働者には「労働者退職金条例」が適用される。同施行日前から継続して同一の会社に勤務する労働者は「労働基準法」に基づく退職金制度と「労働者退職金条例」に基づく退職金制度のいずれかを選択できることとされた。

このようなことから、2005年7月以前から存続する企業では両制度が併存している場合がある。なお、両制度を比較すると次のとおりである。

	労働基準法	労働者退職金条例
対象	2005年6月30日以前の労働及び、同年1月1日以降の選択適用者。	2005年7月1日以降の労働。
型式	確定給付型	確定拠出型
受給方式	退職一時金	退職一時金。ただし勤続15年以上の者は退職年金の選択も可。
受給資格	<ul style="list-style-type: none"> 同一企業での勤続勤務年数15年以上かつ55歳以上での退職。 同一企業での勤続勤務年数25年以上での退職。 同一企業での勤続勤務年数10年以上かつ60才以上での退職。 	<ul style="list-style-type: none"> 勤務年数15年以上で60歳以上での退職。 身体障害を有することになり労働に不適合となった場合。 死亡した場合。
勤務年数の考え方	同一勤務先のみ。	異なる勤務先での勤務年数も通算。
拠出率	労働者の月給2%から15%の間で任意に決定。	最低月給の6%。(第14条)
拠出口座	台湾銀行の企業別労働者退職金口座	勞工保険局の労働者個人別退職金口座
退職金の受給額	勤務年数15年までは満1年につき月給の2ヶ月分、15年超について1年につき1ヶ月分。最高45ヶ月分。(第55条)	個人別退職金口座への拠出累計額の元利合計。
解雇手当	勤務年数満1年につき1ヶ月の平均賃金。(第17条)	勤務年数満1年につき0.5ヶ月の平均賃金、最高6ヶ月分。(第12条)

(4) 雇用環境

①労働基準法、施行規則の適用について

一切の労使関係に適用される。

②採用の形式

台湾では従業員雇用の形式は自由であるが、雇用契約書、就業規則等は用意した方が望ましい。契約は定期契約と不定期契約とに分かれ、臨時性、短期性、季節性、特定性の仕事は定期契約、継続性の仕事は不定期契約とされる。通常は不定期契約が交わされることとなる。採用に際しては一般に学歴証明、経歴証明、国民身分証明、健康診断書を提出させる。

③就業時間

通常勤務時間は週38～43時間くらいが一般的であるが、工場では多くなる傾向がある。但し、2001年度より公務員等について週休2日制となった。

残業時間については前述の労働基準法の規定を遵守する必要がある。

④給与、賞与

毎月の給与は当月 25 日払いあるいは翌月 5 日払いが一般的である。昇給は年 1 回が多いが、年 2 回（旧正月後と 7 月の新入社員入社時期）に分ける会社も見られる。

賞与は日系企業においては 12 月末前に 1 回、あるいは 12 月末前と 6 月末前との 2 回に分けて支払うケースが多い。その他端午節や中秋節には特別祝金を支給するケースもある。

(5) 従業員福利委員会

職工福利金条例に基づき、従業員数が 50 人以上となる企業は、従業員福利委員会を設置するとともに、当該委員会において従業員福利金を積み立て、委員会を維持運営する必要がある。これまで必ずしも当該規定が徹底されていたとは言えない状況ではあったが、近年、行政監督当局は当該規定の順守を重視し始めている。同条例の主な内容は次の通りである。

①福利金の積立（同条例第 2 条）

福利金の積立については下記の通り規定される。なお、福利厚生費の税務上の取扱いについては、第 5 章（15）福利厚生費を参照。

i. 福利委員会設立時

福利委員会設立時において当該会社設立時の当初資本額の 1%から 5%を積立てる。

ii. 定期積立

- 営業収益額の定期的に 0.05%から 0.15%を積立てる。
- 月次従業員給与から 0.5%を源泉徴収し、積立てる。

iii. 非定期積立

スクラップ売却時にその 20%から 40%を積立てる。

②福利金の分配（同条例第 9 - 1 条）

- i. 企業が事業を停止する場合には、積立てられた従業員福利金は、主務機関に届出を行った上で福利委員会の協議により従業員に分配することができる。
- ii. 企業の事業譲渡等により事業が分離される場合は、従業員福利積立金についても従業員の比率等によって継続事業と分割事業の積立金に分けるとともに、離職する従業員に対しては分配する。

③福利積立金は従業員福利委員会により管理される。従業員福利委員会委員の構成は、3分の2を従業員代表者から選出することとされる（同条例第 5 条）。

④従業員福利委員会は毎年年末に従業員福利金収支リストを作成して従業員へ通知し、行政監督当局に届出の必要がある。行政監督当局は必要に応じてその帳簿を調査することができる（同条例第 6 条）。

(6) 労働組合

同一工場内において満 20 才以上の同一産業工員が 30 人以上いる場合は産業別組合を組織できる。同一産業の工員は管理職及び人事担当者を除き、16 才以上であれば、組合加入資格がある（労働組合法）。

（参考）各業種の従業員の月平均賃金（2015 年 6 月現在）

業種	2014 年	2013 年	2012 年
	平均賃金 (単位：NTD)	平均賃金 (単位：NTD)	平均賃金 (単位：NTD)
総平均	44,581	45,664	45,589
工業部門	42,543	44,076	44,011
鉱業及び土石採取業	47,188	54,871	52,751
製造業	42,468	43,829	43,689
電力・ガス供給業	75,401	88,873	92,869
用水供給及び汚染処理業	37,633	44,118	43,680
営造業	47,133	42,540	42,683
サービス業部門	46,179	46,921	46,850
卸売及び小売業	41,528	42,274	41,822

業種	2014年	2013年	2012年
	平均賃金 (単位：NTD)	平均賃金 (単位：NTD)	平均賃金 (単位：NTD)
運輸倉庫業	45,329	49,808	50,196
ホテル業及び飲食業	30,228	30,504	30,107
通信・情報伝達業	59,861	65,545	67,008
保険業及び金融業	77,795	77,871	77,989
不動産業	41,962	40,298	39,588
医療保健業	61,149	59,910	60,263
レジャー産業	34,244	36,072	35,458

資料：行政院主計処ホームページ <http://www.dgbas.gov.tw/mp.asp?mp=1>

(7) 労工保険及び全民健康保険制度

① 労工保険

i. 労工保険

項目	備考
加入窓口	労働部労工保険局 02-2396-1266、2351-8020 台北市羅斯福路1段4号 http://www.bli.gov.tw/
保険加入者	従業員数が5人以上の事業者の当該従業員のうち満15才以上65才以下の従業員は強制加入。 従業員数が5人未満の事業者の当該従業員は任意加入。 但し、労工保険のうち就業保険については従業員の人数によらず、強制加入となる。
給付項目	出産、医療、失業、障害、死亡、老齢（一時金）、葬祭等への現金給付。
保険料等	労工保険加入等級表が公表されており、加入者の月収に応じて等級ごとの保険料等が決まる。

保険項目	料率等
普通事故保険費（2014年1月1日から）（注）	
会社負担	基準額×保険料率（9%）×負担率（70%）
従業員負担	基準額×保険料率（9%）×負担率（20%）
就業保険費（注）	
会社負担	基準額×保険料率（1%）×負担率（70%）
従業員負担	基準額×保険料率（1%）×負担率（20%）
職業災害保険費	
会社負担のみ	業種別の保険料率（0.07%から2.99%）を基準額に乗じる。 （全額会社負担）
工資引当基金（労働基準法第28条）	
会社負担のみ	会社の労働債務に係る基金。 保険費率（0.025%）を基準額に乗じる。（全額会社負担）

（注）保険料のうち10%は政府が負担する。

ii. 就業保険

職員の労工保険の加入が強制されている会社以外について、労工保険に任意で加入することができるが、労工保険の有無を問わず、職員の就業保険への加入が必要とされている。

・ 給付項目

1. 失業給付
2. 早期就業奨励手当

3. 職業訓練生活手当
4. 失業の被保険者及び被保険者に付随して加入した家族の全民健康保険保険料の補助金
5. 育児休職手当

②全民健康保険

i. 全民健康保険

項目	備考
加入窓口	中央健康保険局 02-2706-5866 0800-030598 台北市大安区信義路三段 140 号 http://www.nhi.gov.tw/
保険加入者	原則全従業員が加入。 台湾の居留証を有し、以下の資格を有する者は、全民健康保険に加入する必要がある。 a. 台湾に居住して満 6 か月の者 b. 一定雇用主を有する被雇用者
給付項目	傷害、出産、予防等の医療給付。
保険料等	会社負担 基準額×保険料率 (4.91%) ×負担割合 (60%) ×1.62 (1+0.62 (注1)) 従業員負担 基準額×保険料率 (4.91%) ×負担割合 (30%) × (1+実際の扶養家族数) (注2) (注3) (注4)

(注)

1. 「0.62」は平均の扶養家族数を指し、毎年見直される。
2. 保険料のうち 10%は政府が負担する。
3. (1+実際の扶養家族数) が 3 を超える時は 3 人とみなされる。
4. 基準額とは被保険者の保険加入月額給与である。基準額、自行負担額及び会社負担額のリストを参考資料 9 を参照。

ii. 第二代全民健康保険

・概要

2011 年 1 月 26 日、全民健康保険法改正案 (以下、「第二代健康保険」) が公布され、2013 年 1 月 1 日より施行された。第二代健康保険の改正要点は、従来の一般保険料のほかに、補充保険料が別途徴収されるという点にある。

・被保険者の種類

全民健康保険法第 10 条により、被保険者は以下の六種類に分けられる。

➤ 第一類

- a. 政府機関、公私立学校の専任有給人員または公務員
- b. 公営・民営事業、機構の被雇用者
- c. 前 2 項の被保険者以外で一定雇用主を有する被雇用者
- d. 雇用主または自営業主

➤ 第二類

- a. 一定雇用主を有しない、または自営により職業組合に加入する者
- b. 会員として海員組合または船長協会に加入する外国船会社に雇用された船員

➤ 第三類

- a. 農業組合及び水利組合の会員または満 15 歳以上で実際に農業の仕事に従事する者
- b. 一定雇用主を有しない、または自営により漁業組合に加入し甲類会員である者、もしくは満 15 歳以上で実際に漁業の仕事に従事する者

➤ 第四類

- a. 兵役に服すべき期間及び召集される期間が2か月超で、軍隊に入り兵役義務を遂行している者、国軍軍隊学校の学生、軍人の遺族で国防部の認定を受け扶養を受けることができない者、軍人の遺族で補償給付を受けている者
- b. 代替兵役に服している者
- c. 矯正施設で措置を受けているまたは保護観察処分を受けている者。但し、措置を受ける期間が2か月以下または補導を受けている者は、この限りでない。
- ▶ 第五類：社会救助法の規定に該当する低所得世帯の者
- ▶ 第六類
 - a. 退職後の軍人、その遺族世帯の代表者
 - b. 第1号から第5号と本号の①の被保険者及びその家族以外の世帯主または代表者。

・補充保険料の徴収方法

a. 会社負担分（健康保険法第34条）

上述の「被保険者の種類」、「第一類」の「i」から「iii」に所定の被保険者の保険加入事業主は、毎月の給与支払総額が当月の保険加入金額を超えた場合、その差額について2%の補充保険料の源泉徴収義務を負う。

会社負担分の補充保険料の計算式は以下の通りである。

$$(\text{会社の毎月給与支払総額} - \text{被雇用者の保険加入総額}) \times \text{補充保険料率 (2\%)}$$

会社の毎月給与支払総額は、「給与所得」という種類に属するもの（源泉徴収票に「給与所得 50」のコードで記入すべきもの）の合計で計算する必要がある。「給与所得」に該当するか否かは、次の表によって判断する。なお、「その他所得 92」に該当する所得は第二代健康保険の対象外である。

項目	50	92	免税
基本給与、賃金	○	—	—
一定の期間により定額で支給される手当、交通費	○	—	—
課税すべき残業手当、従業員への寸志	○	—	—
免税残業手当、食事手当	—	—	○
補助金性質に属する健康診断費用	○	—	—
外国籍人員租税優遇に該当しない補助金	○	—	—
職級により給付される旅行補助金	○	—	—
従業員全体を対象とする旅行補助金	—	—	○
従業員特別配当（現金配当及び株式配当を含む）	○	—	—
ストックオプション	—	○	—
専門家への講演報酬	○	—	—
役員賞与・役員交通費	○	—	—
兼職者への賃金	○	—	—
福利委員会にて支払われる福利金	—	○	—
忘年会でのくじ引き—自動車を賞品とする場合	—	○	—
忘年会でのくじ引き—現金を賞品とする場合	—	○	—

b. 個人負担分（健康保険法第31条）

第一類から第四類及び第六類所定の被保険者に以下の所得がある場合、徴収義務者が支払時に2%の補充保険料を源泉徴収し、翌月末までに納めなければならない。一回の給付額が1,000万元を超えた場合の超過部分または5,000元未満の場合には徴収が免除される。また、兼職所得について、2014年9月1日以降、一回の給付額が基本給与（2014年度現在NTD19,273）を超えない場合は、個人負担分である2%の補充保険料の徴収が免除される。

- ア. 年間賞与累計額が保険加入額の4倍を超えた場合の超過部分
- イ. 兼職所得（保険加入事業主以外から支払われた給与）
- ウ. 業務執行収入
- エ. 配当所得
- オ. 受取利息
- カ. 賃貸収入

個人負担分の補充保険料の計算式は以下の通りである。

補充保険料の徴収対象金額（各種類別の所得によって補充保険料が計算される）×
補充保険料料率（2%）

申告時点：年度申告または月次申告のいずれを選択する。

年度申告：徴収義務者は毎年1月31日までに、前年度において被保険者（個人）から徴収した補充保険料について、徴収明細表を作成し保険者（健康保険局）へ一括申告する。毎年1月に3日以上の子休がある場合、徴収明細の一括申告期限は2月5日までに延長する。

月次申告：補充保険料を納める際に徴収明細を作成し、電子メディア方式により保険者（健康保険局）へ送付する場合、毎年1月31日までにを行う保険者（健康保険局）への一括申告は不要となる。

③加入申請

加入申請は会社設立登記後に各加入窓口で行う。

6. 台湾の金融監督行政

(1) 行政院金融監督管理委員会（日本の金融庁に相当）

行政院金融監督管理委員会は、銀行法により銀行行政指導及び金融政策制定について広範な権限を持っている。その主要な業務は、銀行、保険、証券及び財務会計処理に関する管理監督である。

(2) 中央銀行

中華民国中央銀行設立条例によると、中央銀行は財政銀行であるとともに、行政院に所属する機関でもある。法律における特別規定以外に中央銀行は政府機関、銀行及び金融機関並びに外国金融機関と取引する権利を有している。その主な業務は通貨及び信用の規制、外国為替の管理、通貨の発行、中華民国政府の国庫代理人、あらゆる銀行及び金融機関の業務検査及び経済調査を行うことである。

(3) 為替規制の概要

台湾の為替管理の概要は次の通りである。

・外国為替の制限

① 居住者/登録された企業及び団体

	輸出入代金及び無形貿易	貿易外
仕向送金	制限なし	年間累積額 USD 5,000 万 (個人は USD 500 万)
被仕向送金	制限なし	年間累積額 USD 5,000 万 (個人は USD 500 万)

なお、一回当たり NTD50 万以上の送金についてのみ所定の「外為収支・取引申告書」を外為銀行に提出する必要がある。会社は、USD 100 万以上を送金する場合、送金に関する証明書類を提出する必要がある。

② 經濟部等の許可や認可を受けた被投資会社からの配当等の送金については、上記①と別枠取扱いで送金が可能である。

以上①及び②ともに中央銀行への事前申請は不要である。送金が上記の限度額を超える場合、中央銀行宛に特別認可の事前申請が必要となる。

(4) 台湾の金融監督機関及びその組織

行政院金融監督管理委員會（金管會）	
銀行局	金融持株会社
	外国銀行組
	信託票券組
	信用共同組合組
	国内銀行組
	法規制度組
	証券先物局
証券先物局	先物管理組
	會計監査組
	投資信託顧問組
	証券取引組
	証券会社管理組
	証券発行組
保険局	
保険局	財務監理組
	生命保険監理組
	動産総合保険監理組
	総合監理組
検査局	
検査局	受託検査組
	保険外国銀行組
	証券票券組
	地方金融組
	国内銀行組
	金融持株会社組
	検査制度組
	中央存款保険株式会社（中央預金保険株式会社）

7. 兩岸経済協力枠組協議 (ECFA)

(1) 概要

台湾と中国大陸は、相互の貿易及び投資等を更に促進、発展させ、商製品やサービス貿易の自由化を進めることにより経済活動領域を拡大し、兩岸の協力体制を確立するため、2010年6月29日に中国重慶で「兩岸経済協力枠組協議」(Economic Cooperation Framework Agreement “ECFA”)に調印した。

ECFAとは、WTOの基本原則に基づき、双方の経済条件を考慮した上で、貿易や投資障壁を徐々に低減または解消することにより、兩岸双方の貿易・投資関係を強化し、経済的繁栄と発展に資する仕組みを確立する協定である。その具体的な内容としては、関税の順次引き下げ、サービス貿易市場の開放や枠組協議であり、兩岸経済合作委員会を設置することなどが予定されている。

現在調印されているECFAの内容はアウトラインのようなフレームワークのみに過ぎず、具体的な関税軽減対象項目、軽減幅、軽減時期などについては、今後の協議により逐次決定されることとなる。なお、ECFAの内容を示すと下記のとおりであり、5つの章及び5つの添付資料から構成されている。

第一章	総則
第二章	貿易と投資
第三章	経済提携
第四章	アーリーハーベスト
第五章	その他
添付一	物品貿易のアーリーハーベスト製品リスト及び減税計画
添付二	物品貿易のアーリーハーベスト製品に適用される臨時的原産地規定
添付三	物品貿易のアーリーハーベスト製品に適用される双方の防衛方針
添付四	サービス貿易のアーリーハーベスト部門及び開放措置
添付五	サービス貿易のアーリーハーベスト部門及び開放政策を適用可能なサービス提供者の定義

上記のうちアーリーハーベスト (Early Harvest) とは、文字通り早期収穫を意味し、先行的に自由化を進める措置である。ECFAにおけるアーリーハーベストは物品貿易とサービス貿易に分かれ、台湾及び中国はアーリーハーベスト対象品目リストに基づき、ECFA発効後6か月以内に物品貿易について関税の引き下げ、サービス貿易の開放を実施することとされている。

台湾でのECFA関連法案は、2010年8月18日に立法院を通過し、2011年1月1日より物品貿易に関するアーリーハーベストが施行されることとなった。

(2) アーリーハーベストラストの検索及び減税スケジュール

① 輸入または輸出物品がアーリーハーベストラストに含まれているか否かの確認方法

- 財政部関税本局のホームページ (<http://web.customs.gov.tw>) の「ECFA專區」
「関税減讓」(関税引下げ)の「貨品貿易早期收穫清單」(物品貿易アーリーハーベストラスト)及び「早收清單8位碼税則對照表」(アーリーハーベストラストの8桁関税番号對照表)(台湾側の中国向け資料)
- 經濟部のECFAウェブサイト (www.ecfa.org.tw)
「早收清單」(アーリーハーベストラスト)をクリックし輸入先の8桁関税番号を入力して検索することができる。

②台湾側と中国側のアーリーハーベストリストに含まれる製品の減税スケジュール

関税の引き下げはアーリーハーベストの実施後、2年間に亘り、段階的に行われる。台湾と中国はそれぞれ異なる関税等級を適用しているが、いずれもアーリーハーベストの実施後2年間にわたって3段階で関税をゼロにする予定とされている。

• 台湾側の関税早期引下げスケジュール

2009年 台湾における 輸入関税 (X%)		協議された税率		
		アーリーハーベスト 実施1年目	アーリーハーベスト 実施2年目	アーリーハーベスト 実施3年目
1	$0 < X \leq 2.5$	0		
2	$2.5 < X \leq 7.5$	2.5	0	
3	$X > 7.5$	5	2.5	0

• 中国側の関税早期引下げスケジュール

2009年 中国における輸入 関税 (X%)		協議された税率		
		アーリーハーベスト 実施1年目	アーリーハーベスト 実施2年目	アーリーハーベスト 実施3年目
1	$0 < X \leq 5$	0		
2	$5 < X \leq 15$	5	0	
3	$X > 15$	10	5	0

第2章 台湾への進出形態とその開設、設立及び解散並びに清算手続

1. 進出形態の概要

企業が台湾へ進出するに当たっては、まず台湾で何をするのか、すなわち台湾への進出目的によりその企業の進出形態を決めるべきである。

企業の台湾進出目的と進出形態及びその主な特徴を掲げるとおよそ次のようになる。尚、現地法人には、株式会社のほか、有限会社、合名会社及び合資会社があるが、以下、現地法人とは株式会社を指すものとする。

目的	進出形態	主な特徴	適用法令
現地企業との連絡や市場調査等の補助的業務	駐在員事務所の設立	<ul style="list-style-type: none"> 開設手続が簡単。 事務所としては法人格がなく、法人税（営利事業所得税）の課税対象とならない。営業税の申告義務がない。 営業活動ができない。 	会社法
台湾領内で在庫を保有する場合	営業代理人の登録	法人税、営業税は営業代理人が代行して申告する。	所得税法
工事請負	工事事務所の設立	<ul style="list-style-type: none"> 法人税、営業税は工事事務所として申告。 工事が終了したら清算する。 	所得税法 付加価値型及び非付加価値型営業税法
輸出入、商品の販売、保管、販売促進及びアフターサービス等の商業活動を行う場合	支店の設立	<ul style="list-style-type: none"> 台湾源泉所得に対して法人税が課される。 台湾支店の所得は本邦本社の所得と合算して本国でも課税される（外国税額控除は別途）。 営業税の申告、納付義務がある。 	所得税法 付加価値型及び非付加価値型営業税法 会社法
輸出入、サービス業務の他、台湾で販売、生産、製造を行う場合	現地法人の設立 ①株式会社（一般の株式会社及び閉鎖性株式会社がある。） ②有限会社 ※一般の株式会社と閉鎖性株式会社の相違点については、2. 一般の株式会社と閉鎖性株式会社の比較を参照。	<ul style="list-style-type: none"> a. 一般の株式会社の場合、1社（法人株主）または2名（個人株主）以上の発起人が必要。 b. 閉鎖性株式会社の場合、株主（法人株主可）の人数は50人を超過することが出来ない。 c. 有限会社の場合、1人（個人株主または法人株主）以上の社員から組織される。 a. 株式会社の場合、3名以上の取締役と1名以上の監査役が必要。株主総会の行為能力を有する者から選任する。 b. 有限会社の場合、1名以上3名以下の取締役が必要。取締役は社員（出資者）の同意により行為能力を有する社員から選任する。 現地法人から利益を配当するまでは基本的に本国での課税はない。 利益を配当する場合、配当金に対して所得税が源泉徴収される。 利益を配当しない場合にも留保金に対する課税（10%）が行われる。 原則として親会社と異なる名称、営業項目、事業年度等を採用できる。 	会社法

2. 一般の株式会社と閉鎖性株式会社の比較表

差異の比較	一般の株式会社	閉鎖性株式会社
株主数の制限	1社（法人株主）または2名（個人株主）以上の発起人が必要。（会社法第2条）	株主（法人株主可）の人数は50人を超過することができない。（会社法第365条の1）
出資方法	役務又は信用をもって出資することができない。（会社法第156条）	現金以外に、会社の事業に必要な財産、技術、役務又は信用をもって出資することができる。ただし役務又は信用により出資する場合、出資総額の一定比率を超過することはできない。（注1）。（会社法第365条の3）
株式譲渡制限	定款により株式の譲渡を制限することができない。（会社法第163条）	定款に譲渡制限の内容を明記する必要がある。（会社法第365条の5）
株式公開発行	可（会社法第156条）	不可（会社法第365条の1、4）
株式の発行	額面株式のみ（会社法第156条）	額面株式又は無額面株式（会社法第365条の3）
複数議決権特別株	発行不可（会社法第179条）	発行可能（会社法第365条の7）
議決権の比率	1株につき1議決権（会社法第179条）	株主自身が約定可能（1株につき複数議決権）（会社法第365条の9）
株主総会開催方法	実際に集会する必要がある。テレビ会議又は書面決議をもって代替することはできない。（会社法第170条～第172条）	テレビ会議又は主務官庁が公告したその他方法により株主総会を開催することができる。また、株主全体の同意により、株主は実際に会議を開催せずに、書面により議決権を行使することができる。（ただし、定款に定める必要がある。）（会社法第365条の8）
利益分配	1年に1回（年度終了時）（会社法第232条）	半年毎に1回可能（但し、定款に定める必要がある。）（会社法第365条の10）
転換可能社債	公開発行会社は発行可能、非公開発行会社は発行不可。	発行可能（会社法第365条の11）
組織変更	株主全体の同意により閉鎖性株式会社へ変更することができる。（会社法第365条の13、14）	株主総会で発行済株式総数の2/3以上を代表する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の同意により一般の株式会社へ変更することができる。（会社法第365条の13、14）

(注) 1: 払込資本額が NTD30,000,000 未満の会社について、役務、信用をもって出資した株数は会社株式発行総数の 1/2 を超過することはできない。払込資本額が NTD30,000,000 以上の会社について、役務、信用をもって出資した株数は会社株式発行総数の 1/4 を超過することはできない。（2015年9月9日付経商字第10402423740号通達）

3. 現地法人（株式会社/有限会社）と支店の比較

日本企業が台湾で営業・事業行為を行うためには、通常現地法人（株式会社/有限会社）、または台湾支店の設立が必要である。いずれの形態をとっても一般的には特に大きな差異、例えば課税所得に対する台湾の法人税率が異なるというようなことはない。

しかしながら、台湾への進出形態として現地法人（株式会社/有限会社）及び支店のいずれをとるかの判断材料として両者の主な相違点を掲げると次の通りである。

項目	現地法人（FIA 法人）		支店
	株式会社	有限会社	
定款	現地法人としての定款が必要。商号、事業年度、事業種目は日本の親会社と別に定めることができる。		<ul style="list-style-type: none"> 日本の本店の定款の制約を受ける。但し、事業年度は本店と別に定めてもよい。 他の法人への投資はできない。
発起人/株主	<ul style="list-style-type: none"> 一般の株式会社の場合：設立に際して1社（法人株主）または2名（個人株主）以上の発起人が必要。発起人は全員日本人でもよい。 閉鎖性株式会社の場合：株主（法人株主可）数は50人を超過することが出来ない。発起人は全員日本人でもよい。 	設立に際して1人（個人または法人）以上の社員（出資者）から組織される。社員（出資者）は日本人でもよい。	発起人や株主はない。
取締役、監査役等	<ul style="list-style-type: none"> 3名以上の取締役及び1名以上の監査役が必要。 国籍や居住者の制限はなく、取締役・監査役全員日本人でもよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 1名以上3名以下の取締役が必要である。 取締役は行為能力を有する社員（出資者）から選任する。 監査役の設定がない。 有限会社において経営を執行していない全ての社員は監査権を行使することができる。 国籍や居住者の制限はなく、取締役全員日本人でもよい。 	支店の場合は訴訟非訴訟代理人及び支店長それぞれ1名の登録が必要。訴訟非訴訟代理人及び支店長は兼任可能であり、日本人でもよい。
業務執行機関	取締役会（所有権と経営権を分ける）	取締役	国外本社の業務機関
業種	禁止業種、制限業種が「カテゴリー・リスト」として規定されている。	同左	「カテゴリー・リスト」に準じて業種により制限、要件がある。
最低資本金	最低資本金制度はない。	同左	同左
利益送金等	年間 USD 5,000 万の限度内で貿易外の送金をすることができる。	同左	同左
支払配当金に対する源泉徴収	課税される（20%）。	同左	課税されない。
税制	<ul style="list-style-type: none"> 台湾の税制上国内法人となり、台湾領内外の源泉所得について法人税（17%）が課される。台湾領外所得に対しては、外国税額控除制度がある。 未分配利益に対して、10%の追加法人税が課される。 	同左	<ul style="list-style-type: none"> 台湾領内に源泉のある所得についてのみ法人税が課される。 台湾支店が関与しない本店から台湾の企業への役務提供がある場合、この役務提供による収入は支店の収益として計上しなければならない。
役員の居留ビザ	主務機関の規定される資本金の金額基準に達する場合、取締役、監査役の居留ビザを申請することが可能である。	同左	N/A
従業員の居留ビザ	総経理、専門人員等の居留ビザを申請することができる。（注1）	同左	訴訟非訴訟代理人、支店長、専門人員等の居留ビザを申請することができる。（注1）

(注)

1. 外国人の就業は、原則的に「就業服務法」第46条に準じ、労働部労働力発展署に就労許可を申請する必要がある。就労許可申請に必要な条件は8. 駐在員の就労許可及び役員の居留資格許可を参照。

4. 駐在員事務所

台湾での駐在員事務所は、台湾の市場調査や顧客との連絡業務など、営業活動に対する補助的な活動だけを行うことができる。事務所としての独立した法人格はなく、台湾での法人税、営業税の申告・納税主体とはならない。駐在員事務所の代表者を經濟部及び国税局に登録する。

(1) 駐在員事務所として行うことのできる活動

- ①本店のための市場調査
- ②本社と現地の代理店や合弁会社間の連絡窓口
- ③本社の営業活動に係る補助的な業務(本店のための購買契約の締結、オファー及び入札等)

駐在員事務所は法律上、上記①-③の活動のみを行い、販売契約の締結、サービスの提供若しくは得意先からの代金受領等の商業活動に関与することはできない。外国会社は、台湾でこの営利的商業活動を行う場合、会社法第4条及び第371条の規定に基づき、主務機関から許可を受け、支店の登記を行う必要がある。

駐在員事務所の活動内容が上記に照らして妥当かどうか、あるいは、在外本社の台湾での営業活動がある場合の課税関係について疑問がある場合は、事前に法律専門家又は会計・税務専門家に照会することが望ましい。

(2) 駐在員事務所の設立手続

①駐在員事務所開設の主な手続

駐在員事務所開設の主な手続は、經濟部商業司及び所在地の国税局に申請する必要がある(営業登記をする必要はない)。

②開設許可を得るまでの期間

15日から20日で許可される。

(3) その他の留意事項

①駐在員事務所と登記

駐在員事務所は商業登記上の営業登記をする必要はない。

②駐在員事務所と法人税等

駐在員事務所の業務内容は前述のように制限されており、その駐在員事務所としての制限された活動範囲を超えない限り、台湾では駐在員事務所に対して法人税の課税はなされない。

③駐在員事務所と法定帳簿の備置

駐在員事務所では営業活動が行われなため収益は発生しないが、費用・経費は発生する。そのため、法令上も簡単な帳簿の備置が必要とされている。

④駐在員事務所と営業税

駐在員事務所は営業税の申告主体ではなく、個人消費者と同様に営業税の最終負担者となる。なお、駐在員事務所が負担した営業税は還付されない。

⑤駐在員事務所と労働基準法

原則として駐在員事務所にも労働基準法が適用される(労働基準法第3条)。

⑥駐在員事務所と労工保険、就業保険及び全民健康保険

労工保険は、5人以上になった場合、強制加入となる。その後、4人以下になった場合でも労工保険を継続する必要がある。一方、就業保険及び全民健康保険は従業員の福祉を目的としている趣旨から、従業員が5人未満であっても加入義務がある。

⑦駐在員事務所と就労許可の取得

駐在員事務所には派遣される日本人等外国人の就労許可については、駐在員事務所の名義により申請を提出することが必要である。

5. 営業代理人

(1) 営業代理人の概要

営業代理人とは、外国法人が任意の台湾法人を税務上の代理人として登録し、当該台湾法人が外国法人に代わって税金の納税申告を行う場合の当該台湾法人をいう。

例えば、台湾領内にて固定の営業場所を有しない外国企業が、台湾領内で在庫を持ち、顧客の要求に応じて出荷を行う場合、国税局に台湾の営利事業者を営業代理人として指定申請して納税申告を行うことができる。この場合、統一番号及び税籍番号は営業代理人のものを

用い、営業代理人が代行して営業税及び営利事業所得税の申告を行う。

(2) 登録手続

営業代理人の登録申請に要する手順、期間及び書類等は次の通りである。

- ・申請手順：国税局へ申請書を提出する。
- ・見積所要期間：7～10日
- ・必要書類：第6章の参考資料2を参照。

6. 工事事務所

(1) 工事事務所の概要

外国会社が台湾で工事を請負う場合には、国税局へ工事事務所の設立・登録を申請し、法人税及び営業税の納税・申告を行う。この工事事務所は、工事契約の履行及び納税の目的のために設立された組織であり、工事契約の終了後は国税局にて登録を取り消す必要がある。

(2) 設立手続

工事事務所の設立・登録手続は以下の通りである。

- ・所在地の国税局への設立申請書の提出。
- ・見積所要期間は約10日

7. 台湾支店

台湾において営業活動を行う場合、その拠点として支店を設立することが考えられる。

(1) 支店の設立手続の概要と標準的な所要期間

貿易業を例にとると、次の通りである。

No.	手続の内容	申請先	所要時間 (注1)
①	会社名及び営業項目の事前審査	經濟部商業司	1から2日
②	台湾支店の銀行口座開設	取引銀行	—
③	外国会社の認可及び支店登記申請	經濟部商業司	3から5日
④	運営資金の送金(注2)	取引銀行	1から3日
⑤	補正申請(運営資金の審査)及び設立許可	經濟部商業司	3から5日
⑥	営業設立登記	国税局	7日
⑦	英文社名の事前審査	經濟部国際貿易局	1日
⑧	輸出入商の登記申請	經濟部国際貿易局	1日

(注)

1. 見積所要日数は主務機関の実際の審査機関により変動することがある。
2. 運営資金とは会社における資本金に相当する概念である。

(2) 支店の設立申請に必要な書類

第6章の参考資料2を参照。

(3) 会社名及び営業項目の事前審査

- ・經濟部商業司へ申請を行う。一回の申請時に5つまで候補を提出できる。
- ・日本企業の台湾の支店名称は「日商****株式会社**分公司」という形式に限定される。
- ・審査では申請される会社名称が既に登録された会社名称と類似しているか否かが審査される。
- ・会社名称の留保期間は6カ月とされる(1カ月の延長が可能)。

(4) 運営資金の送金

運営資金(会社の資本金に相当)は、台湾の銀行で開設した銀行口座へ送金する。銀行口座の名義は、開設当初は支店準備処とされ、支店登記完了後に支店名義へ変更されることが一般的である。運営資金は設立準備行為に使用することができるが、運営資金の監査を行う

公認会計士に対して設立準備行為に使用されたことを示す証憑（統一發票等）を提示する必要がある。

(5) 設立準備中の発生費用

設立準備行為に要する費用を台湾支店の負担とする場合、当該費用に係る証憑（統一發票等）を取得する必要がある。外国会社認可証の取得前は支店の統一番号がないため、統一發票（二連式）は「日商*****株式会社**分公司準備処」の名義にて受領する必要がある。

(6) 支店の住所

登記される支店の住所は外国会社認可申請前に決める必要がある。また、所在地住所が登記適格か否か、事前に確認されることが望まれる。

(7) その他の留意事項等

①支店長と訴訟非訴訟代理人

支店長と訴訟非訴訟代理人は兼務が可能であり、また、外国人・非居住者が就任できる。

②業種による特別な許可（ライセンス）

業種によって、外資系企業に制限されている業種が存在する。制限内容は、外資系企業に一切解放されていない業種、特別なライセンスを取得することによって許可される業種が存在する。

③運営資金額

原則として運営資金額に関する規制はないが、例外的に最低運営資金額が規定されている業種がある。また、外国人従業員を招へいする際に運営資金の金額基準が存在するため、運営資金額については招へい予定人数も考慮して検討が必要である。

④利益の送金

支店の営業活動で得られた利益は、年間 USD 5,000 万の範囲内で送金が可能である（貿易外送金）。支店はその利益の送金に当たって、台湾での所得税の源泉徴収義務はない。

(8) 支店の清算手続

外国会社の台湾支店を清算する場合の清算手続の概要と標準的な所要期間は下記の通りである。

No.	手続の内容	申請先	所要期間
①	本社取締役会において、支店の解散日及び清算人の選任を決議		—
②	外国会社支店開設許可の撤回申請及び支店の解散登記申請 (解散日 (=清算人就任日) から 15 日以内に申請)	經濟部商業司	7 から 10 日
③	・台湾支店の当期營業稅 (VAT) の確定申告 ・台湾支店の營業登記取消申請 (いずれも解散日 (=清算人就任日) から 15 日以内に申請)	国税局	—
④	特許業務の取消申請 (解散日 (=清算人就任日) から 15 日以内に申請。 許業務がない場合、この手続は不要である。)	特許業務の主務機関	7 から 10 日
⑤	台湾支店の清算人の就任届出の申請 (解散日 (=清算人就任日) から 15 日以内に申請)	地方裁判所	30 から 45 日
⑥	債権者に対する通知及び 3 日間以上の新聞公告		3 日
⑦	台湾支店の源泉徴収確定申告 (②の經濟部商業司の解散登記許可日から 10 日以内に提出)	国税局	—
⑧	台湾支店の会社輸出入登記の取消申請	經濟部國際貿易局	7 から 10 日
⑨	解散日 (=清算人就任日) までの台湾支店の財務諸表の監査及び本社取締役会における監査済み財務	—	—

No.	手続の内容	申請先	所要期間
	諸表の承認		
⑩	解散日 (=清算人就任日) までの台湾支店の当期所得税確定申告 (②の經濟部商業司の解散登記許可日から 45 日以内に提出)	国税局	—
⑪	清算期間 (注 1) の財務諸表の監査並びに本社取締役会における当該監査済み財務諸表の承認及び帳簿保管人の指定	—	—
⑫	清算期間 (注 1) の所得税確定申告 (清算終了日から 30 日以内に提出)	国税局	—
⑬	清算の完了及び帳簿保管人の指定申請 (⑩の取締役会決議から 15 日以内に申請)	地方裁判所	半年以上

(注)

1. 「清算期間」とは、解散日 (=清算人就任日) から清算終了日までの期間を指し、「清算終了日」とは、債権債務の清算を終えた時点で会社が指定した任意の日を指す。
2. 清算手続は解散日 (=清算人就任日) から 6 ヶ月以内に終了しなければならない。但し、必要な場合には延長することができる。

8. 現地法人 (FIA 法人)

(1) FIA 法人の概要

FIA とは、Foreign Investment Approval の頭文字による略称で、外国人投資条例に基づき經濟部投資審議委員会から許可を得られた外国人 (法人を含む) の投資をいう。FIA 法人とは当該許可に基づいて設立された台湾現地法人をいう。外国人投資である FIA 法人には、制限される業種がある。制限には「禁止業種」及び「制限業種」の 2 種類があり、「禁止業種」に属する業種 (14 種) は、一律に外国人による投資が認められず、「制限業種」に属する業種 (30 種) は、当局による適当な制限を受ける。これら制限業種に属しない業種は、原則としてすべて認められる。

行政院は外国人投資のネガティブ・リストを公布している。当該ネガティブ・リストは、「禁止業種」及び「制限業種」の 2 種類に分けられ、「禁止業種」に属する業種 (14 種) は、一律に外国人及び華僑投資の申請が認可されず、「制限業種」に属する業種 (30 種) は、政府が各当該法律の適用及び政策により、適当な制限をすることができる。

外国人及び華僑の投資申請で「ネガティブ・リスト」の範囲に属さない業種は、原則上すべて認められる。但し、投資者は「外国人投資条例」及び「華僑帰国投資条例」の規定に従って申請をしなければならない。

(最新版「ネガティブ・リスト」第 6 章の参考資料 1、参考資料 1-2 参照)

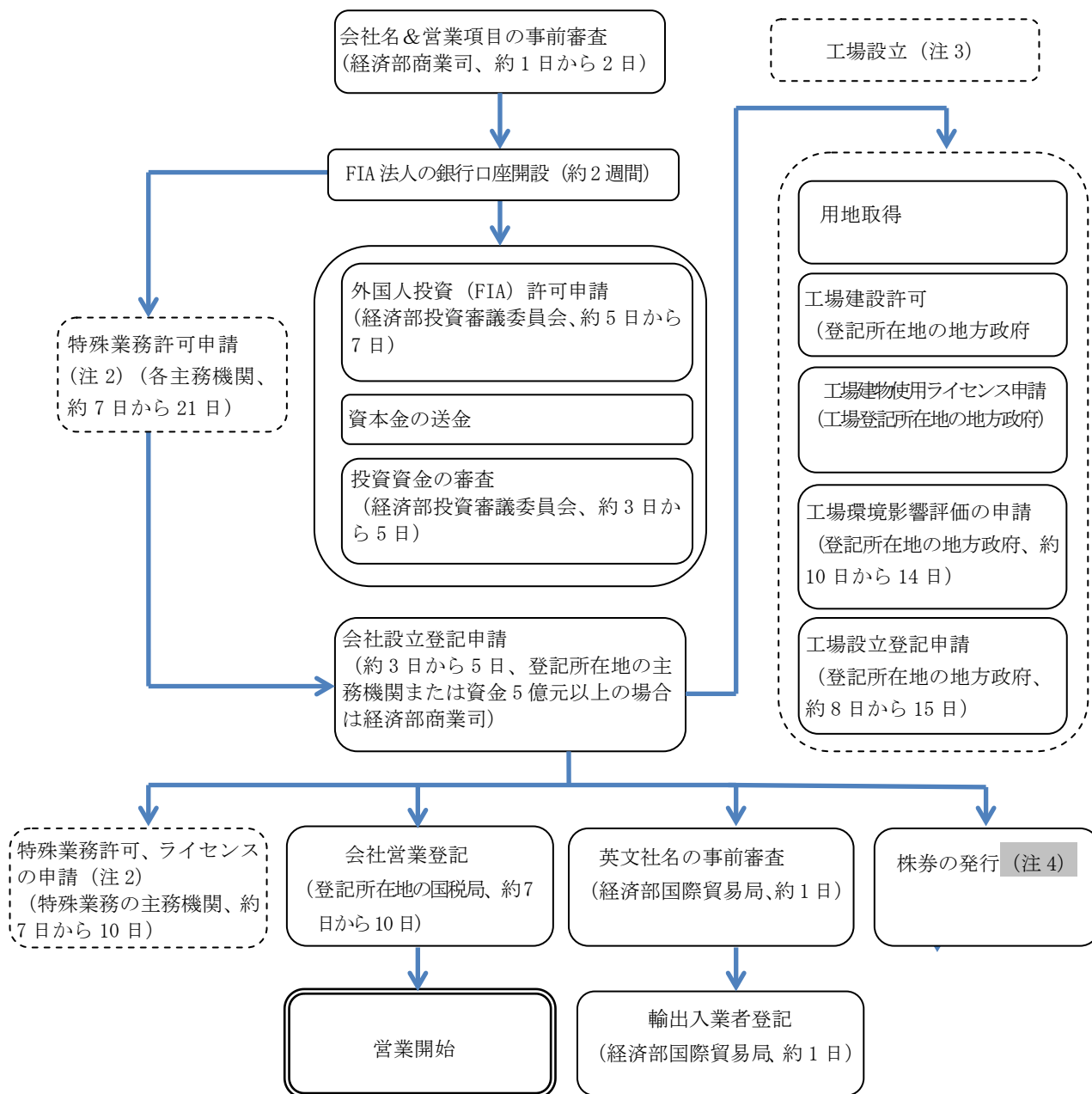
(2) FIA のメリット

FIA 法人には次のような特典が与えられている。

- 利益を外貨で本国へ送金することができること。
- 外国資本の持株比率、外国人株主数、外国代表取締役及び監査役等の国籍及び居住地の制限が除外されること。
- 外国資本額がその企業の資本総額の 45% 以上の場合、開業から 20 年以内に政府がその企業を収用または買収するという規定が適用されないこと。
- 外国資本額がその企業の資本総額の 45% 以上の場合、会社法第 267 条の新株発行時の一定率 (10% から 15%) の従業員の引受け規定が適用されないこと。

(3) FIA 法人（株式会社/有限会社）の設立手続

①FIA 法人（株式会社/有限会社）の設立手続の流れ及び見積所要日数（注1）を示すと以下の通りである。



(注)

1. 見積所要日数は主務機関の実際の審査期間により変動する場合がある。
2. 業種により、特殊業務許可及びライセンスの取得が必要な場合がある（第6章の参考資料6を参照）。
3. FIA 法人が製造業を営まない場合、上記工場設立に関する手続は不要となる。
4. 有限会社の場合、株券の発行は不要であり、持分証明書を発行する。
5. 実線枠は必要な手続、点線枠は事業の内容により必要に応じて実施する手続である。

②外国人投資（FIA）許可申請及び会社（株式会社/有限会社）設立登記申請に必要な書類と情報（第6章参考資料2を参照）

(4) 会社名及び営業項目の事前審査

a. 株式会社の場合：

- 会社名称は「****株式会社」という形式となり、「台湾」などの地名を付ける場合、先頭に付ける必要がある。
- 申請は発起人のうちの1人の名義で行う。
- 会社名及び営業項目の保留期間は申請が許可された日から6ヶ月までである。(延長は1ヶ月のみが可能)

b. 有限会社の場合：

- 会社名称は「****有限会社」という形式となり、「台湾」などの地名を付ける場合、先頭に付ける必要がある。
- 申請は社員(出資者)のうちの1人の名義で行う。
- 会社名及び営業項目の保留期間は申請が許可された日から6ヶ月までである。(延長は1ヶ月のみが可能)

(5) 外国人のFIA法人(株式会社/有限会社)の投資許可申請

FIA投資申請金額は外国人投資の金額枠の申請であり、この金額枠に対して一定期間内(半年から1年、延長可能)の投資実行認可が与えられる。当該期間内または延長期間内に投資金額の変更がある場合、經濟部投資審議委員会への投資計画の修正変更届出が必要である。また、投資金額の一部を外貨のまま据え置く場合、外国人投資(FIA)許可申請を提出する際にその旨の記載及びその外貨使途に関する証明書類の添付が必要である。

(6) 外国人のFIA法人(株式会社/有限会社)の投資資金の送金

資本金は、台湾の銀行で開設した銀行口座へ送金する。銀行口座の名義は、開設当初は会社設立準備処とされ、設立登記完了後に会社名義へ変更されることが一般的である。資本金は設立準備行為に使用することができるが、資本金の監査を行う公認会計士に対して設立準備行為に使用されたことを示す証憑(統一發票等)を提示する必要がある。

(7) FIA法人(株式会社/有限会社)の資本金額

原則として最低資本金制度はなく、例外的に最低資本金額が規定されている業種がある。また、外国人従業員を招へいする際に資本金の金額基準が存在するため、資本金額については招へい予定人数も考慮して検討が必要である(8の(2)就労許可申請に必要な条件及び8の(3)「役員の居留資格許可について」参照)。

(8) 株券(持分証券)の発行

a. 株式会社の場合：

FIA会社は、設立登記の完了後3カ月以内に株券を発行する必要がある。株券には、会社名称、設立登記日、券面額、授權株式数、今回発行株式数、株券発行年月日等の必要事項を記載し、3名以上の取締役(3名のうち1人は代表取締役)による署名または記名押印の上、金融機関の査証を得て発行される。但し、資本金額がNTD 5億に満たない会社は、定款に株券を発行しない旨の記載をすることにより、株券を不発行とすることができる。なお、株券が発行されていない株式の譲渡による株式譲渡益は証券取引所得税の課税対象とならず、一般事業所得/個人所得として所得税が課税される。

b. 有限会社の場合：

会社の設立後、会社の名称、設立登記日、社員の氏名或いは名称及びその出資額、持分証券交付日を記載する持分証券を株主に交付し、取締役全員より署名或いは捺印が必要とされる。

(9) 法人株主から派遣される役員 の地位

a. 株式会社の場合：

株式会社の法人株主は、自然人を指定し、自己を代表する地位にて当該会社の役員候補として派遣することができる。他方、台湾の登記実務上、台湾会社の役員がその法人株主から代表者の地位で派遣されている場合、当該役員の登記情報として派遣元法人株主及びその所有株式数が登記される。

当該法人株主が完全親会社に当たる場合は、当該法人株主は取締役及び監査役の双方に対

して自己の代表者を派遣することができる。他方、台湾会社に複数の株主が存在する場合には、特定の法人株主は自らを代表する地位として取締役及び監査役の双方に自然人を派遣することはできず、そのいずれか一方にのみ派遣することができる。

b. 有限会社の場合：

- ・有限会社に複数の社員が存在する場合には、当該会社の取締役は行為能力を有する社員から選任する。
- ・当該会社の社員（法人出資者）が完全親会社に当たる場合は、当該社員（法人株主）は自己の代表者を派遣し、社員の同意により取締役に選任されることができる。他方、台湾の登記実務上、当該取締役の登記情報として派遣元社員（法人出資者）及びその出資額が登記される。
- ・当該会社において経営を執行していない社員は他の社員（法人出資者）の代表者として取締役に選任されることはできない。
- ・有限会社において監査役の設定はない。
- ・有限会社において経営を執行していない全ての社員は監査権を行使することが可能である。

(10) FIA 法人（株式会社/有限会社）の設立準備中の発生費用

設立準備行為に要する費用を FIA 会社の負担とする場合、当該費用に係る証憑（統一發票等）を取得する必要がある。設立登記完了前は FIA 会社に統一番号がないため、統一發票（二連式）は設立準備処の名義にて受領する必要がある。

(11) FIA 法人（株式会社/有限会社）の会社住所

会社の正式住所は会社設立登記申請を提出する前までに決める必要がある。また、会社営業登記できる住所であるかどうかの確認が必要である。

(12) FIA 法人（株式会社/有限会社）の清算

a. 株式会社の場合：

株式会社の清算の申請手続の概要及び見積所要日数は下記の通りである。

No.	手続の内容	申請先	所要時間
①	株主総会における会社の解散及び清算人の選任の決議（注1）	—	—
②	外国人投資家による投資撤回の許可申請	經濟部投資審議委員会	3 から 5 日
③	会社解散登記申請 （解散日（＝清算人就任日）から 15 日以内に申請）	登記所在地の主務機関	5 から 7 日
④	・ 会社営業登記の取消申請 ・ 当期営業税 VAT の確定申告 （解散日（＝清算人就任日）から 15 日以内に申請）	登記所在地の国税局	7 から 10 日
⑤	特許業務の取消申請 （解散日（＝清算人就任日）から 15 日以内に申又、会社は特許業務がない場合、この手続は不要である。）	特許業務の主務機関	7 から 10 日
⑥	清算人の就任届出の申請 （解散日（＝清算人就任日）から 15 日以内に申請）	登記所在地の裁判所	30 から 45 日
⑦	債権者に対する通知及び 3 日間以上の新聞公告	—	3 日
⑧	源泉徴収確定申告 （上記③の許可日から 10 日以内に申告）	登記所在地の国税局	—
⑨	会社輸出入登記の取消申請	經濟部国際貿易局	7 から 10 日
⑩	解散日（＝清算人就任日）までの貸借対照表及び財産目録等の監査及び株主総会における監査済み財務諸表の報告	—	—
⑪	解散日（＝清算人就任日）までの当期所得税確定申告（上記③の許可日から 45 日以内に提出）	登記所在地の国税局	—
⑫	清算期間（注2）の財務諸表の監査並びに株主総会における当該監査済み財務諸表の承認及	—	—

	び帳簿保管人の指定		
⑬	清算期間（注2）の確定申告 （清算終了日から30日以内に提出）	登記所在地の国税局	—
⑭	清算の完了及び帳簿保管人の指定申請 （上記⑫から15日以内に提出）	登記所在地の裁判所	半年以上

(注)

- 株式会社の株主が法人株主1社である場合、上記①の決議機関が取締役会となる。また清算人は取締役会にて選出するのではなく、FIA法人の定款により法人株主から指定される。
 - 株式会社の株主が法人株主1社である場合、清算基準日から取締役の身分がなくなり取締役会は存在しないため、上記⑨及び⑩の意思決議機関は法人株主となる。
- 「清算期間」とは、解散日（＝清算人就任日）から清算終了日までの期間を指し、「清算終了日」とは債権債務の清算を終えた時点で会社が指定した任意の日を指す。
- 清算手続は解散日（＝清算人就任日）から6ヶ月以内に終了しなければならない。但し、必要な場合には延長することができる。

b. 有限会社の場合：

有限会社の清算の申請手続の概要及び見積所要日数は下記の通りである。

No.	手続の内容	申請先	所要時間
①	社員の同意による会社の解散及び清算人の選任の決議		—
②	外国人投資家による投資撤回の許可申請	經濟部投資審議委員会	3から5日
③	会社解散登記申請 （解散日（＝清算人就任日）から15日以内に申請）	登記所在地の主務機関	5から7日
④	<ul style="list-style-type: none"> 会社営業登記の取消申請 当期営業税VATの確定申告 （解散日（＝清算人就任日）から15日以内に申請） 	登記所在地の国税局	7から10日
⑤	特許業務の取消申請 （解散日（＝清算人就任日）から15日以内に申請。 又、会社は特許業務がない場合、この手続は不要である。	特許業務の主務機関	7から10日
⑥	清算人の就任届出の申請 （解散日（＝清算人就任日）から15日以内に申請）	登記所在地の裁判所	30から45日
⑦	債権者に対する通知及び3日間以上の新聞公告	—	3日
⑧	源泉徴収確定申告 （上記③の許可日から10日以内に申告）	登記所在地の国税局	—
⑨	会社輸出入登記の取消申請	經濟部国際貿易局	7から10日
⑩	解散日（＝清算人就任日）までの貸借対照表及び財産目録を各社員に送達して検査閲覧	—	—
⑪	解散日（＝清算人就任日）までの当期所得税確定申告（上記③の許可日から45日以内に提出）	登記所在地の国税局	—
⑫	各社員による清算期間（注1）の決算書類及び表についての承認及び帳簿保管人の指定。	—	—
⑬	清算期間（注1）の確定申告 （清算終了日から30日以内に提出）	登記所在地の国税局	—
⑭	清算の完了及び帳簿保管人の指定申請 （上記⑫から15日以内に提出）	登記所在地の裁判所	半年以上

(注)

- 「清算期間」とは、解散日（＝清算人就任日）から清算終了日までの期間を指し、「清算終了日」とは債権債務の清算を終えた時点で会社が指定した任意の日を指す。
- 清算手続は解散日（＝清算人就任日）から6ヶ月以内に終了しなければならない。但し、必要な場合には延長することができる。

(13) 会計事務所の利用

台湾では会計士が FIA 投資許可の申請はもちろん、会社の設立・変更・清算登記申請（会社の資本金は会計士の監査認証が必要）、申請等すべての手続を代行することができる。従って、台湾においては、現地法人の設立手続も会計事務所が行っている例が多い。

9. 駐在員の就労許可、及び役員の居留資格許可

(1) 駐在員の就労許可

就業服務法第 46 条により、外国人が台湾で労務を提供するには、就労許可の申請が必要である。従って、会社の総経理、支店の支店長、駐在員事務所の代表人及びその他技術・業務従事者が台湾で労務を提供するためには、就労許可を取得しなければならない。（管轄主務機関：労働部労働力発展署）

(2) 就労許可申請に必要な条件

① 招聘会社側：

FIA 法人及び台湾支店に一般従業員として外国人を招へいする場合の要件は下記のとおりである。

- i. 新規設立または営業が一年未満の新規会社の場合、次の条件のうちの一つを満たさなくてはならない。
 - 招聘会社の資本金額（支店の場合は「運営資金」）が NT\$5,000,000 以上であること。
 - 売上高が NT\$10,000,000 以上であること。
 - 輸出実績総額が US\$1,000,000 以上であること。
 - 代理コミッション収入が US\$400,000 以上であること。
- ii. 設立後二年目以降の場合、次の条件のうちの一つを満たさなくてはならない。
 - 最近一年間または前三年間の平均売上高が NT\$10,000,000 以上であること。
 - 最近一年間または前三年間の平均輸出実績総額が US\$1,000,000 以上であること。
 - 最近一年間または前三年間の平均代理コミッション収入が US\$400,000 以上であること。

なお、一般従業員の招へいはなく、FIA 法人の「総経理」（注 1）または「台湾支店の支店長」の職務を務める者を招へいする場合には、招へい会社側の条件は上記 i 及び ii から下記の通り緩和される。

（注 1）「FIA 会社の総経理」とは FIA 会社変更登記表に登録されている支配人を指す。また、FIA 会社変更登記表に登録されている支配人が 2 名以上である場合、第 2 名目の支配人の招聘は上記 i. または ii. の招聘会社の条件が適用され、下記の緩和条件は適用されない。

- i. 新規設立または営業が一年未満の新規会社の場合、次の条件のうちの一つを満たさなくてはならない。
 - 招聘会社の資本金額（支店の場合は「運営資金」）が NT\$500,000 以上であること。
 - 売上高が NT\$3,000,000 以上であること。
 - 輸出実績総額が US\$500,000 以上であること。
 - 代理コミッション収入が US\$200,000 以上であること。
- ii. 設立後二年目以降の場合、次の条件のうちの一つを満たさなくてはならない。
 - 最近一年間または前三年間の平均売上高が NT\$3,000,000 以上であること。
 - 最近一年間または前三年間の平均輸出実績総額が US\$500,000 以上であること。

- 最近一年間または前三年間の平均代理コミッション収入が US\$200,000 以上であること。

②就労者側：次の資格のうちの一つを満たさなくてはならない。

- i. 最終学歴は修士及び博士である場合、経歴は特に問わない。
- ii. 最終学歴は大学（短期大学を除く）である場合、関連実務 2 年以上（注 1）の経歴が要求される。
- iii. 最終学歴は専門学校以下（短期大学を含む）である場合、関連実務 5 年以上の経歴の他、職務に関連する専門訓練（注 2）による資格証明書の提供が必要である。
- iv. 多国籍企業に 1 年以上の勤務経歴があり、中華民国へ派遣され当該多国籍企業の支店または子会社に就職する人。（当該条件により提出する就労許可申請について、多国籍の企業に関する営業実績の条件に適合する必要がある。）

（注 1） 2011 年 8 月以降、台湾の国立大学または承認された私立大学を卒業した華僑・外国人を雇用する場合、2 年以上の勤務経歴が必要であるとの条件に制限されない（2012 年 6 月 14 日付労職管字第 1010512091 号通達）。

（注 2） 専門訓練とは、政府機関または政府機関から授権された専門訓練機構または勤務会社で受けた職務に関連する訓練である。

（注 3） 「FIA 会社の総経理」、「台湾支店の支店長」及び「駐在員事務所の代表人」、この三種類の職務のいずれかを務める者の場合には、上記の学歴及び経歴の資格の制限を受けない。

（注 4） 雇用する外国人等の毎月平均給与は NT\$47,971 を下回ってはならない。但し、NT\$47,971 未満でも、当該外国人等が国内の公立または私立大学の学位を有する場合、「台湾卒業の華僑外国人評価制」の招聘方式により評価対象項目（学歴、給与、労働経歴、職務担当資格、我が国の言語、多国言語、他国での経歴、政府発展方針等の項目）別の合計点数（合格点数は 70 点）に基づき当該外国人等の就労許可を申請することが可能である。

また、以上の条件を満たした場合であっても、無制限に外国人を招聘できるわけではなく、主務機関が招聘会社の業種、規模、雇用契約、経営実績、輸出入実績や技術移転成果及び国内経済の発展に対するその貢献度等により決定することとされている。なお、就労許可の期限については、一回に最長 3 年間申請することができる。実際の有効期限は申請案を受理した主務機関が判断する。就労許可の延長が必要である場合、有効期限の切れる日の 4 ヶ月前から 2 ヶ月前までに申請を提出することをお勧めする。

（3） 役員の居留資格許可

FIA 法人の外国籍投資者または外国籍法人投資者が指定し、代表人として選任された役員（取締役、監査役）が、業務視察や監督という非労務行為を遂行するため、6 ヶ月以上の滞在が必要である場合、居留ビザを申請する前に下記の条件により、經濟部投資審議委員会からの居留資格許可通達を取得する必要がある。また、新規 FIA 法人設立の場合、經濟部投資審議委員会に対する居留資格発給許可申請は会社の登記申請が許可された後、開始することができる。（管轄主務機関：經濟部投資審査委員会）

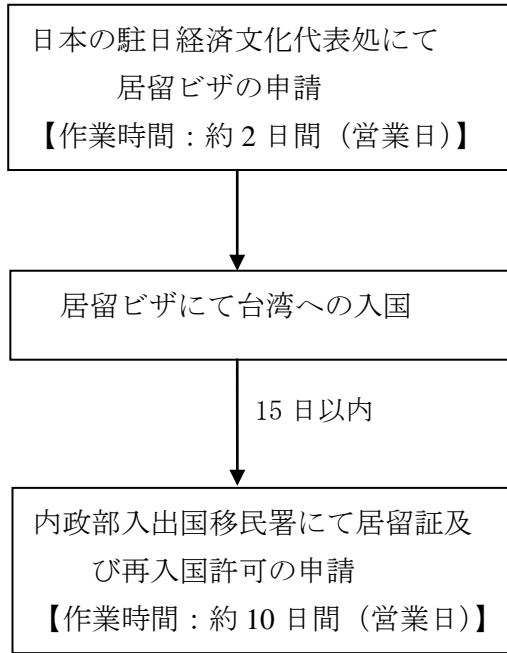
- ① 外国籍投資者または外国籍法人投資者が投資事業に投下する資本が US\$200,000 に達する場合、2 名の居留ビザを申請することができる。
- ② 外国籍投資者または外国籍法人投資者が投資事業に投下する資本が US\$200,000 に達しており、US\$500,000 増加毎に、1 名の居留ビザを追加申請することが可能である。但し、居留ビザの申請は 7 名を限度とする。

10. 役員/駐在員の居留ビザ及び居留証

役員の居留資格許可、駐在員の就労許可を取得した後、居留ビザ及び居留証が発給されるまでの手続については下記の通りである。

(1) 役員の居留資格許可を取得する場合

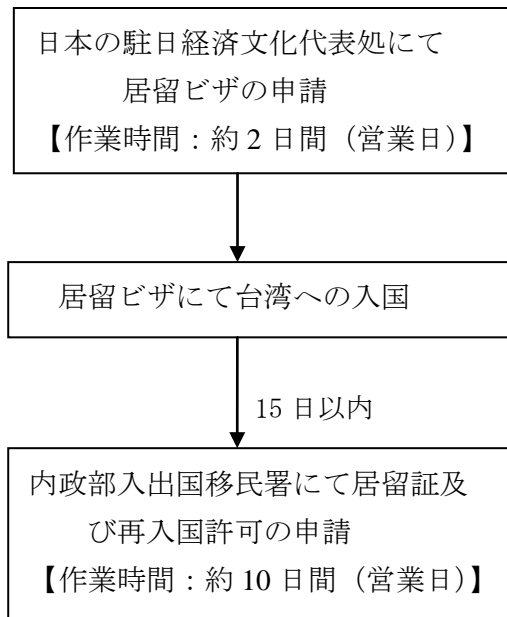
①



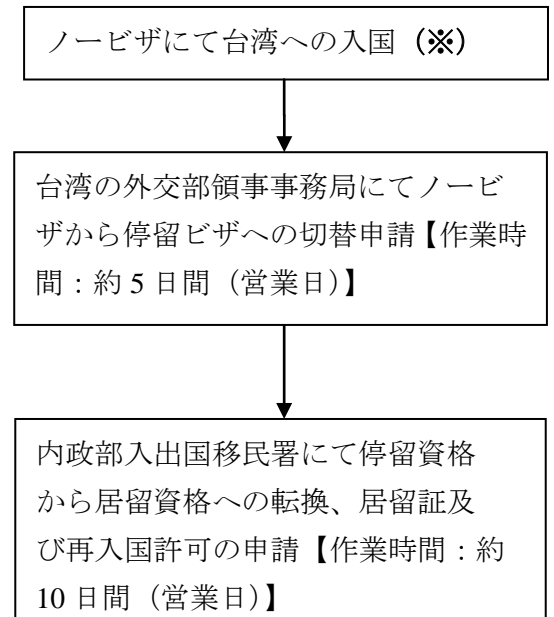
(2) 駐在員の就労許可を取得する場合

(下記①または②を選択する。)

①



②.



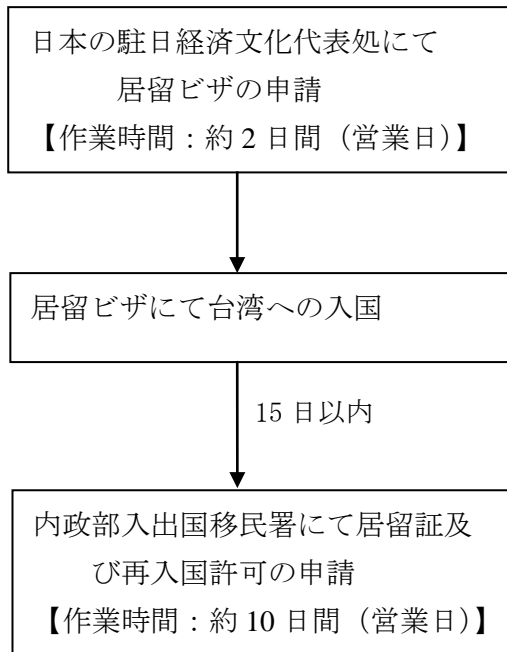
(※)②の方法を選択する場合、ノービザにて台湾に入国した日から 90 日間以内に居留証及び再入国許可申請の手続を完了する必要がある。

11. 役員/駐在員の家族の居留ビザ及び居留証

役員の居留資格許可、駐在員の就労許可を取得した後、家族の居留ビザ及び居留証が発給されるまでの手続については下記の通りである。

(1) 役員の家族の場合

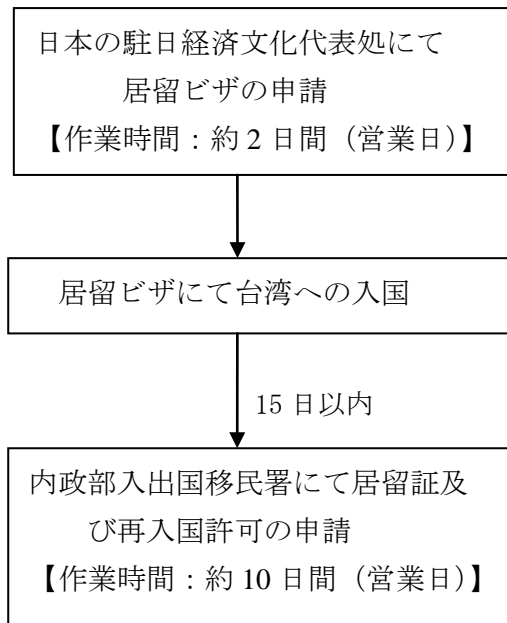
①



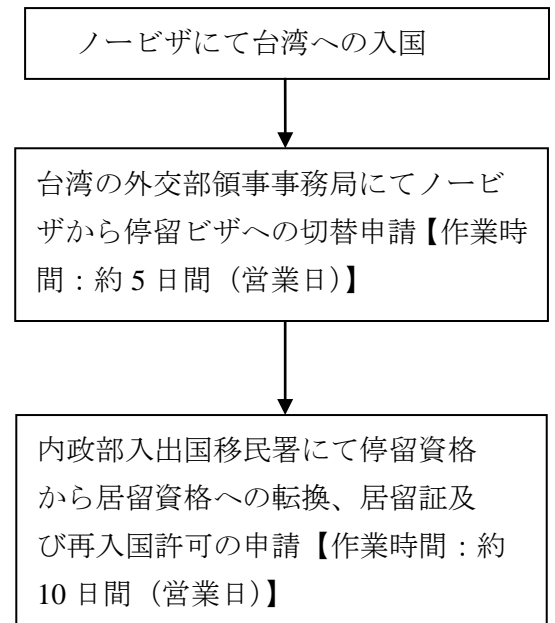
(2) 駐在員の家族の場合

(下記①または②を選択する。)

①



② (*)



(*) ②の方法を選択する場合、駐在員の家族が駐在員と同時にノービザにて台湾に入国し、同時に停留ビザの切替申請を行う必要があり、またノービザにて台湾に入国した日から 90 日間以内に居留証及び再入国許可申請の手続を完了する必要があるため、注意を要する。

(3) ビザ取得に関する主な関連機構

ビザ取得に関する主な関連機構については第6章の参考資料4、日本駐日経済文化代表処にて居留ビザ申請に必要な書類については第6章の参考資料5の通りである。

台湾での就労許可の取得、居留ビザ及び居留証の取得については会計士事務所等の専門家に代行を依頼することが多い。

12. 合弁会社設立時の留意事項

近時、日本の会社が外国の会社と合弁会社を設立したとか、第3者割当増資の全額を日本の会社または外国にあるその子会社が引受け、提携関係を強化する等の事例がある。新市場に進出する場合または海外に企業活動を広げようとする場合には、100%出資の現地子会社の設立、現地支店の開設、工事事務所の設立等も一つの方法であるが、新市場での知識、技術を保有している会社や進出国での製品の販売能力のある会社と合弁会社を設立することもよく行われている。合弁会社の設立では、新市場での知識、技術の取得、進出国の知識及び経験の補完、パートナーの顧客基盤の利用等のメリットがあり、投資リスクを抑えることができる。合弁会社を設立するためには、第一に合弁事業を協同して運営する良きパートナーが必要である。良きパートナーの条件としては以下のことが考えられる。

- 合弁事業発展のために互いに補完しあえる役割を分担する能力があること。
- パートナーの財政状況が良好であること。
- 両者の経営方針、営業政策が基本的に一致していること。

(1) 合弁契約書の締結

合弁会社を設立する場合には、当事者の契約関係を明確にし、将来のトラブルを避けるために合弁契約書を締結する必要がある。

外国の会社と合弁会社を設立する場合には、契約を相互に正しく理解し、実務担当者が変更された場合にも当初の合意が正しく引継がれるためにも、重要な事項は全て文書により取り決める必要がある。一般的に、合弁契約書に記載される事項は下記の通りである。

① 一般的事項

合弁事業の当事者、合弁会社設立の目的

② 合弁会社の組織等

会社の種類、名称、当初の授権株数及び発行済株数、出資比率、取締役、監査役の人数及び構成、会計監査人、会計年度

③ 合弁会社の運営に関する事項

- i. 主総会の開催時期、招集方法、定足数、議決方法
- ii. 取締役会の招集方法、定足数、議決方法
- iii. 取締役会の承認を要する事項
(定款の変更、一定限度を越えた借入、年度予算案等)
- iv. 設立以後数年間の会社経営の基本方針
- v. 経営責任者

④ 資本構成

- i. 当初資本及び追加資本の拠出額及び比率
- ii. 貸付及び借入の保証額及び比率
- iii. 配当方針
- iv. 取引銀行

⑤ その他

- i. 合弁会社株式の譲渡制限
- ii. 契約発行日、有効期限、通知方法、契約の修正方法

なお、会社の定款、技術援助契約、販売権契約等が同時に作成されるのが一般的であり、具体的に諸契約書を作成する場合には、弁護士と相談し、内容を充分検討することが必要である。

(2) 人材の確保

合弁事業を成功させるには、会社の運営に必要な有能な人材をいかに確保するかが重要な

課題である。一般的に海外で合弁会社を設立する場合には、合弁相手の会社の信頼できる社員を出向或は転籍させ、重要な職務を執行させる。出向または転籍社員でカバーできない場合には、外部より募集する。

(3) 会計上の留意点

①連結及び持分法の適用

日本の金融商品取引法に基づき連結財務諸表を作成する場合には、**議決権比率 50%超**の子会社または実質的に支配下にある子会社は原則として連結する必要がある。他方、**議決権比率が 20%以上 50%以下**所有する関連会社は原則として持分法を適用する必要がある。

②会計原則の相違

海外で合弁会社を設立する場合には、現地の関連法令及び会計原則に基づいて財務諸表を作成しなければならない。従って、日本の親会社への報告様式及び報告時期等につき事前に充分討議し、合弁契約書に合意事項として記載すべきである。

また、現地と日本に事務所を有するグローバル会計事務所を利用することが望ましい。

第3章 台湾の会社法、有限組合法及び两岸関係に関する法令等の概要

1. 台湾の会社法の概要

(1) 会社の種類

会社法における会社とは、営利を目的として同法の規定により組織し登記によって成立した社団法人をいう。会社は次の4種類に分けられている。

- ・合名会社（無限公司）
- ・有限会社（有限会社）
- ・合資会社（兩合公司）
- ・株式会社（株式会社）

台湾における日系企業はほとんどが株式会社形態を取っている。

(2) 一般規定

①会社の他社に対する投資の制限（会社法第13条）

会社は他の会社の無限責任社員または組合事業の組合員になることができない。投資事業者等が他の会社の有限責任社員になる場合は、定款に別段の規定を定め、当該会社の払込資本金の40%の額を限度に出資することができる。なお、株主総会での承認を得た場合、限度額の適用はない。

②資金の貸付（同第15条）

会社は、事業取引のある会社間において資金融通の必要がある場合、または、短期資金（一年以内）の供与の必要がある場合に限り、貸付を行うことができる。但し、短期資金の貸出額については貸出企業の純資産額の40%を限度とする。

③債務保証（同第16条）

会社は法令または定款に規定されている場合を除き、他人の債務を保証することはできない。

④公認会計士の財務諸表監査に関する規定（同第20条）

払込資本金が一定金額（中央主務機関により定められた金額 NT\$ 3,000 万）以上に達する会社は、その財務諸表（貸借対照表、損益計算書、資本勘定計算書及び現金流動表等）に対して公認会計士の監査を受ける必要がある。なお、銀行から借入調達する金額が NT\$ 3,000 万以上の場合も財務諸表監査が必要となる。

(3) 株式会社

株式会社は一般の株式会社及び閉鎖性株式会社に分ける。会社法における株式会社に関する規定は以下の通りです。

①株主数

- ・一般の株式会社の場合：（同第2条第4項）

発起人及び株主は、法人の場合は1社以上、個人の場合は2人以上必要である。

- ・閉鎖性株式会社の場合：（同第356条の1第1項）

株主数は50人を超えてはならない(但し、法人株主可)。

②政府または法人が株主の場合の代表者派遣（同第27条、第128条の1）

政府または法人が株主であるときは、当該株式会社の取締役、監査役に株主である政府または法人を選任することができる。ただし、この場合には、その職務行使を代表させる自然人を指定しなければならない。

政府または法人が株主であるときは、その代表者もまた取締役、監査役に選任されることができるが、取締役と監査役の双方を同一の政府または法人から選任させることはできない。

(ただし、一人株主の会社の場合は当該規定の適用はないものの、取締役、監査役は政府または法人株主が指定する必要がある。)

なお、上記代表者は、いつでも他人を派遣して交替し、所定の任期を補足させることができる。

③資本の払込

- ・一般の株式会社の場合：(同第 156 条)

株式会社の株式の額面金額は均一でなければならない。また、定款にて授權資本（発行可能株式総数）を定め、授權資本の範囲内で取締役会決議によって株式を発行することができる。

- ・閉鎖性株式会社の場合：(同第 356 条の 3 第 1、2 項、同第 356 条の 6)

会社は株式を発行する際に、額面株式或いは無額面株式のいずれかを選択する必要がある。無額面株式の発行を選択する場合、会社は定款に明記する必要がある。発行により得た株式払込金の全額を資本金に充当しなければならない。また、発起人は初回に発行した株式全数を引き受ける必要がある。出資方式について、発起人は現金のほか、会社の事業に必要となる財産、技術、役務或いは信用を資本金に充当することができる。但し、役務や信用にて充当する場合の株数が会社の発行総株数に占める割合は一定の比率を超えてはならない。

④株式の譲渡

- ・一般の株式会社の場合：(同第 163 条)

株主は株式を自由に譲渡することができ、定款をもってこれを禁止または制限することはできない。但し、発起人の株式は、設立登記後 1 年を経なければこれを譲渡することができない。

- ・閉鎖性株式会社の場合：(同第 356 条の 5 第 1、2 項)

定款に株式譲渡の制限の内容を明記する必要がある。又、会社に株券の発行がある場合は、株券にも株式譲渡の制限の内容を明記する必要がある。株券の発行がない場合は、譲渡人は譲受人に交付する関連書類に株式譲渡の制限の内容を明記する必要がある。

⑤株券の発行時期及び不発行の制度（同第 161 条の 1）

会社の資本金が一定金額（現在は 5 億 NT\$）に達した場合、設立後または新株発行後 3 ヶ月以内に株券を発行しなければならない。但し、一定金額に達しない場合は、定款に記載がある場合を除き、株券を発行しなくとも良い。

⑥株主総会

(同第 170 条、同第 128 条の 1、同第 356 条の 8 第 1、3 項)

株主総会は次の 2 種類に分けられる。

- i. 定時株主総会、毎年少なくとも 1 回招集する。
- ii. 臨時株主総会、必要があるときに招集する。

定時株主総会は、各会計年度を終了後から 6 カ月以内に開催しなければならない。

なお、株主が 1 社の場合（多くの日系企業がこれに該当する）には、定時株主総会に代わり取締役会を開催することで足りる。

また、閉鎖性株式会社はテレビ会議或いはその他中央主務機関が公告した方法により株主総会を行うことができる旨を定款に明記することができる。又、株主全員の同意を以て株主が議案について会議を実際に行わず、書面にて議決権を行使することができる旨を定款に明記することができる。一般の株式会社はテレビ会議による株主総会開催は認められていない。

⑦議決権

- ・一般の株式会社の場合：(同第 179 条)

会社の各株主は、定款において特別株を有する株主の議決権に関する規定がある場合を除き、1 株につき 1 議決権を有する。なお、会社が自己所有する自己株式の議決権は停止される。

- ・閉鎖性株式会社の場合：(同第 356 条の 9 第 1 項)

株主は契約書にて株主の議決権の共同行使方法を定めることができる。また、議決権信託を利用し、受託者が信託契約書に基づき株主議決権を行使することができる。

⑧議事録（同第 183 条）

株主総会の決議事項については、議事録を作成し、議長が署名または捺印し、総会閉会后 20 日以内にこれを各株主に送付しなければならない。議事録には会議の年月日、場所、議長の氏名、決議方法、並びに議事経過要領及びその結果が記載されなければならない。

⑨取締役及び取締役会

会社法において取締役及び取締役会に関する主な規定は次の通りである。

- i. 取締役は3人以上である必要がある。取締役は株主総会において行為能力を有する人より選任される。(同第192条)
- ii. 取締役の任期は3年を超えることができない。但し、再選再任することができる。(同第195条)
- iii. 取締役の報酬を定款で定めていないときは、株主総会の決議をもってこれを定めなければならない。(同第196条)
- iv. 取締役会を招集するには、開催日より7日前に各取締役に対して招集の理由を記載した通知をしなければならない。但し、緊急な場合は、何時でも招集することができる。取締役会はテレビ会議の方式で開催することができる。(同第204条)
- v. 取締役会の決議は、本法に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その過半数の同意をもって行わなければならない。(同第206条)
- vi. 取締役会は三分の二以上の取締役の出席及び出席した取締役の過半数の同意によって、1人を代表取締役に選任しなければならない。また定款の規定に基づいて、同一方式により1人を副代表取締役に選任することができる。(同第208条)

⑩欠損の報告義務 (同第211条)

会社の欠損が払込資本額の二分の一に達したときは、取締役会は直ちに株主総会を招集してその報告をしなければならない。

会社の資産がその債務を完済するに明らかに不足する時は、第282条の会社の更生に基づいて処理することができる場合を除き、取締役会は直ちに破産の宣告を申請しなければならない。但し、解釈上は当該会社が財政状態の合理的改善計画(例えば増資)を示すならば、破産宣告の申請をせずともよい。

⑪監査役 (同第216条、同第217条) (FIA会社の例外規定は(4)参照)

監査役は株主総会において選任する。監査役のうち少なくとも1人は、国内に住所をもたなければならない。監査役の任期は3年を超えることができない。但し、再選再任することができる。

⑫監査役の責任 (同第218、218-2、219、220、222、224条)

監査役は、取締役及び取締役会の業務執行を監督する。この責任を果たすために主に下記の権限が与えられ、会社の取締役、支配人またはその他使用人を兼任することが禁止されている。

- いつでも取締役の業務及び会社の財産の状況並びに会計帳簿等を調査することができ、必要に応じて取締役または取締役会に対して報告を求めることができる。
- 必要に応じて、会社を代表して弁護士及び会計士に調査を委任することができる。
- 取締役会に出席して意見を述べるができる。
- 取締役または取締役会の業務執行において法令または定款に違反するおそれがあるときは、監査役は直ちに取締役会または取締役に通知してその行為を停止させる必要がある。
- 監査役は、取締役または取締役会が株主総会に提出する文書を監査し、その意見を株主総会に報告する必要がある。
- 監査役は、取締役または取締役会が株主総会を招集しないとき及び会社の利益のために必要と認めるときは、株主総会を招集することができる。

監査役が法令、定款に違反し、または職務を怠ったために会社に損害を与えたときは、会社に対して賠償の責任を負う。

⑬利益分配の制限 (同第232条、同第356条の10第1項)

会社は欠損を補填し、本法の規定により法定利益準備金を積立てた後でなければ、株主配当をすることができない。利益分配は定時株主総会により決議される。なお、台湾では中間配当の規定がなかったが、閉鎖性株式会社の場合、定款に利益分配又は欠損補填を会計年度の半年毎の終了後に行うことを明記することで年2回の利益分配が可能となる。

⑭従業員特別賞与(同第235条の1)

会社は当年度の利益の一定の金額または比率をもって従業員特別賞与を分配することを定款に定める必要がある。但し、会社に未処理損失があるときは、これを補填しなければならない。

従業員賞与の分配は、株式または現金で行う。また、取締役会で三分の二以上の取締役の

出席、出席取締役の過半数の同意をもって決議し、株主総会へ報告する必要がある。

定款には、一定条件に該当する従属会社の従業員への株式または現金による特別賞与を明記することができる。

⑮社債の発行（同第 246 条、第 247 条、同第 356 条の 11 第 1、3 項）

会社は取締役会の決議により社債を募集することができる。一般の株式会社の場合、社債の発行総額は、会社が現に有する資産の総額から負債の総額及び無形資産の総額を控除した残額を超えることができない。また、無担保社債の総額は、前述の残額の 2 分の 1 を超えることができない。閉鎖性株式会社の場合は上記の社債及び無担保社債の総額に関する規定を適用しない。

⑯従業員の新株引受（同第 267 条、同第 356 条の 12 第 3 項）（FIA 会社の例外規定は（4）参照）

会社が新株を発行するときは、主務機関が特別に認可したものを除き、新株発行総額の 10% から 15% までの株式を留保して会社従業員への引受けに供しなければならない。但し、閉鎖性株式会社の場合は上記の新株発行時の従業員への株式留保に関する規定を適用しない。

⑰利益準備金（同第 237 条、第 241 条）

会社が利益分配をする場合、税引後当期利益の 10% を利益準備金として払込資本額に達するまで積立てなくてはならない。利益準備金の取崩は欠損補填あるいは資本組入以外は認められない。

会社に欠損がない場合は、株主総会の決議に基づいて、利益準備金及び次の資本準備金の全部または一部について、株主の元来所持している株式数に比例して新株または現金を給付することができる。

- i. 額面以上の価額を以て株式を発行したときに得た超過額
- ii. 贈与を受けた所得

利益準備金をもって新株または現金を給付する場合は、当該準備金額が払込済資本額の 25% を超えた部分を限度とする。

⑱組織の変更（同第 356 条の 13、14）

閉鎖性株式会社は発行済株式総数の三分の二以上を代表する株主が株主総会に出席し、出席株主の議決権の過半数が同意した株主総会での決議を経て、一般の株式会社へ変更することができる。一般の株式会社は全株主の同意を経て、閉鎖性株式会社へ変更することができる。

（4）FIA 法人にする例外規定

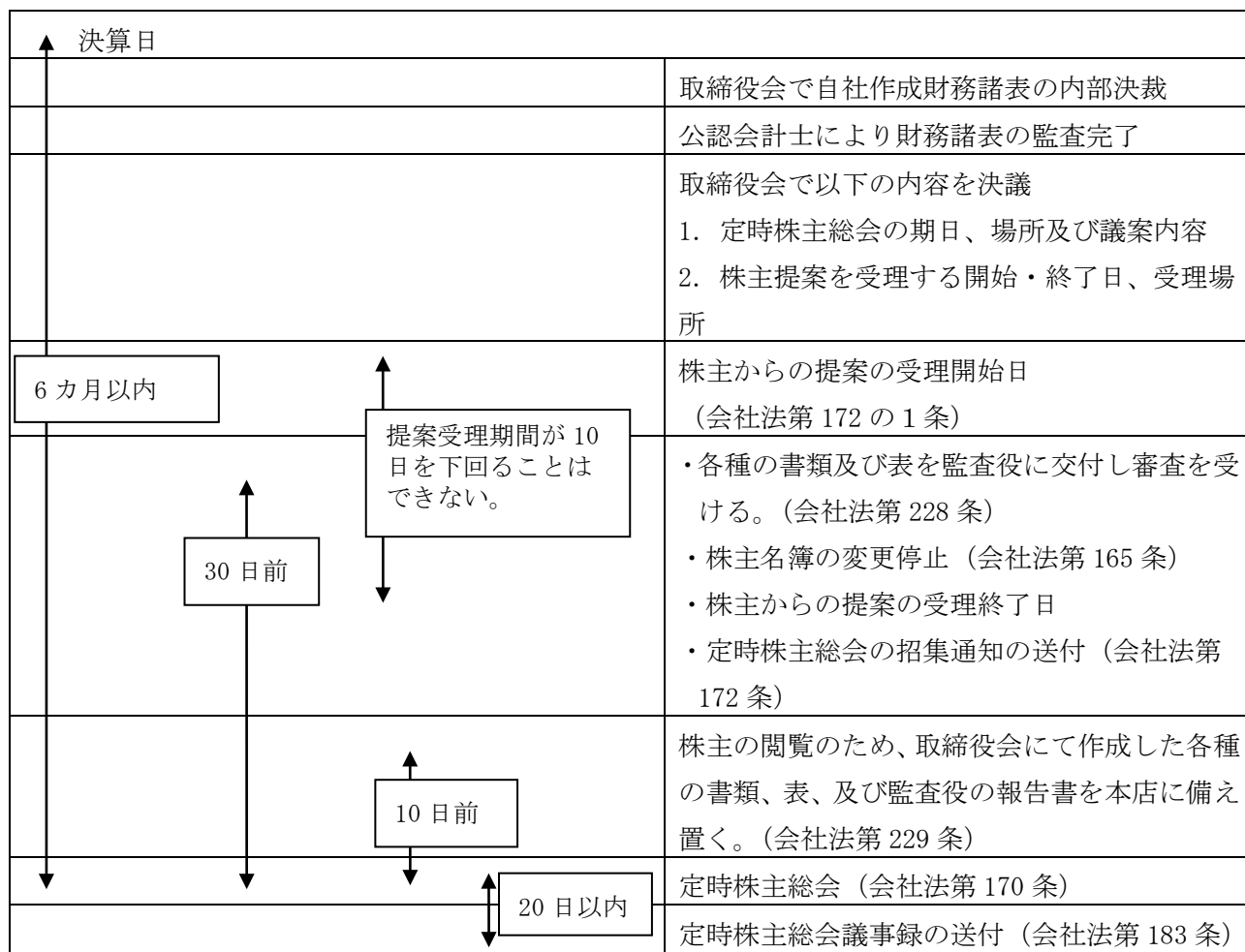
FIA 法人の投資者は、上記の「（3）、⑪（監査役）」における監査役の住所に関する制限、及び外国資本額がその FIA 法人の資本総額の 45% 以上である場合「（3）、⑯（従業員の新株引受）」に関する制限を受けない。

2. 有限組合法（有限合夥法）

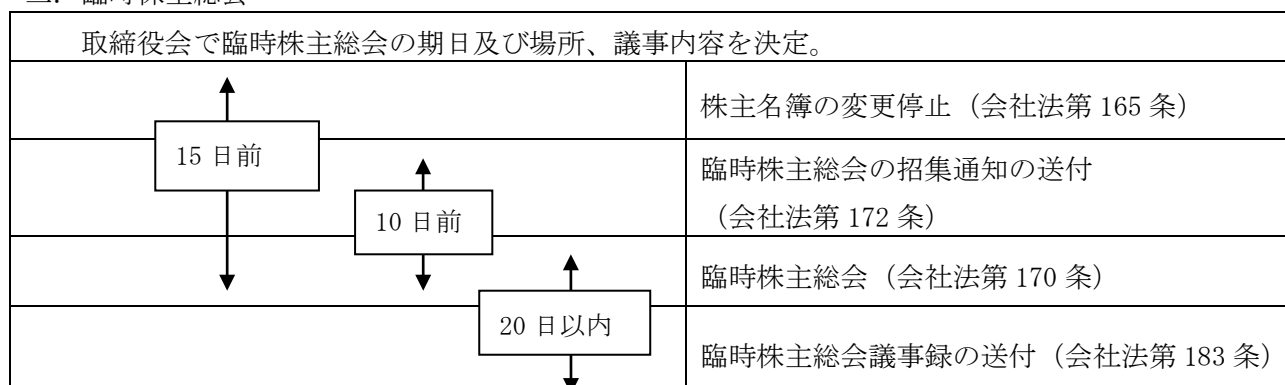
2015 年 6 月 24 日に有限組合法が公布された。施行日は行政院が定めるが 2015 年 9 月末現在まだ公表されていない。有限組合は、コンテンツ時代の到来に合わせ導入された制度で、普通組合員と有限組合員により組織される共同事業形態である。専門知識を有する人材と資金を有する出資者が、今までの会社形態以外のフレキシブルな事業形態を選択して事業を行うことが可能になる。経済部による説明では、映画監督が普通組合員となり、出資者が有限組合員となり共同で有限組合を組織し、映画撮影、興行し、利益分配をして組合関係を終了する事例が提示されている。今後営利事業所得税の優遇規定他、関連規定が整備される予定である。

3. 非公開会社株主総会スケジュール

一. 定時株主総会



二. 臨時株主総会



4. 中国大陸への投資に係る法令規定の概要

台湾の人民、法人、団体あるいはその他の機構が中国大陸で直接または間接に投資または技術提携を行う場合は、事前に申請書類を備え、台湾經濟部投資審議委員会の許可を得る必要がある。但し、個別案件の累計投資金額が主管機関による公告の限度額（US\$100万）以下のものは、届出によって投資することができる。また、申請後、期限内に投資審議委員会へ届出の必要がある。

(1) 根拠法令

- ・台湾と中国大陸の人民関係条例第 35 条
- ・中国大陸における投資または技術提携の審査原則
- ・中国大陸における投資または技術提携の許可弁法

(2) 規定要点

①規定対象者（許可弁法第 2 条）

台湾の人民、法人、団体またはその他の機構

②投資の定義（許可弁法第 4 条）

- i. 新会社または事業の創設
- ii. 現地の既存会社または事業に対する出資
- iii. 現地の既存会社または事業の株式の取得。但し、上場会社の株式の購入は含まれない。
- iv. 支店または事業の設置または拡大

台湾の人民、法人、団体またはその他の機構が第三地区の会社または事業へ直接あるいは間接的に投資し、その取締役、監査役、支配人またはこれらに相当する職務を担当し、あるいは所有する持分または出資額が 10%を超過し、さらに当該会社が前項の各号の行為の 1 つに該当する場合、本弁法の中国大陸への投資に属する。

台湾の人民、法人、団体またはその他機構は外国発行人が台湾で TWSE（台湾証券取引所）上場会社、TPEX（証券グレタイ売買センター）上場会社、または興櫃（エマージング）登録会社の株式を取得し、また当該外国発行人は中国大陸において前項の各号の行為の 1 つに該当するが、投資人は上記会社の取締役、監査役、支配人を担当せず、所有する持分が 10%以下である場合、本弁法に述べる中国大陸への投資には属さない。

③投資出資種類（許可弁法第 6 条）

- i. 現金
- ii. 機器設備、部品パーツ
- iii. 原材料、半製品または製品
- iv. 専門技術、特許権、商標専用権または著作権
- v. その他の主管機関の認可により投資する資産

④投資実行の届出（許可弁法第 9 条）

許可を取得し中国大陸で投資を行う場合、投資実行後 6 ヶ月以内に下記の関連書類を備えて投資審議委員会に届出なければならない。また定期的に投資事業運営状況調査表を記載し申告しなければならない。

- i. 投資実行証明文書のコピー
- ii. 投資事業設立の登記証明書類あるいは営業ライセンスのコピー
- iii. 投資事業の株主名簿または持ち株証明文書のコピー
- iv. その他の主管機関の要求書類

許可を取得し中国大陸で投資を行う場合、累計投資金額が主務機関の所定金額（US\$100万）以上に達する場合、投資実行後、毎年 3 月 31 日以前に四半期ごとの投資計画の執行状況を提出しなければならない。また、営業年度終了後の 5 ヶ月以内に投資審議委員会にその年度投資計画の執行状況及び公認会計士の監査を受けた財務諸表を提出しなければならない。

⑤譲渡規定（許可弁法第 10 条）

中国大陸での投資（出資または技術提携等）を譲渡する場合、譲渡後 2 ヶ月以内に投資審議委員会に届け出なければならない。

⑥利益を台湾へ送金する規定（許可弁法第 11 条第 2 項）

中国大陸への投資の成果及び投資元本を台湾へ戻す場合、資金送金を行った後1ヶ月以内に関連書類を備えて投資審議委員会に届け出なければならない。

⑦ 実行期限（許可弁法第12条）

中国大陸投資に関する経済部投資審議委員会の許可には期限があり、期限内に投資等が実行されない場合、期限の到来によってその許可は失効する。

投資を実行したものの期限内に投資計画を完成できない場合、未完成部分の許可については、期限到来時に失効する。

投資許可の期限については、正当な理由がある場合、期限到来前に投資審議委員会へ期限延長を申請することができる。

⑧ 投資金額の上限（審査原則第3条）

投資人は中国大陸に対する累計投資金額を以下の投資金額または比率の上限を超過することはできない。但し、台湾経済部工業局の營運総部營運範圍證明書類に符合する企業または多国籍企業の台湾子会社はこの限りでない。

i. 個人：毎年US\$5,000,000

ii. 中小企業：NT\$80,000,000、あるいは純資産額または連結純資産額の60%の高いほうを上限とする。

iii. その他企業：純資産額または連結純資産額の60%の高いほうを上限とする。

前項の多国籍企業とは、大陸投資申請の前一年の全世界営業収入がUS\$100,000,000以上に達し、二つ以上の国家で子会社または支社を設置し、親会社または本社が有効なコントロール及び統括方策を行い、国際的な生産経営行為に従事し、その親会社または本社が国外にあり、台湾に子会社または支社がある経済実体を指す。

中国大陸での投資事業の利益準備金の振替による増資の金額は、その累計投資金額に算入しない。投資人は中国大陸で投資する事業の資本金または利益を台湾へ送金する場合、その累計投資金額を差し引くことができる。

⑨ 申請案件種類（審査原則第4条）

i. 大陸への累計投資金額がUS\$100万以下である場合は台湾側では経済部への届出のみで投資することができるが、投資実行後6ヶ月以内に中国大陸投資に関する書類を備えて、主務機関に申告しなければならない。

ii. 簡易審査案件

a. 簡易審査案件は個別案件の累計投資金額が下記規定の一つに符合する場合適合する。

ア. US\$50,000,000以下

イ. US\$50,000,000を超過し、iii(c)の専門審査案件に属さない。

b. 簡易審査案件は投資人の財務状況、技術移転の影響、労働者法律義務の履行情況、及びその他関連要素に対して審査を行い、各関係機関と協議したうえで、投資の許可または撤回を決定する。

c. 特殊な必要性があるとき、主務機関は経済部投資審議委員会に審査を求める、または專案審査に移行させる。

d. 主務機関は、投資人が書類を提出して1ヶ月以内に決定できない場合、当該申請案件の許可は自動的発効し、主務機関は証明書を発給しなければならない。

iii. 専門審査案件

中国投資事業の個別案件の累計投資金額がUS\$50,000,000を超過する場合、主務機関は関係機関と協議したうえで、経済部投資審議委員会に提出する。審査項目は以下の通りである。

a. 事業経営上の考慮要素：申請企業の国内での投資の状況、グローバル化戦略、国内経営状況の変化及びその他関連要素

b. 財務状況：申請企業の負債残高、負債比例、財務の安定性、そのグループ企業の財務関連性及びその他関連要素

c. 技術移転および設備輸出状況：国内業者のコア・コンピタンスに与える影響、研究開発戦略、その他メーカーの知的財産権への侵害状況及びその他関連要素

d. 資金の取得及び運用状況：申請企業の多元的な資金源、資金送金計画、中国大陸での投資資金の台湾への送金状況及びその他関連要素

e. 労働者事項：申請企業従業員の就業への影響、法律義務の履行状況及びその他関連要素

素

f. 安全及び策略事項：国家安全に与える影響、経済発展策略の考慮、兩岸関係及びその他関連要素

⑩平均案件日程

- i. 届出案件 US\$1,000,000 以下：1日から3日
- ii. 簡易審査案件 US\$5,000,000 以下：7日から20日
- iii. 簡易審査案件 US\$5,000,000 超過：15日から30日
- iv. 専門審査案件 30日から40日またはその以上

⑪申請手続

- i. 經濟部投資審議委員会に中国大陆における投資許可を申請する。
- ii. 經濟部投資審議委員会に投資の実行を届け出る。

5. 中国大陆人民の来台申請

中国大陆の人民は「中国大陆地区人民の来台許可規定」に従い、来台する前に内政部出入国移民署へ来台許可書を申請する必要がある。

来台許可は、台湾での活動の性質に基づき以下の4種類に分けられる。

活動性質	社会交流	専門交流	商業活動	医療サービス
内容	(1) 家族の訪問 (2) 親類の訪問 (3) 葬儀 (4) 訪問	(1) 宗教上の研修 (2) 教育講習 (3) 投資・経営管理 (4) 科学技術の研究 (5) 芸術文化の伝承 (6) 運動選手の訓練支援 (7) サービス拠点 (8) 研修生 (9) 短期専門交流	(1) 講演 (2) ビジネス研修 (3) 契約履行のための業務活動 (4) 多国籍企業の内部異動 (5) 短期商業活動	(1) 医療機関の受診 (2) 健康診断や美容医療

中国大陆人民の来台申請について、台湾で行う商業活動の種類、申請資格、及び来台許可書の申請種類、有効期間を以下の通り説明する。

(1) 種類

- ①講演
- ②ビジネス研修（教育訓練を含む）
- ③契約履行のための業務活動（検収、アフターサービス、技術指導、訓練などを含む）
- ④多国籍企業の内部異動

二カ国以上の国家（中国大陆、香港及びマカオを含まない）で子会社または支店を設置し、親会社または本社が有効なコントロール及び全般的戦略を行い、国際的な生産経営行為に従事する。その親会社または本社は外国、香港またはマカオにあり、台湾で子会社または支店を設置し、あるいはその親会社または本社が台湾にあり、以下のいずれの一つの要件の該当する経済実体である。

- i. 申請前一年の世界中の資産が US\$20 億以上に達する。
- ii. 經濟部からの運営本部認定許可を取得している。
- iii. 国内の従業員数が 100 名以上、またそのうちの 50 名以上が専門学校以上の学歴を有する。
- iv. 国内の年間純売上高が NT\$10 億以上に達する。
- v. 区域の年間純売上高が NT\$15 億以上に達する。
- ⑤短期商業活動（商用訪問、会議、視察、展示会の参加、展示会の参観、海運・空運サービスを含む）

(2) 申請資格

中国大陆人民が台湾で商業活動を行う際の申請資格及び招待団体の資格については付表に示す。

付表：中国大陸商用パーソンが台湾で商業活動を行う際の申請資格及び招待団体の資格

商業活動タイプ	招待団体の資格	中国大陸地区人民の申請資格
講演	<ul style="list-style-type: none"> 台湾企業及び外国資本企業の年間売上高が NT\$1 千万以上、または新設した台湾企業及び外国資本企業の会社で資本金が NT\$5 百万以上である。 外国企業の台湾支店で年間売上高が NT\$1 千万以上、または新設した外国企業の台湾支店で運営資金が NT\$5 百万以上である。 外国企業または中国大陸企業の台湾事務所での購買実績が US\$1 百万以上である。但し、金融サービス業の台湾支店は購買実績による制限を受けない。 中国大陸企業の台湾支店で年間売上高が NT\$1 千万以上、または新設した中国大陸企業の台湾支店で運営資金が NT\$5 百万以上である。但し、金融サービス業の台湾支店は売上高及び運営資金による制限を受けない。 自由貿易港区設置管理条例第 3 条第 2 号に規定する自由港区事業。 加工輸出区設置管理条例第 3 条第 1 項に規定する区内事業。 農業科技園区設置管理条例第 4 条第 2 号に規定する園区事業。 行政院が制定した自由経済モデル区のモデル事業、区内一般事業。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業責任者または支配人 専門人員または技術人員
ビジネス研修(教育訓練を含む)		<p>以下の事業におけるマネジャーまたは技術人員に限る。</p> <p>一、台湾企業が中国大陸または外国において投資する事業。</p> <p>二、外国企業、中国大陸企業またはその投資する事業。</p> <p>上記第 2 項の事業における大陸地区人民が教育訓練のために来台を申請する場合、その招待団体は当該外国企業、中国大陸企業が台湾において投資する事業に限る。</p>
契約履行活動（招待団体のための検収、アフターサービス、技術指導、訓練などを含む）		<ul style="list-style-type: none"> 企業責任者または支配人 専門人員または技術人員
多国籍企業の内部配置転換による来台サービス提供	多国籍企業の台湾親会社、本社、支店または子会社。	<p>勤続一年以上の以下の者</p> <ul style="list-style-type: none"> 多国籍企業の責任者または支配人 専門人員または技術人員
短期商業活動（商用訪問、会議、視察、展示会の参加、展示会の参観、空運・海運サービスを含む）	台湾本国企業、外国資本企業、外国企業の台湾支店、外国企業または中国大陸企業の台湾事務所、中国大陸企業の台湾支店、空運・海運企業の台湾における代理人。	<ul style="list-style-type: none"> 企業責任者または支配人 専門人員または技術人員

(注)

1. 同行して来台する者は、申請者が行政院が設立、指定した機構、または委託した民間団体による許可証、認証により親族関係を証明する必要がある。
2. 申請案における訪問の行程または人員の身分、招待部門の資格に疑義がある場合、あるいはその他特殊な状況が

ある場合、聯審会にて審査される。

3. 各事業の目的主務機関より指定された書類は、申請注意事項に基づき取り扱う。
4. 中国大陸にて作成された文書について、まず主務機関または事業の中央目的主務機関は、中国大陸地区人民の來台許可規定第 54 条の規定に基づき行政院が設立、指定した機構、または委託した民間団体に許可証、認証を求めることが出来る。
5. 行政院が制定した自由経済モデル区の第一類モデル事業、区内一般事業が、中国大陸地区人民のモデル区における講演、ビジネス研修（教育訓練を含む）、契約履行のための業務活動を行うための來台を申請する場合、その期間が一月以下のもは主務機関による審査を免除する。

(3) 許可証の種類及び有効期間

中国大陸人民が來台する前に申請により許可を受けた場合、台湾出入国許可証が発給される。出入国許可証の種類及び有効期間は以下の通り。

① 1 回のみ出入国許可証

有効期間は発効日の翌日から 6 ヶ月間

② 1 年～ 3 年間の必要に応じて申請する追加出入国許可証（複数回出入国可）

主務機関が必要であると判断した場合、出入国許可証を追加発行することが出来る。有効期間内にオンラインで出入国許可証の追加発行を申請した後、出入国が可能となる。追加申請した許可証の有効期間は発行日の翌日から 6 ヶ月間である。但し、追加出入国許可証の複数回の申請には、その期限を超過してはならない。

③ 1 年～ 5 年間マルチ（複数回）出入国許可証

下記のいずれかに該当する場合、マルチ出入国許可証の申請が可能。許可証の有効期間内に複数回出入国ができる。

- i. 招待団体の年間営業額が NTD5,000 万以上
- ii. 招待団体は自由貿易港区設置管理条例に規定する自由港区事業、加工輸出区設置管理条例に規定する区内事業、農業科技園区設置管理条例に規定する園区事業である。
- iii. 招待団体は自由経済モデル区に規定される事業である。
- iv. 申請者は中国大陸での年間営業額が NTD100 億以上に達する企業の責任者あるいは支配人である。
- v. 申請者は中国大陸での株式上場会社の責任者あるいは支配人である。
- vi. 申請者は直近 12 ヶ月内において商業活動のための來台許可証を 2 回以上取得した。
- vii. 申請者は中国大陸機関が発行した訪問あるいは交流のための証明書類を取得した（即ち、申請時に F あるいは Y タイプの通行許可証を取得した。）。
- viii. 申請者は海外で居住している中国大陸人民である。

(4) 許可証の申請及び発行方法：

- ① 設立許可と工商証憑を取得した招待団体がインターネットにて「大陸港澳地區短期入台線上申請暨發證管理系統（中国大陸香港マカオ地域の短期來台オンライン申請及び許可証発行管理システム）」のサブシステム「大陸地區人民申請來台從事商務活動交流線上申辦（中国大陸人民の商務活動のための來台申請オンライン申請）」（以下、オンラインシステム <http://www.immigration.gov.tw/ct.asp?xItem=1136505&ctNode=32828&mp=mt>）により申請する。招待団体はオンラインシステムを初回利用した時に、組織及び団体の証憑又は工商証憑を登録する必要がある。
- ② 中国大陸人民が香港、マカオあるいは国外（中国大陸以外）に居住している場合、招待団体は代行によりオンライン申請を行う。申請者（中国大陸人民）は申請書（招待団体によるオンライン申請の受理番号が記載されているもの）、中国大陸地域から発行された有効期間 6 ヶ月以上の旅行証明書類あるいは身分を証明できる書類、居留身分証明書及び在職証明書などを添付して台湾外国駐在事務所へ申請を提出する。申請者が居住している国家に台湾外国駐在事務所が設置されていない場合、招待団体は申請者の代わりに直接オンライン申請を行う。
- ③ 許可証の発行について、招待団体はオンラインシステムから出入国許可証電子ファイルをダウンロードして申請者へ転送し、申請者がそれを印刷する、または直接印刷し申請者へ郵送する。申請者はこれにより台湾に入国する。

6. 両岸(台湾と中国)租税協定の締結

2015年8月25日に台湾と中国間の「両岸租税協定」が締結された。双方の法制定手順の完了後、正式な発効となり、発効翌年の1月1日以降の所得等に適用予定。今回の協定は現在すでに発効している双方の、その他国間との租税協定を参考に、OECD（経済協力開発機構）モデル、及び国際連合（UN）モデルを原本としている。また双方の税法規定、経済貿易の往来状況、及び租税政策等の要因を考慮し、適切な租税優遇措置が制定された。協定において、両岸の取引により生じる各種所得の二重課税の回避、企業の合理的な租税権益保障、また同時に租税争議の解決と租税の公平性を守るための両岸の税務に関する協力範囲も検討された。

両岸租税協定の主な内容は以下の通り。

①適用対象

- i. 居住者：双方の税法に適合する居住者と定義される人（自然人及び法人を含む）。
- ii. 双方居住者：台湾居住者であると同時に中国居住者でもある場合、①恒久的住居 ②利害関係の中心的地所 ③常用の住居の順序で考慮し、いずれの居住者となるのかを定める。
- iii. 間接投資企業：両岸以外の法律に基づき設立されたある実体について、その実態を実質的に管理する場所（Place of effective management、以下 PEM と称する）が両岸のいずれか一方に所在する場合、その実体を PEM が所在する一方の居住者と見なす。「PEM がいずれか一方に所在する」とは、企業が以下の規定に全て適合する場合を指す。
 - a. 重大な経営管理、財務管理及び人事管理の方針決定者がいずれか一方に居住する個人である。又は本社がいずれか一方にある企業、又は方針決定がなされた場所がいずれか一方である。
 - b. 財務諸表、会計帳簿記録、取締役会議事録又は株主総会議事録の作成、又は保存の場所在いずれか一方にある。
 - c. 主要な経営活動が実際に執行されている場所在いずれか一方である。

②主要な適用税目

台湾：営利事業所得税、個人総合所得税、所得基本税額

中国：企業所得税、個人所得税

③各種所得に対する租税優遇措置の概要まとめ

所得類型	説明
営業利益	<p>企業が他方に恒久的施設(Permanent Establishment、以下 PE と称する)を持たない場合、又は PE を経由して事業を行っていない場合、当該企業は他方において免税又は非課税とされる。PE とは以下を指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 管理事務所、分支機構、事務所、工場、作業場、鉱山発掘所、油田、天然ガス田、採石場又は、全てのその他天然資源採掘場所。 • 建設現場、建設(建築)、取付工事、又はそれらに関連する監督管理作業の継続期間が12ヶ月を超える場所。 • いずれか一方の企業が、直接又間接的に、従業員又はその他の人員を通じて他方に提供するサービスが、当該納税年度に開始又は終了する12ヶ月間における連続又は累計183日を超過する場合。当該サービスにはコンサルティングサービスを含む。 • 常に一方の企業の名義で、他方において契約を締結している場所。
海空運輸による収入及び利益	<ul style="list-style-type: none"> • 海空運輸企業が他方での業務により取得した収入及び利益について、当該会社は他方で免税又は非課税とされる(営業税、付加価値税又は類似の税金を含む)。 • 共同経営又はその他経営機構に参加し取得した収入や利益は、今回の協定で規定された海空運による収入や利益の範囲に属する。ただし当該経営への参加比率に基づき算出した収入及び利益に限る。

投資所得	<ul style="list-style-type: none"> • 配当：受益者が一方の会社であり、かつ給付配当を行う他方の会社に25%以上を直接出資する状況の場合、他方での課徴税額は配当総額の5%を超えないものとする。その他状況においては、課徴税額は配当総額の10%を超えないものとする。 • 利息：利息受益者がいずれか一方の居住者である場合、他方での課徴税額は利息総額の7%を超えないものとする。 • ロイヤリティ：受益者がいずれか一方の居住者である場合、他方での課徴税額はロイヤリティ総額の7%を超えないものとする。
財産収益	<ul style="list-style-type: none"> • 協議により、他方において課税される状況： <ul style="list-style-type: none"> ➢ いずれか一方の居住者が他方の不動産を使用又は譲渡したために生じた所得(農業又は林業所得を含む) ➢ 一方の企業が保有する他方に在するPEの営業資産中の動産譲渡収益。または一方の居住者が他方において業務を行っている(個人役務提供)固定的施設の動産譲渡収益。PE(単独又は企業全体)又は固定的施設の譲渡収益を含む。 ➢ いずれか一方の居住者が株式を譲渡し、かつその株式価値の50%以上が直接的又は間接的に他方に在する不動産によるものである場合、その譲渡収益。 • 譲渡者が居住者である一方でのみ課税される状況： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 海空運輸業の船舶や航空機の経営、又は船舶や航空機の運営に付属する動産を譲渡し、取得した収益 ➢ 一方の居住者が他方の居住者である会社の株式、又はその他の資本的権利を譲渡し、取得した収益。ただし譲渡者がその居住者である一方においては他方からの当該収益を免税とし、かつ譲渡者が譲渡を行う12个月前までに、直接的又は間接的に当該他方の会社の資本の25%以上を保有する場合、他方にて課税することが出来る。 ➢ その他、上記に記載されている財産以外の譲渡収益
個人役務所得	<ul style="list-style-type: none"> • 一方の居住者が独立身分又は被雇用形式で他方にて個人役務に従事し、取得した所得については他方にて課税される。□ • 他方にて雇用され役務提供により取得した所得は、以下の条件に適合する場合、他方での所得税は免除される。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 当該納税年度に開始、又は終了する12ヶ月間において、他方での居留日数が連続又は累計183日を超過しない。 ➢ 所得が他方の居住者ではない雇用主又は雇用主を代表する者から給付される。□ ➢ 所得が雇用主の他方での恒久的施設によって負担されたものではない。□
移転価格調整	<p>いずれか一方が関係会社間取引に関して移転価格調整を行った場合、他方も合理的に対応し調整しなければならない。□</p>

④相互協議

一方の又は双方の措置により、この協議の規定に適合しない課税を受けた者は、双方各自が定める救済手段とは別に、自己が居住者している一方の税務当局に対して、申立てをすることができる。当該申立ては、この協議の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に提出しなければならない。

いずれか一方の税務当局が、適切に当局独自で解決することができない場合には、この協議の規定に適合しない課税を回避するため、他方の税務当局と協議し、解決するよう努める。協議により成立した決定は、双方の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

第4章 台湾の会計制度

1. 台湾の会計制度及び関連法令の概要

台湾の会社は会社法により会計を行うことが義務付けられており（会社法第228条）、商業会計法が企業会計を規定している。台湾企業の財務諸表の国際企業間比較の可能性の強化、台湾の資本市場の国際競争力の向上のため、台湾の上場会社は2013年度からIFRSに準拠して財務諸表を作成することが要求される（なお、台湾で導入されるIFRSとは台湾版IFRS（以下、「T-IFRS」）と呼ばれる。）。商業会計法及び商業会計処理準則は、2014年に国際財務報告基準（IFRS）への対応として改正が行われており、2016年1月1日より施行される。当該商業会計法の変更にあわせ、**企業会計準則**（以下「企業会計準則」）が制定され2016年1月1日より適用される。非公開発行会社は2016年度以降の財務報告書の作成時、以下2種類の会計原則のどちらか一つを採用する必要がある。

- 商業会計法+商業会計処理準則+企業会計準則
- 商業会計法+商業会計処理準則+金融管理委員会が認可するIFRS（T-IFRS）

台湾の会計制度における財務報告書の作成に係る法令適用順序は下表の通り

適用順序	法令の種類	公開発行会社	非公開発行会社
1	法律	証券取引法 会社法 商業会計法（注1）	会社法 商業会計法
2	行政命令	証券発行者の財務報告書作成 準則（注1）	商業会計処理準則
3	一般に公認妥当と認め られる会計原則	T-IFRS	企業会計準則 又はT-IFRS

（注1）公開発行会社には商業会計法における会計処理関連規定は適用されない。

（1）台湾の商業会計法の概要

商業会計法は1948年の制定・公布以降、数度の改正を経て、直近では2014年6月に国際財務報告基準（IFRS）へ対応した改正が行われている。

- ①原則的ルールのみを残し、詳細な会計処理については商業会計処理準則もしくは解釈通達によって規定されることとしたこと。
- ②IFRSを参考として、財務諸表の名称、会計用語、認識及び測定等に係る原則的規範を修正したこと。

商業会計法の概要

（1）総則（1-13）	
適用範囲（1）	商業会計事務の処理
主務機関（3）	中央政府では經濟部、直轄市では直轄市政府、その他地方政府では県（市）政府を指す。
会計担当者の任免（5）	株式会社（株式会社）では、取締役会に過半数の取締役が出席し、並びに出席取締役の過半数が同意する必要がある。但し、会社定款より優先すべき規定がある場合、その規定に従う。また、商業会計事務を公認会計士もしくは法により会計事務処理を代行する資格を有する者に委託することが出来る。
会計年度（6）	営利事業者は原則として1月1日から12月30日までの期間を会計年度とする。但し、法令や定款の規定によってその他1年以内の任意の期間を会計年度とすることができる。
会計基礎（10）	発生主義
会計事項の記録（11）	複式簿記
帳簿諸表の名称・規定様式（13）	商業会計処理準則に準拠する。
（2）会計証憑（14-19）	

会計証憑 (15)	会計証憑は原始証憑及び記帳証憑からなる。
証憑の作成 (18)	営利事業者は原始証憑に基づき記帳する (記帳証憑の作成)。また記帳証憑に基づき会計帳簿に記入する。
(3) 会計帳簿 (20-26)	
会計帳簿の分類 (20)	会計帳簿は日記帳及び分類帳に分けられている。
設置が必要な帳簿 (23)	設置が必要な帳簿は日記帳及び総勘定元帳に分けられている。製造業或いは営業範囲が比較的大きな産業は製造原価を計算する帳簿、または必要に応じて特殊日記帳及び各種明細分類帳を設置する。但し、会計制度が健全であり、総分類帳の会計項目を使用する日記表を採用する場合は、普通日記帳の設置は不要とされる。
(4) 財務諸表 (27-32)	
財務諸表の分類 (28)	財務諸表には、貸借対照表、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書、資本勘定計算書が含まれている。財務諸表に注記を加え、財務諸表の一部と見なす。
財務諸表の規定様式 (32)	年度財務諸表の様式については新たに設立された営利事業者を除き、2年度対照表示を採用し、当年度及び前年度の金額を並列し表示する。
(5) 会計事務処理手順 (33-40)	
会計事項の記帳期限 (34)	会計事項は発生順序によって日ごとに記帳する。遅くとも2ヶ月を超過してはならない。
証憑及び帳簿の署名・捺印 (35)	記帳証憑及び会計帳簿には営利事業者を代表する責任者、支配人、主務会計担当者及び会計担当者が署名もしくは捺印する必要がある。
会計証憑の装丁 (36)	各種会計証憑は期日或いは月に基づき装丁する。原始証憑がある場合、記帳証憑に添付する必要がある。
証憑の保管 (38)	各種会計証憑については、永久保存或は終結していない会計事項に関するものを除き、年度決算終了後最低5年間保存しなければならない。各種会計帳簿及び財務諸表については、年度決算終了後最低10年間保存しなければならない。
(6) 認識及び測定 (41-57)	
原価測定原則 (41)	資産及び負債の計上については原価による評価を原則とする。
資産、負債、資本、収益及び費用・損失の認識条件 (41-1)	資産、負債、資本、収益及び費用・損失を貸借対照表或いは包括損益計算書における会計項目に計上するためには以下の条件を満たす必要がある。 ①将来経済的便益が営利事業者に (から) 流入 (流出) する可能性が高い。 ②会計科目の金額は信頼性をもって測定することが出来る。
会計科目金額の測定基礎 (41-2)	営利事業者は財務諸表における会計科目の金額を決定する際に、実際の状況によって適切な測定基礎を選定する必要がある。例えば、過去原価、公正価値、正味実現可能価額或いはその他の測定基礎。
非通貨性資産の交換及び贈与資産の測定 (42)	非通貨性資産の交換により取得した資産は公正価値での測定を原則とする。信頼性をもって公正価値が測定できない場合、資産交換により払い出した資産の帳簿価額で測定する。贈与資産は公正価値で記帳し、その性質によって資本準備金、収益もしくは繰延収入として計上する。
棚卸資産の計算方法 (43)	棚卸資産原価の計算方法について、その種類或いは性質に

	よって個別認定法、先入先出法 (FIFO) 或いは平均法の採用を決める。棚卸資産は原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で評価する。評価の結果に基づき発生当期に売上原価へ計上する。
金融商品投資及び長期持分投資の測定 (44)	金融商品の投資についてはその性質によって公正価値、原価或いは償却後原価で測定する。支配力或いは重要な影響力を有する長期持分の投資については持分法を採用する。
貸倒引当金 (45)	未収金の測定は、見積貸倒引当金を控除した後の金額とする。並びに貸倒引当金の科目を設置する必要がある。
減価償却の方法 (47)	資産の減価償却の方法は平均法、定率法、総年数法、生産数量法、作業時間法或いはその他主務機関より承認される減価償却法を採用する。
支出による経済的便益 (48)	支出による経済的便益が今後の各期に生じる場合は資産へ計上する。その便益が当期のみにある、または便益がない場合は費用或いは損失へ計上する。
資産の再評価 (51-52)	営利事業者は法令により資産の再評価を行うことが出来る。資産の再評価もしくは調整により付加価値が生じる場合は未実現の再評価による付加価値へ計上する。再評価年度の翌年度以降、再評価された資産の減価償却費、減耗或いは償却費の計上については再評価による価値を基礎とする。
負債 (54)	各負債は満期時にそれぞれ弁済すべき金額の現金割引に基づき計上する。但し、営業或いは主に取引目的で発生する、または1年内に完済する予定であるものは満期時の金額で計上する。
合併・分割・買収・解散・中止或いは資産譲渡の計算 (57)	営利事業者は合併・分割・買収・解散・中止時に資産の性質によって公正価値、帳簿価額或いは実際の取引価格を資産の計算基礎とする。
(7) 損益計算 (58-64)	
損益計算 (58)	営利事業者は同一の会計年度において発生した全ての収益から同期の全ての原価、費用及び損失を控除した後の金額を当期の包括損益総額とする。
営業収益の計上 (59)	営業収益は取引完了時に計上する必要がある。分割払いの売上高についてはその性質によって総利益率に基づき按分して計上する。その性質に基づき段階を分けて提供する役務について、その役務収益は段階別で計上する。
退職金の計上 (61)	営利事業者は従業員に退職金を支払う義務を有する場合、従業員の在職期間において法により退職金を当期費用として計上する必要がある。
所得税の調整 (62)	営利事業所得税の申告時に、各種所得の計算について税法により調整を行った場合、帳簿記録に影響を与えない。
(8) 決算及び審査 (65-70)	
決算 (65)	営利事業者は会計年度終了後2ヶ月内に決算を終了させる必要がある。必要に応じて2ヵ月半延長することが出来る。
決算財務諸表の承認 (68)	営利事業者は会計年度終了後6ヶ月内に決算財務諸表を出資者、パートナー或いは株主に提出する。

(2) 台湾における国際財務報告基準 (IFRS) の導入スケジュール

2009年5月、行政院金融監督管理委員会は、台湾企業の財務諸表の国際企業間比較の可能性の強化、台湾の資本市場の国際競争力の向上、外資による国内市場への投資の誘致、企業の海外での資金調達コストの低下を図るため、IFRSを導入することとした。

台湾で導入される IFRS は T-IFRS と呼ばれ、国際会計基準審議会 (IASB) が公表している IFRS とは若干異なっている。

具体的には、2013 年版の T-IFRS は、2013 年に台湾金融監督委員会で審議された同年 12 月 31 日を基準日として有効な IFRS 及び解釈指針に基づき、例えば公正価値モデルの一部制限など、IFRS に一部修正が加えられている。

2013 年版の T-IFRS に含まれている範囲及び公報の内容は以下の通り。

項目	名称	項目	名称
IFRS 1	初度適用	IFRS 8	事業セグメント
IFRS 2	株式報酬取引	IFRS 9	金融商品
IFRS 3	企業結合	IFRS 10	連結 財務諸表
IFRS 4	保険契約	IFRS 11	共同契約
IFRS 5	売却目的で保有する非流動資産 及び 非継続事業	IFRS 12	他の事業体に対する持分の開示
IFRS 6	鉱物資源の探査および評価	IFRS 13	公正価値測定
IFRS 7	金融商品：開示		

IAS 1	財務諸表の表示	IAS 24	関連当事者に関する開示
IAS 2	棚卸資産	IAS 26	退職給付制度の会計及び報告
IAS 7	キャッシュ・フロー計算書	IAS 27	個別財務諸表
IAS 8	会計方針、会計上の見積りの変更 及び誤謬	IAS 28	関連会社及び共同支配企業に対す る投資
IAS 10	後発事象	IAS 29	超インフレ経済下における財務報 告
IAS 11	工事契約	IAS 32	金融商品：表示
IAS 12	法人所得税	IAS 33	1 株当たり利益
IAS 16	有形固定資産	IAS 34	中間財務報告
IAS 17	リース	IAS 36	資産の減損
IAS 18	収益	IAS 37	引当金、偶発負債及び偶発資産
IAS 19	従業員給付	IAS 38	無形資産
IAS 20	政府補助金の会計処理及び政府 援助の開示	IAS 39	金融商品：認識及び測定
IAS 21	外国為替レート変動の影響	IAS 40	投資不動産
IAS 23	借入費用	IAS 41	農業

台湾の T-IFRS 導入スケジュール：

- ・ 上場企業・店頭登録企業
 - TWSE (台湾証券取引所) 及び TPEX (証券グレイマーケット) の上場企業、興櫃 (エマージング) 登録企業及び金融監督管理委員会所轄の金融事業者 (信用協同組合、クレジットカード会社、保険ブローカー及び代理人を含まない)
 - 2013 年度から T-IFRS に準拠して財務諸表を作成することが要求される。
- ・ 非上場・非店頭登録の公開発行会社
 - TWSE 及び TPEX 上場企業、興櫃 (エマージング) 登録企業以外の公開会社、信用協同組合、クレジットカード会社
 - 2015 年度から T-IFRS に準拠して財務諸表を作成することが要求されている。
 - 2013 年度から早期適用が可能。
- ・ 非公開発行会社
 - 2016 年度から T-IFRS の適用が認められる。
- ・ 柔軟に調整を行うために、2017 年から T-IFRS は欧州連合 (EU) の方針を参照し、各号公報を逐次認可する制度を採用する。使用するバージョンを限定せず、IASB が公表した新設又は

修正の公報を逐次評価し、認可した後に初めて適用を開始する。適用対象は T-IFRS を採用するすべての公開発行会社とする。

IFRS と T-IFRS の主な相違点

現行の IFRS と T-IFRS は、新設公報の適用時点が異なるほか、金融監督管理委員会が国内の実務状況に照らして修正した相違点がある。日系企業の適用においてよく見受けられる主な相違点は下記の通りである。

項目		IFRS	T-IFRS
IAS12	法人所得税 (未処分利益に対する 10%の追加所得税)	所得獲得年度に所得税費用を計上する。実額と差額が生じた場合は、株主総会の決議年度に調整計上する。	翌年度（2年目）の株主総会にて利益分配案が承認された後、実際の利益分配状況に応じて、10%の未処分利益の所得税費用を計上する。
IAS 16	有形固定資産	認識後の測定は、再評価モデル又は原価モデルのいずれかの採用を選択することができる。	認識後の測定は原価モデルを採用する必要がある。
		再評価日に次のいずれかの方法を採用し、累計減価償却費を再計算することができる。(1)資産の総帳簿価額の変動により按分計算する。(2)資産の総帳簿価額から差引く。	
IAS 27	個別財務諸表	個別財務諸表は IAS 27 の規定に基づいて処理する必要がある。	個別財務諸表を作成する必要はない。
IAS 28	関連会社及び共同支配企業に対する投資	持分比率に基づく関連会社の増資に参加しなかったため生じた持分比率の変動による影響は、追加購入及び部分的処分として会計処理する。	持分比率に基づく関連会社の増資に参加しなかったため生じた持分比率の変動について、純資産額の差異を計算した上で、資本準備金又は利益剰余金を調整する。所有する持分比率が減少した場合、当該関連会社に関連してその他包括損益項目に計上した金額を、減少の比率により損益へ再分類する必要がある。
IAS 38	無形資産	再評価日に次のいずれかの方法を採用し、累計償却費を再計算することができる。(1)資産の総帳簿価額の変動により按分計算する。(2)資産の総帳簿価額から差引く。	認識後の測定は原価モデルを採用する必要がある。

(3) 企業会計準則

財務会計準則に代わる非公開発行会社の新しい会計基準として、経済部は 2016 年 1 月 1 日から企業会計準則公報を施行することを確定した。

企業会計準則は 2013 年版 IFRS、台湾国内の実務及び法令環境に応じて制定された。報告期間の開始日が 2016 年 1 月 1 日以降の財務諸表に適用される。なお、前倒しの適用も可能である。その目的は非公開発行会社向けの簡約会計準則を制定し、各会計勘定科目の簡約な記

帳方法を明確にし、現行の商業会計法及び商業会計処理準則等法令において不十分な部分をより詳細に解釈し、台湾国内の中小企業のIFRS導入の難易度を低減することにある。

企業会計準則公報には以下の22項目の公報がある。(注1)

項目	名称	項目	名称
1	財務報告の概念構造	12	所得税
2	財務諸表の表示	13	後発事象
3	キャッシュ・フロー計算書	14	関連当事者に関する開示
4	会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬	15	金融商品
5	棚卸資産	16	投資不動産
6	関係会社及び共同支配企業に対する投資	17	生物資産
7	企業合併及び支配力のある投資	18	無形資産
8	有形固定資産	19	資産の減損
9	引当金、偶発負債及び偶発資産	20	リース
10	収益	21	政府補助金の会計処理及び政府援助の開示
11	借入費用	22	外貨為替レート変動の影響

(注1) 企業会計準則第4号の規定によると、適用できる企業会計準則公報がない場合、以下の順で採用する会計方針を判断する必要がある。

1. 企業会計準則内の類似及び関連議題を処理する規定
2. 企業会計準則第1号「財務報告の概念構造」に規定される資産、負債、収益及び費用に対する定義、認識条件及び評価
3. 国際会計基準審議会 (IASB) より公布された基準及び解釈
4. その他財務会計基準に係る公布機関が公布する公報、その他会計文献及び公認されている産業上の実務方法

(4) 財務会計準則

台湾における財務会計関連の法令・規程としては、会社法、商業会計法、財務会計準則公報などがあり、公開企業にはこれらに加え証券取引法等の公開関連規定が適用される。

台湾財務会計準則公報は下記の通りである(2014年10月現在)。

2016年1月1日より企業会計準則が代替するが、従来の会計原則として以下の41の財務会計準則公報が規定されていた。

財務会計準則公報 名称及び番号		最終改正
第一号	財務会計コンセプト仕組及び財務諸表の作成	2006/7/20
第二号	リース会計処理準則	2000/11/23
第三号	利息資産化会計処理準則	2001/1/11
第五号	持分法による長期投資の会計処理準則	2005/12/22
第六号	関係会社間取引の開示	1985/6/15
第七号	連結財務諸表	2006/11/30
第八号	会計方針及び見積りの変更並びに過年度損益修正の処理準則	2006/7/20
第九号	偶発事象及び後発事象の処理準則	1986/9/15
第十号	棚卸資産の会計処理準則	2007/11/29
第十一号	長期請負工事契約の会計処理準則	1987/7/20
第十二号	所得税控除の会計処理準則	2001/11/8
第十四号	外貨換算の会計処理準則	2005/9/22
第十五号	会計方針の開示	2005/9/22
第十六号	財務予測作成要点	1989/12/28
第十七号	キャッシュ・フロー計算書	2005/9/22

財務会計準則公報 名称及び番号		最終改正
第十八号	退職金の会計処理準則	2005/9/22
第十九号	創業期間の会計処理準則	2002/3/21
第二十二号	所得税の会計処理準則	2005/9/22
第二十三号	中間財務諸表の表示及び開示	1999/7/29
第二十四号	1株当たりの利益	2001/11/1
第二十五号	企業合併－購買法の会計処理	2006/11/30
第二十八号	銀行財務諸表の開示	2005/9/22
第二十九号	政府補助の会計処理準則	1999/6/24
第三十号	自己株の会計処理準則	2006/6/22
第三十一号	合資投資の会計処理準則	2005/9/22
第三十二号	収益計上の会計処理準則	2005/9/22
第三十三号	金融資産の移転及び負債消滅の会計処理	2003/5/22
第三十四号	金融商品の会計処理準則	2008/12/4
第三十五号	資産減損の会計処理準則	2006/11/30
第三十六号	金融商品の表示及び開示	2005/6/23
第三十七号	無形資産の会計処理準則	2006/7/20
第三十八号	売却可能な非流動資産及び営業停止事業の会計処理準則	2006/11/30
第三十九号	株式報酬取引会計処理準則	2007/8/23
第四十号	保険契約の会計処理準則	2008/12/4
第四十一号	セグメント情報の開示	2009/4/9

2. 帳簿管理及び会計処理に関する規定

(1) 必要な帳簿

台湾で事業を行う営利事業者は、業種ごとに下記に示す各種帳簿を備え置く必要がある（「税務機関による営利事業者会計帳簿証憑管理法」第2条）。

	売買業	製造業	建設業	サービス業、 その他
・ 日記帳（仕訳帳）	○	○	○	○
・ 総勘定元帳	○	○	○	○
・ 在庫帳	○	—	—	—
・ 原材料明細分類帳	—	○	—	—
・ 仕掛品明細分類帳	—	○	—	—
・ 完成品明細分類帳	—	○	—	—
・ 未完成工事明細	—	—	○	—
・ 生産日報	—	○	—	—
・ 施工日報	—	—	○	—
・ 運営数記録帳簿	—	—	—	○
・ その他必要な帳簿	○	○	○	○

(2) 帳簿の記録

- ・ 日記帳（仕訳帳）は時系列によって取引事象ごとに記帳する必要がある。営業税申告との関係上遅くとも2カ月以内には記帳すべきである。
- ・ 帳簿は中国語で作成する必要がある。
- ・ 帳簿の金額は新台幣元とする。外国通貨で記帳した場合、年度決算時に新台幣元に換算した帳簿を用意する必要がある。

(3) 会計証憑

- ・ 外部との取引に関しては、原則として、契約書、注文書、請求書及び統一發票等の外部証憑を取り交わす必要がある。
- ・ 外部証憑または外部に発行する証憑には取引の日付、品名（物品名称）、数量、単価、金額、営業税額及び作成者の押印が必要である。

(4) 帳簿伝票の保管

- ・ 帳簿書類は、当該会計年度の終了後最低10年間保管する必要がある。
- ・ 会計伝票は、当該会計年度の終了後最低5年間保管する必要がある。
- ・ 帳簿書類及び各種証憑類は電磁的方式によって保管することができる。但し、国税当局等の求めに応じて適宜アウトプットできることが必要である。

3. 企業併購法（企業合併買収法）

(1) 立法の背景

貿易及びサービス業の発展がグローバル化する中で、グローバルに展開する企業では、合併、買収、株式交換等の方法で経営統合または買収戦略を進める事例が多く発生している。これに対し、従来、台湾では、経済発展に伴う内需拡大による成長戦略を進める企業が多かったと思われる。しかし、台湾でも経済の成熟化及びグローバル化の流れに対応し、産業の国際競争力及び知識経済を向上させる必要が生じてきた。また、企業にとっては、新技術の獲得、マーケティングルートの開拓またはブランドの取得等のため、経営資源の調整や経営モデルの転換の実現を可能とする企業合併買収や資金調達に関する法令の整備が必要となった。このような企業合併買収等の趨勢は国内企業間だけではなく、国内外企業間での相互的な企業結合が進んでいくと考えられる。こうした流れの下、台湾では、2002年2月6日に「企業併購法」が公布され、2004年5月5日及び2015年7月8日に改正が行われている。

(2) 企業併購法の概要

企業併購法は「総則」、「合併、買収及び分割」、「租税措置」、「附則」の4章から成り、合計

54の条文から構成されている。その概要は以下の通りである。

①企業併購法の目的等（第1条～第4条）

企業併購法の立法目的、その他法律との適用順序、主務機関及び用語の定義を定められている。

②企業合併買収における取締役の責任等（第5条～第7条）

取締役が合併買収の決議を行った場合の責任、会社が合併買収の決議前に特定委員会にコメントの提供を求める必要があることが明確に定められている。

③企業合併買収時の新株発行（第8条～第9条）

会社が発行する新株をすべて一定形態の合併買収に用いる場合、従業員及び株主への優先引受権を留保する必要はなく、会社法第267条第1項から第3項（新株の発行と引受手順）及び証券取引法第28条の1（公開会社における新株発行の手順）の制限を受ける必要はない。会社が合併買収により新株を発行する際に、現金以外に、会社の事業に必要な財産を資本に充てること、及び更生手続中の会社の債権者は債権をもって資本に充てることができる。

④企業合併買収における株主の権利（第10条～第14条）

会社が合併買収をする際に、株主は書面契約により議決権の行使方法を定めること、議決権信託を成立すること、会社定款、株主間の書面契約または会社と株主間の書面契約により株式の譲渡を合理的に制限することができる。また、異議のある株主が会社にその株式の買収を求めることに関する規定、及び会社が株式を買取った後の株式消却及び取扱うべき事項を明確に定めた。なお、会社の取締役が合併買収に当たり、職権を行使できない恐れがある時に、株主総会の同意により臨時管理人に職権を代行させることができる。

⑤企業合併買収における従業員給付の扱い（第15条～第17条）

会社が合併前に拠出した退職準備金の残高は、合併後の会社の退職金専用口座に全額を移転する必要がある。また、全部または一部の営業または資産の移転に伴う会社の買収または分割において、一部または全部の従業員も移転される場合には、会社合併の方式に照らし、譲渡会社または分割会社が移転される従業員のために拠出した退職準備金は、労働基準法に基づく退休金制度を適用し、勤務年数の比例按分方式により、譲渡会社の労働者退職準備金監督委員会の専用口座へ移転する必要がある。合併買収の新旧雇用主には従業員の留任に関する協議の権限が与えられるとともに、書面にて留任の旨及び労働条件を留任される従業員に通知する必要がある。通知を受けた留任される従業員は10日以内に留任に同意するか否かを表明する必要がある。留任する従業員の合併買収前における消滅会社、譲渡会社または分割会社での勤続年数については、合併買収後の存続会社、新設会社はこれを継承する。

⑥合併解散等の当事会社の制限等（第18条～第26条）

合併または解散に関する株主総会議決の必要の緩和のため、簡易合併等の合併形態が創設された。合併等の当事会社は、原則的に株式会社または有限会社に限られ、存続または新設会社は株式会社に限られる。また、外国会社との合併についても、相当の制限が定められた。なお、合併契約に記載すべき事項、債権者保護制度、合併効力及び財産変更登記簡略化、合併登記の手續及び会社の合併事項報告実施時期が定められた。

⑦企業合併買収における債権譲渡（第27条～第28条）

会社が一括承継、一括譲渡或いは会社法第185条第1項第2号または第3号（事業譲渡、譲受）等の方式により他の会社または事業を買収した場合は、公告をもって債権譲渡の通知とし、債務の承継について債権者の承認がなくても良い旨を明確にした。また、子会社が親会社の全部または一部の営業を買収した場合、会社法等の関連法令が適用されない旨を明確に定めた。

⑧株式交換（第29条～第34条）

株式交換制度が創設された。会社は株主総会の特別決議により全部の発行済株式をもって、持株会社になる既存会社の新株または新設会社の株式の資本金とすることができる。会社の取締役会は交換契約を作成し、交換決議を行う必要がある。株式交換後に他の会社に転換した留保利益の分配、特別株主の権利及び従業員福利金等は、会社法及び従業員福利金条例等の関連規定が適用されない。また、TWSE（台湾証券取引所）上場会社及びTPEX（証券グレート売買センター）上場会社（以下「上場会社」という）が他の既存または新設会社と株式交換を行った場合、当該上場会社の株式は株式交換及び関連手續の完了後に上場廃止となり、上場規定に適合する他の会社の株式として上場する。

⑨会社分割（第 35 条～第 38 条）

会社の分割計画は株主総会の特別決議を要する。会社分割の当事会社（既存会社及び新設会社）は株式会社に限定され、分割前の 2 年以内に発生した会社の債務について連帯して弁償責任を負う必要がある。また、分割後の既存または新設会社が会社分析及び上場の関連規定に符合する場合、上場株式は会社分割及び上場の関連手続が完了した後に、引き続き上場するまたは上場を開始することができる。なお、分割計画書の記載すべき内容及び手続を明確に定めた。

⑩企業結合及び事業分割における課税関係（第 39 条～第 54 条）

本法に従って合併、分割及び一定要件を満たす買収者は、印紙税、契約税、証券取引税及び法人税等は免除または課税猶予され、土地付加価値税は記録しておき、将来当該土地が再譲渡された場合、土地付加価値税はその他の債権に優先して弁済を受ける。合併、分割に伴う物品または役務の移転は、営業税の課税対象には該当しない。合併買収により生じたのれん及び合併買収費用は一定期間にわたって均等に償却する。租税優遇及び合併買収前の欠損控除を引受けることができる。会社が合併買収により子会社の発行済株式総数の 90%以上を保有する場合、法人税を合併申告することができる。また、会社と外国会社間の合併買収に係る台湾での租税措置及び納税義務の不適正な回避に関する規定を定めた。なお、営業または財産をもって他会社の株式を引受または交換する取引による損失は、一定の年数にわたって認識することができる。

4. 台湾資本市場進出

近年、世界経済におけるアジア地域の重要性はますます高まっており、アジアの資本市場にも注目が集まっている。その中で、台湾の資本市場は特に流動性・株価収益率が高いことに特徴があり、そのような資本市場の優位性と高度な金融市場は、外国資本の継続的な投下を促進させ、台湾資本市場の国際化を加速させている。

このような環境の下、企業と市場との緊密な連携の促進、多様化する投資家のニーズの充足、資本市場の国際化や競争力の向上を目的とし、2008 年 3 月 5 日、行政院は「海外企業の台湾での株式上場促進計画」を決議し、外国企業の株式上場に関する規制を緩和するとともに、規定を簡素化して高度な流通性を提供している。外国企業及び台湾系企業は、関連要件を満たせば、台湾での上場申請が可能となっている。

(1) 外国企業の台湾資本市場進出方式

- ・原株式の上場
- ・持株会社株式の上場
- ・台湾預託証券（TDR）による上場
- ・台湾現地法人株式の上場
- ・上場中止後の再申請

(2) 台湾における外国企業の株式上場の申請に関する基本規定
(直近改正日：2014 年 9 月)

項目	TWSE (台湾証券取引所)	TPEX (グレートイ売買センター)	興櫃 (エマージング)
設立後経過年数	・ 3 年以上の営業記録	・ 2 会計年度経過後	制限なし
会社規模	・ 払込資本または純資産： NTD 6 億以上、または 上場時の株式時価総額： NTD 16 億以上	・ 直近会計年度の公認会計士 監査済み親会社に帰属する 持分：新台幣 1 億以上	制限なし
収益能力	・ 直近 3 会計年度の累積税引 前純利益(親会社に帰属する 部分) は新台幣 2.5 億以上、 かつ ・ 直近会計年度の税引前純利 益は NTD 1.2 億以上、かつ ・ 未処理損失がないこと	・ 直近会計年度の税引前純利 益(非支配株主持分に帰属す る純利益(損失)を含まない) は新台幣 400 万以上、かつ ・ 親会社に帰属する持分に対 する税引前純利益の割合が 次のいずれか一つに該当	制限なし

項目	TWSE (台湾証券取引所)	TPEX (グレートイ売買センター)	興櫃 (エマーゼンク)
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 直近会計年度は 4%以上で、かつ、直近会計年度において未処理損失がないこと。 ▶ 直近 2 会計年度ともに 3%以上であること。 ▶ 直近 2 会計年度の平均は 3%以上で、かつ、直近会計年度の収益能力は前年度の収益能力より高いこと。 <ul style="list-style-type: none"> • 税引前純利益は少数株主持分損益による影響額を差引く。 	
株式分布	<ul style="list-style-type: none"> • 記名株主数は 1,000 人以上、かつ • 会社内部者及びこれらの内部者が 50%超の持分を保有している法人以外の記名株主は 500 人以上、かつ • その持株は発行済株式総額の 20%または 1 千万株超 	<ul style="list-style-type: none"> • 会社内部者及びこれらの内部者が 50%超の持分を保有している法人以外の記名株主数は 300 人以上、かつ、その持株は発行済株式総額の 20%または 1 千万株超 	制限なし
コーポレートガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> • 申請会社が登録された国の法令に、株主権益保護に係る重要な事項は裁判所が専属で管轄するという強行規定が明文で定められており、中華民国裁判所の管轄権を会社の定款または組織規程に規定していない場合には、中華民国において戸籍を有する取締役（独立取締役を含む）は少なくとも 2 名以上でなければならない。 • 申請会社が登録された国の法令に、一部の株主権益保護に係る重要な事項は裁判所が専属で管轄するという強行規定が明文で定められており、中華民国裁判所の管轄権を会社の定款に規定していない場合には、上場期間内に取締役の賠償責任保険をかける必要がある。 • 取締役数 5 名以上 • 独立取締役 2 名以上（少なくとも 1 人は中華民国において戸籍を有する） • 監査委員会または監査役の何れかを設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 申請会社が登録された国の法令に、株主権益保護に係る重要な事項は裁判所が専属で管轄するという強行規定が明文で定められており、中華民国裁判所の管轄権を除外し、また中華民国裁判所の管轄権を会社の定款に規定していない場合には、中華民国において戸籍を有する取締役（独立取締役を含む）は少なくとも 2 名以上でなければならない。 • 申請会社が登録された国の法令に、株主権益保護に係る重要な事項が裁判所の専属管轄に属するという強行規定が明文で定められており、中華民国裁判所の管轄権を除外し、また中華民国裁判所の管轄権を会社の定款に規定していない場合には、取締役の賠償責任保険をかけ、また上場期間内に当該保険を引続きかける必要がある。 • 取締役数 5 名以上 • 独立取締役 2 名以上（少なくとも 1 人は中華民国において戸籍を有する） 	<ul style="list-style-type: none"> • 申請会社が登録された国の法令に、株主権益保護に係る重要な事項は裁判所が専属で管轄するという強行規定が明文で定められており、中華民国裁判所の管轄権を除外し、また中華民国裁判所の管轄権を会社の定款に規定していない場合には、中華民国において戸籍を有する取締役（独立取締役を含む）は少なくとも 2 名以上でなければならない。 • 申請会社が登録された国の法令に、株主権益保護に係る重要な事項が裁判所の専属管轄に属するという強行規定が明文で定められており、中華民国裁判所の管轄権を除外し、また中華民国裁判所の管轄権を会社の定款に規定していない場合には、取締役の賠償責任保険をかけ、また上場期間内に当該保険を引続きかける必要がある。 • 監査委員会または監査役の何れかを設置する。 • 監査報酬委員会を設置する。

項目	TWSE (台湾証券取引所)	TPEX (グレイ売買センター)	興櫃 (エマーゼンク)
	<ul style="list-style-type: none"> 監査委員会は独立取締役3名以上から構成する。監査役は少なくとも3名以上でなければならない。 自社評価報告及び引受証券業者による評価意見書の作成が必要 監査報酬委員会を設置する 	<ul style="list-style-type: none"> 監査委員会または監査役の何れかを設置する。 監査委員会は独立取締役3名以上から構成する。監査役は少なくとも3名以上でなければならない。 自社評価報告及び引受証券業者による評価意見書の作成が必要 監査報酬委員会を設置する 	
連結財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> 直近2年度の連結財務諸表(3年度の金額を含む二つの連結財務諸表)は中華民国財務会計基準(ROC GAAP)、米国財務会計基準(US GAAP)またはIFRS(IFRS)により作成される。 中華民国の主務機関が認めた公開会社財務諸表の監査認証の実施が可能である会計士事務所(監査法人)の公認会計士2名による監査(またはレビュー)報告書が作成されるか、もしくは上記の公認会計士と提携関係がある国際監査法人の監査(またはレビュー)を受け、中華民国の公認会計士により、他の公認会計士の監査(またはレビュー)作業について言及されていない監査(またはレビュー)報告書が作成される。 	同左	<ul style="list-style-type: none"> 直近年度の連結財務諸表(2期対照の連結財務諸表)は中華民国財務会計基準(ROC GAAP)、米国財務会計基準(US GAAP)またはIFRSにより作成される。 中華民国の主務機関が認めた公開会社財務諸表の監査認証の実施が可能である聯合会計士事務所(監査法人)の公認会計士2名による監査(またはレビュー)報告書が作成されるか、もしくは上記の公認会計士と提携関係がある国際監査法人の監査(またはレビュー)を受け、中華民国の公認会計士により、他の公認会計士の監査(またはレビュー)作業について言及されていない監査(またはレビュー)報告書が作成される。
IFRS採用に係る移行期の財務報告作成原則	<ul style="list-style-type: none"> 財務諸表が米国財務会計基準(US GAAP)または国際会計基準(IFRS)に基づき作成されていない者 ➤ 2013年において上場を申告した者について、その直近2年度の連結財務諸表は中華民国財務会計基準、または金融管理委員会が認めた国際財務報告基準の採用を選択することができる。 ➤ 2014年以降に上場を申告した者について、その直近2年度の連結財務諸表は金融管理委員会が認めた国際財務報告基準を採用する必要がある。 ➤ 2013年度の期中財務諸表 	制限なし	制限なし

項目	TWSE (台湾証券取引所)	TPEx (グレートイ売買センター)	興櫃 (エマーゼンク)
	<p>は金融監督管理委員会が認めた国際財務報告基準を採用する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務諸表が米国財務会計基準 (US GAAP) または国際会計基準 (IFRS) に基づき作成されている者は、採用する基準と中華民国主務機関の規定を採用した場合の差額を開示する必要がある。 		
上場株数	<ul style="list-style-type: none"> 上場取引予定株数は総発行済株数の 50% 超でなければならない。 	制限なし	制限なし
その他	<ul style="list-style-type: none"> 「台湾地区と大陸地区の人民関係条例」の関連規定に適合する。但し、大陸地区の人民、法人、団体、その他機構が直接または間接に所有する株式あるいは出資総額が 30% (50% までとする予定がある) を超える、もしくは支配力を有する場合には、主務機関から許可を受ける必要がある。また、許可を受けた者は、台湾系企業の特株が大陸系企業の特株を上回り、台湾系企業が支配力を有するという要件に適合しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 「台湾地区と大陸地区の人民関係条例」の関連規定に適合する。但し、大陸地区の人民、法人、団体、その他機構が直接または間接に所有する株式あるいは出資総額が 30% を超える、もしくは支配力を有する場合には、主務機関から許可を受ける必要がある。また、許可を受けた者は、台湾系企業の特株が大陸系企業の特株を上回り、台湾系企業が支配力を有するという要件に適合しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 「台湾地区と大陸地区の人民関係条例」の関連規定に適合する。但し、大陸地区の人民、法人、団体、その他機構が直接または間接に所有する株式あるいは出資総額が 30% を超える、もしくは支配力を有する場合には、主務機関から許可を受ける必要がある。また、許可を受けた者は、台湾系企業の特株が大陸系企業の特株を上回り、台湾系企業が支配力を有するという要件に適合しなければならない。

(3) 株式上場のプロセスと留意事項

	株式上場の各段階の作業要点		
	準備段階	申請段階	上場後
各段階の作業要点	<ul style="list-style-type: none"> 上場方針・計画の策定 業務統合、核心及び非核心業務の分析 組織再編案による財務への影響の評価 上場不適格要件の分析 組織・業務再編 資産減損と価値の評価 タックス・プランニング 職能トレーニング 内部統制の構築と実施 国際間の財務・資金管理能力の分析 IT システムの統合 US GAAP、IFRS、ROC GAAP との間の会計処理方法の差異の分析 予算等の早期作成と管理会 	<ul style="list-style-type: none"> 財務監査 資本構成の強化 上場日程の決定 市場概況、投資家の意向の評価 IT システムの統合と機能向上 内部統制と報酬制度の管理 主務機関への上場の申請 	<ul style="list-style-type: none"> 市場戦略 コスト・ベネフィットの向上 職能構成の効率の向上 人的資源管理業績の向上 企業及び財務リスク管理 のれん及びブランドの構築 機密情報の保護、経営業務の継続的発展 投資家向け情報 (IR) の開示システムの構築

株式上場の各段階の作業要点			
	準備段階	申請段階	上場後
	計の品質が十分か否かの評価		
監査	<ul style="list-style-type: none"> レビュー及び監査 組織再編案の調整に供するための財務諸表の作成 内部統制の評価及び監査 異なる会計基準の採用による差異の分析及び解決 会計処理方法に係るアドバイスの提供 	<ul style="list-style-type: none"> 財務会計監査 内部統制監査 監督機関への対応 主務官庁への対応及び審議会への出席 	<ul style="list-style-type: none"> 会計及び監督関連法令の変更情報の提供 年度の会計監査 内部統制に係るアドバイス
税務	<ul style="list-style-type: none"> 投資、組織再編案による税務効果及び影響の評価 	<ul style="list-style-type: none"> 上場関連規定の税務コンサルティング及び評価 	<ul style="list-style-type: none"> 多国間取引に係る税務コンサルティング 移転価格に係るコンサルティング 企業及び個人の税務コンサルティング
アドバイス サラー	<ul style="list-style-type: none"> コーポレートガバナンス及び内部統制の基本構成の構築 シリアマネジメントのリクルーター 内部統制及び内部監査制度の構築 ITシステムパッケージ（企業資源計画）の導入 多国間での企業財務管理仕組の構築、企業財務活動の管理制度及び市場リスクの評価 連結財務諸表作成ソフトウェアの導入 	<ul style="list-style-type: none"> グループの財務機能の向上及び統合 多国間の財務管理の仕組みの構築、実施の強化、及び市場リスクの管理 	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理のための三重防御線の構築 統合業績管理制度の導入 製品研究開発管理、サプライチェーンマネジメント、受注手配、生産力管理などを含む最良な管理制度の導入 情報保全管理制度、経営管理制度の構築、情報管理プロセスの改善 多国間の財務管理及び市場リスク管理の強化

- 上記のほか台湾市場に外国企業が上場する際には一般的に以下の点を留意する必要がある。
- 取引所への申請直近1年間の内部統制の整備運用状況につき、会計事務所より内部統制の監査が必要となり、無限定の監査報告書の提出が必要となる。
 - 中華民国の戸籍を有する独立取締役を就任させる必要がある。
 - 2013年より台湾ではT-IFRSが適用となることから、T-IFRSでの財務諸表を準備しておく必要がある。
 - 申請書類に関しては、すべて中国語での作成が必要となる。

(4) 株式上場後の開示

①年次開示

i. 連結財務諸表

決算日から3ヶ月以内に監査済財務諸表の提出が必要。

ii. 内部統制

取締役による内部統制声明書を毎年開示。

内部統制監査は上場の申請時及び上場後の2会計期間必要。

②四半期開示

決算日から45日以内にレビュー済四半期連結財務諸表を提出。

第5章 台湾の税制

1. 税法の沿革

これまで、台湾の税制は急激な経済発展の要請に対応するため、頻繁に改正されてきた。それらの改正は、特に投資の促進・奨励し、課税の公平性ととのバランスを図りながら実施されてきた。しかし、近年ではより税収確保を目的とした改正がなされている。台湾の税制の主な特徴は次の通りである。

(1) 所得税法

- 所得税法というひとつの法律で営利事業所得税と総合所得税（個人所得税）とを規定している。
- 個人及び法人とも、土地の譲渡益に対する課税はなく、代わりに土地の増値税が課税される。

なお、所得税法を巡る近年の主な改正は以下の通りである。

年	項目	内容
1998年	両税合一の開始	営利事業所得税と個人所得税の二重課税を解消するため、「両税合一」の制度が設けられた。
1999年	産業高度化促進条例の施行	投資に関する租税の優遇措置として「産業高度化促進条例」が施行された。(当条例に基づく租税減免措置は2009年12月末をもって終了した。)
2004年	移転価格税制の開始	移転価格税制の施行が開始された。
2006年	最低税額制度の開始	税収確保、租税の公平を目的として、最低税額制度が施行された。
2010年	営利事業所得税率の引下げ	台湾の企業活動の国際競争力を向上するため、営利事業所得税税率(法人税率)が25%から17%に引き下げられた。
2010年	産業創新条例の施行	「産業高度化促進条例」に代わり、投資促進と産業育成の優遇措置として「産業創新条例」が施行された。
2011年	過少資本税制の開始	企業が関係会社等から借入によって資金調達を行い、当該関係会社等に対する利息の支払いにより法人所得を不当に圧縮することを防止するため、「過少資本税制」が導入された。これにより、2011年度から営利事業者の関係会社等に対する負債が純資産に対する比率が3倍を超える場合、超過分の負債に係る支払利息は損金不算入とされることとなった。
2012年 及び 2013年	証券取引所得税課税の開始と改正	従来停止されていた有価証券(主に株式)の譲渡所得に対する課税が再開されることとなった。なお、資本市場の影響を鑑み、一部修正された。
2014年	株主の両税合一における全額控除制度から半額控除制度への変更	両税合一制度における台湾居住者個人株主への配当金から控除される営利事業所得税額が従来の50%へと変更された。これに伴い、台湾非居住者株主に対する配当金に対する控除可能額についても従来の50%へ変更された。2015年度より施行される。
2015年	年間売却額が一定基準(NTD10億)を超えた証券取引所得に対する課税規定の施行延期	2013年度に改正された年間売却額がNTD10億を超えた個人に対する証券取引所得課税の施行は延期され、2018年1月1日より施行されることとなった。
2015年	建物・土地(房地)合一課税の制定	不動産価格の高騰を抑えるために、2016年1月1日から「特種物品及び役務に関する税(ぜいたく税)」の不動産部分に係る課税税制が廃止されると同時に、同日から建物・土地(房地)合一課税税制の施行が開始されることとなった。2016年1月1日の翌日以降取得した土地・建物、及び2014年1月1日の翌日以降に取得、かつ保有期間2年以内に売却した土地・建物が課税の対象とされている。

(2) 付加価値型及び非付加価値型営業税法

付加価値及び非付加価値型営業税法（以下、「営業税法」という）の施行、主な改正は下記の通りである。

年	項目	内容
1986年	営業税法の施行	—
2002年	輸入物品に係る営業税の徴収開始	輸入物品のうち、免税対象物品を除き、輸入時に営業税の徴収が開始された。
2014年	銀行業、保険業の営業税税率の引き上げ	銀行業・保険業等に適用される営業税率が2%か5%へ変更されることとなった。

(3) 関税法

関税法を巡る主な改正は下記の通りである。

年	項目	内容
2002年	WTOへの加盟	台湾のWTOへの加盟に伴い、関税率の引下げが行われた。
2010年	ECFAの締結	台湾と中国大陸との間で「海峽兩岸經濟協力枠組協定（ECFA）」が締結された。中国大陸からの輸入物品のうちECFA対象物品について、関税の段階的撤廃が行われる。

(4) 特種物品及び役務に関する税法（ぜいたく税）

特種物品及び役務に関する税法（以下、「ぜいたく税」という）は、主に不動産の短期的売買を対象に導入された税制である。

台湾では土地の売買に係る譲渡所得に対しては非課税とされていたが、一部地域での不動産価格の高騰を背景として、短期的な不動産売買を対象として取引金額を課税標準とするぜいたく税が導入された。不動産に加え、高額な商品や役務の消費についても課税対象に加えられている。（第5章13.の（10）参照）

その後、2016年1月1日から「建物・土地（房地）合一課税」の施行が開始されることにより、二重課税を回避すべく、同日をもって「特種物品及び役務に関する税（ぜいたく税）」の不動産部分に係る課税税制が廃止されることになった。

2. 台湾の主要租税

台湾の現行の租税制度は財政収支区分法の規定により、国税と地方税の二種類に分けられる。国税は中央政府、地方税は地方政府が管轄する税金である。

国税／ 地方税	直接／ 間接	税の種類	本章の 記載箇所
国税	直接税	所得税	
		営利事業所得税（法人税）	4. 法人税
		総合所得税（個人所得税）	8. 個人所得税
		遺産税及び贈与税	—
	間接税	関税	13. その他税金（7）
		付加価値型及び非付加価値型営業税	12. 付加価値型及び非付加価値型営業税
		タバコ酒類税	—
		貨物税	—
		先物取引税	—
		証券取引税	13. その他税金（9）
		特殊物品及び役務に関する税（ぜいたく税）	13. その他税金（10）（11）
地方税	直接税	土地税（地価税、土地増値税）	13. その他税金（2）、（3）
		家屋税	13. その他税金（4）
		契約税	13. その他税金（5）
	間接税	印紙税	13. その他税金（1）
		鑑札税	—
		娯楽税	—

3. 台湾の税務行政組織の概要

租税に係る行政組織	税目
行政院	
財政部	
台北国税局	国税（関税を除く）
台北市財政局	
台北市台北市税捐稽徴処	地方税
高雄国税局	国税（関税を除く）
高雄市財政局	
高雄市台北市税捐稽徴処	地方税
北区国税局	国税（関税を除く）
中区国税局	国税（関税を除く）
南区国税局	国税（関税を除く）
賦税署	
縣市財政局	
縣市税捐稽徴処	地方税（台北市及び高雄市を除く）（注1）
関税総局／関政司	
各地関税局	関税（台湾全域）

（注）

1. 新北市（元台北県）は北区国税局、元台中県は中区国税局、元台南県は南区国税局、元高雄県は高雄国税局の所轄に属する。

4. 営利事業所得税（法人税）

4-1. 総論

営利事業所得税は、法人の所得を対象とする課税であり、台湾の税制上は所得税法において規定されている。

(1) 企業形態と課税所得の範囲

日本の企業が台湾に進出した場合、企業形態により営利事業所得税（以下、「法人税」という）の課税所得の範囲は次の通りである（所得税法第3条）。

企業の形態	課税所得の範囲
駐在員事務所	駐在員事務所に固有の所得はない。
支店／営業所	台湾領内に源泉のある所得（台湾源泉所得）
株式会社／有限会社等	台湾源泉所得のみならず、すべての所得が課税所得とされる。但し、外国で納付した外国法人税は限度内において控除できる。

(2) 青色申告制度及び公認会計士による確定申告書の監査制度

① 青色申告制度

「商業会計法」及び「税務機関の営利事業者会計帳簿証憑管理細則」に基づき帳簿の記帳、保管し、確定申告を行う営利事業者並びに公認会計士による税務監査を受けた申告については、青色申告書の利用を申請することができる。

② 公認会計士による確定申告書の監査制度

台湾では財務諸表監査のほか、公認会計士による確定申告書の監査制度（以下、「税務監査」という）がある。税務監査を受けることにより、青色申告の適用対象となり、次のような特典がある。ほとんどの日系企業は税務監査を受けている。

- 税務上の欠損金の10年間の繰越（本章の4-2の(28) 税務上の繰越欠損金参照）
- 交際費損金算入限度額の増額（本章の4-2の(6) 交際費及び第6章の参考資料10参照）
- 国税局調査の簡素化（公認会計士の監査済み申告書は机上調査のみで終了するケースが多い。）

なお、公認会計士による税務監査を受けていない申告については、国税当局による厳格な調査が行われることとされている。また、下記のいずれかに該当する場合、公認会計士による税務監査を受けることが義務付けられる。

- 銀行業、協同組合業、投資信託業、手形金融業、ファイナンスリース業、証券業（証券投資顧問業を除く）、先物業及び保険業。
- 株式を公開発行する営利事業者。
- 各種租税優遇措置等の適用を受ける営利事業者のうち、年間純売上高及び非営業収益がNTD5,000万を超えるもの。
- 金融持ち株会社法または企業合併法またはその他の法律の規定に基づき、営利事業所得税の確定申告を一括して行う営利事業者。
- 上記のほか、年間純売上高及び非営業収益の合計がNTD1億を超えるもの。

(3) 事業年度（所得税法第23条）

所得税法上、法人の事業年度は原則として暦年制（1月1日から12月31日）とされているが、定款において任意の期間を事業年度として定め、所轄税務当局の許可を得ることにより暦年制以外の任意の期間を事業年度とすることができる。

(4) 法人税率（所得税法第 5 条）

一般事業

課税所得金額	税率	計算式
NTD120,000 以下	納税不要	—
NTD120,000 以上	17%	$P < 181,818$ の場合、 $T = (P - 120,000) \times 1/2$ $P > 181,818$ の場合、 $T = P \times 17\%$

注： T=税額、P=課税所得額

(5) 課税所得金額の算定（所得税法第 24 条）

法人の各事業年度の課税所得金額は次の算式により算定される。企業損益の認識基準は発生主義を原則とする。

計算要素
会計上の税引前利益
加算項目
益金算入項目
損金不算入項目
減算項目
益金不算入項目
損金算入項目
免税所得
税務上の繰越欠損金（注 1）
課税所得

注

1. 税務上の欠損金は、法定の要件を満たした場合、発生した事業年度の翌年度から 10 年間繰越することが可能である。例えば、2014 年度に発生した税務上の未控除欠損金は、最長 2024 年度まで繰越することができる。（本章の 4-2 の（28）税務上の繰越欠損金参照）

(6) 申告及び納付（所得税法第 67、68、71、110 条）

① 確定申告

i. 申告期限

事業年度終了後 5 カ月目の月末。

ii. 納付期限

申告書提出前に納付を要する。

② 確定申告の加算税

申告漏れあるいは過少申告の場合は未申告分の税額の 2 倍以下の過料が課され、無申告の場合は無申告税額の 3 倍以下の過料が課される。

③ 中間納付

上半期の仮決算により計算された額（公認会計士の税務監査を受けることが必要）、または前事業年度の課税所得額を基に法人税率 17%を適用して計算された額の半額のいずれかを納付する必要がある。

i. 納付期限は事業年度開始の日から 9 カ月以内。

ii. 前事業年度の課税所得額が NTD12 万元以下である者は、中間納付が免除される。

④ 中間納付の加算税

営利事業者が法定期限内に規定に基づく中間納付・申告を行わない場合、法定期限の翌日から中間納付が行われた日までの期間に関して、規定の金利及びその中間納付税額に基づいて計算された延滞利息を納付する必要がある。

中間申告期限までに中間納付を行わない場合、税務機関は規定に基づいて中間納付税額を計算し、かつ、規定の金利に基づいて計算された 1 ヶ月分の延滞利息を加え、納税義務者へ中間納付税額査定通知書を発行することができる。

- ⑤ 中間納付税額の計算においては、当該中間期に納付された外国税額を一定の限度額のもと納付税額から控除することができる（財政部台財税字第 10300588330 号通達）。なお、控除に当たっては、当該外国税額の対象所得の源泉地国等の税務機関が発行した納税証憑（台湾の領事館等の認証が必要）を取得し、中間申告にて提出する必要がある。

(7) 免税所得（所得税法第 4 条）

- ① 新興重要性産業適用法人の 5 年免税対象所得（なお、産業高度化促進条例に基づく優遇措置は 2009 年 12 月末に終了しており、終了前に申請された案件に限る。）
- ② 土地の譲渡損益（2016 年 1 月 1 日から新制度が施行される。詳細については、第 5 章 13. その他税金（11）建物・土地（房地合一課税）を参照。）
- ③ 台湾企業が発行する株式の売却による譲渡損益（別途証券取引税及び最低税額制度が課される）
- ④ 外国法人が台湾法人から受領するロイヤリティーまたは技術サービス料（詳細については、第 5 章 5. 租税優遇措置（4）を参照。）
- ⑤ 外国政府または国際経済開発金融機関から台湾政府または台湾の法人に対する貸付金、及び外国金融機関の台湾領内の支店及びその他の台湾領内にある金融機関に対する貸付金の利息。
- ⑥ 外国金融機関の台湾の法人に対する重要経済建設計画のための貸付金で、財政部の認可を得た貸付金に係る受取利息。
- ⑦ 輸出の融資提供または保証を専業とする外国政府機関及び外国金融機関が台湾の法人に対して提供または保証する特惠利率輸出貸付金にかかる利息。
- ⑧ 外国の国際運輸業者が得る台湾を源泉とする所得。但し、当該国際運輸業者が台湾のほか各国地域において同様の免税優遇を受ける場合に限る。

4-2. 各論（主な所得計算に関する要点）

(1) 益金の計算の留意点

- ① 国内法人からの受取配当金の益金不算入（所得税法第 42 条）
法人が他の国内法人から受取る利益の配当については 100%益金に算入しない。
- ② 固定資産の再評価益の益金不算入（所得税法第 61 条）
- i. 卸売物価指数が直前の再評価時の 125%を超えるときは、土地を除き所有固定資産につき再評価を行うことができる。
- ii. 上述の再評価益は益金に算入せず、資本の未実現再評価益として計上する。土地の再評価は卸売物価指数によらず、公示地価による。
- iii. 土地についてもその再評価益は益金に算入せず、資本の未実現再評価益として計上する。
- ③ 貸出債権に係る受取利息
株主またはその他の個人に対する貸付金について、利息がないかあるいは金利が不合理に低い場合、貸付期間の所属年度 1 月 1 日における台湾銀行の基準利率により利息収益を計上する必要がある。

(2) 棚卸資産の評価（所得税法第 44 条）

- ① 法人は棚卸資産の評価方法及び評価基準に関して次の方法を選定できる。なお、原価が不明である、または正味実現可能価額を適切に計算することができない場合、国税当局が鑑定もしくは評価によりこれを決定する。
- i. 評価方法—個別原価法、加重平均法、先入先出法及び移動平均法（後入先出法は採用不可。）
- ii. 評価基準—低価法
- ② 棚卸資産の評価方法の変更は、税務機関の許可を申請する必要はないが、同一事業年度内において異なる方法を採用することはできない。

- (3) 有形固定資産の取得価額と減価償却等（所得税法第 51 条、営利事業所得税監査準則第 77 条の 1 及び第 95 条）
- ① 経済的使用可能期間が 2 年未満または 2 年以上であっても取得原価が NTD80,000 以下の資産の取得に係る支出については、取得時に費用処理が認められる。但し、個別の物品の取得原価が NTD 80,000 以下であっても、大量購入することによって総額が NTD 80,000 以上となる場合は、資産計上する必要がある。
 - ② 取得資産の稼働時までの支払利息は当該固定資産の取得原価に算入しなければならない。
 - ③ 有形固定資産の減価償却方法は a. 平均法（定額法） b. 定率法 c. 年数合計法 d. 生産数量法 e. 作業時間法のうちから法人が選定した方法による。
 - ④ 固定資産の減価償却費の計算に当たって、取得原価から残存価額を差し引いた後の残高を減価償却費の計算基礎とする。耐用年数の経過後も継続使用する場合、当該終了日からの使用可能年数及び残存価額を見積り、従来の方法で減価償却を継続する。例えば、平均法について、減価償却を継続する場合の減価償却費は次の通り計算される。

$$(\text{耐用年数終了時の残存価額} - \text{再見積り残存価額}) \div \text{継続使用可能年数} = \text{減価償却費}$$
 - ⑤ 中古の固定資産を取得した場合、その法定耐用年数の未使用年数を見積り、残存耐用年数に基づき減価償却費を計上する。
 - ⑥ 固定資産が特別な事故により、法定耐用年数に達しないうちに廃棄された場合、以下の書類により事実が審査され廃棄損が認定される。
 - i. 会計士による廃棄証明書
 - ii. 廃棄の説明がなされた年度の税務監査報告書
 - iii. 主務機関の消滅・廃棄に対する立会処理に関連する証明書類（廃棄立会が行われた資産名称、数量及び金額等の記載がある）
 - iv. 上記 iii. は、事前に主務機関に申請して許可を得なければならない。
 - ⑦ 小型自動車の取得原価が NTD250 万を超える場合、その超過部分の減価償却費の損金算入は認められない。なお、レンタカー業については、営業用自動車を新規購入した場合、減価償却費計上にできる取得原価は NTD500 万を上限とする。
 - ⑧ 固定資産が営業に使用されず、遊休となっている場合、その減価償却方法として生産高や使用時間数等に基づく減価償却方法（生産高比例法等）を採用する場合を除き、従来の償却方法に基づき継続して償却する。
 - ⑨ 固定資産は、その重要な構成要素ごとに区分して把握する必要がある、当該各構成要素の法定耐用年数に基づいて減価償却を行う必要がある。
 - ⑩ 主な固定資産の耐用年数表は第 6 章の参考資料 14 の通りである。
- (4) 無形固定資産の償却及び創業費の処理（所得税法第 60 条、営利事業所得税監査準則第 96 条）
- ① 無形固定資産
 - i. 営業権（営業権）
10 年で均等償却する。なお、当該営業権は、民営公用事業監督条例、電業法等の特別法で規定される営業権を指し、いわゆる「のれん」ではない。
 - ii. 著作権
15 年で均等償却する。
 - iii. 特許権、商標権及びフランチャイズ権等
法定有効年数で均等償却する。
 - iv. のれん（商誉）
最低 5 年で均等償却する。
 - ② 創業費
創業費の範囲は会社設立に直接関連して発生した特定の費用で、会計士、弁護士報酬や設立に要する政府費用及び株券発行に関する費用等である。創業費はすべて一括して損金算入されなければならない。
- (5) 寄付金（所得税法第 36 条、営利事業所得税監査準則第 79 条）
営利事業者が第三者へ支払う寄付金は下記に挙げるものを除き、原則として損金不算入とされる。

損金算入可能な寄付金及びその損金算入限度

	寄付の種類	損金算入限度
①	政府機関等への特定寄付金	限度なし
②	政党、政治団体及び候補者への寄付金	寄付金控除前所得の10% かつ総額NTD 50万まで
③	a 政府許可を得て行う中国大陸への寄付金 b 所得税法第11条第4項に適合する教育機関、文化、公益、慈善団体等への寄付金 c 所得税法第4条の3に適合する公益信託への信託財産及び寄付金	寄付金控除前所得の10%
④	財団法人私立学校興学基金を介した私立学校への寄付金*	寄付金控除前所得の25%
⑤	文化創意産業発展法第26条に基づく寄付金	寄付金控除前所得の10% またはNTD 1,000万

(注)

- ① 各政府機関への寄付のほか、運動産業発展条例第26条に該当する寄付、中小企業発展基金会への寄付及び財政部の特別許可に係る寄付を含む。
- ③ 「政府許可を得て行う中国大陸への寄付」は行政院大陸委員会の許可を取得し、所得税法第11条第4項に適合する機関等を通じて行われた寄付金をいう。
- ④ 寄付先として特定の学校を指定せずに財団法人私立学校興学基金へ寄付された寄付金は全額損金算入可能である。

(6) 交際費（所得税法第37条、営利事業所得税監査準則第80条）

- ① 日本と同様、交際費の支出については、税務上、損金算入限度額に関する制度が設けられている。台湾では、仕入高・売上高等の一定比率により、交際費の損金算入限度額が算定される。

交際費の損金算入額の簡単な計算例

例えば、仕入高・売上高が以下の場合、交際費の損金算入限度額は、以下のとおりに計算される。

【例1】—公認会計士による税務監査を受けた申告書または青色申告書

売上原価：NTD 2億、売上高：NTD 3億（うち輸出売上1億）

（物品輸送収入・サービス業収入・輸出売上はなし）

↓

【損金算入限度額】

[売上原価：2億×0.1%+9万（累進差額）=29万]+[売上高：3億×0.3%+21万（累進差額）=111万]+[輸出売上：1億×2%=200万]=NTD340万

【例2】—公認会計士による税務監査を受けていない申告書

仕入高：NTD 2億、売上高：NTD 3億（うち輸出売上1億）

（物品輸送収入・サービス業収入・輸出売上はなし）

↓

【損金算入限度額】

[売上原価：2億×0.05%+9万（累進差額）=19万]+[売上高：3億×0.2%+19.5万（累進差額）=79.5万]+[輸出売上：1億×2%=200万]=NTD298.5万

*損金算入限度額計算の詳細は、第6章の参考資料10のとおりである。

- ② 交際費に係る原始証憑は以下の通りである。

購入物品が交際性質に帰属する贈答品である場合、統一發票または一般の領収書を証憑とする必要がある。自社製品または商品を贈答品とする場合、帳簿において贈答品の名称、数量及び原価金額を明記する必要がある。

- (7) 退職給付引当金及び退職基金への拠出額（所得税法第 33 条、営利事業所得税監査準則第 71 条の 8）
- ① 労働基準法が適用される営利事業者
労働基準法に基づき拠出する従業員退職基金または劳工退職金条例に基づき拠出する従業員退職金または年金保険料について、毎年度に当該年度の支給した給与総額の 15%を限度額とし費用へ計上することができる。
 - ② 労働基準法が適用されない団体（例えば、財団法人、基金会など）
 - i. 従業員退職規程を制定している団体は、毎年当該年度の支払済給与総額の 4%を限度として従業員退職給付引当金を計上し、計上額を損金算入することができる。
 - ii. 営利事業者と完全に分離した従業員退職基金を設け、基金の保管、運用、分配等が財政部の規定を満たす者は、毎年支払済み給与総額の 8%を限度として従業員退職基金を拠出し、拠出額を損金算入することができる。
- (8) 従業員特別賞与（台財税字第 09604531390 号通達）
従業員特別賞与及び役員賞与の見積額は、企業は支給見込み額に基づき従業員特別賞与を適切に見積り費用計上する必要がある。なお、実際の支給額との間に差異がある場合、見積上の変更として会計処理を行い、翌年度の損益へ計上する。。
- (9) 貸倒引当金（営利事業所得税監査準則第 94 条、所得税法第 49 条）
貸倒引当金の計上限度額は営利事業年度決算日の受取手形及び売掛金の 1%とする。
但し、当該 1%の計上限度額は営利事業者に対する債権のみに適用される。営利事業者に対する債権以外の債権は 1%の計上限度額を適用せず、計上限度額は 0 とされる。
また、貸倒の比率が高い事業は、過去 3 事業年度の実際に発生した貸倒の平均比率に基づいて繰入れることができる。
- (10) 貸倒損失に係る法的証憑（営利事業所得税監査準則第 94 条、所得税法第 49 条、2010 年台財税字第 09800646060 号通達）
企業の金銭債権の回収が不能となった場合、貸倒損失を計上することができる。貸倒損失の計上が認められる場合として下記の 3 つの場合が規定されている。
- ① 債務者の法的整理等により債権が切り捨てられる場合
 - ② 債務者の逃亡により債権が回収できない場合
 - ③ 2 年を超えて債権が回収できない場合
- ① 債務者の法的整理等により債権が切り捨てられる場合
債務者の法的整理等によって債権が切り捨てられ債権の全部または一部が回収できない場合、下記の証憑を備えて認定を受ける必要がある。
- i. 和解の場合、裁判所による和解については裁判所による和解調書または裁定書。裁判外の和解については和解調書。
 - ii. 破産の宣告または法による更生の場合、裁判所の裁定書。
 - iii. 裁判所の強制執行に属する場合、債務者の財産で債務の完済に十分でないことを証する裁判所が発行した証憑。
 - iv. 債務者が外国の法令により清算を行った場合、外国法令規定により清算完了を証明する関連書類及び中華民國の在外大使館・領事館、商務代表または外国貿易機構の認証または証明。
- ② 債務者の逃亡により債権が回収できない場合
債務者の倒産、逃亡により債権の一部または全部を回収できない場合の貸倒損失の認定について、郵便局の配達不能を示す内容証明郵便を取得し、下記の規定により処理する。
なお、倒産、逃亡とは、国税局の営業税税籍マスターファイルにおける異動事項において倒産、逃亡に相当する情報が記載されている状況、または商工登記資料において会社の状況に「解散」等と公表され、債権の回収が不可能となった場合を指す。

- i. 債務者が営利事業者である場合、内容証明郵便上に当該営利事業者の倒産前または住所移転前の確実な営業所在地が明記されなければならない。確実な営業所在地とは、催促日に主務機関において法に基づき登記されている営業所在地に準じる。債務者が個人である場合、戸籍の変更登記を行ったものは、税務機関から戸籍資料を照合することにより認定する。行方不明の場合、戸籍管理機関が発行した債務者の戸籍謄本または証明が必要である。
- ii. 債務者が国外に居住している場合、債務者所在地の主務機関が発行した債務者の倒産、逃亡前に登記した営業所在地を記載する証明書類を取得し、中華民国の在外公館、商務代表または輸出主務機関の証明を受けることにより事実とされる。
- iii. 債務者が中国大陸に居住している場合、債務者所在地の主務機関が発行した債務者の倒産、逃亡前に登記した営業所在地を記載する証明書類を取得し、行政院大陸委員会の委託を受けた台湾地区および大陸地区人民の往来関連事務を処理する機関または団体の認証を受けること。
- iv. 債務者所在地の主務機関が発行した債務者が倒産、逃亡前に登記した営業所在地を記載する証明書類に関連機関から事実である認証を受けた場合、内容証明郵便が配達不能となった年度を貸倒損失の計上年度とする。

③ 2年を超えて債権が回収できない場合

2年超にわたって催促しても債権を回収できない場合、以下の規定に従い取り扱う。

- i. 債権者が2年超にわたって催促してもなお、債務を支払わない場合、郵便局による配達済の内容証明、または裁判所に訴追した回収催促証明のいずれかを取得する必要がある。郵便局の内容証明または裁判所の回収催促証明の発送した年度と配達完了した年度が異なる場合、配達完了した年度を貸倒損失の計上・申告年度とする。「裁判所に訴追した回収催促証明」は法による支払命令の申請・強制執行または起訴など手続の証明書類を含む。
- ii. 債権が2年を超え、債権者が郵便局から「受取拒否」による送達不能の内容証明を取得し、また債権に係る証明書類を提示し、調査により事実であることが認定された場合、内容証明の返却された年度を貸倒損失の計上・申告年度とする。
- iii. 債務者が台湾外に居住している場合、債権者は回収催促により送達済内容証明またはその他証明書類を取得した後、債務者の確実な営業住所を証明するための関連証明書類（例えば、契約書、輸出通関申請書等）を提示する必要がある。

(11) 出張日当（営利事業所得税監査準則第74条）

① 国内出張日当

- i. 管理職（董事長、総経理、マネジャー、工場長等）は1日NTD700まで損金として認められる。
- ii. その他の者は1日NTD600までとされる。
- iii. なお、宿泊代、交通費は実費精算となり、統一發票等の合法的証憑が必要である。
- iv. 営利事業の責任者または業務員が出張中に個人電話で当該営利事業または国内外の顧客と業務上の連絡を行うケースについては、電信事業者が発行した領収書及び受話者の電話番号が記載された国際電話通話料金明細を取得した場合、その電話料金を請求することができる。

② 国外出張日当

以下のいずれかを選択する。

- ・ 公務員国外出張旅費規則に定める標準日当生活費まで損金として認められる（第6章の参考資料15）。この場合宿泊代込みの日当が対象となる。（交通費は実費精算）
- ・ 宿泊代部分は実費精算とし、一方、日当は上記標準日当生活費の50%まで損金として認められる。（交通費は実費精算）

③ 旅費

- i. 国内線に搭乗した際の航空券の控え（または電子航空券）及びボーディング・パスを原始証憑とする。上記の証憑を紛失した場合、航空会社の飛行機搭乗券の控えまたは航空

会社が発行した旅客氏名、搭乗期日、出発・到着地及び航空券の金額が記載されている
 証明書類を証憑とする。

- ii. 国際線に搭乗した際の航空券の控え（または電子航空券）及びボーディング・パス、並びに購入証明書（または旅行会社が発行した受領・支払代行の領収書）を原始証憑とする。航空券の控え（または電子航空券）及びボーディング・パスを紛失した場合、航空会社の飛行機搭乗券の控えまたは航空会社が発行した旅客氏名、搭乗期日、出発・到着地及び航空券の金額が記載されている証明書類を証憑とする。ボーディング・パスに代わり、出国の事実を証明するパスポートのコピーを証憑とすることもできる。
- iii. 高速鉄道（台湾の新幹線）を利用した場合、乗車券の控えまたは購買証明票を損金算入の証憑として保管する必要がある。
- iv. MRT（地下鉄）、バス及びタクシーの乗車賃は、利用者（出張者）本人が記録し、上司が承認した旅費精算書などの書類を損金算入の証憑とする。
- v. レンタカー費用についてレンタカー会社（業者）が発行した統一發票を証憑として取得する必要がある。
- vi. 自家用自動車を使用した際の高速道路の ETC 利用料については支払証明書類を証憑とする。

(12) 為替差損益（営利事業所得税監査準則第 98 条）

税務上、実現部分のみ損金及び益金への算入が認められ、未実現部分（期末評価によるもの）は認められない。

(13) 長期請負工事収益（営利事業所得税監査準則第 24 条）

- ① 営利事業者の請負工事が一年を超える場合は工事進行基準により工事収益及び原価を計上する。
- ② 工事の完成度は以下の方法により計算する。
 - i. 原価比例法は、投下原価の見積総原価に対する比率で工事完成度を計算する。
 - ii. 工数比例法は、投下工数の見積総工数または人件費の見積総人件費に対する比率で工事完成度を計算する。
 - iii. でき高比例法は、でき高の契約総でき高に対する比率で工事完成度を計算する。
- ③ 工事未収金、契約原価及び工事完成度を合理的に見積もることができないために工事損益を見積もることができない場合には、工事完成基準を採用することができる。

(14) 長期未払金（営利事業所得税監査準則第 108 条の 2）

営利事業者の帳簿において未払いとなっている買掛金、費用、損失及びその他の各種債務で、請求権の時効を過ぎても未だ支払われていないものは、請求権消滅時効が経過した年度にその他の収入に振り替える。実際に支払われた時には、営業外費用として計上する。請求権を行使することが可能となった日と帳簿上の債務の発生日とが異なる、もしくは時効が中断したため、請求権の時効に達していない場合、営利事業者が消滅時効の未成立を証明する書類をもって、益金に算入しないことができる。証明書類の提出ができないものに対し、税務機関は帳簿上の債務発生日及び民法に規定されている時効消滅期間に基づいて消滅時効年度を認定し、上記の債務等を当該年度のその他収入に振り替える。

民法に規定されている請求権の消滅時効は下表の通りである。

民法	種類	請求権時効*
126 条	利息、利益配当金、賃借料、慰謝料、退職金及びそのほか一年または一年に及ばない定期給付債権	5 年
127 条	一、旅館、飲食店及び娯楽場の宿泊料、飲食費、席料、消耗品の代価及びその立替金 二、運送料及び運送人の立替金 三、動産の賃貸を営業する者の賃貸料 四、医師、薬剤師及び看護師の診察料、薬価、報酬及びその立替金 五、弁護士、会計士及び公証人の報酬及びその立替金	2 年

	六、弁護士、会計士及び公証人が当事者から受け取った物品の返還 七、技師、請負人の報酬及びその立替金 八、商人、製造者、手工業者が供給した商品及び製品の代価	
125 条	請求権の時効について特別に規定されていないもの	15 年

*消滅時効について請求権を行使できる時点から起算する。

(15) 福利厚生費（営利事業所得税監査準則第 81 条）

①従業員福利委員会を設けている場合

- i. 拠出制度を採用し、限度額は比較的高い。従業員福利委員会からの領収書または入金証明書を証憑とする。従業員福利委員会は帳簿を設け、福利厚生費の収支を記帳する必要がある。
- ii. 限度額
 - a. 営業収益総額の 0.15%
 - b. スクラップ売却収益の 40%
 - c. 設立時の払込資本額または増資資本額の 5%を限度額とし、従業員福利委員会へ一括して拠出し、5 年にわたって計上する。
- iii. 従業員の医療費を事実によって認定する場合を除き、娯楽・旅行及び食事会等の費用については福利厚生費から支出し、不足の場合はその他費用から支給する。例えば、会社の社員旅行の費用。

②従業員福利委員会を設けていない場合

- i. 実際支払制度を採用し、限度額は比較的低い。外部から証憑を取得する必要がある。
- ii. 限度額
 - a. 営業収益総額の 0.15%
 - b. スクラップ売却収益の 40%
- iii. 従業員の医療費を事実によって認定することを除き、限度額を超過した部分についてはその他費用から支給することができる。

(16) 広告費（営利事業所得税監査準則第 78 条）

- ①新聞雑誌への掲載による広告費は、領収書を取得し、広告を掲載した新聞雑誌を添付する必要がある。広告媒体の添付が困難であれば、広告の掲載があった新聞または雑誌の名称、日付または期別及びページを注記したリストをもって代替することができる。
- ②見本を贈与したときは、見本の名称、数量を記入した普通領収書を取得しなければならない。但し、国外の業者に贈与した場合は、見本を発送した証明書類及び明細書を取得しなければならない。
- ③販売に贈答品を付ける場合は、この販売に係る統一発票に贈答品贈与済のスタンプを押し、統一発票の番号、金額、贈答品名称、数量及び金額を記した贈答品の支出日次レポートを製作しなければならない。
- ④小包装の贈答品、サンプルを消費者へ配る場合、受贈者が営利事業者から贈答品及びサンプルを受け取った期日、品名、数量、単価、配分場所、実際の配分数量及び金額を記載した受贈者の署名付きの贈答品の日次レポートを領収書の代わりとすることができる。
- ⑤その他の広告性質を有する各項費用について、統一発票または合法証憑を取得し、活動名称及び営利事業名称を記載した広告媒体現物または販促証明書類を添付しなければならない。

(17) 商品廃棄損（営利事業所得税監査準則第 101 条の 1）

- ①事実発生後の 30 日以内に税務機関にリストを提出し、調査を申請することが必要である。調査の結果、廃棄が事実であると認定された者は、損金算入が認められる。
- ②もしくは公認会計士の立会監査を受け、廃棄の証明書または廃棄の説明がなされた税務監査報告書が提出されることが必要である。調査の結果、廃棄の事実であると認定された者は、損金算入が認められる。

(18) 災害損失（営利事業所得税監査準則第 102 条）

災害損失を損金算入するためには事実が発生した日の翌日から 30 日以内に税務機関への届出が必要である。但し、保険金で賠償される金額については損金算入することができない。

(19) 支払利息（営利事業所得税監査準則第 97 条）

- ① 金融業者への債務に対する支払利息は金融業者の取引明細または証明書、その他債権者への利息は利息受取者の領収書を取得する必要がある。但し、金融業者以外からの借入金の利息が台湾銀行から公表される基準利率により計算した利息を超過した場合、超過分は損金算入が認められない。
- ② 土地を取得する前に発生した土地購入のための借入金の利息は、資本的支出としなければならない。名義書換手続後または引渡後の借入金利息は費用として計上することができる。固定資産に属さない土地について、その借入金の利息は繰延資産として計上しなければならない。土地の売却時に収益の減少項目に振り替えなければならない。
土地以外の固定資産購入のための借入金の利息について、借入時より資産取得の時期までに発生する利息費用は、当該資産の取得原価に算入しなければならない。取得とは、所有権登記が完了した日または実際に受領した日をいう。競売により取得した場合は、執行裁判所から権利移転証書が発行された日をいう。
- ③ 固定資産増設のための借入金の利息で、建築期間に支払うべき利息費用は、当該資産の原価として資本支出に記帳しなければならない。但し、建築完成後支払うべき利息は、費用として計上することができる。建築完成とは、政府機関から使用ライセンスが与えられた日または実際に工事が完了した日をいう。
- ④ 営利事業者が借入により資金調達し、他方で貸付により資金を運用している場合に、受取利息が支払利息より低い場合、当該支払利息のうち、受取利息と支払利息の差額は損金不算入とされる。金利が異なる複数の借入資金から貸付が行われる場合、加重平均借入金利を貸付金額に乗じた額が受取利息を超える金額は損金不算入とされる。
- ⑤ 営利事業者が金融業者より借入をした場合、その利息支出の認定については、当該事業者の名義で借り入れた金額に限る。個人名義で借入れ営利事業者に転貸した際は、一定の例外を除き、当該事業者が個人に支払った利息で、個人発行の領収書を取得しかつ法により源泉徴収をした場合は、事実に基づいて認定する。
- ⑥ 土地以外の仕入のための借入金に支払う利息は、財務費用として計上し、仕入商品の原価に算入することができない。
- ⑦ 割賦支払方式で購入した設備代金の利息支払い額または割賦支払価格と現金購入価格の差額は、これを当該資産の実際原価に算入しなければならない。但し、金融業者から借り入れた設備購入のための借入金に関して、当該資産取得後に支払う利息は、費用として計上することができる。
- ⑧ 確定申告において計上した各種原価、費用、または損失が限度額を超えたため、査定された税金追徴のために加算された利息または税金徴収法第 38 条に定められている行政救済手続に従って確定した税金追徴のために加算された利息は、費用として計上することができる。
- ⑨ 中間納付法人税の追徴として加算された利息、または同法第 112 条の規定により加算された滞納利息、または税金徴収法第 48 条の 1 の規定により、過少税額の自発的追加申告・納付のために加算された利息は、費用として計上することができない。
- ⑩ 「過少資本税制」に基づき、一定の基準を超過した負債に係る支払利息は損金不算入とされる。「過少資本税制」については、(20) を参照のこと。

(20) 過少資本税制（所得税法第 43 条の 2）

営利事業者の関係者に対する直接または間接の負債が純資産額の 300%を超えた場合、超過分の負債に関連して発生した支払利息を法人税申告書上、損金算入することができない。

① 計算式

$$\begin{aligned} & \text{関係者への支払利息} \\ & \times (1 - 3 / \text{関係者への負債の純資産額倍率 (注 1)}) \\ & = \text{損金不算入支払利息} \end{aligned}$$

注 1 :

関係者への負債の純資産額倍率 = 関係者への負債の月平均額の合計 ÷ 純資産額の月平均額の合計

関係者への負債の月平均額 = (関係者への負債の月初残高 + 月末残高) ÷ 2

純資産額の月平均額 = (純資産額の月初残高 + 月末残高) ÷ 2

②純資産額の範囲

本社が台湾内にある営利事業者：営利事業者の貸借対照表上の純資産額を指す。但し、純資産額が払込資本と、額面を上回る金額で株式を発行することにより生じたプレミアムに伴い資本準備金に計上した額の合計を下回る場合は、払込資本と当該資本準備金の合計額を指す。なお、払込資本と当該資本準備金の合計額が払込資本の額を下回る場合は、当該払込資本の額を指す。

③純資産額の範囲（設例）

	例一	例二	例三	例四
払込資本	500	500	500	500
資本準備金（割引発行・プレミアム発行）	200	200	▲200	▲200
利益準備金	100	100	100	100
未処分利益	300	▲400	▲100	▲200
貸借対照表上の純資産額	1,000	400	300	200
当税制の対象となる額	1,000	700	500	500

④関係者に対する負債の例外規定

営利事業者が下記のいずれかに該当した場合、その関係者に対する負債は、「関係者への負債の純資産額倍率」の計算式に入れることが免除されるとともに（「営利事業者の関係者への支払利息の損金不算入に係る調査細則」第5条第3項）、関係者への負債の純資産額倍率および関連情報の開示が免除される（同細則第7条第1項）。

- i. 営利事業者の当年度の収入申告額の合計がNTD3,000万以下の場合。（営業および営業外収入純額）
- ii. 当年度の支払利息申告額がNTD400万以下の場合。（同細則第5条で規定されている支払利息の金額が含まれる。）
- iii. 当年度に申告した支払利息、欠損控除を差し引く前の課税所得がマイナスであり、かつその欠損が所得税法第39条第1項の但書を適用しない場合。

⑤関係者負債及び純資産額明細の開示

関係者への負債及び純資産の明細は申告書の開示事項とされる。

(21) ロイヤリティー（営利事業所得税監査準則第87条）

- ①ロイヤリティーの支払は、契約書またはその他の関連証明書類により認定する。
- ②製造技術に係るロイヤリティーは、契約の有効期間に渡って償却し、これを製造費用として計上する。
- ③ロイヤリティーの支出証憑は以下の通りである。
 - i. 国内業者に支払った場合は統一發票及び契約証明を、中華民国国内に居住する個人に支払った場合は領収書及び契約証明書を取得する必要がある。
 - ii. 国外業者及び台湾内に居住していない個人に支払った場合は、契約証明書、統一發票または領収書のほか、為替手続が完了した場合には為替決済証明書類を、為替手続が完了していない場合には銀行から送金または振込証明書類を取得する必要がある。

(22) コミッション（営利事業所得税監査準則第92条）

- ①コミッションは契約または仲介事実を証明できるその他書類の提出により認定する。
- ②輸出コミッションが輸出貨物価額の5%を超えた場合、正当な理由及び証憑書類を提出し照合した上で認定する。
- ③海外の下記の受取人にコミッションを支払う場合、認定しない。
 - i. 仕入先またはその従業員。
 - ii. 海外の取次業者。
 - iii. 仕入先から直接仕入れる海外のその他企業。但し、代理業者または販売代理業者はこの限りでない。

- ④海外代理業者または販売代理業者に支払うコミッションにつき、双方により締結された契約及び国外受取人の受取証明書類を提示する必要がある。契約の提示ができない場合、通信または信用状によりコミッションの支払いの約束を明示しなければならない。
- ⑤コミッション支出の原始証憑は下記の通りである。
- i. 業者に支払うコミッションについては統一發票を証憑とする。統一發票の使用が不要な業者は、領収書とする。
 - ii. 個人に支払うコミッションについては、領収書または受取人の名前、金額、コミッションの支払を記載した銀行送金書または送金回送書を証憑とする。

(23) 輸出損失（営利事業所得税監査準則第 94 条の 1）

「輸出損失」とは、輸出事業を営営する営利事業者に関して、売買契約の解除または変更に伴って生じる損失あるいは収入の減少、契約違反による損害の賠償、不可抗力によって発生する想定外の損失、もしくは運送途中において発生する損害の賠償等によって発生した損失等を言う。税務上、輸出損失の損金算入に当たっては、所定の必要書類を提出した上で国税局による認定を受ける必要がある。（注 1）

1 件あたりの輸出損失の金額が NTD900,000 以下のものは、前号に規定する国外公証機構または検査機構の発行にかかる表明書類の添付を免除される。

• 輸出損失の認定に必要な書類

輸出損失の認定には、売買契約書（注 2）及び国外業者の損害賠償請求書類を提出する必要がある。損害賠償の方式によって以下の書類を提出する必要がある。なお、一取引の輸出損失の金額が NTD900,000 超過の取引については、国外の公証機関または検査機関が発行した認証も必要となる。

	賠償方式	必要書類
①	外貨で賠償する方式	銀行で外貨両替を行う場合、外貨両替証明書類。また、外貨両替を行わない場合、銀行送金または振替の証明。
②	輸出物品の取替を行う方式	税関が発行した輸出通関書類または郵便局が発行した国際郵便小包の領収書のコピー。
③	NTD で賠償する方式	国外業者が発行した領収書。
④	外貨収入の減額で賠償する方式	証明書類。

(注)

1. 営利事業者が負担すべきでない部分や保険による保障を受けた部分は損金不算入とされる。
2. 契約書には売買条件及び損害発生時の責任負担の記載が必要である。

(24) 保険料（営利事業所得税監査準則第 83 条）

労工保険及び全民健康保険など企業負担が法定される保険料については損金算入される。企業が従業員を被保険者として加入する団体生命保険等の保険料を負担する場合、企業保険金の受取人が当該企業、被保険者またはその家族である場合は損金算入が認められる。なお、毎月の 1 人あたり保険料損金算入限度額は NTD 2,000 であり、被保険者の給与所得にも認定されない。限度超過額は、被保険者の給与所得とみなされる。

損害保険のうち、海運、商業航空保険及び国際貨物輸送保険に当たらない保険であり、企業が合理的な理由から国外保険会社の保険を利用する必要がある場合、主務官庁の事前許可を受け、保険会社から領収書及び保険証券を取得した場合、保険証券等の資料に基づき損金算入が認定される。

(25) 税金（営利事業所得税監査準則第 90 条）

- ①営利事業所得税は損金算入することができない。
- ②源泉徴収した他人の所得税額、税法に規定する各種滞納金、申告遅延加算金、無申告加算金等及び法により科される各種過料、源泉徴収していないために追加納付する税額は本事業の損失・費用として損金算入することができない。

- (26) ファイナンス・リース（営利事業所得税監査準則第 36 条の 2）
営利事業者が資産をリースする場合、下記の条件のいずれかに当てはまるものは、ファイナンス・リースに該当する。
- ①リース期限満了時、リース物件の所有権が無条件で借主に移転するリース。
 - ②借主が優先購入権を有するリース。
 - ③リース期間がリース物件の法定耐用年数の四分の三を超えるリース。
 - ④リース開始時に各期のリース料及び優先購入価額あるいは保証残価により計算した現在価値総額がリース物件の帳簿価額の百分の九十以上に達するリース。
- なお、上記のファイナンス・リースの要件は財務会計準則公報第 2 号とほぼ同様である。
- a. 2013 年 1 月 1 日から営利事業者が国際財務報告準則に基づき会計処理を行う場合、ファイナンス・リースの認定は国際会計準則第 17 号の規定に準拠する。
 - b. 営利事業者は、資産のセール・アンド・リースバックを行う場合、売却時の実際売価と資産の未償却額との差額を以降年度に繰り延べ、未実現売却損益に計上する必要がある。また、リースバックの条件（ファイナンス又はオペレーティング・リース）によって減価償却又はリース料支出を調整する。
- (27) 物品を国外倉庫へ輸出した場合の収益認識の取扱い（台財税 2000 年 4 月 1 日付台財税第 890450962 号通達）
企業が物品を自社が有する台湾国外倉庫に輸出する場合、原則として、当該物品が税関を通過した時点で輸出書類に記載される価額によって売上高を計上する必要がある。また、当該物品が販売されたときには、企業は輸出時の申告価額と実際の販売価額の差額を申告調整する。
但し、企業が国外倉庫の物品の棚卸立会を公認会計士に依頼し、当該公認会計士の証明を受けた売上調整表及び棚卸資料を申告時に提出することにより、国外倉庫への輸出時に売上を計上しないことができる（外部販売時のみ売上を計上）。
- (28) 税務上の繰越欠損金（所得税法第 39 条）
法人が欠損年度と控除年度に次の要件のいずれかを満たし、かつ期限内に申告し、健全な帳簿組織がある場合、10 年間の繰越控除が認められる。
- ①公認会計士の税務監査証明を付した納税申告書を提出していること。
 - ②青色申告書を提出していること。
- なお、繰越控除は税務当局の未査定部分の欠損金についても上記条件を満たせば可能である。
- (29) 外国法人の支店に対する課税（所得税法第 41 条、営利事業所得税監査準則第 70 条）
- ① 課税所得の範囲
外国法人の支店は、当該会社が有する台湾を源泉とする所得（台湾源泉所得）について納税義務を有する。
したがって、本社が台湾での役務等の提供により台湾源泉所得を有する場合は、当該台湾源泉所得についても支店が納税義務を有する。
 - ② 本社発生経費の配賦
外国法人の支店の台湾源泉所得の計算に当たっては、支店の営業上発生した費用や損失に加え、本社で発生した管理費のうち、合理的な基準により算出した支店に配賦すべき費用、いわゆる本社配賦経費を台湾源泉所得の計算に当たって控除することが認められる。
なお、本社発生経費の配賦が認められるのは下記の場合である。
 - i. 会社の本社機能を有する組織（地域統括本部等を含む、以下同じ）が対外営業行為を行わない場合で、他の営業部門や各支店が本社機能等の非営業部門の管理費用を共同で分担しているとき。
 - ii. 会社の本社機能を有する組織で発生する管理費用が台湾支店の原価等に含まれない場合や当該組織が支店に運転資本を提供し、これに対して支店が利息を支払っていない場合
 - ③ 本社発生経費の配賦方法

i. 配賦基準

本社発生経費の配賦計算においては、当該経費を負担する営業部門及び支店等の営業収益を配賦基準とする。なお、別に適当な基準がある場合は、国税当局の許可を得て、その他の合理的配賦基準を採用することができる。

ii. 配賦計算書類

本店発生経費の配賦計算書類は、台湾支店の所得税確定申告における申告書類として提出する必要がある。

提出される配賦計算書類には、外国本社所在地の公認会計士の監査を受けるとともに、監査済み計算書類に台湾領事館等（日本では台北駐日経済文化代表処）の認証を得る必要がある。

5. 租税優遇措置

(1) 台湾投資奨励一覧表

① 研究開発、技術、人材等の投資に関する優遇

法令		奨励の内容
産業革新条例	投資控除-R&D	研究開発投資のうち、一定額の法人税額からの控除を認める優遇。
中小企業発展条例	投資控除-投資、減価の加速	産業革新条例の要件より緩和し、中小企業の研究開発投資について、一定額の法人税額からの控除を認める優遇。
	中小企業の新規雇用従業員に係る給与費用の租税優遇	中小企業が NTD50 万以上の増資を行い、且つ 2 人以上の台湾国籍従業員を新規雇用する場合、給与の一部を営利事業所得額から控除する優遇。
所得税法	支払対象である外国営利事業者の所得税の納付は免除する。	台湾企業が外国企業より特許権等無形資産の貸与を受けロイヤリティ等の対価を支払う場合に、一定の条件を満たし許可を得た場合、当該ロイヤリティに係る源泉所得税の徴収義務が免除される優遇。
文化創意産業発展法	投資控除-R&D、人材	一定の条件を満たす文化創意事業に対する寄付金について、寄付金計上限度額（所得税法第 36 条第 2 号）によらず、費用計上できる。 また、文化創意事業に関する研究開発投資等について、関連税法又はその他法律の規定により税金を減免することができる。
ハイテク産業発展条例	投資控除-R&D、人材及び投資	ハイテク企業は研究開発等投資の一定額を法人税額から控除することができる。 また、ハイテク企業へ投資する出資者は、一定の条件を満たす出資額について、出資者の法人税額から控除することができる。

② 関税、営業税及び貨物税等の優遇

法令		奨励の内容
関税法	保税倉庫及び保税工場	保税倉庫での輸入物品の保管及び保管後の輸出販売取引における物品輸入時の関税、営業税、貨物税の免除（保税倉庫）。 税関の指定を受けた保税工場が輸入する原材料等物品に係る関税等の免除（保税工場）。 中継輸送基地として税関より指定を受けた物流センターへ輸入され、その後の輸出される物品に係る関税等の免除。
関税法	国内で入手不可能な機器設備の輸入関税の免	製造業者及び技術サービス業者が、新製品の開発、品質の改善等のために、経済部の許可を得て台湾国内で

法令		奨励の内容
	除	入手できない機器設備等を輸入する場合、当該機器設備等に係る関税を免除する優遇。
科学工場園区設置 管理条例 加工輸出区設置管 理条例	設備及び原材料に係る 関税、営業税及び貨物 税の免除	科学工場園区事業者が自己使用の目的で輸入する機 械設備、製品製造に要する原材料等に係る関税、営 業税及び貨物税の免除。
自由貿易港区設置 管理条例	PE 課税の免除等	自由貿易港区事業者がその事業のために輸入した物 品に係る関税、営業税及び貨物税等の免除。 外国法人またはその支店等が自由貿易港区内で貯蔵 し、または簡易加工した物品を輸出販売した場合に 発生する台湾源泉所得に対する法人税の免除。
国際空港パーク開発 条例	PE 課税の免除	外国法人またはその支店等がパーク内の自由貿易港区 事業者が自由貿易港区内において貯蔵、または簡易 加工を依頼した物品の輸出販売によって発生する台 湾源泉所得に対する法人税の免除。
自由経済モデル区 特別条例草案	PE 課税の免除等、モデル 区へ駐在する外国専門 人員の個人所得税課税 上の優遇措置	モデル区に入居する事業者が事業のために輸入下物品 に係る関税、営業税及び貨物税等の免除。 外国法人またはその支店等がモデル区内で貯蔵し、ま たは簡易加工した物品を輸出販売した場合に発生す る台湾源泉所得に対する法人税の免除。 さらに、モデル区事業者に招聘された外国専門人員の 個人所得税の租税優遇制度がある。

③ 公共事業等に参画する事業者に対する優遇措置

法令		奨励の内容
民間公共建築参与 推進法 民間の交通建設参 与奨励条例	5年間の免税、投資控 除-R&D、人材、設備及 び投資	BOT (Build Operate and Transfer) 方式の公共事業 に参画する民間事業者について、公共建築物の運営 開始後、最大5年間の法人税課税が免除される。 また、公共建築物の運営開始4年以内、免税適用時 点の延期を申請することができる。 当該民間事業者は下記の支出額の5%から20%を当 年度の法人税から控除できる。控除不能額があれば、 その後4年間繰延べることが可能。 ・ 運営設備の建築又は技術への投資 ・ 汚染防止設備又は技術の購入 ・ 研究開発、人材育成への投資
都市再生条例	投資控除-投資	政府が指定する都市再生事業へ参画する事業者の当 該事業への総投資額の最大20%を当該事業完成年度 の法人税額から控除できる。 控除不能額があれば、その後の4年間繰延べること が可能。
ニュータウン開発条例	投資控除-投資、減価の 加速、土地税及び土地 付加価値税の減免	一定の条件を満たすニュータウンでの建設事業及び発展促 進に寄与する事業へ参画する事業者の当該事業への 総投資額の最大20%を当該事業完成年度の法人税額 から控除できる。 控除不能額があれば、その後の4年間繰延べること が可能。 建設のために取得した有形固定資産に係る減価償却 の早期償却（法定期間の半分）を認める。

④ その他特定業種に係る投資優遇措置

法令		奨励の内容
資源リサイクル法	投資控除-R&D 及び設備	資源リサイクル・再利用を行う営利事業者が資源のリサイクル・再利用へ投下する研究、施設、機械、設備などに係る投資について、一定の条件の下、税額控除が認められる。
観光発展条例	投資控除-政府の推進政策に合わせる	観光産業者が台湾政府が指定する国際的宣伝活動に参画する際に投資する当該総投資額の最大 20%を当該事業年度の法人税額から控除できる。控除不能額があれば、その後の 4 年間繰延べることが可能。
工業区における地代優遇措置	賃借料の優遇及び土地購入の優遇。土地購入の場合、納付済賃借料を購入価格に充当することが可能。	工業区において、土地を賃借し、工場建設を行う製造業者に対して、借地開始後一定期間に亘り、地代が優遇される（免除及び値引き）。当該製造業者が賃借期間終了時に当該土地の購入を申し込む場合、賃借期間に支払われた地代総額が土地購入価格から減額される。
中小企業発展条例	知的財産権の譲渡による所得への優遇	中小企業が所有する知的財産権を非上場会社に譲渡した際に株式所得を取得した場合、当該所得を営利事業所得から控除することが可能。
	土地増値税の優遇	工業区の土地を中小企業に現物出資する場合、土地増値税は 5 年にわたって納付することが可能。

(2) 研究開発等投資に関する優遇

台湾では、企業の研究開発投資に対していくつかの租税上の優遇措置が置かれている。ここでは「産業革新条例」、「中小企業発展条例」、「所得税法」及び「バイオ新薬産業発展条例」について解説する。

① 産業革新条例

産業革新条例は、台湾企業の革新的な製品、技術及びサービス等の研究開発を促進する目的で設置された租税上の優遇措置である。優遇の適用には比較的厳格な要件が求められ、研究開発対象が革新的である必要がある。

優遇対象となる研究開発の要件	高度な革新的開発
優遇対象となる支出の内容	人件費、原材料、消耗品費、特許権使用料、ソフトウェア構築費
控除対象年度	研究開発費を計上した年度に限る。
控除率	研究開発費の 15%以内。
税額控除の限度額	納付すべき法人税の 30%まで。

➤ 税額控除の金額

会社は研究開発投資を実施した年度において、当該投資金額の 15%かつ当該年度の営利事業所得税額の 30%を限度として、営利事業所得税額から控除することができる。

➤ 優遇対象となる研究開発の内容

産業革新条例の優遇対象となる研究開発とは、科学的方法による新製品、新技術等を開発するために、原則として企業自らが行う研究開発活動を指す（「研究開発投資税額控除細則」第 2 条）。

そして、ここで言う「研究開発活動」とは以下の活動に限られる（同第 3 条）。

- ① 新製品、新サービス等を開発または設計するために行った研究開発活動。
- ② 新たな原材料や部品・組立部品を開発するために行う研究開発活動。

但し、これらの活動は、革新的な活動である必要があり、既存の物品やサービス、プロセス等の改善のための研究開発活動は含まれない。

▶ 優遇対象となる研究開発支出の内容

優遇の対象となる研究開発費は、研究開発を専門で行う部署による研究開発活動に要した費用を言い、主に下記の費用を指す（同第4条）。

- ① 研究開発に従事する従業員の人件費
- ② 原材料、サンプル及び消耗品等の購入に要した費用
- ③ 特許権、専門技術、著作権の取得に要する費用または償却費
- ④ データベース、ソフトウェア及びシステムの取得に要する費用

なお、研究開発専門部署は設置されていないものの、研究開発活動に人員が専任され、かつ研究開発活動に要する費用とそれ以外の費用とを客観的に区別することができる場合は、下記の情報に基づき税務機関に研究開発投資控除を申請することができる。

- ① 研究開発専門人員の職務の内容、活動時間記録及び当該人員が専ら研究開発に従事することを証明するに足る書類
- ② 研究開発に要する支出の目的、内容及び専ら研究開発目的であることを証明するに足る書類

なお、④の購入対象については産業革新条例の適用申請対象とする研究開発活動については、主務機関より事前に専門案件としての許可を受ける必要がある。

また、研究開発部署が支出するものであっても、下記の費用は研究開発費用に含まれない（第5条）。

- ① 研究開発部署の内部管理費用
- ② 慣例的な資料収集費用
- ③ 慣例的なテスト費用
- ④ 研究開発担当者のトレーニング費用
- ⑤ 慣例的な市場開発業務に係る費用
- ⑥ 顧客の受入テストのための試作に要する費用
- ⑦ 市場研究、市場テスト、消費性テスト、広告費またはブランドの研究費用
- ⑧ 専ら研究開発を行う正社員の出張旅費、保険料及び出張日当
- ⑨ 販売行為により発生した認証テスト費用

▶ 外部委託研究費

研究開発を外部委託する場合の委託料についても本優遇対象として認められる。国内外への外部委託研究費の優遇に関して、それぞれ以下のとおり定められる（第6条）。

- ① 国内の専門学校、大学、研究機関等への研究委託、または国内の専任教員、研究員の招聘に係る費用
- ② 主務機関より専門案件として許可された国外の専門学校、大学、研究機関等への研究委託、または国外の専任教員、研究員の招聘に係る費用
- ③ 経済部工業局より認定された国外の医薬品研究開発サービス業者への研究開発委託に係る費用

▶ 国内外の共同研究開発

国内外の共同研究開発に関しては、下記の情報を整備する必要がある。

- ① 共同研究開発契約の定めに基づき、共同研究主体に費用が配賦され、成果物が帰属することを証明する書類（産業革新条例申請者に研究開発成果物が帰属することが必要。）
- ② 国外会社と共同研究を行う場合、国内で適切な共同研究開発対象が存在しないことを証明する書類。

▶ 産業革新条例の適用の申請期限

企業がその研究開発に関して投資税額控除の適用を受けるためには、企業はその研究開発活動が条例に合致する旨の申請を税務当局へ提出し、当局の認定を受ける必要がある。

当該申請の提出期限は、税務申告期間の3箇月前から申告期限までである。例えば12月決算の場合、営利事業所得税申告期間は5月1日から5月31日であるため、本件の申請時期は2月1日から5月31日までとなる。

(3) 中小企業に対する租税優遇

研究開発投資に係る租税優遇には主に産業革新条例が置かれているが、その適用要件は厳しく、中小企業にとっては申請が難しい面がある。そこで、中小企業の研究開発を促進させる観点から、「中小企業発展条例」が規定された。

なお、「中小企業発展条例」における中小企業とは、法により会社登記或いは商業登記を行い、且つ下記の要件を満たす企業を指す。(中小企業認定標準第2条)

- 製造業、建設業、鉱業及び土石採取業に属する企業の資本金がNTD 8千万以下、または経常的に雇用する従業員数が200人未満である企業。
- 前述以外の業種、前事業年度の営業収益がNTD 1億以下、または経常的に雇用する従業員数が100人未満である企業。

1. 中小企業発展条例及び産業革新条例を比較すると以下の通りである。

項目	中小企業発展条例	産業革新条例
適用期限	2014年5月20日から10年	2019年12月31日
適用対象	中小企業	農業、工業及びサービス業等
優遇の内容	研究開発投資等の一定額を営利事業所得税額より控除することができる。	同左
研究開発費の控除率及び控除期限	次のいずれかの方法を選択可能。 1. 当該研究開発費の15%を当年度の納付すべき営利事業所得税額から控除できる。 2. 当該研究開発費の10%を当年度以降3年度以内の営利事業所得税から控除できる。	研究開発投資を実行した年度における営利事業所得税額から控除することができる。 なお、控除可能額は研究開発投資額の15%かつ納付すべき営利事業所得税額の30%を限度とされる。
知的財産権の現物出資（課税猶予）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業及び個人が所有する知的財産権を非上場・非店頭登録または非マーキングマーケット企業へ現物出資し、当該知的財産権の現物出資時の時価が取得原価を超えることによって発生する所得については、当該出資企業または個人の当該事業当年度の営利事業所得額または総合所得額に計上することが免除される。 ・ その後、現物出資者が出資によって取得した株式を処分したとき、当該株式の譲渡価額等から知的財産権等の取得原価を控除した金額を課税所得として課税される。なお、取得原価を証明できない場合、譲渡価額の70%を譲渡所得とされる。 	<p>該当する優遇措置はない。</p> <p>なお、企業の株主が技術などの無形資産をもって現物出資した場合に、出資を受けた企業の増加する資本額に、現物出資株主の当該無形資産の取得原価を超える部分があれば、当該超過部分は現物出資株主の財産取引所得となり、株主が所得税法の規定に基づき所得税を申告納付する必要がある。 (財政部2003年10月1日台財税字第0920455312号通達)</p>
従業員新規雇用に対する補助	中小企業が台湾国籍の従業員を新規雇用した場合に、当該従業員に支払う給与額の30%（上限）相当額を当該事業年度の営利事業所得額か	中小企業が新規雇用した従業員1人につき6カ月間を上限とし、当該雇用した企業へ月額NTD 1万が補助される。なお、45歳以上の従業員を新規

項目	中小企業発展条例	産業革新条例
	ら追加控除することができる。 適用に関する事項は、別途行政院により定められる。 (第 36 条の 2)	雇用した場合、補助金支給期間は 1 年とされる。また補助人数には別途上限規定がある。 (第 11 条、中小企業の創新に係る従業員増員促進補助細則第 11 条、12 条)

2. 中小企業の従業員新規雇用に関する租税優遇

2014 年 6 月、中小企業発展条例が可決され、中小企業が新規雇用する従業員の給与に係る租税優遇措置が設けられた。本租税優遇の施行期間は 2014 年 5 月 20 日から 10 年間とし、適用条件等は行政院により 2 年ごとに見直される。本租税優遇措置の適用には台湾国内の経済環境等外部経営環境に依存する部分があるが、行政院が公布した中小企業の従業員新規雇用に係る給与費用の租税優遇に関する細則によりどのような状況で適用可能となるかが定められた。現状、当局の公告により、2014 年 5 月 20 日以降 2 年間にわたりこの優遇が適用されることになっている。

申請主体となる中小企業の要件が示されています。具体的には下記の通り。

① 中小企業の定義（中小企業認定標準第 2 条）

- 製造業、建設業、鉱業及び土石採取業である企業であって、資本金が NTD80 百万以下または経常的に雇用する従業員数が 200 人未満である企業。
- 上記業種以外の企業であって、前事業年度の営業収益が NTD100 百万以下または経常的に雇用する従業員数が 100 人未満である企業。

② 租税優遇申請の要件

- 新規設立または NTD 500,000 以上を増資した中小企業であること。
- 当局が公告する最低賃金以上の賃金で 2 人以上の台湾国籍従業員を新規雇用すること（台湾国籍の勞工保険平均加入者数が前年実績を 2 名以上上回ること）。
- 新規雇用者への給与を含む全部給与支給総額が一定の公式（注 1）によって計算した「比較給与水準総額」を超えること。

③ 計算例

- 2014 年 12 月末、A 社の従業員は 20 人であり、2014 年度及び 2015 年度の各従業員の月額給与は NTD 50,000 である。
- 2015 年 4 月 1 日、A 社は 3 人の従業員を新規に雇用するとともに、NTD 500,000 を増資した。
- 新規雇用従業員の 2015 年度の月額給与は NTD 30,000 であった。

(4) 所得税法第 4 条第 1 項第 21 号（外国企業が受領するロイヤリティ及び技術サービス報酬に係る台湾源泉所得税の免税）

台湾企業が外国企業の無形資産（特許権等）を使用し、使用料やロイヤリティ等を支払う場合、当該外国企業には台湾源泉所得が発生し、台湾企業は原則として源泉徴収義務を負う。

但し、台湾政府が重視する産業に属し、台湾企業が主務機関の承認を得て使用する重要な技術に関する無形資産である場合、当該無形資産の使用の対価であるロイヤリティや使用料等については、台湾での所得税及び源泉徴収義務が免除される（所得税法第 4 条第 1 項第 21 号）。本制度に係る審査は、「外国法人が製造業者・技術サービス業者及び発電業者から受領するロイヤリティ及び技術サービス報酬に係る免税案件の審査原則」に定められている。

なお、本審査原則は 2014 年 1 月に改正され、2011 年 1 月 1 日に遡り、同日以降締結された契約の免税審査に適用される。

「台湾政府が重視する産業」

No	産業名
1	精密機械及びスマート型自動化産業

No	産業名
2	車両産業
3	高価値金属材料産業
4	風力発電産業
5	太陽エネルギー産業
6	新世代通信及びスマート型携帯装置産業
7	スマート型電子及びパーツ産業
8	ディスプレイ産業
9	LED 照明産業
10	スマートライフ産業
11	クラウド 計算産業
12	高付加価値石油化学産業
13	高付加価値紡績産業
14	光電電子用化学材料産業
15	保健食品産業
16	バイオテクノロジー産業
17	リサイクル産業
18	水リサイクル産業
19	情報サービス産業
20	設計産業

免税対象となる無形資産等の項目

項目	優遇対象か否か
特許権 (台湾内外で登録された特許権) (注 1)	対象
商標権	対象
ノウハウ (専門技術)	対象外 (注 2)
コンピュータ・プログラム著作権	対象
工場建設に要する技術支援	対象
営業開始前の発電事業者が外国法人から提供される技術支援	対象

(注)

1. 外国で登録された特許権等

外国企業が外国の法令に基づいて登録・取得した特許権等についても、一定の要件を満たす特許権等に係る特許使用料等は免税対象とされる。

ここでいう「一定の要件」とは、台湾政府が重視する産業に属し、かつ重要な技術に関する特許であることを意味する。また、当該技術と同様の技術が台湾国内では提供できない、または既存の技術が国内で提供可能であるものの、その能力では台湾企業の製品規格の要求を満たすことができない場合に限るとされている。

2. ノウハウ等専門技術

旧審査原則では、特許登録されていない専門技術も特許権とみなされ租税優遇の対象と扱われていたが、新審査原則では、このような専門技術は免税の申請ができないとされている (改正「審査原則」第 7 点)。

(5) バイオ新薬産業発展条例

バイオ新薬産業発展条例では、新薬の研究開発及び人材育成のための投資に関する投資税額控除の租税優遇措置が規定されている。本条例の施行期間は 2007 年 7 月 4 日から 2021 年 12 月 31 日までとされている。具体的な内容は以下の通りである。

	適用要件
適用対象となる会社の要件	經濟部からバイオ新薬製薬会社としての認定を受けること。

	適用要件
適用対象となる支出内容	研究開発及び人材訓練に対する投資
税額控除限度	下記のいずれか小さい金額を控除額とし、控除対象年度の法人税額の50%が控除限度額となる。 <ul style="list-style-type: none"> 研究開発費の35% 当該年度の研究開発費が前2年度の研究開発費の平均額を超える部分の50%
税額控除対象期間	研究開発投資を行った年度の法人税額から控除できない部分については、翌年度以降4年間繰越することができる。
適用対象となる新薬研究等	<ul style="list-style-type: none"> 国内外行政当局の認定を受けて実施される^ハ付新薬の研究開発、臨床前及び臨床試験等。但し、すべての研究開発活動が国外で行われる案件については適用されない。 申請対象年度の研究開発費用額が前年度の営業収益の5%以上もしくは資本金額の10%以上であること。 専門学校卒業以上の学歴を有する^ハ付新薬研究開発人員が5名以上であること。

▶ バイオ新薬製薬会社の認定

経済部のバイオ新薬製薬会社の認定は、認定された日の翌日から5年間を有効期間とされる。

▶ 税額控除対象となる研究開発及び人材育成費用

①研究開発費用

研究開発費用は、バイオ新薬製薬会社がバイオ新薬の研究開発活動のために要した費用であり、下記の支出が含まれる。

- i. 研究開発に従事する研究開発部署の正社員等に対する人件費
- ii. 国内の研究機関への委託研究費並びに研究機関からの研究者の招へいに要する費用
- iii. 経済部工業局に認定された医薬品研究機関への新薬の臨床前及び臨床試験の委託費用
- iv. 研究開発計画と整合し、研究開発部署が完全に出入庫管理を行う消耗性器材、原材料及び見本の購入費用
- v. 研究開発部署にて専ら研究に供される固定資産及び無形資産の償却費、使用量等
- vi. バイオ新薬の研究開発、製造工程の改善に係る下記の費用
 - a. 既存機器の機能の向上
 - b. 機器設備の製造または設計
 - c. バイオ新薬製品の生産プロセスまたはシステムの設計及び改善

②人材訓練費用

人材訓練費用は、バイオ新薬製薬会社が新薬の研究開発、製造等に関して行う従業員の訓練に係る費用をいう。また、自社の人材の育成についての外部委託または共同育成に関して負担する費用を含む。人材育成費用の範囲は以下の通りである。

- i. 講師の報酬及び交通費
- ii. 訓練に参加する従業員の交通費等
- iii. 教材、実習材料、文房具用品、医薬品等の購入費用、保険料、見学費、図書費、訓練期間の食事代、場所賃借料、耐用年数2年未満の訓練器材購入費等
- iv. 技能検定の受験費用
- v. 行政院会の許可を得た訓練機能を有する建物の減価償却費及び賃借料並びに教育訓練を担当する人員の人件費

(6) 自由貿易港区及び自由経済モデル区

自由貿易港区

現在、台湾には、6つの港湾、1つの空港の計7か所の自由貿易港区が置かれている。

(基隆港、台北港、台中港、高雄港、蘇澳港、安平港の6港及び桃園国際空港)

①自由貿易港区での事業

自由貿易港区では、貿易、倉庫、物流、コンテナ（物品）の集散、輸出、国内輸送、請負輸送、通関代行、組立、配置、包装、修理、構成、加工、製造、検査、測定、展示、技術サービスの合計 19 種類の多様な業務を行うことができる。また、企業は支店、事務所等の形態で参入することができる。

②租税優遇

自由貿易港区事業者には、国外から自由港区に運送される貨物及び機器設備に係る関税、貨物税、営業税、貿易推進サービス費及び商港サービス費などの租税が免除される。また、国内課税区または保税区の事業者から自由貿易港区の事業者へ販売された貨物や機器設備、役務に係る営業税にはゼロ税率が適用される。

また、外国企業が自由貿易港区にて保管及び簡易加工をした上で販売する物品等から生じる台湾源泉所得については、営利事業所得税が免除される。

自由経済モデル区

国内外において有利な条件を創出することを目的に国内経済の自由化政策のスピード化を目指している。その中でも特に影響が大きいものが自由経済モデル区の推進である。ただし、下記①のとおり、本条例は未だ立法院にて審議中であり、正式な立法は行われていない。そのため、既存の自由貿易港区以外のモデル区は設置されておらず、未定の部分が多い。

①自由経済モデル区に係る立法の進捗

「自由経済モデル区特別条例」は 2013 年 12 月から立法院にて審議中であるが、現在、行政院にて先行して自由経済モデル区の選定作業が行われており、7 か所の自由貿易港区及び屏東農業生技園区が選定されている。

②租税優遇

「自由経済モデル区特別条例」草案で予定される租税優遇措置は以下の通りである。

i. いわゆる PE 課税の免除

国外企業が区内にて保管、簡易加工した上で物品を販売する場合、当該物品の輸出販売収益から得られる所得の全額、国内販売収益から得られる所得の 10% に相当する所得について営利事業所得税が免除される。

ii. 区内居住外国人の個人所得税の優遇

区内に勤務し、一定の要件を満たす外国専門人員等の当初 3 年間の給与所得については、個人所得税の計算上、その半額のみが課税所得とされる。また、最低税額制度の計算における海外源泉所得の算入は免除される。

iii. 区内事業者が受領する配当等の免税措置

当該条例の成立後 3 年間（新設モデル区については 5 年間）、モデル区内事業者が国外への投資から得られる配当等所得について、営利事業所得税の計算時に免税とされる（トレーディング目的等の投資に係る配当は含まれない）。

③その他の自由化措置

i. 外国専門人員の雇用

外国専門人員の雇用条件が以下の通り緩和される。

ア. 招へいの条件の緩和

- 学士を有する外国専門人員について、一般に必要とされる 2 年以上の勤務経験の免除。
- 区外事業者一般の外国人招へい条件とされる資本金額基準や売上高、輸出金額基準等の制限の免除。

イ. 請負契約に基づく招へい

区内では、委任または請負の方法によって外国専門人員を専門技術業務に招へいすることができる。

6. 最低税額制度（所得基本税額条例）

(1) 最低税額制度

租税優遇措置に相対する制度として、2006 年度より最低税額制度（所得基本税額条例）が施行されている。この制度は租税の公平及び税収確保を目的としたもので、5 年免税及び投資

税額控除等の各種租税優遇措置を適用する会社にも最低限の税負担を求めるものである。

具体的には、租税優遇措置を適用しないで計算した「基本所得額」及び「基本税額」という概念を設け、優遇税制を適用した「一般所得税額」が「基本税額」を下回る場合は、税率12%による「基本税額」を納税しなければならないこととされている。基礎控除額はNTD50万である。台湾国内で固定営業所または営業代理人を有する営利事業者に適用される。

営利事業者	計算要素
基本所得額	課税所得額
	+ 5年免税所得
	+ 証券及び先物取引所得
	- 控除額NTD500千
基本所得税率	12%

(2) 営利事業者の最低税額制度の計算

* 計算表は第6章の参考資料12を参照。

* 例：(単位：新台幣千元)

項目	一般所得額	基本所得額
XX年度財務所得	10,000	
免税所得－証券取引所得(D)	(3,000)	
－五年免税所得(C)	(500)	
－土地処分利益(E)	(1,500)	
課税所得	5000	5,000
+ 加算項目(D) + (C)		3,500
基本所得額		8,500
納付すべき税額	5,000*17%=850	(8,500-500)*12%=960
投資税額控除(※)	(425)	
一般所得額の納付すべき税額 (当期所得税)(A)	425	425
基本税額が一般所得額を上回ることによる差額(B)		535
納付すべき税額(A) + (B)		960

※最大「納付すべき税額」の1/2の額まで認められる。

7. 移転価格税制の概要

(1) 移転価格税制の背景と趣旨

近年特に台湾企業の大陸進出が加速し、本来台湾企業で計上される課税所得が大陸に移動してしまっただけでなく、台湾政府も深刻な税収不足となった。そこで諸外国の移転価格税制を参考に台湾でも本格的に移転価格税制を取り入れ、台湾企業に対して「独立企業間取引の原則」を根拠とした課税に本格的に取り組むこととなった。2004年1月2日に「営利事業所得税監査基準」の第114条の1において移転価格に関する規定を新設し、続いて2004年12月28日に「営利事業所得税非独立企業間移転価格監査準則(以下、移転価格監査準則)」を公布した。

なお2005年12月30日に移転価格に関する開示及び文書化の義務化に関する指針が発表され、一定条件に該当した場合には税務申告書別表で関係会社間取引について記載するとともに、いわゆる「移転価格報告書」や「移転価格報告書を代替する書類」を作成し、さらに、会計士の税務監査を義務付けるという、厳しい措置が設けられた。その後、2008年11月6日に新しい通達が公表され、適用基準が一部緩和されている(表二「TPレポートの作成要否に関する判断フロー」参照)。

(2) 移転価格税制の留意点

① 関連者(移転価格監査準則第3条・4条)

「関連者」とは原則的に移転価格監査準則第3条における支配従属関係にある関係会社等をいう（その他の条件は）。移転価格の申告に際しては基本的にこの「関連者」との取引を申告書上で開示する必要がある。

なお台湾は「国外関連者」という概念はない点に注意が必要である。即ち台湾国内の関係会社等も「関連者」に含まれ、申告の際には国外の関連者だけでなく台湾国内の関係者との取引も申告する。

②移転価格の算定方法（移転価格監査準則第10条）

移転価格監査準則では、下記 a から c のような移転価格算定方法の3法を原則的な算定方法として規定しているほか、それ以外の例外的計算方法（d から f）も規定している。

- i. 独立価格比準法（CUP）
- ii. 再販売価格基準法（RPM）
- iii. 原価基準法（CPLM）
- iv. 利益比準法（CPM）
- v. 利益分割法（PSM）
- vi. その他財政部が定める合理的取引結果を決定する方法

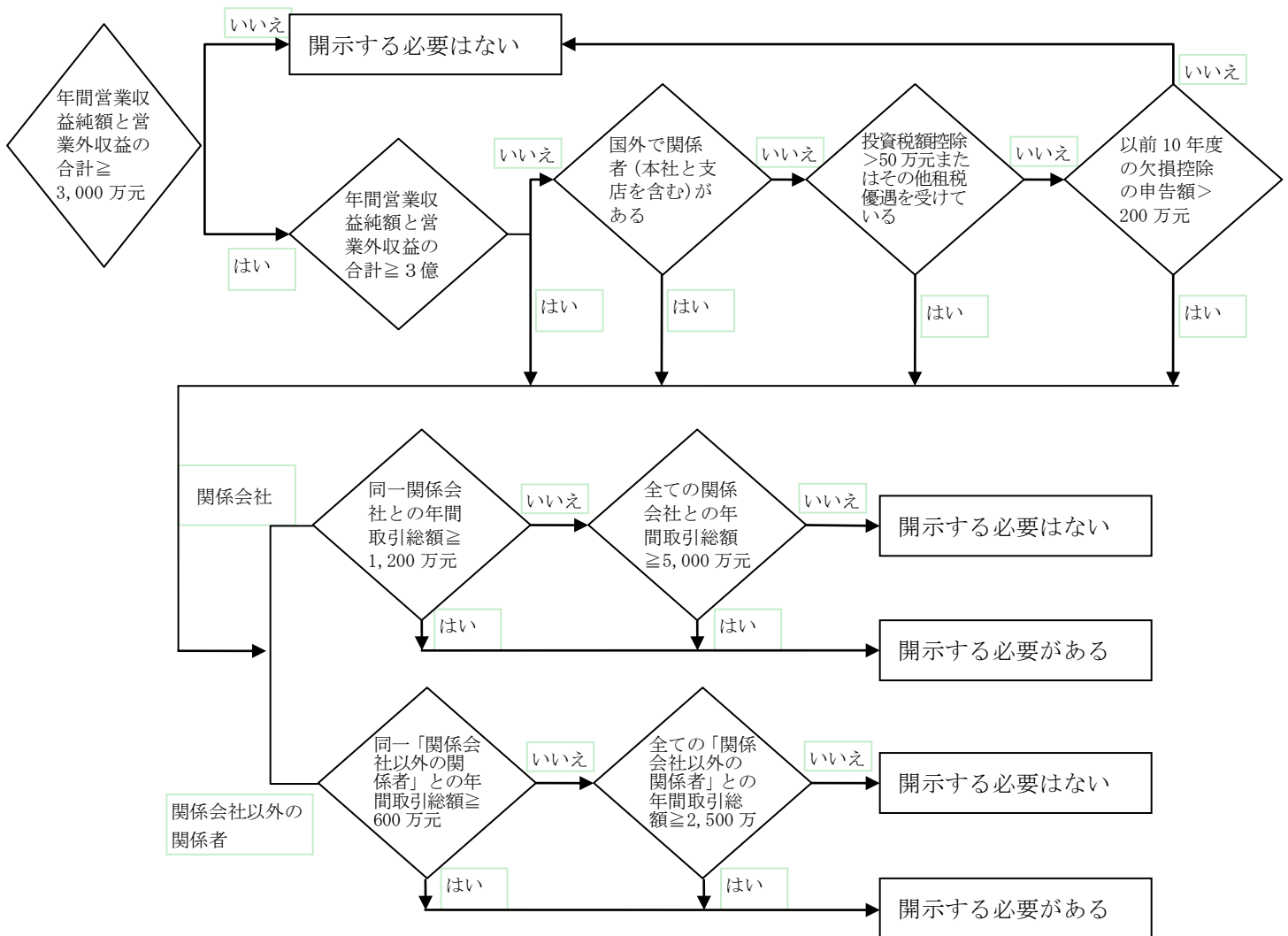
③移転価格に関する開示義務（台財口字第09404587580号）

関係者間取引が一定額に達する場合には、企業は税務申告書の移転価格の別表（第6章の参考資料11の「営利事業所得税確定申告書に付随する四枚の関係会社間取引または関係者取引に関する開示情報」）に関係者間取引内容及び金額を記載し開示しなければならない。

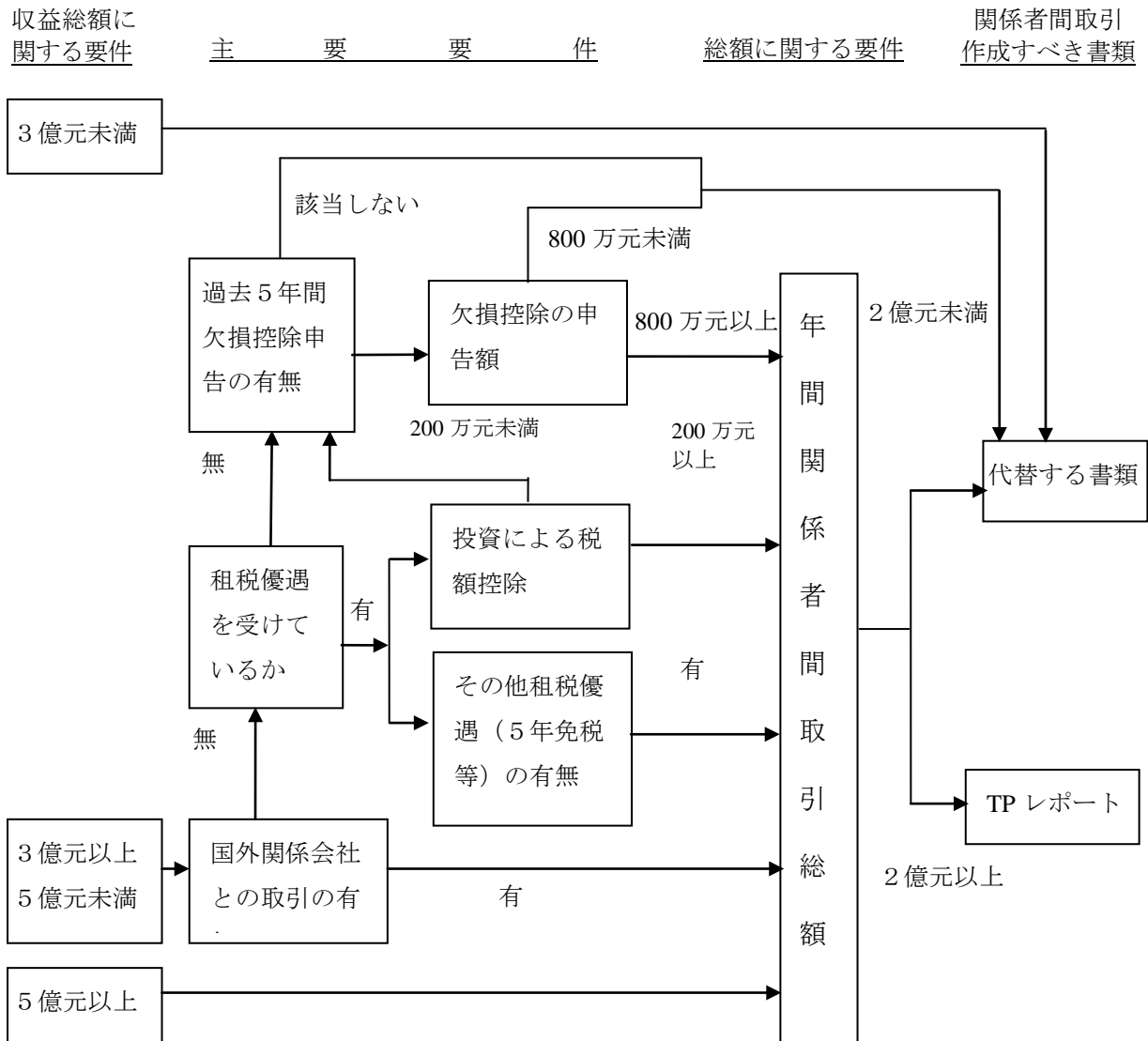
現在、税務機関は営利事業者の移転価格法令遵守責任を以下の3段階に分けている。

- i. ステップ1：開示基準に達しているか否かを判断する（表一「関係会社及び関係会社間取引関連情報の開示要否に関する判断フロー」参照）。開示基準に達していない場合には、「営利事業所得税確定申告書に付随する四枚の関係会社間取引または関係者取引に関する開示情報」を開示する必要はない。但し、独立企業間取引に適合している証明書類を用意する必要がある。
- ii. ステップ2：開示基準に達している場合には、「営利事業所得税確定申告書に付随する四枚の関係会社間取引または関係者取引に関する開示情報」を開示し、法定書類を用意し、移転価格監査準則第6条の規定に基づき関係会社間取引結果が独立企業間取引に適合するか否かを評価する必要がある。（第6章の参考資料11参照）
- iii. ステップ3：法定書類により移転価格報告書を代替できる基準（第6章の参考資料11参照）に該当する場合には、代替書類のみを作成する必要がある。法定書類により移転価格報告書を代替できる基準に該当していない場合には、関係会社間取引結果が独立企業間取引に適合するか否かを評価して移転価格報告書を作成する必要がある。下記の2種類のいずれかの文書の作成が義務づけられている。（台財税字第09704555160号通達）
 - ア. 移転価格報告書：いわゆる機能リスク分析・比較対象分析・計算方法の選択・四分位法による分析結果等の移転価格分析を全て含んだ資料
 - イ. 移転価格報告書を代替する書類：移転価格報告書よりも簡便的な資料として、重要性が低い場合に認められる補完的な資料。

関係会社及び関係会社間取引関連情報の開示要否に関する判断フロー



TP レポートの作成要否に関する判断フロー



移転価格報告書と、移転価格報告書を代替する書類の記載内容

移転価格報告書	移転価格報告書を代替する書類
i. インデックス (必要掲載項目、報告書内の関連説明箇所)	i. 企業概況 (組織構成、関係会社の紹介)
ii. 要約 (分析対象である関係会社間取引、関係会社間取引の独立企業間価格算定方法及び結論、報告書の構成、報告書の作成者の説明)	ii. 産業及び経済状況の分析 (産業の背景、産業の構造、産業の現況及び発展等) ,
iii. 前提 (分析対象情報－財務諸表、運営状況関連情報、利用する財務データベース、比較対象会社の関連情報)	iii. 関係会社間取引の説明
iv. 企業概況 (グループ組織構成、関係会社の紹介)	iv. 機能・リスク分析
v. 関係会社間取引の説明	v. 基準分析 (合理性の分析等)
vi. 産業及び経済的状況の分析 (産業の背景、産業の構造、産業の現況及び発展等)	vi. 結論 <i>(内容について一定の規定はないが、およそ上記の内容が考えられる。)</i>
vii. 機能・リスク分析 (組織図、機能分析、リスク分析－分析対象項目：研究開発、購買、製造、マーケティング等)	
viii. 最適な独立企業間価格算定方法の選定 (最適な独立企業間価格算定方法の選定、他の算定方法の説明及び採用しない理由、他の関係会社が採用する価格算定方法)	
ix. 最適な独立企業間価格算定方法の適用 (分析対象会社の選定、利益水準指標の選定、他の利益水準指標の説明及び採用しない理由、複数年度資料の使用の説明、基準分析、独立企業間取引の範囲)	
x. 結論	

(3) 事前確認制度 (APA)

「事前確認制度 (APA)」とは、移転価格の算定方法を税務当局に予め申し出るとともに、当局が資料等に基づいてその合理性・客観性を検証した上で相当と認めた場合には、事前に確認を与える制度である。

メリットとしては将来年度 (APA 対象期間) における移転価格リスクが排除できる点等が挙げられるが、一方でそのための手間・コストがかかる他、台湾と日本の間には現在「租税条約」がないため、例え両国で APA を受けていたとしても完全に二重課税が排除できる訳ではない点に注意が必要である。

2015年3月6日に改正された移転価格監査準則における APA に関する規定では、営利事業者に APA の申請を推進するため、APA 申請要件の取引金額を引き下げている。(改正前の規定では、取引総額 NTD10 億以上、又は年間取引総額 NTD 5 億以上。改正後の金額については下記参照。) また、アメリカ、オランダ及び日本などの規制を参考にし、APA 申請前の予備会議の枠組みを営利事業者に提供し、申請書類の簡略化とするとの規定を追加している。

i. 台湾 APA 申請資格の概要

- 事前確認を申請する取引の取引総額が新台幣 5 億元以上又は年間取引金額が新台幣 2 億元以上。
- 申請年度の前 3 年において重大な申告漏れがない。

- 移転価格監査準則第24条第1項第1号から第4号及び第6号から第10号の書類を用意すること。
- 移転価格監査準則第24条第1項第5号の移転価格報告を行うこと。
- その他財政部が査定した条件。

ii. ユニラテラル APA の申請手続

申請方法として事前国税局と予備会議を実施する方法と、予備会議を実施せずに直接申請する方法がある。(移転価格監査準則第23条)

	予備会議の開催	直接申請
1st STEP 申請 合計 約9か月	申請者は取引対象年度の初年度の終了3か月前までに予備会議申請書及び関連書類を提出する。	—
	申請者は申請書の提出後3か月以内に税務機関と予備会議を行う。	申請者は取引対象年度の初年度終了前に APA 申請書及び関連書類を提出する。
	税務機関は会議開催後3か月以内に正式申請書の提出可否について、申請者に通知する。	税務機関は1か月以内に正式申請書の提出可否を申請者に通知する。
	申請書の提出について税務機関の同意を受けた者は、3か月以内に規定の APA 申請書、書類及び報告書を提出する。	申請書の提出について税務機関の同意を受けた者は、IIIか月以内に規定の書類及び報告書を提出する。
2nd STEP 審査及び 協議 約1～2年*	税務機関は1年以内(最長1年延長することができる。)に、審査及び評価を行い、結論を出す。この期間において、税務機関は各項の分析方式、結果及び主な質問に対して、申請者とのコミュニケーションを行い、協議をまとめる。	
	税務機関の審査に応じて、申請者は補足説明資料を用意・提示し、税務機関と検討を行う。	
	APA を適用する課税年度において、所得税確定申告を行った場合、税務機関が規定する期限内にその影響に関する報告書を提出する。	
3rd STEP 締結 約6カ月	審査及び評価を受けた後、申請者は6ヶ月以内に税務機関の法定代表者又は締結授権者と共同で APA を締結する。	
4th STEP 実行	APA 契約を締結していたものの、APA の遵守分析の結果、財務諸表が契約の通りの結果になっていない場合は、不足分を APA の契約通りに調整する必要がある。	
	各当該課税年度の確定申告期間内に税務機関へ APA の実施報告を提出する。	
	適用期限の到来前に協議の適用期間を延長するか否かを検討し、申請を提出する。	

*日本と台湾には現時点で租税協定が締結されていないため、バイラテラル APA の申請は不可能である。

今後、協定が締結された場合、バイラテラル APA の申請が可能となる。

8. 個人所得税（総合所得税）

(1) 課税年度

個人の課税年度は日本と同様暦年（1月1日～12月31日）である。

(2) 居住者と非居住者

①居住者：以下のいずれかに該当する者。

i. 台湾国内に住所を有し、かつ常に台湾内に居住する者。（個人が台湾国内に戸籍を有し、一課税年度において台湾国内に居住する日数が合計 31 日達すること、または一課税年度において台湾国内に居住する日数が 1 日以上 31 日未満である場合は、その生活及び経済の重心（労働保険・健康保険を有する、または事業を営む。）が台湾国内にあることと認定原則で定義されている。）

ii. 台湾国内に住所はないが、一課税年度内に台湾国内に居住する日数が合計満 183 日の者。

②非居住者：上記の居住者以外の者。

(3) 課税所得の範囲

居住者と非居住者は原則として台湾に源泉のある次の所得に対して、納税義務を負う。

第一種：営利所得—配当、合作社及びパートナーシップの分配する利益、個人事業の利益及び個人が一時的な取引から取得する利益。

第二種：専門的職業からの所得。

第三種：給与所得—報酬、俸給、賃金、賞金、賞与、補助金、退職金等を含む。

第四種：利子所得。

第五種：資産賃貸所得及びロイヤリティーからの所得。

第六種：自営の農業、漁業、牧畜業、林業及び鉱業からの所得。

第七種：財産取引所得。

第八種：コンテストまたはくじの賞金。

第九種：退職所得。

第十種：その他の所得。

(4) 非居住者に対する課税

①一課税年度中の台湾領内滞在日数が 90 日以下の非居住者に対する課税の方法は次の通りである。

i. 給与所得—台湾領内払いの給与等につき 18%の所得税を源泉徴収することで課税関係が終了する。すなわち、申告書の提出義務はない。

ii. その他の所得— (e.g. 利子所得) 申告書の提出義務はない。源泉徴収税率は所得の種類によって異なる。

②一課税年度中の台湾領内滞在日数が 91 日から 182 日の非居住者：

給与所得、その他の所得 (e.g. 利子所得) について申告納付する。給与所得については、台湾払い給与等に日本払い給与等のうち台湾課税対象分（滞在日数で按分計算）を加える必要がある。この場合、各種所得控除が認められず、税率は給与所得 18%、その他所得 20%となる。

(5) 居住者に対する課税

居住者はすべての台湾領内源泉所得及び **NTD100 万以上の一暦年領外所得** について申告義務を負う。居住者の課税所得金額は、同一課税年度中の収入金額から各種の控除額を差し引いて計算する。

居住者は、当年の課税所得金額に対し、次の税率により計算した所得税額を台湾の現地銀行にて納付した上、翌年の 5 月 31 日までに申告しなければならない（台湾の申告順番は納付が先。いわゆる年末調整制度はない）。

2 0 1 5 年 度			
課税所得金額 (NTD)		税率 (%)	累進差額(NTD)
0— 520,000		5	0
520,001—1,170,000		12	36,400
1,170,001—2,350,000		20	130,000
2,350,001—4,400,000		30	365,000
4,400,001—10,000,000		40	805,000
10,000,001 以上		45	1,305,000

例) 課税所得純額 NTD2,000,000 の場合の税額は NTD270,000
 $NTD2,000,000 \times 20\% - NTD130,000 = NTD270,000$

(6) 各種所得控除額

①基礎控除及び扶養控除

- | | | |
|----------------|-----|-----------|
| i. 基礎控除—納税義務者 | NTD | 85,000 |
| 配偶者 | | 85,000 |
| ii. 扶養控除—1人につき | | 85,000 |
| (70才以上の老人) | | (127,500) |

②所得控除

居住者は以下の所得控除につき、項目別実額控除か定額（標準）控除かどちらかを選択できる。

i. 項目別実額控除

- 寄付金控除—政府に対する寄付金は全額控除できる。公益法人等への寄付金は総合所得額の20%を限度として控除できる。
- 保険料控除—本人、配偶者及び親族のために支払った保険料（台湾で加入した生命保険料、社会保険料）は1人につきNTD24,000を限度として控除できる。
- 医療費控除—公立病院、政府が認可した病院等に支払った本人、配偶者及び同居扶養親族のための医療費（出産費を含む）は全額控除できる。但し、保険給付を受けた部分を除く。
- 災害損失—台湾で発生した不可抗力の災害による損失で、保険等で回収できない部分を控除できる。
- 家屋購入利子控除—NTD300,000
- 家賃控除—個人が支払う非営業用の家賃は、NTD120,000を限度として控除できる。

ii. 定額（標準）控除

居住者は上記の項目別実額控除に代えて、2015年度では独身者はNTD90,000、配偶者を扶養する場合はNTD180,000を控除することができる。

② その他の特別控除

- 給与所得控除—2015年度では1人につきNTD128,000
(給与所得が給与所得控除に満たないものはその給与所得総額。)
- 障害者控除—2015年度では1人につきNTD128,000
(適用するには、必ず台湾の医師証明が必要。)
- 財産取引から生じた損失は同年度の財産取引から生じた利益額を限度として控除できる。控除できなかった損失の残額は以後3年間にわたり繰越控除が認められる。
- 貯蓄控除—台湾国内の銀行の預金から得られた受取利息はNTD270,000を限度として控除できる。
- 教育費特別控除—台湾教育部が認めた大学及び大学院の授業料は扶養家族1人につきNTD25,000
- 就学前幼児特別控除—2012年度より5歳以下の子女1人につきNTD25,000
(税率が12%以下の方のみ適用。)

注1：各種所得控除額については、毎年年末に財政部が公布するニュースリリースに従う。

注2：年度の途中で台湾を出国する時に申告する者（滞在日数は183日以上で、離境申告の場合）については、上記のうち基礎控除・扶養控除と定額（標準）控除は日数按分する。

(7) 給与所得

給与には、賞与、年金等を含むが、一定基準内の日当、残業手当等は課税されない。

・食事手当	一ヶ月 NTD2,400 以内は非課税。
・残業手当	毎月 46 時間までは非課税。
・休日出勤手当	毎月 8 時間までは非課税。8 時間を越した場合は非課税の残業時間数と加算し合計で 46 時間内なら非課税として見なすことができる。

(8) 日本人駐在員（給与所得者）に対する課税

台湾で勤務する日本人の給与所得に対する台湾の個人所得税の課税の概略は次の通りである。

① 居住形態と課税方法

居住形態	国内源泉所得		領外所得
	台湾滞在日数 ^(注1)	課税方法	
		台湾払い	
非居住者	1 日から 90 日	課税 ・給与：18%源泉徴収 ・その他所得：20%源泉徴収	非課税
	91 日から 182 日	課税 ・給与：18%源泉徴収 ・その他所得：20%源泉徴収	課税 台湾払い給与と合わせて申告納税する。 但し、税率は 18%。
居住者	183 日から	申告納税 5%あるいは所定の税率表により毎月源泉徴収する。 年末には日本払い所得と合算し、超過累進税率により課税される。	申告納税 台湾払い給与と合わせて超過累進税率により課税される。 課税 (注2)

(注 1) 滞在日数の計算はパスポート上の入出国印の日付によるが、入国日は不算入とし、出国日は算入する。

(注 2) 年間の領外所得が NTD100 万元以上の場合、全額が課税対象となり、NTD100 万元未満の場合は課税所得に算入する必要はない。

② 国内源泉所得とは

国内源泉所得とは給与所得の場合は台湾において提供した役務の対価として取得した報酬、すなわち、台湾での勤務に対して支払われる給料、賞与等をいう。従って、国内源泉所得の判定に当たっては台湾で支払われる給与等または海外（日本）で支払われる給与等のうち、台湾での勤務相当分は台湾国内源泉所得とみなされる。台湾に勤務している多くの日本人は 1 年のうちのある期間を海外（主として日本）で居住するものと思われるが、その場合の海外（日本）払いの給与についての国内源泉所得金額の計算は日数按分による。なお、一暦年における台湾での滞在日数が 300 日以上であれば海外払いの給与全額が台湾国内源泉所得とみなされ、日数按分はしない。

③ 給与支給額の証明と認定

台湾払いの給与の支給額については源泉徴収の対象となるため源泉徴収票が証明書となるが、日本払い（海外払い）の給与支給額については、日本の税務署または公認会計士に確認してもらうことになる。確認書の様式は第 6 章参考資料 16 の通りである。

④ 外貨の換算レート

海外（日本）払いの給与を新台幣元に換算する場合のレートは財政部国税局が規定する

月次の平均為替レートによる。

⑤ 利子、延滞税及び加算税について

◎ 利子：

追加納付税金について、当該税金の本来の納付締切日の翌日から追加納付がなされる日までの期間に対し、納付すべき税金を計算基礎として納付締切日現在の郵便局の1年期の定期預金利率により日次ベースで利息を加算し、当該税金と合わせて徴収する。

◎ 延滞税：

税法の規定により、期限日後の税金納付の場合滞納金が追加徴収される。滞納期間が三十日以内であれば、二日間経過する毎に納付すべき税額の1%を滞納金として追加納付する。

◎ 加算税：

申告漏れあるいは過少申告の場合は未申告分の税額の2倍以下の過料が課され、無申告の場合は無申告税額の3倍以下の過料が課される。

(9) 外国籍専門人員の租税優遇

台湾の経済国際化を加速させ、外国籍専門人員が台湾で働くことを奨励するため、外国籍専門人員の租税優遇の適用範囲を明確に規定する。

① 適用対象：

本適用範囲の適用対象者は、就業服務法第46条第1項第1号、第2号及び関連規定を参照し、下記の業務に従事する外国籍専門人員に限る。

- ・ 建築修繕工事または建築技術業務
- ・ 交通事業業務
- ・ 財務・税務・金融サービス業務
- ・ 不動産ブローカー業務
- ・ 移民サービス業務
- ・ 弁護士業務
- ・ 技師業務
- ・ 医療保健業務
- ・ 環境保護業務
- ・ 文化、スポーツ、レジャー・サービス業
- ・ 学術研究業務
- ・ 獣医師業務
- ・ 製造業業務
- ・ 流通サービス業
- ・ 華僑または外国人が政府の許可により投資や設立した事業の管理職。
- ・ 専門、科学または技術サービス業の経営管理、デザイン、企画またはコンサルタント等の業務
- ・ 飲食業の料理人業務
- ・ 行政院劳工委員会が中央目的事業主務機関と協議して指定した他の業務

② 優遇内容：

本適用範囲に称する租税優遇とは、機関、団体、学校または事業者が**法人税**を計算するにあたり、外国籍専門人員との雇用契約の規定により、外国籍専門人員本人及びその家族に支給する赴任時及び帰任時の往復旅費、一定期間経過後の帰国休暇のための外国籍専門人員本人の旅費、赴任時と帰任時の引越費用、水道光熱費、掃除代、電話代、賃借料、賃借家屋の修繕費及び子女奨学金などの実費申請の費用を会社の損金として計上することができ、外国籍専門人員の所得の源泉申告の際に、個人の所得として計上しないことができるというものである。

③ 優遇措置が適用されない外国籍専門人員：

- ・ 一課税年度内の台湾滞在日数が183日以上のある者。
- ・ 台湾と他国の二重国籍を有する者。
- ・ 年間収入がNTD120万未満の者。

また、各種の経済的利益に対する個人所得税の課税関係をまとめると、次の通りである。

	課税	非課税
・赴任及び帰任旅費（本人及び家族）		0
・休暇帰国旅費：		
本人		0
家族	0	
・社宅家賃		0
・社宅光熱費、電話代等		0
・社有車		0
・子女奨学金		0
・子女教育費（注記1）	0	
・医療費（注2）：		
本人		0
家族（注1）	0	
・税金補助	0	

(注)

1. 外国人の台湾での個人（総合）医療費や子女教育費等の経済的利益を台湾の支店や子会社等が負担する場合に、会社の支店の帳簿の上では当該経済的利益を個人への給与として処理し、源泉税が徴収・納付されていることを仮定している。
2. 健康診断費用を事業者が負担した場合については、原則として、個人所得税の課税対象となる。

(10) 所得基本税額制度

①対象

- i. 下記のいずれかの条件に該当する申告者は、「個人所得基本税額申告書」の記入の必要はない。
 - a. 所得税法の規定による「個人総合所得税」申告を免除される台湾国外に居住する個人。
 - b. 「総合所得税」申告に際し、投資控除奨励の優遇措置が適用されず、かつ「領外源泉所得」、「特定保険給付」、「有価証券取引所得」、「現金以外の寄付の控除額」及び「ストックオプションにより取得した株式が売却可能となった日の翌日において時価が額面を超過する額」など「基本所得額」に算入すべき所得がない場合。
 - c. 上記の「基本所得額」に算入すべき所得があるものの、申告者の「基本所得額」がNTD670万以下の場合。
- ii. 「所得基本税額条例」に基づき、上記のいずれにも該当しない申告者は、「個人所得基本税額申告書」に記入し、「基本税額」を申告しなければならない。

②個人の基本所得額の項目

所得税法の規定に基づき計算した総合所得純額。

- i. 領外源泉所得：総合所得総額に算入されない台湾国外、香港・マカオにおける源泉所得。2010年1月1日以降は、申告者の一暦年における年間所得の合計額がNTD100万未満の場合は算入する必要はないが、NTD100万以上の場合は全額算入する必要がある。
- ii. 特定保険給付：この条例の施行後に契約された、受益者と契約者が同一でない生命保険及び年金保険により受益者が受領する保険金。但し、死亡給付の年間合計数が申告単位毎でNTD3,000万以下である場合は算入されない。
- iii. 私募証券投資信託基金の受益証券。
- iv. 所得税法またはその他法律の規定により総合所得税の申告時に控除した現金以外の寄付金額。

③基本所得額＝総合所得純額＋領外源泉所得＋NTD3,000万以上の特定保険給付＋現金以外の寄付＋従業員配当による時価の額面超過分

④基本税額の計算

基本税額＝（基本所得額－NTD670万）×20%

⑤納付すべき税額

納付すべき税額＝基本税額－通常の計算方法による一般的税額

⑥具体例

前提

総合所得純額：NTD3,000,000

領外源泉所得額：NTD7,000,000

計算

総合所得税額=NTD3,000,000×30%−NTD365,000（累進差額）=NTD535,000

基本所得額=NTD3,000,000+NTD7,000,000=NTD10,000,000

基本所得純額=NTD10,000,000−NTD6,700,000=NTD3,300,000

基本税額=NTD3,300,000×20%=NTD660,000

納付すべき税額=総合所得税額+(基本税額−総合所得税額)
=NTD535,000+(NTD660,000−NTD535,000)=NTD660,000

(11) 領外源泉所得

①個人領外源泉所得の範囲

海外所得とは所得税法第8条に規定されている台湾の源泉所得及び台湾地区と大陸地区人民關係条例に規定されている大陸地区の源泉所得以外の所得を指す。

②個人領外源泉所得の項目及び種類

個人の領外源泉所得の項目及び種類は、台湾の源泉所得と同様で、十種類となる。

台湾領外における1. 営利所得、2. 業務執行による所得、3. 給与所得、4. 利息、5. 賃貸料及びロイヤリティ所得、6. 農業、漁業、林業、牧畜業、鉱業によりえられた所得、7. 財産取引所得、8. 各種競技、試合及び籤引き等によって得た賞金または給与、9. 退職所得、10. その他所得など。

外国籍専門人員が台湾で働く場合、一暦年において滞在日数が183日以上の場合、「中華民國境内居住の個人」（居住者）と見なされ、所得税基本税額条例の規定に従い、基本所得額を申告しなければならない。2010年より領外源泉所得を基本所得額に算入する必要がある。

外国籍専門人員が2010年度より、総合所得税を申告する際、適用税率に20%以上の累進税率を適用する場合、領外源泉所得があるとしても、基本税額を納付する可能性は低いと考えられる。その理由は、基本所得額より免税額の670万を差し引いた後の純額に20%の税率を掛けて、基本税額を計算し、基本税額が総合所得税額より高い場合に限り、基本税額を納付する必要がある、かつ海外で納付された税額も控除できるためである。

(12) 中華人民共和国（中国）国籍を有する者に対する課税

台湾で勤務する中国国籍者の給与所得に対する台湾の個人所得税の課税は、台湾地区及び大陸地区人民關係条例第25条に基づき申告を行う。

9. 源泉徴収制度

台湾における所得税の納税方法は、所得者自身がその年の所得金額とこれに対応する税額を計算し、これを申告納付する「申告納税制度」が基本となっている一方、特定の所得については「申告納税制度」と併せてその所得の支払者が支払の際に所得税を徴収して納付する「源泉徴収制度」を採用している。この点は日本と同様の仕組が採られている。

(1) 所得の種類ごとの源泉徴収税率

所得の種類	税率 (%)		
	居住者	中華民国内に固定営業所のある営利事業	非居住者及び中華民国内に固定営業所のない営利事業
・ 配当金 (注1)	—	—	20
・ 給与 (注2)	—	—	(注3)
・ 賞与	5	—	18
・ 仲介料	10	免除	20
・ 利子	10	10	(注4)
・ 賃貸料	10	免除	20
・ ロイヤリティー	10	免除	20
・ 役務報酬	10	免除	20
・ その他の中華民国国内源泉所得	—	—	20

(注1) 配当金は株式配当を含む。両税合一制度施行後、国内への配当については源泉徴収不要となった。又、海外への配当についてはケースにより源泉徴収税額が低減される場合がある。(本章の10「両税合一制度の概要」参照)

(注2) 5%または給与所得源泉徴収弁法の規定による。

(注3) 月給が基本給与の1.5倍以下：6%、月給が基本給与の1.5倍超過：18%

(注4) 短期債権、社債、金融債権の利子：15%、その他の利子：20%。

(2) 所得税法第25条規定のみなし課税適用のケース

所得税法第25条により、外国会社が台湾領内において工事請負、技術サービス提供あるいは機械設備等のリース等の業務を行う場合で原価費用の配賦計算が困難な場合、財政部へ申請し許可を得ることを条文として台湾領内の営業収入の15%を課税所得とみなすことができる。

この場合、台湾領内に固定営業所(支店等)がない場合は源泉徴収が必要となるが、 $収入 \times 15\% \times 20\%$ (源泉税率) = $収入 \times 3\%$ となるので、源泉徴収税率は3%でよいこととなる。尚、台湾領内に支店がある場合は当該のみなし課税部分は支店の所得計算と合わせて支店で申告納付する必要がある。

(3) 源泉徴収義務者の事務手続

① 所得の受取人が居住者あるいは台湾領内に固定営業所のある営利事業の場合

源泉徴収義務者(所得の支払者：以下同様)は支払月の翌月10日までに(10日が休日の場合は翌営業日：以下同様)源泉徴収税を納付する。納付手続は所定の納付書に記入の上、銀行等にて行う。また、翌年1月末までに所定の源泉徴収票及び税務署への申告書を前述の納付書の控えと共に税務署へ提出し審査を受ける。さらに2月10日までに税務署の承認印が付された源泉徴収票を各所得受取人に交付する。各所得受取人はこの源泉徴収票を基に確定申告を行う。

② 所得の受取人が非居住者あるいは台湾に固定営業所のない営利事業者の場合

源泉徴収義務者は支払日より10日以内に源泉徴収税を納付し、かつ源泉徴収票及び税務署への申告書を作成して納付書控えとともに税務署へ提出し審査を受ける。従って、この部分については翌年1月末までの税務署への提出は必要ない。

③ 源泉徴収税の納付が納付期日を超えてしまった場合は原則として利子(郵便局の一年定期預金利率)及び非自発的納付の場合2日超えるごとに1%の延滞税がかかる。

10. 両税合一制度

(1) 両税合一制度の概要

従前は会社等の営利事業は営利事業所得税を納め、一方で配当を受けた株主は個人総合所得税を納めなくてはならなかった。営利事業所得税と個人総合所得税との二つの税を二重で払っているという二重課税状態であった。「両税合一制度」とはこうした二重課税解消のための是正措置を総称するもので、1998年1月1日より施行されている。

2015年より、両税合一制度は、全額控除制度から半額控除制度へ変更することとされた。具体的には、企業が過去に収めた配当可能利益を留保した際の追加所得税について、当該利益の配当を受ける居住者個人株主の総合所得税額からの控除可能額は従来の半額へ変更される。また、課税の公平性の観点から、非居住者株主への配当についても、配当時の源泉所得税からの控除額を従来の半額とする変更が行われた。

(2) 両税合一制度の留意点

①税額控除（株主控除可能額）

国内株主等が受け取った配当等に対する個人総合所得税計算の際に、所定の算式で算出した金額を控除できる。

②源泉徴収制度一部変更

国内株主が配当を受け取る際の所得税の源泉徴収は不要となる。

③貯蓄特別控除一部廃止

上場株式からの配当金についての1年間につきNTD27万までの特別控除を廃止。

④株主控除可能税額管理口座

上記①の控除税額について、会社等の営利事業は控除可能税額の管理簿（股東可扣抵税額帳簿）を設置し、税務機関に申告書を毎年提出しなくてはならない。

⑤受取配当金益金不算入

国内営利事業が他の国内営利事業から受け取る配当について従前は80%益金不算入であったが、100%益金不算入とする。

⑥年度申告

会社等の営利事業は毎年各株主等に対する配当等に関する明細（股利憑單）を税務機関に提出し査定を受ける。

⑦留保利益課税

「両税合一」実施以降年度において会社が配当等をしないで留保した部分に対して10%の営利事業所得税の追加課税を行う。

⑧外国企業の台湾支店

外国企業の台湾での支店に対する影響はない。

(3) 株主控除可能税額の計算（国内株主のみに適用）

①株主控除可能税額の計算

株主控除可能税額＝配当純額×税額控除比率

②税額控除比率

i. 未処分利益が10%の追加課税を受けていない場合。下記の税額控除比率、税額控除比率の上限のうち、比率が小さい方を採用する

$$a. \text{税額控除比率} = \frac{\text{配当日における株主控除可能税額}}{\text{配当日における1998年度以降の累積未分配利益}}$$

b. 税額控除比率の上限＝20.48%

（営利事業所得税率は17%のため、受取純配当金額に対する税率は所得税率/税引後利益率＝17%/（1-17%）＝20.48%となる。）

ii. 未処分利益の一部が10%の追加課税を受け、一部が10%の追加課税を受けていない場合。下記税額控除比率、税額控除比率の上限のうち、比率が小さい方を採用する

$$a. \text{税額控除比率} = \frac{\text{分配日における株主控除可能税額管理口座残高(注1)}}{\text{分配日における1998年度以後の帳簿上の累積未分配利益残高}}$$

b. 税額控除比率の上限＝

$$\frac{\text{分配日における 1998 年度～2009 年度の 10\%追加課税を受けた累積未処分利益}}{\text{分配日における 1998 年度以後の帳簿上の累積未処分利益}} \times 48.15\% \text{ (注 2)} + \frac{\text{分配日における 2010 年度以降の 10\%追加課税を受けた累積未処分利益}}{\text{分配日における 1998 年度以後の帳簿上の累積未処分利益}} \times 33.87\% \text{ (注 2)} + \frac{\text{分配日における 2010 年度以降 10\%追加課税を受けていない累積未処分利益}}{\text{分配日における 1998 年度以後の帳簿上の累積未処分利益}} \times 20.48\%$$

(注 1) 営利事業者は、1998 年度から、会計帳簿のほか、株主控除可能税額管理口座を設置して株主或は協同組合員に分配できる所得税額を記録し、所得税の規定に従って当該管理口座の金額を正確に計算するに足る証憑及び記録を保持しなければならない。

(注 2) 48.15%及び 33.87%の計算過程について

2009 年度以前と 2010 年度以後の営利事業所得税率が異なるため、受取純配当額に対する営利事業所得税率は以下のように計算される。

2009 年度以前	2010 年度以後
$(1 - 25\%) \times 10\% = 7.5\%$	$(1 - 17\%) \times 10\% = 8.3\%$
$25\% + 7.5\% = 32.5\%$	$17\% + 8.3\% = 25.3\%$
$32.5\% / (1 - 32.5\%) = 48.15\%$	$25.3\% / (1 - 25.3\%) = 33.87\%$

(計算例)

i. 未処分利益が 10%の追加課税を受けていない場合の計算：

例：分配日における株主控除可能税額管理口座残高 45,000

分配日における 1998 年度以後の帳簿上の累積未分配利益残高 100,000

a. 税額控除比率＝45,000÷100,000＝45%

b. 税額控除比率の上限＝20.48%

- ・上記 a. b のうち、比率が小さい方を採用する必要がある。よって、税額控除比率は 20.48%とする。

ii. 未処分利益の一部が 10%の追加課税を受け、一部が 10%の追加課税を受けていない場合の計算：

例：分配日における株主控除可能税額管理口座残高 45,000

分配日における 1998 年度以後の帳簿上の累積未分配利益残高 100,000

(うち NTD40,000 については 2009 年度以前の利益によるもので、10%の追加課税を受けており、NTD30,000 については 2010 年度及び 2011 年度の利益によるもので、10%の追加課税を受けており、NTD30,000 については 201 年度の利益によるもので、追加課税を受けていない場合)

a. 税額控除比率＝45,000÷100,000＝45%

b. 税額控除比率の上限＝

$$\frac{40,000}{100,000} \times 48.15\% + \frac{30,000}{100,000} \times 33.87\% + \frac{30,000}{100,000} \times 20.48\% = 19.26\% + 10.161\% + 6.144\% = 35.57\%$$

- ・上記 a. b のうち、比率が小さい方を採用する必要がある。よって、税額控除比率は 35.57%とする。

(4) 未分配利益に対する営利事業所得税追加課税

①課税対象

1998 年度以降において生じた営利事業の当年度の利益のうち分配しなかった部分に対して 10%の営利事業所得税の追加課税を行う。

②納付スケジュール

12月決算の場合は利益発生年度の翌々年の5月31日までに、その他の決算月採用の場合は利益発生年度の翌々年の第5カ月目の月末までに納付・申告を行う。

(5) 非居住者（外国企業等）株主への配当

外国企業等非居住者株主への配当が行われる場合で、台湾企業から配当される利益が過去に留保利益に対する10%の追加課税を受けている場合は、配当する台湾企業は所定の計算式に基づいて算出した金額を源泉徴収税額より控除し、残額を配当金として送金することができる。

①控除税額の計算式

加減乗除	項目
	配当金に含まれる過年度留保利益課税の対象となった利益の額
÷	配当基準日における過去の留保利益の対象となった利益累計額
×	配当基準日までの納付済み留保利益に対する追加課税額の残高
×	分配日における外国株主の持分比率
×	50% (2015年1月1日より開始の半額控除制度)
=	控除税額

②控除可能限度額

控除可能限度額 = 非居住者株主が受取る留保利益に係る追加課税の対象となった利益の額の5%

なお、配当基準日における営利事業者の実際に納付した過年度の留保金課税額が同日の株主控除可能税額管理口座残高より多くなる場合、口座残高を控除限度額とする。

控除額の計算について設例をもって説明すると下記のとおりである。

	項目	金額
A	2014年度期首留保利益	NTD 30,000,000
B	2014年度税引後利益	NTD 10,000,000
C	当期配当額 (2015年の定時株主総会決議)	NTD 20,000,000
D	Cのうち過去の追加課税済み利益からの配当額	NTD 11,000,000
E	Cのうち過去の追加課税を受けていない部分からの配当額 (2014年度税引後利益×(1-10%利益準備金))	NTD 9,000,000
F	配当基準日における納付済み留保利益追加課税累計額(注)	NTD 3,500,000
G	非居住者株主の持株比率	100%
H	配当基準日における株主控除可能税額管理口座残高	NTD 5,000,000

(注) 当該金額の査定額は株主控除可能税額査定通知書第99欄に表示される。株主控除可能税額査定通知書を受領した際、申告額と査定額との差異の有無を確認する必要がある。差異がある場合、差異原因を即時に確認し、必要時には、修正申告を提出する。また、控除可能税額を計算する際に、自社計算税額と国税局計算税額との相違を避けるため、査定額との差異の有無を確認する必要がある。

a. 控除可能税額の計算

控除可能税額 = D / A * F * G * 50%

控除可能税額 = NTD 11,000,000 / NTD 30,000,000 * NTD 3,500,000 * 100% * 50% = NTD 641,667

b. 控除可能限度額の計算

控除可能限度額 = D * G * 5%

具体例の数値に置き換えると下記の通りである。

控除可能限度額 = NTD 11,000,000 * 100% * 5% = NTD 550,000

c. 配当基準日における株主控除可能税額管理口座残高

配当基準日における株主控除可能税額管理口座残高 = NTD 5,000,000

上記 a、b 及び c の値のうち、最も低い金額 NTD 550,000 が控除額となる。

(b の NTD 550,000 が最低額となり、控除額は NTD 550,000 となる。)

そして、配当額 NTD 20,000,000 に対する送金可能額は下記のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{配当送金額} &= \text{NTD } 20,000,000 - (\text{NTD } 20,000,000 * 20\% - \text{NTD } 550,000) \\ &= \text{NTD } 16,550,000 \end{aligned}$$

11. 証券取引所得課税

証券取引によって生じた譲渡益に対しては、1999 年以降課税は停止されていたが、税収確保を目的として 2012 年に証券取引所得課税が再開されることとなった。しかし、2012 年度に一旦公布されたものの、資本市場への影響を鑑み、2013 年に改正され、個人に課税される証券取引所得課税の低減が行われた。

現在の課税状況は以下の通りである。

主体者	種類	2012 年以前	2013 年以降
営利事業者	国内企業	最低税額制度の計算対象 (注 1)	同左
	外国企業 (PE 無し)	免税	同左
個人	居住者	・上場株式等 (注 2) 以外： 最低税額制度の計算対象 ・上場株式等：免税	個人総合所得税での申告納付 (注 3)
	非居住者	免税	個人総合所得税での申告納付

注 1：最低税額制度に関しては第 5 章 6. 最低税額制度を参照。

注 2：TWSE 上場、TPEX 上場、興櫃 (エマージング) 登録株式をいう。

注 3：個人総合所得税は、証券取引の種類により以下の通りに区分して課税される。

証券取引所得の種類	課税方式				
a. 2013 年以後に IPO した株式の売却による所得 (個人が引受販売によって取得した株数が 1 万株以下の場合を含まない。)	15% の税率による実額課税 長期保有の優遇規定の適用あり				
b. 年間売却株式数が 10 万株以上となるエマージング株式の売却による所得					
c. 非居住者の株式売却による所得					
d. TWSE (台湾証券取引所) 上場会株式及び TPEX (証券グレイ売買センター) 上場株式以外の株式の売却による所得					
e. 上記以外の株式	年間売却額 NTD10 億以下	所得額は一律ゼロとみなす。			
	年間売却額 NTD10 億超 (適用開始が 2018 年 1 月に延期された。)(注)	<table border="1"> <tr> <td>みなし課税方式</td> <td>(売却額総額 - NTD10 億) × 0.5% × 20%</td> </tr> <tr> <td>実額課税方式</td> <td>(株式売却額 - 株式取得原価) × 15%</td> </tr> </table>	みなし課税方式	(売却額総額 - NTD10 億) × 0.5% × 20%	実額課税方式
みなし課税方式	(売却額総額 - NTD10 億) × 0.5% × 20%				
実額課税方式	(株式売却額 - 株式取得原価) × 15%				

(注) 年間株式売却額が NTD10 億を超える場合、原則としてみなし課税方式によって課税額が計算される。但し、納税義務者の選択により、実額課税方式による課税額を計算するとともに、長期保有に係る優遇規定によって申告することが可能である。長期保有優遇とは、保有期間が満 1 年以上の証券について、証券取引所得の 1/2 を所得額とし、IPO 前に取得した株式を IPO 後において引続き 3 年間以上保有する場合は 1/4 を所得額とする優遇制度である。

※2015 年 11 月 17 日に所得税法が改正され、上記の個人に対する「証券取引所得課税」の徴収が 2016 年 1 月 1 日より停止されることになった。

12. 付加価値型と非付加価値型営業税

台湾には営業税として、売上高に対して賦課する非付加価値型営業税（GBRT）と、売上の付加価値に基づいて賦課する付加価値型営業税（VAT）との二つの制度がある。

(1) VAT 制度の概要

①課税対象となる取引

- i. 台湾領域内で行われる物品の販売及びサービスの提供
- ii. 物品の輸入

②納税義務者

- i. 物品の販売及びサービスの提供をした営業者
- ii. 輸入物品の受取人または所持人
- iii. 台湾領域内に固定営業所のない外国企業、機関、団体、組織が提供するサービスの受領者

③税率：5%から10%（現在は5%）

④申告時期

原則として2カ月分を一括して翌奇数月の15日（休日の場合は翌営業日）までに申告する。例えば、1、2月分を3月15日までに申告する。納付税額がある場合には、先に金融機関にて納付した上で納付書を添えて申告する。但し、輸出業者等のゼロ税率を適用される者は税務署へ届出た上で毎月分を翌月15日までに申告することができる。一度届出をした場合は同一年度内の変更はできない。

⑤ゼロ税率と免税

i. ゼロ税率・・・物品またはサービスの輸出等7項目

ゼロ税率または完全免税（Full exemption）とも言う。ゼロ税率を適用する取引は、当該段階の販売額についてVATが免除されるだけでなく、その以前段階の仕入に支払った仕入項目税額も全部返還される。それゆえに、ゼロ税率を適用する営業者は基本的にVATの負担がない。

ii. 免税・・・土地の譲渡、医療、教育等32項目。主なものは次の通り。

- ・土地譲渡取引。
- ・医療サービス。
- ・新聞社、通信社、テレビ局、ラジオ局の本業取引（但し、広告は含まない）
- ・銀行業の本・支店間利息。
- ・金融派生商品、社債、金融債の販売。銀行間のNTD及び外貨の資金供与。

免税または通常免税（Normal exemption）とも言う。これはある物品またはサービスの当該段階の販売額についてVATが免除される。但し、それ以前の各段階のVAT（即ち仕入項目税額）は控除または還付されない。それゆえに、ある状況のもとでは不利な現象が発生する場合もある。

⑥仕入税額のうち控除できない項目

- i. 法定仕入証憑を取得、かつ保存していないもの。
- ii. 事業用に供しない購入。
- iii. 交際費。仕入税額控除はできないが、営業税部分は所得税法上損金として扱われる。
- iv. 従業員福利のための購入。
- v. 自家用小型乗用車。営業税部分は固定資産に計上され減価償却の対象となる。
- vi. 一般に見受けられる控除可能と控除不能の仕入税額は下表の通りである。

費用	証憑	控除可能	控除不能
仕入	統一發票	✓	
物品輸入	税関輸入物品税納付証	✓	
賃借料	統一發票	✓	
賃借料	個人発行の領収書		✓
事務用品費	統一發票	✓	
事務用品費	小規模領収書		✓
旅費	タクシー領収書		✓
旅費	高鐵乗車券	✓	
旅費	電車乗車券	✓	

費用	証憑	控除可能	控除不能
旅費	国内航空券	✓	
旅費	航空券控え（国外）		✓
旅費	ホテル発行の統一発票	✓	
通信費	台湾の電信会社の領収書（会社を宛先とする）	✓	
水道光熱費	台湾の水道電力会社の領収書（会社を宛先とする）	✓	
保険料	保険会社の領収書		✓
保険料	統一発票		✓
交際費	小規模領収書		✓
従業員福利厚生費	統一発票		✓
従業員福利厚生費	小規模領収書		✓

⑦還付

還付が認められるのは原則として以下のものに限られる。

- ・ゼロ税率適用の商品またはサービスの販売に関する仕入税額。
- ・固定資産購入時の仕入税額（但し、小型自動車に関するものは除く）。
- ・合併、解散等の場合。

上記以外についての仕入税額は原則として売上税額から控除し、控除しきれない額は翌期に繰越す。

⑧延滞税

遅延の場合、現地銀行業の一年定期預金利率の遅延利子がかかり、かつ2日遅れるごとに1%の延滞税がかかる。

また、過少申告等の場合はケースにより未申告税額の1倍から10倍の罰金が課せられる。

(2) 統一発票

①意義

台湾におけるVATは、インボイス方式を採用しており、このインボイスのもと相当するのが台湾の税務署にて購入する統一発票である。統一発票には三連式、二連式、レジスター用等がある。三連式は国内営利事業に対して発行される際に使用され、二連式は国外営利事業または個人等の非営利事業に対して発行される際に使用される。それぞれの統一発票には連番が付されており、この連番について2カ月ごとに政府による賞金くじが行われていて個人への売上の計上漏れを防止している。一方、会社等の営利事業への売上の計上漏れ防止のために法人税（営利事業所得税）法上、物品・サービスの購入営利事業者側において統一発票を取得していることが損金算入のための要件となっており、当該購入営利事業者の統一番号を統一発票の発行者たる売り手に統一発票上に記入してもらう必要がある。また、売り手たる営利事業者側においては、法人税（営利事業所得税）確定申告書上、統一発票発行額と売上計上額との調整を行う必要がある。

以上のように統一発票はインボイス方式を採用する台湾のVATシステムを支えると同時に脱税防止という機能をも果たしている。

②統一番号

統一番号とは営利事業自身のID番号を意味する8桁の番号である。この番号は会社においては経済部からの許可通達交付時に、支店においては外国会社認許証交付時に与えられ、住所が変更しても変わることはない。尚、営利事業証上の税籍番号は税金の申告用の番号であり、従って申告先が変われば当該番号も変更される。

③統一発票発行免除者

次の者は統一発票の発行が免除されている。

- ・小規模営利事業（1カ月の平均売上がNTD200,000以下の営利事業）
- ・旅客運輸事業者（タクシー、自動車等）
- ・医療従事者
- ・公的教育機関
- ・銀行保険等金融機関

④売上値引、返品等の処理

営業税申告前のものについては、発行済統一發票を回収し、手元の控えに添付した上で「作廢」(canceled) と記入するか、あるいは所定の返品・値引証明を入手した上で申告する。既に営業税申告済のものであるか、あるいは統一發票が回収できないものについては所定の返品・値引証明(税務署にて購入)を入手し次回申告時に添付する。

(3) GBRT 制度の概要

GBRT はその売上について規定された税率に基づいて計算される。

GBRT が適用される業種及び税率は次の通りである。

- ①銀行業、保険業、信託投資業、証券業、短期票券業及び質屋業・・・2%
- ②特種、飲食業・・・・・・15%、25%
- ③小規模営業・・・・・・1%

13. その他の税金

(1) 印紙税

印紙税の税率は次の通りである。

課税文書	税 率
金銭領収書* (GBRT の①を除き、営業税の対象となるものは免税)	表示金額の 4 / 1000
請負契約書類	表示金額の 1 / 1000
不動産の抵当権設定、売買及び分割契約書類	表示金額の 1 / 1000
動産売買契約書類	NTD 12

なお、印紙税については、作成地主義を採用しており、台湾で作成された課税文書が課税対象である。

*手形(先日付小切手)の受取りは金銭の授受と見なさない。

(2) 地価税

①納税義務者

土地所有者あるいはその土地の抵当権者

②課税標準

土地所有者の地価総額

③税率

- ・工業用地は公示価格の1%
- ・都市計画区域内(3アール以内)と区域外(7アール以内)の個人居住用地及び政府機関の建設になる公団社宅用地に対し0.2%
- ・その他の用地に対し1%~5.5%の累進税額

(3) 土地増値税

法人や個人が土地を譲渡しても法人税や所得税は売却益に対して課税されず、その代わりに土地増値税が課税される。

- ・地価が公示された土地を譲渡等した場合には売却時と取得時の公示価格の差額に対して次の税率による土地増値税が課される。

土地増値額が原地価(取得時の公示価格)の

100%以下の部分	20%
100%から200%の部分	30%
200%超の部分	40%

- ・個人居住用地(都市計画区域内の3アール以内の土地及び区域外の7アール以内の土地)は売却時の土地増価額の10%

(4) 家屋税

建物の所有者あるいはその建物の抵当権者に対して課せられ、税率は次の通りである。

- ①非住居用家屋：営業用家屋 評価額の3%から5%
非営業用家屋 評価額の1.5%から2.5%
- ②住居用家屋：自家用家屋 評価額の1.2%
非自家用家屋 評価額の1.5%から3.6%

(5) 契約税

不動産の売買、抵当権設定等を行った場合に所定の税率で課税されるもので税率は次の通りである。

区分	税率 (%)	納税者
売買	6.0	購入者
借地権設定	4.0	借地権者
交換	2.0	当事者
贈与	6.0	受贈者
分割	2.0	分割者
占有	6.0	占有者

* 土地に関しては土地増値税の適用区域内では契約税は徴収免除。

(6) 物品税

物品税は物品税条例に規定されている物品の製造者または輸入者が納税義務を負う。その主な税率は次の通りである (例示)。

巻タバコ、洋酒及びビール	(タバコ、酒の専売を実施してタバコ、酒の専売利益を賦課している期間内は、課税を停止する。)
ジュース飲料	価格の 8% から 15%
電気製品類	価格の 10% から 20%
自動車類	価格の 15% から 35%
ガソリン、ディゼール油	NTD110 から NTD6, 830/キロリットル

注：これらの税率は、WTO 加盟後段階的に軽減されている。

(7) 関税

関税は外国から台湾へ輸入された貨物に対し徴収されるものであり、荷受人または貨物の所有者が納付しなければならない。輸入貨物が課税品であるか否か、又、課税品である場合、その課税を従価課税にするかあるいは従量課税にするかなどは輸入関税税則の規定及び適用される税率に基づいて行われる。関税税則においては、国際商品統一分類制度に基づく HS Code (C. C. C. Code) に従って物品を分類しているため、HS Code が分かれば対象物品の関税について調べることができる。

(8) 商港サービス費

船及び貨物の重量によって課される。

(9) 証券取引税

証券取引税の税率は次の通りである。

- ① 会社が発行した株券及び株券の権利を表示した証書または証憑は売買価額に対して 0.3%
- ② 社債及びその他政府に認可された有価証券は売買価額に対して 0.1%

(10) 特種物品及び役務に関する税 (ぜいたく税)

(2011年5月4日制定、2011年6月1日施行)

① 課税対象

- i. 建物・土地：保有期間が2年以内の建物及びその土地、もしくは法により建設ライセンスが発行された都市の土地 (2016年1月1日以降、「建物・土地 (房地) 合一課税」税制の施行に伴い当該部分に関する規定が廃止される。)
- ii. 小型乗用車：運転手を含む乗客数が9人以下、かつ販売価格又は課税価格がNTD300万以上。
- iii. ヨット：販売価格又は課税価格が3百万元以上
- iv. 飛行機、ヘリコプター等：販売価格又は課税価格がNTD300万以上
- v. 亀の甲羅、べっこう、珊瑚、象牙、毛皮及びその製品：1点当たりの販売価格又は課税価格がNTD 50万以上
- vi. 家具：1点当たりの販売価格又は課税価格がNTD50万以上

- ② 税率：10%。但し、上記第1項の建物・土地について、保有期間が1年以内である場合は15%とする。

(11) 建物・土地（房地）合一課税

今まで、土地については、所得税は課されず、実際の取引価格よりかなり低い公示価格に基づく土地増値税の課税がなされていた。建物についても個人所得税が課されるものの、これも一般的に実際の取引価格とは直接結びつかない公告現在価値に基づき、財産取引所得が計算され個人総合所得税が課されていた。かねてより不動産価格の高騰への対策を検討していた政府が2011年に前項のぜいたく税を導入したものの、保有期間2年超の譲渡には課税がないため、十分な不動産価格高騰の抑止効果は得られなかった。

そこで2015年6月24日に、「建物・土地（房地）合一課税」税制が公表され、2016年1月1日より施行が開始される。

この「建物・土地（房地）合一課税」の実施に伴い、上記ぜいたく税の課税対象i.の課税が廃止された。また、所得税法が追加制定され、土地・建物の取引は所得税法の課税対象に含まれている。

「建物・土地（房地）合一課税」の概要（個人及び営利事業者）は下記の通り。

個人に対する「建物・土地（房地）合一課税」税制		
項目	内容	
課税対象 （新制度）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物、建物及びその土地、又は法により建築ライセンスを申請することが可能な土地 ・ 2016年1月1日以降の下記の土地・建物の売却： <ul style="list-style-type: none"> 2016年1月1日の翌日以降取得した土地・建物 2014年1月1日の翌日以降に取得、かつ保有期間2年以内に売却した土地・建物 （相続又は遺贈により取得した場合、被相続者又は遺贈者の保有期間も併せて計算する。） 	
課税対象額	【土地・建物売却収入－原価－費用－土地税法により計算した土地公示価格上昇額】	
課税税率	国内居住者	1. 保有期間1年以内に売却：45%、保有期間1年超過2年以内に売却：35%、保有期間2年超過10年以内に売却：20%、保有期間10年超過で売却：15% 2. 財政部の公告による転勤、本人希望でない離職又はその他本人希望でない要因により保有期間2年以内に売却、もしくは個人が自身の有する土地に営利事業主の者と提携して建物を建造する場合、土地取得日から2年以内に建築が完成し売却：20%
	非国内居住者	1. 保有期間1年以内に売却：45% 2. 保有期間1年を超過後売却：35%
	国内居住者の自己居住用住宅	1. 本人又は配偶者、未成年子女の戸籍が登録され、かつ実際に居住してから満6年以上で営業使用又は賃貸に供されていない。 2. 課税対象額（即ち課税所得）がNTD400万以下の部分は免税、NTD400万超過の部分は10%。 3. 6年以内に1回を限度とする
	再購入に対する税還付	<ul style="list-style-type: none"> ・ より高額 of 住宅を再購入する場合：全額還付 ・ より低額 of 住宅を再購入する場合：比例に基づく還付 ・ 再購入後5年以内はその用途の変更又は転売することができない。
	（相続又は遺贈により取得した場合、被相続者又は遺贈者の保有期間も併せて計算する。）	
課税方法	分離課税。取得権移転の翌日から30日以内に申告納税。	
税収用途	予算手続に基づき課税収入を住宅方針又は長期介護支出の為に使用する	

営利事業者に対する「建物・土地（房地）合一課税」税制	
項目	内容
課税対象	個人と同じ
課税対象額	【土地・建物売却収入－原価－費用－土地税法により計算した土地公示価格上昇額】
課税税率	1. 17% 2. 本社機能が中華民国国外にある営利事業： ・ 保有期間 1 年以内に売却：45% ・ 保有期間 1 年を超過後売却：35%
課税方法	現制度と同様（即ち、年度確定申告の際に併せて申告する）

14. 租税協定

台湾租税協定政策は、二重課税及び脱税等を防止し、対象国との経済貿易、投資関係、文化交流及び民間往来を促進するために制定されたものである。台湾が対象国と締結している租税協定は、経済協力開発機構（OECD）及び国際連合（UN）の税約見本を参考にし、台湾と対象国の政治、財政、経済及び貿易状況を考案して制定されたものである。

2015年2月28日現在、台湾は28ヶ国と租税協定を締結している。

(1) 租税協定締結国：

- ①アジア：インド、インドネシア、イスラエル、マレーシア、シンガポール、タイ、ベトナム
- ②オセアニア：オーストラリア、ニュージーランド、キリバス共和国
- ③ヨーロッパ：オーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、ハンガリー、マケドニア、オランダ、スロバキア、スウェーデン、スイス、イギリス、ルクセンブルク
- ④アフリカ：ガンビア、セネガル、南アフリカ、スワジランド
- ⑤中南米：パラグアイ

(2) 租税協定締結国と台湾との源泉税率：

台湾の所得税法においては、非居住者の配当及びロイヤリティの源泉税率は20%、債券、短期手形、証券化商品及び条件付取引の利息所得の源泉税率は15%、その他各種の利息の源泉税率は20%と規定されているが、租税協定締結国との間においては、配当、利息及びロイヤリティの源泉税率は5%から15%まで軽減されている。

なお、租税協定締結国と台湾の間における配当、利息及びロイヤリティの源泉税率は下記の通りである。

(単位：%) (2015年8月25日現在)

租税条約 締結相手国	配当	利息	ロイヤリティ
租税協定のない国	20.0	15.0/20.0	20.0
イギリス	10.0	10.0	10.0
イスラエル	10.0	7.0/10.0	10.0
インド	12.5	10.0	10.0
インドネシア	10.0	10.0	10.0
オーストラリア	10.0/15.0	10.0	12.5
オランダ	10.0	10.0	10.0
ガンビア	10.0	10.0	10.0
シンガポール	(注1) 40.0	N/A	15.0
スイス	10.0/15.0	10.0	10.0
スウェーデン	10.0	10.0	10.0
スロバキア	10.0	10.0	5.0/10.0
スワジランド	10.0	10.0	10.0
セネガル	10.0	15.0	12.5
タイ	5.0/10.0	10.0/15.0	10.0
デンマーク	10.0	10.0	10.0
ドイツ	10.0	10.0/15.0	10.0
ニュージーランド	15.0	10.0	10.0
パラグアイ	5.0	10.0	10.0
ハンガリー	10.0	10.0	10.0
フランス	10.0	10.0	10.0
ベトナム	15.0	10.0	15.0
ベルギー	10.0	10.0	10.0
マケドニア	10.0	10.0	10.0
マレーシア	12.5	10.0	10.0
南アフリカ	5.0/15.0	10.0	10.0
オーストリア	10.0	10.0	10.0

(注)

1. シンガポールとの配当に係る源泉税率は、配当の源泉税率と法人税の税率を合わせて最大 40%を超えないように決められている。(現在、台湾側の配当源泉税率 20%、所得税率 17%で 40%の範囲に入るため、条約による優遇効果はない。)
2. 中国との間に「兩岸租税協議」が締結されている。詳細については、第三章の 6. を参照のこと。

15. 税務行政救済手続及び行政訴訟に関する説明及び条文規定

(1) 税務案件行政救済の手続

税務行政救済プロセス：

再調査 → 訴願 → 高等行政裁判所 → 最高行政裁判所

納税義務者が税務機関による税務調査の結果（追徴課税など）に対して不服がある場合、処分を下した税務調査を所轄する国税局へ再調査を申請することができる。また再調査の結果に対する不服があるか、または査定を受けていない税金の一般行政処分に対する不服がある場合、当該処分機関の所轄される機関へ訴願を提出することができる。さらに訴願の結果に対する不服がある場合、高等行政裁判所へ行政訴訟を起すことができる。最終的に、高等行政裁判所の判決に対する不服がある場合、最高行政裁判所へ上訴を提出することができる。

行政救済及び行政訴訟プロセス

	手続名	内容	留意事項	申請の提出先
1	再調査 (税金徴収法第 35 条)	所轄国税局による税務調査の結果に対する不服申立て	納付すべき税金のある納税者：納付期限の翌日から 30 日以内に申請提出 納付すべき税金のない納税者：税金査定額通知書到着日から 30 日以内に申請提出	税務調査を所轄する国税局へ提出する。
2	訴願 (税金徴収法第 38 条、訴願法第 14 条ほか)	• 再調査の結果に対する不服申立て • 未査定案件に係る一般行政処分に対する不服申立て	再調査決定書到着日または公告期限の翌日から 30 日以内、または再調査申請書提出後 2 ヶ月以内に税務機関が決定書を作成していない場合、訴願を提出することができる。	再調査を実施した国税局へ申請書を提出する。 国税の場合は財政部へ、地方税の場合は納税者の所在地の地方政府へ転送される。
3	行政訴訟（一審） (行政訴訟法第 106 条、税金徴収法第 38 条ほか) (注 1)	訴願の結果に対する不服申立て	訴願決定書到着後 2 ヶ月以内	高等行政裁判所
4	行政訴訟（二審） (行政訴訟法第 245 条第 1 項) (注 1)	高等行政裁判所の判決に受けた上告	高等行政裁判所判決結果到着後 20 日以内	最高行政裁判所

(注)

1. 上記の 3 及び 4 は税額 NTD 40 万超の案件に適用される。NTD 40 万以下の案件については、簡易訴訟手続案件となり、一審の申請提出先は地方裁判所行政訴訟法廷、二審の申請提出先は高等行政裁判所となる（行政訴訟法第 229 条）。

(2) 税務行政救済及び行政訴訟に関する条文

① 税金徴収法第 35 条（再調査及び訴願）

納税者が国税局の税務調査による査定後の税額または処分内容に対して不服がある場合、所定の様式により理由を陳述し、証明書類を添付して、下記の規定に基づき再調査の申請を行う。

- i. 査定税額通知書による納付すべき税額または追加税額がある場合、通知書を受け取った後、納付期限満期日の翌日から 30 日以内に再調査を申請すること。
- ii. 査定税額通知書による納付すべき税額または追加税額がない場合、査定税額通知書到着日の翌日から 30 日以内に再調査を申請すること。
- iii. 第 19 条第 3 項の規定により査定税額通知書を受け取った、または公告にて代替された場合、査定税額通知書または公告に記載されている納付すべき税額または追加納付すべき税額の納付期限満期日の翌日から 30 日以内に再調査を申請すること。

納税者またはその代理人は、天災事変またはその他不可抗力により再調査申請の提出を遅延した場合、当該原因が消滅した後の 1 ヶ月以内に、具体的な証明を提出し、当該案件の再申請をすることができる。再調査申請の遅延期間が 1 年を超えた場合、再調査を申請することができない。再申請する際に、再調査の申請期間における未完成の申請手続きを引き続き行う必要がある。

税務機関は、再調査の申請書を受け取った日の翌日から 2 ヶ月以内に再調査を完了し、納税者に通知する必要がある。

前項の期限内に税務機関が決定を下していない場合、納税義務者は訴願を提出することができる。

②税金徴収法第 38 条（訴願、行政訴訟の結果及び利息付の税金還付・追加徴収税）

納税者が国税局による再調査の結果、決定された事項に対して不服がある場合、訴願及び行政訴訟を提出することができる。

再調査、訴願または行政訴訟等手続による決定または判決により、税金を納税者に還付する必要がある場合、国税局は、再調査の決定書、訴願決定書、または行政裁判所判決書の正本を受け取った後の 10 日以内に還付しなければならない。また、納税者の当該税額の納付日から還付書または国庫手形の作成日までの日数により、還付税額に納税日における郵便局の 1 年間定期預金の利率を乗じて算出した利息を還付税額とあわせて還付する。

再調査、訴願または行政訴訟等手続による決定または判決により、税金を追加徴収する必要がある場合、税務機関は、再調査の決定、訴願決定書、または行政裁判所判決書の正本を受け取った後の 10 日以内に税金追加徴収通知書を作成して納税義務者に通知する必要がある。また、当該税額の規定納付期限の翌日から税金追加徴収通知書の作成日までの日数により当該税額に各年度 1 月 1 日付郵便局の 1 年間定期預金固定利率を乗じて算出した利息を追加徴収税額とあわせて徴収する。

第6章 参考資料

参考資料1 (外国人投資のネガティブ・リスト)

外国人投資禁止業種

(2015年8月25日付改正)

中分類 番号	業種別 中分類	業種別 細分類	項目	主務機関
18	化学材料製造業	基本化学材料 製造	軍用の硝酸リセリン製造 (爆薬、公共安全に係わる製造)	国防部
			水銀法による塩化ソーダ	經濟部
			国連の化学兵器禁止条約に規定する規制対象の化学物質のうち表1 剤化学品に係わる製造	經濟部 国防部
			CFC、ハロン、トリクロロエタン、四塩化炭素、	行政院環境保護署
19	化学製品製造業	その他化学製品製造業	軍用火薬の信管、導火剤、雷酸水銀	国防部
24	基本金属製造業	未分類のその他基本金属製造業	金属カドミウム製錬工業	經濟部
29	機械設備製造業	その他一般機械設備製造業	軍用の火器、武器の製造、銃器の修理、弾薬、射撃制御装置 (軍用航空機器材を含まない)	国防部
49	陸上運輸業	公共バス旅客運輸業	市内バス業、長距離バス業を含む	交通部
		タクシー業	—	
		その他自動車バス旅客運輸業	観光バス業	
54	郵便及び速達業	郵便業	—	交通部
60	放送及びテレビ業	ラジオ放送業	無線放送業	国家通訊伝播委員会
		テレビ放送業	無線テレビ業	
		有線及びその他有料番組放送業		
64	金融仲介業	郵便貯金為替業	—	交通部 行政院金融監督管理委員会
69	法律及び会計に関するサービス等	その他法律サービス	民間公証人サービス	司法院
93	スポーツ、娯楽及びレジャー・サービス業	特殊娯楽業	—	經濟部

参考資料 1 - 2 外国人投資制限業種

中分類 番号	業種別 中分類	業種別 細分類	項目	主務機関	
01	農業、牧業	稲作栽培業	—	行政院農業 委員会	
		雑穀栽培業			
		特用作物栽培業			
		野菜栽培業			
		食用菌茸類栽培業			
		その他農作物栽培業			
		牛飼育業			
		豚飼育業			種豚飼育
		鶏飼育業			種鶏飼育
		家鴨飼育業			種鴨飼育
		その他畜牧業	—		
02	林業	—	—	行政院農業 委員会	
03	漁業	—	—	行政院農業 委員会	
10	たばこ製造業	—	—	財政部	
18	化学材料製造業	基本化学材料製造業	硝酸リセリン製造 (爆薬、公共安全に係らないもの)	国防部	
27	コンピュータ、電子製品及び光学製品製造業	—	軍事機械設備	国防部	
31	その他運輸用具及びその部品製造業	未分類のその他運輸用具及びその部品製造業	軍用航空機の製造・修理・組立	国防部 經濟部	
33	その他製造業	未分類のその他製造業	象牙の加工	農業委員会	
35	電力及び気体燃料供給業	電力供給業	電力輸送業、配電業	經濟部	
		気体燃料供給業	輸送管による気体燃料供給業	經濟部	
36	用水供給業	用水供給業	水道供給業	經濟部	
50	水上運輸業	海洋運輸業	船舶運輸、船舶賃貸	交通部	
		河川・湖上運輸業			
51	航空運輸業	航空運輸業	—	交通部	
52	運輸補助業	航空運輸補助業	航空ステーション地上勤務、航空機厨房業	交通部	
60	放送及びテレビ業	ラジオ放送業	有線放送テレビのシステム経営、衛星放送テレビ業	国家通迅伝 播委員会	
		テレビ放送業			
		有線及びその他有料番組放送業			
61	通信業	通信業	第一種通信業務	国家通迅伝 播委員会	
69	法律及び会計サービス業	地政士事務サービス業	土地登記事業代行サービス業	内政部	

注:

社会保険業、学校、病院等は公益法人に属し、営利事業でないため、華僑・外国人投資のネガティブ・リストに含めていない。

参考資料 2 (会社の設立等に必要書類)

1. 駐在員事務所設立のために必要な書類

- (1) 次の事項を盛り込んだ申請書：
 - ① 法人の名称及び本店所在地
 - ② 法人の事業種目及び台湾で行う活動の内容
 - ③ 会社の設立年月日
 - ④ 資本金額
 - ⑤ 駐在員事務所の所在地
 - ⑥ 台湾における代表者の氏名、国籍及び住所
- (2) 会社登記簿謄本
- (3) 台湾における代表者が日本人の場合はパスポートの写し
- (4) 台湾における代表者に対する委任状
- (5) 直近年度の家屋税納付書及び賃借契約書（または家屋所有権者からの家屋使用同意書）の写し

注1. 上記の書類の(2)及び(4)には台北駐日経済文化代表処の認証が必要。(会社所在地の所轄台北駐日経済文化代表処等については第6章の参考資料5参照。)

2. 営業代理人登録のために必要な書類

- (1) 法人資格証明書
- (2) 営業代理人への委任状
- (3) 営業代理人の会社変更登記表の写し

注2. 上記の(1)及び(2)は駐日経済文化代表処の認証が必要。

3. 工事事務所設立のために必要な書類

- (1) 工事事務所の設立及び工事事務所責任者の任命を可決したその外国会社の取締役会の議事録
- (2) 工事事務所責任者に対する委任状
- (3) 会社登記簿謄本
- (4) 会社の定款
- (5) 工事事務所の住所及び工事事務所が正式に開業する前に使用する連絡先
- (6) 工事事務所責任者のパスポートまたは居留証の写し
- (7) 工事事務所の直近年度の家屋税納付書及び賃借契約書の写し

注3. 上記(1)から(4)までの書類は台北駐日経済文化代表処の認証(査証)が必要。

4. 支店設立のために必要な書類

- (1) 次の事項を盛り込んだ申請書
 - ① 法人の名称、本店所在地及び設立年月日
 - ② 法人の事業種目及び台湾領内で行う営業種目
 - ③ 台湾支店の名称、所在地並びに投資資金の額
 - ④ 支店長と会社の訴訟非訴訟事件代理人と役員の名
- (2) 会社登記簿謄本
- (3) 定款
- (4) 役員(取締役)名簿
- (5) 取締役会議事録
- (6) 支店長及び訴訟非訴訟代理人のパスポートの写し
- (7) 投資資金の送金通知書及び外国為替覚書
- (8) 訴訟非訴訟代理人に対する委任状
- (9) 台湾支店長に対する委任状
- (10) 台湾支店の登記所在地の直近年度の家屋税納付書及び賃借契約書(または家屋所有権者からの家屋使用同意書)の写し

注4. 上記の書類の(2)、(3)、(5)、(8)、(9)は、台北駐日経済文化代表処の認証が必要。

5. 外国投資 (FIA) 申請に必要な書類

- ① 個人投資者：a. パスポートの写しあるいは戸籍抄本 b. 代理人委任状
- ② 法人投資者：a. 会社登記簿謄本 b. 代理人委任状 c. 外資資格証明書

(注) 上記の書類はパスポートの写し及び外資資格証明書を除き、台北駐日経済文化代表処の認証が必要(会社所在地の所轄台北駐日経済文化代表処及びその分処については第6章の参考資料5を参照)。パスポートの写しは認証が不要であるが、余白に本人のサインと住所の記載が必要。

- ③ 投資者名簿(株主名称及び株主出資額等の情報を含む)
- ④ 経済部から発給された FIA 法人の会社名及び営業項目の予備審査許可書
- ⑤ 現地法人の所在地(予定)

6. 会社(株式会社/有限会社)登記申請に必要な書類

- (1) 会社登記申請書
- (2) 会社定款
- (3) 外国投資(FIA)許可書の写し
- (4) 発起人名簿(有限会社の場合は不要である)
- (5) 株主の身分証明書の写し
- (6) 役員名簿(有限会社の場合:取締役名簿)
- (7) 役員全員(代表取締役を含む)の就任同意書【有限会社の場合:取締役(代表取締役を含む)の就任同意書】
- (8) 発起人及び取締役会の議事録(有限会社の場合:社員同意書)
- (9) 取締役出席サイン名簿(有限会社の場合は不要である)
- (10) 役員全員のパスポートの写し(有限会社の場合:取締役のパスポートの写し)
- (11) 法人株主代表人からの代表人派遣書または役員派遣書(有限会社の場合:法人株主代表人からの代表人派遣書または取締役派遣書)
- (12) 資本金払込銀行の残高証明
- (13) 会社登記所在地の直近年度の家屋税納付書及び賃借契約書(または家屋所有権者からの家屋使用同意書)の写し

7. 工場ライセンス申請に必要な書類

- (1) 工場の建築物使用ライセンスのコピー及び竣工図
- (2) 工場の土地及び家屋所有権状のコピー
- (3) 工場の建築物配置図及び工場の作業現場配置図
- (4) 工場の責任者の中华民国身分証又は居留証の表裏の写し【工場責任者と会社責任者が同一人でない場合は会社から工場責任者への委任状の提出が必要である。】
- (5) 工場の主な生産品の明細表(工場の生産品名称、年間産量等、土地及び建物所有権権利書)
- (6) 工場の生産品の主な原料明細表【主な使用原料、年間使用量(見込み)】
- (7) 工場の主な機器設備の明細表(工場の機器設備の名称及び使用動力数量)
- (8) 環境保護局からの許可文書の写し
- (9) 工場の生産作業プロセス図
- (10) 水道会社から直近一期の工場水道代の納付書のコピー

参考資料 3 (設立手続に係る公官庁)

台湾側 :

- ・ 經濟部投資業務処
台北市館前路 71 号 8F
☎ (02) 2389-2111
- ・ 經濟部投資審議委員会
台北市羅斯福路 1 段 7 号裕民大廈 8F
☎ (02) 3343-5700
- ・ 經濟部加工輸出区管理处高雄分処 (その他台中、中港、屏東分処がある)
高雄市前鎮区中一路 2 号
☎ (07) 821-7141
- ・ 新竹科学工業園区管理局
新竹市新安路 2 号
☎ (03) 577-3311
- ・ 中部科学工業園区管理局
台中市西屯区中科路 2 号
☎ (04) 2565-8588
- ・ 南部科学工業園区管理处
台南市新市区南科三路 22 号
☎ (06) 505-1001
- ・ 農業科技園区管理所
屏東県長治郷徳和村神農路 1 号
☎ (08) 762-3205

日本側 :

東京 : 台北駐日經濟文化代表処

東京都港区白金台 5-20-2

☎ (03) 3280-7811

所轄区域 : 東京都、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、
埼玉県、千葉県、新潟県、山形県、山梨県、長野県

横浜 : 台北駐日經濟文化代表処横浜分処

横浜市中区日本大通 60 番地 朝日生命横浜ビル 2F

☎ (045) 641-7736~8

所轄区域 : 神奈川県、静岡県

大阪 : 台北駐大阪經濟文化弁事処

大阪市西区土佐堀 1-4-8 日栄ビル 4F

☎ (06) 6443-8481~7

所轄区域 : 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、鳥取県、島根県、岡山
県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、富山県、石川県、福井県、岐
阜県、愛知県、三重県

福岡：台北駐大阪經濟文化弁事処福岡分処

福岡市中央区桜坂 3-12-42

☎ (092) 734-2810

所轄区域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、山口県

那覇：台北駐日經濟文化代表処那覇分処

沖縄県那覇市久茂地 3-15-9 Alte Bldg. 6F

☎ (098) 862-7008

所轄区域：沖縄県

札幌：台北駐日經濟文化代表処札幌分処

北海道札幌市中央区北 4 条西 4-1 伊藤ビル 5 階

☎ (011) 222-2930

所轄区域：北海道

参考資料 4 (ビザ取得に関する公官庁)

台湾 :

- * 外交部領事事務局 台北市濟南路 1 段 2-2 号 3F
☎ (02) 2343-2888 (ビザの申請)
- * 内政部移民署 台北市広州街 15 号
☎ (02) 2388-9393
(外国人の再入国手続、居留証等管理業務一般、旅券の紛失届、旅券紛失証明発給、停留ビザの延長手続)
- * 經濟部投資審議委員会 台北市羅斯福路 1 段 7 号 8F
☎ (02) 3343-5700
- * 行政院労働力發展署 台北市中華路 1 段 39 号 10F
☎ (02) 2380-1712、(02) 2380-1725

日本 :

- * 東京 : 台北駐日經濟文化代表処
東京都港区白金台 5-20-2
☎ (03) 3280-7811
- * 横浜 : 台北駐日經濟文化代表処横浜分処
横浜市中区日本大通 60 番地 朝日生命横浜ビル 2F
☎ (045) 641-7736~8
- * 大阪 : 台北駐大阪經濟文化弁事処
大阪市西区土佐堀 1-4-8 日栄ビル 4F
☎ (06) 6443-8481~7
- * 福岡 : 台北駐大阪經濟文化弁事処福岡分処
福岡市中央区桜坂 3-12-42
☎ (092) 734-2810
- * 那覇 : 台北駐日經濟文化代表処那覇分処
沖縄県那覇市久茂地 3-15-9 Alte Bldg. 6F
☎ (098) 862-7008
- * 札幌 : 台北駐日經濟文化代表処札幌分処
北海道札幌市中央区北 4 条西 4-1 伊藤ビル 5 階
☎ (011) 222-2930

香港

- * 台北經濟文化弁事処/香港事務局
香港金鐘道 89 号 力宝中心第一座 40F
☎ (852) 2530-1187

参考資料5（台北駐日経済文化代表処での居留ビザ申請に必要な書類）

一、就労/投資の居留ビザを申請する場合

1. パスポートの原本（申請時に残存期間が6ヶ月以上必要）
2. 申請書1部【専用ウェブサイト（<https://visawebapp.boca.gov.tw>）でビザ申請書を入力しプリントアウトする必要がある。】
3. 写真2枚（4cm×5cm、背景白色、申請日前6ヶ月以内に撮影されたもの）
4. 中華民国関係官庁許可書原本とその写し1部
 - a. 投資の場合：經濟部投資審議委員会からの居留資格発給許可通達
 - b. 就労の場合：行政院労働力発展署からの就労許可通達
5. 査証手数料

二、家族の呼び寄せの居留ビザを申請する場合

1. パスポートの原本（申請時に残存期間が6ヶ月以上必要）
2. 申請書1部【専用ウェブサイト（<https://visawebapp.boca.gov.tw>）でビザ申請書を入力しプリントアウトする必要がある。】
3. 写真2枚（4cm×5cm、背景白色、申請日前6ヶ月以内に撮影されたもの）
4. 日本の戸籍謄本1部（3ヶ月以内のもの）とその写し2部（戸籍謄本に認証が必要）
5. 呼び寄せ人の台湾「外僑居留証」の写し（両面）1部（但し、家族が呼び寄せ人と同時に申請する場合は不要。その代わりに人数分の中華民国関係官庁の許可書（※）写しを添付。）
 - a. 投資の場合：經濟部投資審議委員会からの居留資格許可通達
 - b. 就労の場合：行政院労働力発展署からの就労許可通達

6. 査証手数料

（*）上記の必要な書類について、念のため、申請前に再度日本の駐日経済文化代表処にお問い合わせください。

参考資料 6 (会社の設立登記又は営業項目追加登記前に特別許可を要する業種及びその主務機関)

業種	主務機関	根拠法令
銀行業 証券金融業 金融持株会社業 クレジットカード業等	行政院金融監督 管理委員会銀行 局	銀行業 銀行法第 53、54、117 条 証券金融業 票券金融管理法第 13 条 金融持株会社業 金融持株会社法第 8、13 条 クレジットカード業 クレジットカード業務機構管理弁法第 4、5、9 条
保険業 保険代理業 保険ブローカー業 再保険業	行政院金融監督 管理委員会保険 局	保険業、再保険業 甲、保険法第 137 条 乙、保険業設立許可及び管理弁法第 10、17 条 丙、外国保険業設立許可及び管理弁法第 9、10、15、27 の 2、 27 の 3 条 保険代理 保険代理人管理規則第 8 条第 3 項 保険ブローカー業 保険ブローカー管理規則第 8 条第 3 項
証券業 先物取引業	行政院金融監督 管理委員会証期 会	証券業 証券商設置標準第 10、18、18-1、32、33 の 2 条 先物取引業 先物業者設置標準第 12、23、29、37、42 條
通関業	財政部関税総局	関税法第 22 条第 2 項及び通関業設置管理弁法第 3 条第 1 項
タバコ酒類製造業 タバコ酒類輸入業	財政部国庫署	タバコ酒類製造業 タバコ酒類管理法第 10 条第 1 項及び第 2 項 タバコ酒類輸入業 1. タバコ酒類管理法第 18 条第 1 項及び第 2 項 2. 未変性アルコール管理弁法第 6 条第 1 項及び第 3 項
小型乗用車リース業 小型貨物車リース業 自動車貨物運輸業	交通部 (路政司)	1. 公路法第 37 条第 1 項第 3 号、第 38 条、第 39 条第 1 項及び第 2 項、第 46 条第 1 項 2. 自動車運輸管理規則第 23 条
ショッピング・イベント業 海運運送請負業	交通部 (航港局)	ショッピング・イベント業 航業法第 36 条、第 42 条 (第 29 条の規定を準用する) 海運運送請負業 1. 航業法第 39 条、第 42 条 (第 29 条の規定を準用する) 2. 海運運送請負管理規則第 6 条
コンテナ集散場経営業 船舶貨物処理業	交通部 (航港局)	コンテナ集散場経営業 コンテナ集散場経営業管理規則第 6 条第 1 項、第 11 条第 1 項 船舶貨物処理業 甲、商港法第 52 条 乙、船舶貨物積み卸し請負業及び船舶検数業管理規則第 14 条
民間航空運送事業 普通航空業 外国籍民間航空運送 事業 航空貨物運送請負業 航空貨物集散場経営 業	交通部 (民用航空 局)	民間航空運送事業及び普通航空業 民用航空運輸業管理規則第 4 条～第 7 条 外国籍民間航空運送事業 外国籍民間航空運輸業管理規則第 2 条～第 4 条 航空貨物運送請負業 航空貨物運送請負業管理規則第 4、7、25、26 条 航空貨物集散場経営業 航空貨物集散場経営業管理規則第 4、7、18、19 条

業種	主務機関	根拠法令
観光ホテル業 旅行業	交通部（観光局）	観光ホテル業 観光ホテル管理規則第4、5条 旅行業 旅行業管理規則第5、6条
放送テレビ番組及び コマーシャル制作業	文化部	1. 放送テレビ法第29条の1 2. 放送テレビ番組供給事業管理規則第7条第1項、第7条の1第1項、第8条第1項、第3項、第4項
携帯通信、通信統制 無線周波製品及び輸 入業 有線テレビ番組放送シ ステム業	国家通説伝播委 員会	携帯通信、通信統制無線周波製品及び輸入業 通信管制周波器材管理弁法第6条 有線テレビ番組放送システム業 1. 有線放送テレビ法第72条 2. 有線テレビ番組放送システム管理弁法第2条
製菓及び販売業 化粧品色素販売 医療器材製造及び販 売業	行政院衛生福利 部	製菓及び販売業、医療器材製造及び販売業 1. 菓事法第27条 2. 菓事法施行細則第9条～第16条 化粧品色素販売 化粧品衛生管理条例第13条
農産品卸売市場 苗栽培業	行政院農業委員 会	農産品卸売市場 農産品市場取引法第12条、第14条第1項前段。 苗栽培業 甲、植物種苗法第31条、第32条 乙、植物種苗法施行細則第22条
就業サービス業	行政院労働部	民間就業サービス機構許可及び管理弁法第11条～第13条
营造業	内政部营建署	营造業法第7条、第12条～第16条
警備用機械器具販売 業 警備業	内政部警政署	警備用機械器具販売 1. 警械使用条例第14条 2. 警械許可特注販売所有管理弁法第3条 警備業 保全業法第3条、第5条
計量、計重、計度等 の計器の輸入、製造 及び修理業	經濟部（標準檢驗 局）	1. 度量衡法第34条第1項、第35条第1項 2. 度量衡業營業許可及び管理規則第3、4条
ガス・ガソリンスタンド 発電業	經濟部（能源会）	ガス・ガソリンスタンド 石油管理法第17条第2項 発電所 電業法第18条第1項
外国為替ブローカー	中央銀行	1. 中央銀行法第35条第1項第2号及び第2項 2. 外国為替ブローカー業管理弁法第2、3、4、6、7、8、9、10、11条
短期塾	教育局	補習及び研修教育法第9条第4項
不動産仲介及び販売 代理業	内政部（地政司）	1. 不動産ブローカー業管理条例第5条第1項 2. 不動産ブローカー管理条例施行細則第2条
工事技術顧問業	行政院公共工事 委員会	工程技術顧問会社管理条例第8条第1項～第3項

注：

上記は主要な業務種類である。（会社の設立登記又は営業項目追加登記前に主務機関の特別許可を要する業務は多いため、詳細は会計事務所に確認することが望ましい。）

参考資料 7 (業種別最低払込資本金)

業種	単位：NTD
銀行業	サービス提供の地域及び性質により査定または調整する
外国銀行支店	同上
保険会社	20 億
外国保険業支店	5,000 万
ショッピング・エージェント	900 万
海運運送請負業	750 万
航空貨物輸送請負業	500 万
旅行社	総合： 3,000 万 甲種： 600 万 乙種： 300 万
加工区輸出業	製造業－工場賃借または購入の場合：1,000 万 製造業－工場建設の場合：2,000 万 倉庫業：8,000 万 運輸業：5,000 万 その他の事業：1,000 万 但し、その他の法令において前述の業種に最低資本額の規定があり、この基準よりも高額の場合はその規定に基づく。
建設業（総合営造業）	甲種：2,250 万 乙種：1,000 万 丙種： 300 万
通関業	500 万
電器据付業	甲専：1,000 万 甲種： 200 万 乙種： 100 万 丙種： 50 万
冷凍空調工事業	特種：2,000 万 甲種：1,000 万 乙種： 500 万 丙種： 200 万
一般の株式会社	資本金の制限はない

参考資料 8 (会社の登記料等)

	単位：新台幣元 (NTD)
会社設立登記費用	授權資本額の四千分の一、1,000 未満の部分は 1,000 とする
外国法人の支店の認可登記費用	運営資金の四千分の一、1,000 未満の部分は 1,000 とする
外国法人の支店の登記費用	1,000
増資登記費用	増加資本額の四千分の一、1,000 未満の部分は 1,000 とする
会社内容変更登録料	1,000
会社役員登録料	1,000
営業内容変更登録料	1,000
定款内容変更登録料	1,000
減資登記費用	1,000

参考資料 9 (労働保険料・健康保険料の負担表)

2015年7月1日から適用				2015年7月1日から適用					
Labor Insurance			Health Insurance-家族最大3人						
	月次保険金額	従業員負担分	企業負担分		月次保険金額	従業員負担分(1人)	ネット調整後の実際負担	企業負担分(1+0.62)	政府負担分(1+0.62)
1	20,008	400	1,401	1	20,008	295	295	955	159
2	20,100	402	1,407	2	20,100	296	296	959	160
3	21,000	420	1,470	3	21,000	309	309	1,002	167
4	21,900	438	1,533	4	21,900	323	323	1,045	174
5	22,800	456	1,596	5	22,800	336	336	1,088	181
6	24,000	480	1,680	6	24,000	354	354	1,145	191
7	25,200	504	1,764	7	25,200	371	371	1,203	200
8	26,400	528	1,848	8	26,400	389	389	1,260	210
9	27,600	552	1,932	9	27,600	407	407	1,317	220
10	28,800	576	2,016	10	28,800	424	424	1,374	229
11	30,300	606	2,121	11	30,300	446	446	1,446	241
12	31,800	636	2,226	12	31,800	468	468	1,518	253
13	33,300	666	2,331	13	33,300	491	491	1,589	265
14	34,800	696	2,436	14	34,800	513	513	1,661	277
15	36,300	726	2,541	15	36,300	535	535	1,732	289
16	38,200	764	2,674	16	38,200	563	563	1,823	304
17	40,100	802	2,807	17	40,100	591	591	1,914	319
18	42,000	840	2,940	18	42,000	619	619	2,004	334
19	43,900	878	3,073	19	43,900	647	647	2,095	349
				20	45,800	675	675	2,186	364
				21	48,200	710	710	2,300	383
				22	50,600	745	745	2,415	402
				23	53,000	781	781	2,529	422
				24	55,400	816	816	2,644	441
				25	57,800	851	851	2,759	460
				26	60,800	896	896	2,902	484
				27	63,800	940	940	3,045	507
				28	66,800	984	984	3,188	531
				29	69,800	1,028	1,028	3,331	555
				30	72,800	1,072	1,072	3,474	579
				31	76,500	1,127	1,127	3,651	608
				32	80,200	1,181	1,181	3,828	638
				33	83,900	1,236	1,236	4,004	667
				34	87,600	1,290	1,290	4,181	697
				35	92,100	1,357	1,357	4,395	733
				36	96,600	1,423	1,423	4,610	768
				37	101,100	1,489	1,489	4,825	804
				38	105,600	1,555	1,555	5,040	840
				39	110,100	1,622	1,622	5,255	876
				40	115,500	1,701	1,701	5,512	919
				41	120,900	1,781	1,781	5,770	962
				42	126,300	1,860	1,860	6,028	1,005
				43	131,700	1,940	1,940	6,285	1,048
				44	137,100	2,019	2,019	6,543	1,091
				45	142,500	2,099	2,099	6,801	1,133
				46	147,900	2,179	2,179	7,059	1,176
				47	150,000	2,210	2,210	7,159	1,193
				48	156,400	2,304	2,304	7,464	1,244
				49	162,800	2,398	2,398	7,770	1,295
				50	169,200	2,492	2,492	8,075	1,346
				51	175,600	2,587	2,587	8,381	1,397
				52	182,000	2,681	2,681	8,686	1,448
失業保険 1%(外国人に適用せず)									
労働者保険普通事故 9%									
保険金額*10%*20%(or 70%)				保険金額*4.91%*30%(or 60% or 10%)					

参考資料 10 (交際費損金算入限度額)

(法人税申告書より抜粋)

単位：NTD

交際費 (一)	所得稅 37	(一) 仕入：(1) 3 千万以下	NTD _____ × 0.2%	15			
		純額 (2) 3 千万超過～1 億 5 千万	NTD _____ × 0.15% + 15,000				
		(3) 1 億 5 千万超過～6 億	NTD _____ × 0.1% + 90,000				
		(4) 6 億超過	NTD _____ × 0.05% + 390,000				
	監査準則 80	(二) 売上：(1) 3 千万以下	NTD _____ × 0.6%	16			
純額 (2) 3 千万超過～1 億 5 千万	NTD _____ × 0.4% + 60,000						
(3) 1 億 5 千万超過～6 億	NTD _____ × 0.3% + 210,000						
(4) 6 億超過	NTD _____ × 0.15% + 1,110,000						
交際費 (二)	所得稅 37	(三) 役務：(1) 9 百万以下	NTD _____ × 1.2%	17			
		純額 (2) 9 百万超過～4 千 5 百万	NTD _____ × 0.8% + 36,000				
		(3) 4 千 5 百万超過	NTD _____ × 0.6% + 126,000				
		(四) 輸出業務の経営による外貨収入	NTD _____ × 2%				
	監査準則 80	(五) 運輸：(1) 3 千万以下	NTD _____ × 0.7%	18	0	(12)	0
純額 (2) 3 千万超過～1 億 5 千万	NTD _____ × 0.6% + 30,000						
(3) 1 億 5 千万超過	NTD _____ × 0.5% + 180,000						
(四) 輸出業務の経営による外貨収入	NTD _____ × 2%						
交際費 (二)	所得稅 37	(一) 仕入：(1) 3 千万以下	NTD _____ × 0.15%	20	0		
		純額 (2) 3 千万超過～1 億 5,000 万	NTD _____ × 0.1% + 15,000				
		(3) 1 億 5 千万超過～6 億	NTD _____ × 0.05% + 90,000				
		(4) 6 億超過	NTD _____ × 0.025% + 240,000				
	監査準則 80	(二) 売上：(1) 3 千万以下	NTD _____ × 0.45%	21	0		
純額 (2) 3 千万超過～1 億 5 千万	NTD _____ × 0.3% + 45,000						
(3) 1 億 5 千万超過～6 億	NTD _____ × 0.2% + 195,000						
(4) 6 億超過	NTD _____ × 0.1% + 795,000						
交際費 (二)	所得稅 37	(三) 役務：(1) 9 百万以下	NTD _____ × 1%	22	0		
		純額 (2) 9 百万超過～4 千 5 百万	NTD _____ × 0.6% + 36,000				
		(3) 4 千 5 百万超過	NTD _____ × 0.4% + 126,000				
		(四) 輸出業務の経営による外貨収入	NTD _____ × 2%				
	税務監査を 受けていな い申告書に 適用	(五) 運輸：(1) 3 千万以下	NTD _____ × 0.6%	23	0	(13)	0
純額 (2) 3 千万超過～1 億 5 千万	NTD _____ × 0.5% + 30,000						
(3) 1 億 5 千万超過	NTD _____ × 0.4% + 180,000						
(四) 輸出業務の経営による外貨収入	NTD _____ × 2%						

2014 年度関係者の関係図 (参考資料 11-1)

第一部分：基本資料 (全ての質問に答えて下さい)

1. はい いいえ：当営利事業は当期の開示基準 (本ページの裏面の一参照) の一及び二の規定に合致する
【「はい」をチェックした場合、続けて 2. を記入する。「いいえ」をチェックした場合、第一部分の残りの項目及び第二部分及びページ 19 からページ 21 までの各項目の記入は不要である。】
 2. はい いいえ：当営利事業は当年度において開示基準の二の規定に合致する。
【「はい」をチェックした場合、続けて以下の各項目を記入するほか、第二部分及びページ 19 からページ 21 までの各項目を記入する。「いいえ」をチェックした場合、本ページ第一部分：基本資料のみを記入する。】
 3. はい いいえ：中華民国国外に関係者がある (本社及び支店を含む)。
 4. はい いいえ：金融持株会社法を適用する会社またはその子会社。
 5. はい いいえ：企業併購法を適用する会社またはその子会社。
 6. はい いいえ：台湾以外の国または地域で事前確認協議を締結している。
【「はい」をチェックした場合、適用国別 _____ (6a)、適用開始年度 ____ (6b)、適用期間 ____ 年から ____ 年まで (6c)】
 7. はい いいえ：当営利事業間の取引は営利事業所得税に係る非独立企業間取引移転価格監査準則第 3 条第 8 号第 3 目から第 5 目までに規定する状況に合致する。(詳細は 9-1 から 9-3 まで参照)
【「はい」をチェックした場合、続けて第 8 問及び第 9 問を記入する。】
 8. はい いいえ：当営利事業と公営事業、代理店或いは販売取次特約店並びに公正取引法第 5 条に規定する独占事業等の営利事業との間の取引が証明書類の準備不要の規定に合致した場合には、税務機関に確認申請する必要がない。
 9. はい いいえ：営利事業所得税非独立企業間移転価格監査準則第 22 条第 2 項により実質上の支配または従属関係がないことの確認を税務機関に申請した。
【「はい」をチェックした場合、税務機関から確認申請の通達を受領したか否かにかかわらず、下記の説明に基づき記入する。】
- 9-1 当営利事業者の生産活動が、他の営利事業者による特許権、商標権、著作権、未公開技術、専門技術または各種のロイヤリティの提供に頼らなければならず、かつ当該生産活動による製品価値が当該営利事業者の同年度の全生産活動による総製品価値の 50% 以上に達している。
【取引対象名 _____ (9a)、その統一番号 _____ (9b)、申請日 ____ 年 ____ 月 ____ 日 (9c) 申請書類番号 _____ (9d)、税務機関承認日 ____ 年 ____ 月 ____ 日 (9e)、該当書類番号 _____ (9f)】
- 9-2 当営利事業者が仕入れた原材料、商品の価格及び取引条件が他の営利事業者より制限され、かつ当該仕入原材料、商品の金額が同年度の仕入原材料、商品の総額の 50% 以上に達している。
【取引対象名 _____ (9g)、その統一番号 _____ (9h)、申請日 ____ 年 ____ 月 ____ 日 (9i) 申請書類番号 _____ (9j)、税務機関承認日 ____ 年 ____ 月 ____ 日 (9k)、該当書類番号 _____ (9l)】
- 9-3 当営利事業者の商品販売が他の営利事業者によって統制され、かつ当該商品の売上収益が当該営利事業者の同年度の売上収益総額の 50% 以上に達している。
【取引対象名 _____ (9m)、その統一番号 _____ (9n)、申請日 ____ 年 ____ 月 ____ 日 (9o) 申請書類番号 _____ (9p)、税務機関承認日 ____ 年 ____ 月 ____ 日 (9q)、該当書類番号 _____ (9r)】

第二部分：関係者との従属関係または統制関係及び持分比率図：(詳細は開示基準の四及び五の規定参照)

(印)

営利事業 統一番号	
--------------	--

国税局支局 地方税務所 受理番号	
------------------------	--

第 1 枚：税務機関検証用

2014 年度関係者明細表 (参考資料 11-2)

単位：株、%、新台幣千元

番号	関係者中文名称 (A1)	統一番号 (B1)	国番号 (B3)	主要な 営業種 目 (C)	直接最高持 株数 (D1)	直接または 間接の最高 持分または 出資額比率 (%) (E)	期末の取得 原価 (F1)	期末の帳簿 価額 (F2)	当営利事業 者との関係 (番号で記 す。複数記入 可能) (G)
	関係者英 文名称 (A2)	国籍及び 所在地 (B2)			直接最高出 資額 (D2)				
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

注 記：

一、記入上の説明は裏側を参照。

二、記入欄が足りない場合は、続きを別の用紙に上記の書式によって記入すること。

(印)

営利事業 統一番号	
--------------	--

国税局支局 地方税務所 受理番号	
------------------------	--

第1枚：税務機関検証用

2014 年度関係者間取引明細書 (参考資料 11-3)

単位：新台幣千元

取引形態 (A)			番号	実際取引金額 (B)		確定申告取引金額 (C)	
				収益 (B ₁)	費用 (B ₂)	収益 (C ₁)	費用 (C ₂)
(1)有形資産の移転	関係企業間取引	仕入・売上	1a				
		その他有形資産の移転	1c				
	関係企業以外の関係者間取引	仕入・売上	1b				
		その他有形資産の移転	1d				
(2)有形資産の使用	関係企業間取引		2a				
	関係企業以外の関係者間取引		2b				
(3)無形資産の移転	関係企業間取引		3a				
	関係企業以外の関係者間取引		3b				
(4)無形資産の使用	関係企業間取引		4a				
	関係企業以外の関係者間取引		4b				
(5)役務の提供	関係企業間取引		5a				
	関係企業以外の関係者間取引		5b				
(6)資金の運用	関係企業間取引	資金提供金額 (9a 合計数に計上しない)	6a				
		受取利息	6b				
		資金使用金額 (9a 合計数に計上しない)	6c				
		支払利息	6d				
	関係企業以外の関係者間取引	資金提供金額 (9b 合計数に計上しない)	6e				
		受取利息	6f				
		資金使用金額 (9b 合計数に計上しない)	6g				
		支払利息	6h				
(7)その他	関係企業間取引		7a				
	関係企業以外の関係者間取引		7b				
合計	関係企業間取引		9a				
	関係企業以外の関係者間取引		9b				
営利事業が営利事業所得税非独立企業間取引移転価格監査準則により調整した所得額及び税額 (D)				所得調整額 (D1)		税額調整額 (D2)	

記入上の説明：

- 一、営利事業が当期において開示基準の一及び二の規定に合致している場合には、本ページの関係会社間取引明細書を記入しなければならない。
- 二、「実際取引金額 (B)」及び「確定申告取引金額 (C)」には、関係企業間取引及び関係企業以外の関係者間取引を区別し、収益と費用とに分けて、第 21 ページにおける関係者別・取引形態別に計上した取引金額の合計額をそれぞれ記入すること。
- 三、「所得調整額 (D1)」及び「税額調整額 (D2)」の欄では、営利事業が営利事業所得税非独立企業間取引移転価格監査準則により自ら調整した所得額及び税額影響額を記入する。

(印)

第 1 枚：税務機関検証用

2014 年度関係者間取引明細書 (参考資料 11-4)

1. 移転価格報告書を作成する必要がある営利事業者であるか否か

はい

いいえ 【1-1. 財政部 2008 年 11 月 6 日付台財稅字第 09704555160 号通達の規定によりその他の書類を以って移転価格報告書の代わりとすることができる。

1-2. 営利事業所得稅非獨立企業間取引移轉價格監查準則第 22 条第 2 項により稅務機關に確認申請を提出した。

1-3. 財政部 2008 年 11 月 7 日付台財稅字第 09704555180 号通達に該当し書類の準備は不要である。】

2. 移転価格報告書の提出が必要で、既に用意しているか? はい、 いいえ (事由: _____)

單位: 新台幣千元

番 号		1	2	3					
関係者情報	関係者名称	中文名称 (A1)							
		英文名称 (A2)							
		統一番号 (B1)							
	国番号 (B3)								
	当営利事業者との関係 (番号) (G)								
	関係者間取引年度の損益情報または直近年	関係者間取引損益情報が入手不能の場合、「Y」を記入して下さい。(H1)							
		事業年度 (H2)	年 月 日 至 年 月 日	年 月 日 至 年 月 日	年 月 日 至 年 月 日				
		營業收益純額 (I)							
		營業總利益 (J)							
		營業利益 (K)							
營業外收益 (L)									
營業外損失 (M)									
稅引前利益 (N)									
所得稅費用 (W)									
関係者間取引情報	取引形態	項 目	實際取引金額	確定申告取引金額	實際取引金額	確定申告取引金額	實際取引金額	確定申告取引金額	
	有形資産の移転	收益金額	売上 (01)						
			その他有形資産の移転 (02)						
		費用金額	仕入 (03)						
			その他有形資産の移転 (04)						
		移轉價格書類を用意済か (記入注意第 10 項) (05)	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d
	有形資産の使用	收益金額 (P1)							
		費用金額 (P2)							
		移轉價格書類を用意済か (記入注意第 10 項) (P3)	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d
	無形資産の移転	收益金額 (Q1)							
		費用金額 (Q2)							
		移轉價格書類を用意済か (記入注意第 10 項) (Q3)	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d
	無形資産の使用	收益金額 (R1)							
		費用金額 (R2)							
		移轉價格書類を用意済か (記入注意第 10 項) (R3)	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d
	役務の提供	收益金額 (S1)							
		費用金額 (S2)							
		移轉價格書類を用意済か (記入注意第 10 項) (S3)	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d
	資金の運用	資金の提供金額 (T1)							
		受取利息 (T2)							
		資金の使用金額 (T3)							
		支払利息 (T4)							
		移轉價格書類を用意済か (記入注意第 10 項) (T5)	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d
その他	收益金額 (U1)								
	費用金額 (U2)								
	移轉價格書類を用意済か (記入注意第 10 項) (U3)	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d	
合計	收益金額 (V1)								
	費用金額 (V2)								

- a. 移転価格報告書に含まれ、TP 監査準則により移転価格分析を行った。
- b. 財政部 2008 年 11 月 6 日台財税第 0970455160 号『移転価格報告書に代えて、取引価格が独立企業間価格に相当することを証明する「その他書類」を提出することができる基準』に適合し、且つ同号によるその他書類を用意した。
- c. 移転価格分析を行わず、且つ同号によるその他書類を用意していない。
- d. その他（TP 監査準則第 22 条第 2 項の規定に基づき、税務機関は確実な支配及び従属関係がないことを確認するもの、または 2008 年 11 月 7 日付の台財税字第 09704555180 号の規定によりその他書類を用意する必要はないものも含まれる。）

参考資料 12 (2014 年度の営利事業所得基本税額計算表)

営利事業名稱		営利事業統一編號																																											
□本営利事業符合附註一所述條件，除填寫上述基本資料欄外，免填以下欄位。(請於□中打勾)																																													
基本所得額の計算	一、課税所得額 (01).....	(01)																																											
	二、証券及び先物取引所得 (02).....	(02)																																											
	当年度の証券及び先物取引所得 (02a) NTD _____ (保有期間満3年以上の株式取引所得 (02g) _____ 元を含む) - 過去5年間の証券及び先物取引純損失の当年度控除金額 (02d) NTD _____ = 当年度の証券及び先物取引所得から過年度の損失を差引いた金額 (02f) NTD _____ (注記二～四) 1. (02f) > (02g) > 0 であれば、(02g) ÷ 2 + {(02f) - (02g)} で計算した金額で (02) に記入 2. (02g) ≥ (02f) > 0 であれば、(02f) ÷ 2 の金額で (02) に記入 3. (02f) > 0、しかも (02g) ≤ 0 であれば、(02f) の金額で (02) に記入 4. (02f) ≤ 0 であれば、0 で (02) に記入 過去5年の証券及び先物取引純損失の控除金額リスト：	(02 欄 < 0 であれば、NTD 0 とする。)																																											
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">証券及び先物取引 純損失</th> <th colspan="2">控除済み金額</th> <th rowspan="2">未控除残高</th> </tr> <tr> <th>前年度までの控除済み金額</th> <th>当年度の控除金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2009</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2010</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2011</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2012</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2013</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2014</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td> <td>(02b)</td> <td>(02c)</td> <td>(02d)</td> <td>(02e)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	証券及び先物取引 純損失	控除済み金額		未控除残高	前年度までの控除済み金額	当年度の控除金額	2009					2010					2011					2012					2013					2014					合計	(02b)	(02c)	(02d)	(02e)		
	年度			証券及び先物取引 純損失	控除済み金額		未控除残高																																						
前年度までの控除済み金額		当年度の控除金額																																											
2009																																													
2010																																													
2011																																													
2012																																													
2013																																													
2014																																													
合計	(02b)	(02c)	(02d)	(02e)																																									
三、優遇規定に合致する各種免税所得 (03) NTD _____ - 規定に合致するため基本所得への算入が免除される免税所得 (04) NTD _____ (注記三)	(05)		(05)																																										
各種免税所得及び基本所得への算入が免除される免税所得リスト：																																													
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>目</th> <th>優遇規定に合致する各種 免税所得</th> <th>規定に合致するため 基本所得への算入が 免除される免税所得</th> <th>基本所得への算入が免 除される要件(注記三1 ～5により記入)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>産業高度化促進条例第9条(または1999年12月31日改正前第8条の1)、第9条の2、第10条、第15条の規定により営利事業所得税が免除される所得額(租税減免部分第2ページ0911、0912、0913、0921、1011、1511A欄)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>民間の交通建設への参与に係る奨励条例第28条の規定により営利事業所得税が免除される所得額(租税減免部分第9ページ2810 A欄)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>民間の公共建設への参与に係る奨励条例第36条の規定により営利事業所得税が免除される所得額(租税減免部分第8ページ3611 A欄)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>科学工業園区設置管理条例第18条の規定により営利事業所得税が免除される所得額(租税減免部分第9ページ1801 A欄)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>2001年1月20日付で改正公表前の科学工業園区設置管理条例第15条の規定により営利事業所得税が免除される所得額(租税減免部分第9ページ1501、1502 A欄)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>企業買収法第37条の規定により営利事業所得税が免除される所得額(租税減免部分第9ページ3721、3723 A欄)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>(03)</td> <td>(04)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項	目	優遇規定に合致する各種 免税所得	規定に合致するため 基本所得への算入が 免除される免税所得	基本所得への算入が免 除される要件(注記三1 ～5により記入)	1	産業高度化促進条例第9条(または1999年12月31日改正前第8条の1)、第9条の2、第10条、第15条の規定により営利事業所得税が免除される所得額(租税減免部分第2ページ0911、0912、0913、0921、1011、1511A欄)				2	民間の交通建設への参与に係る奨励条例第28条の規定により営利事業所得税が免除される所得額(租税減免部分第9ページ2810 A欄)				3	民間の公共建設への参与に係る奨励条例第36条の規定により営利事業所得税が免除される所得額(租税減免部分第8ページ3611 A欄)				4	科学工業園区設置管理条例第18条の規定により営利事業所得税が免除される所得額(租税減免部分第9ページ1801 A欄)				5	2001年1月20日付で改正公表前の科学工業園区設置管理条例第15条の規定により営利事業所得税が免除される所得額(租税減免部分第9ページ1501、1502 A欄)				6	企業買収法第37条の規定により営利事業所得税が免除される所得額(租税減免部分第9ページ3721、3723 A欄)				合 計		(03)	(04)		(05 欄 < 0 であれば、NTD 0 とする。)			
項	目	優遇規定に合致する各種 免税所得	規定に合致するため 基本所得への算入が 免除される免税所得	基本所得への算入が免 除される要件(注記三1 ～5により記入)																																									
1	産業高度化促進条例第9条(または1999年12月31日改正前第8条の1)、第9条の2、第10条、第15条の規定により営利事業所得税が免除される所得額(租税減免部分第2ページ0911、0912、0913、0921、1011、1511A欄)																																												
2	民間の交通建設への参与に係る奨励条例第28条の規定により営利事業所得税が免除される所得額(租税減免部分第9ページ2810 A欄)																																												
3	民間の公共建設への参与に係る奨励条例第36条の規定により営利事業所得税が免除される所得額(租税減免部分第8ページ3611 A欄)																																												
4	科学工業園区設置管理条例第18条の規定により営利事業所得税が免除される所得額(租税減免部分第9ページ1801 A欄)																																												
5	2001年1月20日付で改正公表前の科学工業園区設置管理条例第15条の規定により営利事業所得税が免除される所得額(租税減免部分第9ページ1501、1502 A欄)																																												
6	企業買収法第37条の規定により営利事業所得税が免除される所得額(租税減免部分第9ページ3721、3723 A欄)																																												
合 計		(03)	(04)																																										
【(04)の各項金額は先に(03)の各項金額に記入する必要がある】																																													
四、国際金融業務支店の免税所得 (06a) NTD _____ - 過去5年の国際金融業務支店純損失の当年度控除額 (06d) NTD _____	(06)		(06)																																										
過去5年の国際金融業務支店純損失の控除金額リスト：																																													
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">国際金融業務 支店純損失</th> <th colspan="2">控除済み金額</th> <th rowspan="2">未控除残高</th> </tr> <tr> <th>前年度までの控除済み金額</th> <th>当年度の控除金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2009</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2010</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2011</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2012</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2013</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2014</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td> <td>(06b)</td> <td>(06c)</td> <td>(06d)</td> <td>(06e)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	国際金融業務 支店純損失	控除済み金額		未控除残高	前年度までの控除済み金額	当年度の控除金額	2009					2010					2011					2012					2013					2014					合計	(06b)	(06c)	(06d)	(06e)			
年度			国際金融業務 支店純損失	控除済み金額		未控除残高																																							
	前年度までの控除済み金額	当年度の控除金額																																											
2009																																													
2010																																													
2011																																													
2012																																													
2013																																													
2014																																													
合計	(06b)	(06c)	(06d)	(06e)																																									
五、基本所得額 (07) = 課税所得額 (01) + 証券及び先物取引所得 (02) + 免税所得 (05) + 国際金融業務支店免税所得 (06).....																																													
			(07)																																										
基本税額と一般所得額の差額の計算	一、一般所得税額 (08) = 所得税法の規定により計算する納付すべき税額(第1ページ60欄)NTD _____ - その他法律の規定による投資控除税額(第1ページ95欄)NTD 0	(08)																																											
	二、基本税額 (09) = [基本所得額 (07) - NTD 500,000] × 12%	(09)																																											
	三、一般所得額 (08) ≥ 基本税額 (09)、基本税額と一般所得税額との差額 (10) = NTD 0 ; 一般所得税額 (08) < 基本税額 (09)、基本税額と一般所得税額との差額 (10) = (09) - (08)	(10)																																											
	四、控除可能な国外所得税額 (注記六)	(11)																																											
	(1) 国外所得税額の控除可能限度額 (13) NTD = [基本税額 (09) - 所得税法の規定により計算する納付すべき税額(第1ページ60欄)] × 所得基本税額条例第7条第1項の規定により基本所得額に算入すべき国外免税所得額 (12) ÷ (所得基本税額条例第7条第1項の規定により基本所得額に算入すべき国内及び国外の免税所得額) (02+05+06) NTD (2) 国外免税所得が所得源泉国の税法の規定により納付した所得税 = (14) NTD (13) ≥ (14) の場合、(14) の金額で (11) に記入 (13) < (14) の場合、(13) の金額で (11) に記入	(11 欄 < 0 であれば、0 とする)																																											
五、控除済み国外所得税額の基本税額と一般所得税額との差額 (15) = 基本税額と一般所得税額との差額 (10) - 控除可能な国外所得税額 (11)	(15)		(15 欄 < 0 であれば、0 とする)																																										

(続)

2014年度の営利事業所得基本税額計算表

注記：

- 一、個人企業、組合員企業、所得税法第4条第1項第14号に規定する消費者組合、所得税法第75条第5項に規定する破産宣告を受けた営利事業の決算申告、及び所得税決算又は決算申告が法律規定の投資税額控除の奨励に適用されず、且つ、所得基本税額条例第7条第1項各号に規定される所得額のない営利事業は、本申告書の適用対象ではないため、本申告書を提出する必要はない。
- 二、当年度証券及び先物取引所得(02a)の欄、保有期間満3年以上の株式取引所得(02g)の欄、国際金融業務支店の免税所得(06a)の欄は、所得基本税額条例第7条第1項の各該当号の当年度所得額から当年度の同号の損失を差引いた金額を指す。
- 三、営利事業は所得基本税額条例に基づき当年度の加算すべき証券及び先物取引所得、又は国際金融(証券)業務支店の免税所得を計算する際に、税務機関の査定を受けた過去5年の証券及び先物取引純損失(02b)の欄又は過去5年の国際金融(証券)業務支店の純損失(06b)の欄の金額がある場合、損失発生年度の順番によって、逐年同号の所得額から差引く。当年度の差引後に残高がある場合、今後の年度に繰り延べて差引くことができる。
- 四、所得基本税額条例第7条第3項の規定に基づき保有期間満3年以上の株式を売却する際の株式保有期間の計算は、先入先出法を採用する。その取引原価の計算は、所得税法第44条、第48条及び同法施行細則第46条に定める計算方法と一致する必要がある。
- 五、所得基本税額条例第16条の規定により基本所得への算入が免除される免税所得の要件
 1. 本条例施行前に財政部から免税の許可を取得したもの。
 2. 本条例施行前に中央目的事業主務機関から計画完了証明を取得したもの、もしくは投資計画が完了し、本条例施行日から1年以内に財政部から免税の許可を取得したもの。
 3. 本条例施行前に中央目的事業主務機関から投資計画許可を取得し、計画の実施が開始され、投資計画の対象製品またはサービス項目の変更がないもの。
 4. 本条例施行前に中央目的事業主務機関から投資計画許可を取得し、計画の実施が未だ開始されず、本条例施行日からの1年以内に計画の実施が開始され、許可取得日の翌日から3年以内に投資計画を完了し、投資計画の耐用製品又はサービス項目の変更がないもの。
 5. 本条例施行前に、主務機関と公共建設投資契約の締結がなされ、投資契約所定の期間内に、工事が開始・完了されており、投資計画の内容の変更がないもの。但し、主務機関の要求により投資計画の内容の変更がなされたものは、この限りでない。
- 六、課税所得額以外の加算項目について、中華民国国外の所得に属する場合、所得源泉国の税法の規定により納付した所得税は、基本税額と一般所得税額との差額から控除することができる。但し、所得税法第3条第2項に規定される所得源泉国の税務機関が発給した同年度の納税証憑、及び所得所在地の中華民国領事館又は中華民国政府が認定される機関の監査書類を提出しなければならない。

參考資料 13 (勘定科目の中国語と日本語の対照表)

資産

流動資産

現金 (現金)
 銀行存款 (銀行預金)
 金融資産-流動
 (金融資産-流動) (注記一)
 應收票據 (受取手形)
 應收帳款 (売掛金)
 備抵呆帳 (貸倒引当金)
 應收收益 (未収収益)
 其他應收款 (其他未収金)
 其他金融資産-流動
 (其他金融資産-流動)
 商品存貨 (商品棚卸資産)
 製成品 (製品)
 在製品 (仕掛品)
 原料 (原材料)
 物料 (消耗品)
 在建工程 (未成工事支出金)
 存貨跌價損失準備
 (棚卸資産評価損引当金)
 預付費用 (前払費用)
 預付貨款 (前渡金)
 其他流動資産 (其他流動資産)
 基金及長期投資 (基金及び長期投資)
 金融資産-非流動
 (金融資産-非流動) (注記一)
 採權益法之長期股權投資
 (持分法による長期持分投資)
 其他金融資産-非流動
 (其他金融資産-非流動)
 累計減損-投資 (累計減損-投資)
 累計減損-採權益法之長期股權投資
 (累計減損-持分法による長期持分投資)
 累計減損-不動産投資
 (累計減損-不動産投資)
 累計減損-其他長期投資
 (累計減損-其他長期投資)

固定資産

土地 (土地)
 房屋及建築 (建物及び構築物)
 累計折舊-房屋及建築
 (減価償却累計額-建物及び構築物)
 機械設備 (機械設備)
 累計折舊-機械設備
 (減価償却累計額-機械設備)
 辦公設備 (事務設備)
 累計折舊-辦公設備

負債

流動負債

銀行借款 (銀行借入金)
 其他短期借款 (其他短期借入金)
 金融負債-流動
 (金融負債-流動) (注記二)
 應付票據 (支払手形)
 應付帳款 (買掛金)
 應付所得稅 (未払所得稅)
 應付費用 (未払費用)
 其他應付款
 應付設備款 (設備未払金)
 預收貨款 (前受金)
 預收股本 (前受資本金)
 其他流動負債 (其他流動負債)
 其他金融負債-流動
 (其他金融負債-流動)
 長期負債
 金融負債-非流動
 (金融負債-非流動) (注記二)
 長期借款 (長期借入金)
 遞延收入 (繰延収益)
 其他金融負債-非流動
 (其他金融負債-非流動)

其他負債

存入保證金 (預り保証金)
 採權益法長期股權投資貸餘
 (持分法による長期持分投資貸方残高)
 退休金準備 (退職給付引当金)

股東權益

股本 (資本金)
 資本公積 (資本準備金)
 保留盈餘 (剰余金)
 法定公積 (利益準備金)
 累積盈餘 (前期繰越利益、損失)
 本期損益 (当期利益、損失)
 股東權益其他調整項目 (其他項目)
 未實現重估增值 (未實現再評価益)
 金融商品之未實現損益
 (金融商品の未實現損益)
 累積換算調整數
 (為替換算調整累計額)
 未認列為退休金成本之淨損失
 (退職金費用へ計上していない純損失)

資産

- (減価償却累計額－事務設備)
- 其他設備 (其他設備)
- 累計折舊－其他設備
 - (減価償却累計額－其他設備)
- 未完工程及預付設備款
 - (建設仮勘定及び設備前払金)
- 累計減損－固定資産
 - (累計減損－固定資産)
- 無形資産 (無形資産)
 - 商標權 (商標權)
 - 專利權 (特許權)
 - 累計減損－無形資産
 - (累計減損－無形資産)
- 遞延退休金成本 (繰延退職金費用)
- 其他資産
 - 閒置資産 (遊休資産)
 - 累計折舊－閒置資産
 - (減価償却累計額－遊休資産)
 - 存出保證金 (差入保證金)
 - 未攤銷費用 (繰延費用)
 - 長期應收票據及款項
 - (長期受取手形及び未收金)
 - 其他資産－其他
 - (其他資産－其他)
 - 受限制資産 (拘束性資産)
 - 累計減損－其他資産
 - (累計減損－其他資産)

(注記一)

金融資産は下記の通り分けられる。

1. 公正価値の変動を損益に計上する金融資産
 - 1-1 取引を目的とする金融資産
 - 1-2 取引を目的とする金融資産の評価調整
 - 1-3 公正価値の変動による評価損益を計上する金融資産
 - 1-4 公正価値の変動による評価損益を計上する金融資産の評価調整
2. 売却を目的とする金融資産
3. 満期まで所有する金融資産
4. ヘッジ目的の金融派生資産
5. 原価で評価する金融資産
6. 公正な市場のない債券投資

(注記二)

金融負債は下記の通り分けられる。

1. 公正価値の変動を損益に計上する金融負債
 - 1-1 取引を目的とする金融負債
 - 1-2 取引を目的とする金融負債の評価調整
 - 1-3 公正価値の変動による評価損益を計上する金融負債
 - 1-4 公正価値の変動による評価損益を計上する金融負債の評価調整
2. ヘッジ目的の金融派生負債
3. 原価で評価する金融負債

負債

參考資料 13-2

營業收入

銷貨收入 (売上高)
投資收入 (投資会社に適用)
金融商品出售淨利益 (金融商品売却純益)
投資收入－股利收入、按權益法認列
之投資收益、金融商品評價利益
(投資收入－受取配当、持分法によ
る投資收益、金融商品評価益)

銷貨退回 (売上戻り)

銷貨折讓 (売上引)

營業成本

營業成本

銷貨成本 (売上原価)

期初存貨 (期首棚卸資産)

進 貨 (仕入高)

進貨退出 (仕入戻り)

進貨折讓 (仕入引)

期末存貨 (期末棚卸資産)

直接人工 (直接労務費)

間接人工 (間接労務費)

製造費用 (製造経費)

旅 費 (旅費)

租金支出 (賃借料)

文具用品 (消耗品費)

折 舊 (減価償却費)

運 費 (運賃)

郵電費 (通信料)

修繕費 (修繕費)

水電瓦斯費 (水道光熱費)

保險費 (保険料)

運 費 (運賃)

投資支出 (投資会社に適用)

金融商品出售淨損失 (金融商品売却純損)

投資損失－投資損失、按權益法認列之

投資損失、金融商品評價損失

(投資収入－投資収入、持分法による投資損
失、金融商品評價損)

商品盤盈 (棚卸差益)

商品盤損 (棚卸差損)

營業費用

營費費用 (販売管理費)

薪資支出 (給与)

租金支出 (賃借料)

文具用品 (事務用品料)

旅 費 (旅費)

運 費 (運賃)

郵電費 (通信料)

修繕費 (修繕費)

廣告費 (広告宣伝、販売促進費)

水電瓦斯費 (水道光熱費)

保險費 (保険料)

交際費 (交際費)

捐贈 (寄付)

税 捐 (租税公課)

呆帳損失 (貸倒損失)

折 舊 (減価償却費)

各項耗竭及攤提 (その他償却費)

佣金支出 (支払コミッション)

雜費 (雜費)

營業外収益及び費用

營業外収益

利息收入 (受取利息)

投資收益 (投資収益)

兌換盈益 (為替差益)

出售資産増益 (資産売却益)

税 捐 (租税公課)

各項耗竭及攤提 (その他償却費)

伙食費 (食事代)

職工福利 (従業員福利厚生費)

間接材料 (間接材料費)

其他製造費 (その他製造経費)

減損迴轉利益 (減損戻入益) :

金融資産減損迴轉利益
(金融資産減損戻入益)

固定資産減損迴轉利益
(固定資産減損戻入益)

無形資産減損迴轉利益
(無形資産減損戻入益)

其他減損迴轉利益
(その他減損戻入益)

金融資産評價利益
(金融資産評価益)

金融負債評價利益
(金融負債評価益)

其他營業外収益
(その他營業外収益)

營業外費用

- 利息支出 (支払利息)
- 投資損失 (投資損失)
- 兌換虧損 (為替差損)
- 出售資產損失 (資產売却損)
- 減損損失 (減損損失) :
 - 金融資產減損損失
(金融資產減損損失)
 - 固定資產減損損失
(固定資產減損損失)
 - 無形資產減損損失
(無形資產減損損失)
 - 其他減損損失
(その他減損損失)
- 金融資產評價損失
(金融資產評価損)
- 金融負債評價損失
(金融負債評価損)
- 其他營業外費用及損失
(その他營業外費用)

貸借對照表

××株式会社
貸借對照表
××年 12 月 31 日現在

	單位：NTD
	<u>金 額</u>
資產	
流動資產：	
庫存現金及銀行存款（現金及び預金）	\$
金融資產－流動（金融資產－流動）	
應收票據，減備抵呆帳後淨額 （受取手形、貸倒引当金を差引後）	
應收帳款，減備抵呆帳後淨額 （売掛金、貸倒引当金を差引後）	
應收收益（未収収益）	
其他應收款（その他未収金）	
其他金融資產－流動（その他金融資產－流動）	
商品存貨（商品棚卸資産）	
在製品（仕掛品）	
成品（製品）	
原物料（原材料及び貯蔵品）	
預付費用（前払費用）	
預付貨款（前払代金）	
其他流動資產（其他流動資産）	

基金及長期投資（基金及び長期投資）	
金融資產－非流動（金融資產－非流動）	
採權益法之長期股權投資（持分法による長期持分投資）	
其他金融資產－非流動（其他金融資產－非流動）	
累計減損－投資（累計減損－投資）	

固定資産	
土地（土地）	
房屋及建築（建物及び構築物）	
減：累計折舊（減価償却累計額）	()
機械設備（機械設備）	
減：累計折舊（減価償却累計額）	()
運輸設備（運搬設備）	
減：累計折舊（減価償却累計額）	()
辦公設備（器具備品）	
減：累計折舊（減価償却累計額）	()
其他設備（其他設備）	
減：累計折舊（減価償却累計額）	()
未完工程及預付設備款（建設仮勘定及び設備前払金）	
累計減損－固定資産（累計減損－固定資産）	

無形資産：	
商標權（商標權）	
專利權（特許權）	
累計減損－無形資産（累計減損－無形資産）	
其他資産：	
閒置資産（遊休資産）	
累計折舊－閒置資□（累計減価償却費－遊休資産）	
存出保證金（差入保證金）	
未攤銷費用（繰延資産）	
長期應收票據及款項（長期受取手形及び未収金）	
其他資産－其他（其他資産－其他）	
累計減損－其他資産（累計減損－其他資産）	
資產總額（資産合計）	\$ _____

參考資料 13-3

貸借対照表 (続)

	金	額
負債及股東權益 (負債及び資本)		
流動負債:		
短期借款 (短期借入金)	\$	
金融負債—流動 (金融負債—流動)		
應付票據 (支払手形)		
應付帳款 (買掛金)		
應付所得税 (未払所得税)		
應付費用 (未払金)		
其他金融負債—流動 (其他金融負債—流動)		
應付設備款 (設備未払金)		
預收貨本 (前受金)		
預收股款 (前受資本金)		
其他流動負債 (其他流動負債)		
長期負債:		
金融資產—非流動 (金融負債—非流動)		
長期借款 (長期借入金)		
遞延收入 (繰延収益)		
其他金融負債—非流動 (其他金融負債—非流動)		
其他負債 (其他負債):		
存入保證金 (預り保証金)		
採權益法長期股權投資貸餘 (持分法による長期投資貸方残高)		
退休金準備 (退職給付引当金)		
小計		
股東權益 (資本):		
股本 (資本金)		
資本公積 (資本準備金)		
資本公積—股本溢價 (資本準備金—株式発行差金)		
其他資本公積 (其他資本準備金)		
保留盈餘:		
法定公積 (利益準備金)		
特別公積 (別途積立金)		
累積盈餘 (未処分利益)		
本期純益 (当期利益)		
股東權益其他調整項目 (資本其他調整項目)		
未實現重估增值 (未實現再評価益)		
金融商品之未實現損益 (金融商品未實現損益)		
累積換算調整數 (為替換算調整勘定)		
未認列為退休金成本之淨損失 (退職金費用へ計上していない純損失)		
股東權益合計 (資本合計):		
負債及股東權益總額 (負債及び資本總額)	\$	

參考資料 13-4

損益計算書

××株式会社
包括利益計算書
××年1月1日至12月31日

科目	單位:NTD	
	金	額
銷貨收入 (売上高)	\$	
減: 銷貨退回 (売上戻り)		()
銷貨折讓 (売上値引)		()
銷貨收入淨額 (純売上高)		
銷貨成本 (売上原価)		
銷貨毛利 (売上総利益)		
營業費用 (販売費及び一般管理費)		
推銷費用 (販売費)		
管理及總務費用 (一般管理費)		
營業淨利:		
營業外收益 (營業外収益)		
營業外費用 (營業外費用)		()
納稅前純益 (税引前当期利益)		
減: 預計所得稅 (法人税等)		()
停業部門損益 (事業撤退に伴う損失):		
非常損益 (特別損益)		
會計原則變動之累積影響數 (會計原則変更による累計影響額)		
本期淨利 (当期利益)		
其它綜合損益 (その他の包括利益)		
備供出售金融資□未實現評價損益 (売却可能金融資産未實現評價損益)		
未實現重估增□ (未實現再評價益)		
本期其他綜合損益 (当期のその他の包括利益)		
本期綜合損益總額 (当期包括利益總額)	\$	

参考資料 14 (主要固定資産の法定耐用年数表)

建物

番 号	細 目	耐 用 年 数	
1011	事務所用、商店用、住宅用、公共場所用及び次の各号列举家屋以外の家屋。	鉄筋コンクリート、プレキャストコンクリート造りのもの	
		強化煉瓦造りのもの	50
		煉瓦造りのもの	35
		鉄骨造りのもの (被覆処理のあるもの)	25
		鉄骨造りのもの (被覆処理のないもの)	20
		木造のもの	15
1012	変電所用、発電所用、送受信所用、駐車場用、車庫用、飛行機庫用、貨物送所用、公共浴場用の家屋及び工場用建物。	鉄筋 (骨) コンクリート造りのもの	35
		強化煉瓦造りのもの	30
		煉瓦造りのもの	20
		鉄骨造りのもの (被覆処理のあるもの)	15
		鉄骨造りのもの (被覆処理のないもの)	10
		木造のもの	8

建物付属設備

番 号	細 目	耐 用 年 数	
1021	日よけ設備、消火及び災害警報設備	5	
1022	エレベーター設備	15	
1023	空気調節設備	ウィンドー型、箱型冷暖気房機	5
		セントラル・システム冷暖気房機	8
1024	商店用の簡易間仕切り	3	
1025	給水、排水、ガス、電気、自動ドア開閉設備及びその他	10	

その他構築物及び設備

番 号	細 目	耐 用 年 数		
1031	防爆壁	1. 鉄筋コンクリート造り	20	
		2. コンクリート造り	10	
		3. 煉瓦造り	10	
		4. 土造り	5	
1032	煙突	腐蝕性気体の影響を受けるもの	1. コンクリート造り	10
			2. 煉瓦造り	5
			3. 金属作り	5
		その他	1. コンクリート造り	25
			2. 煉瓦造り	15
			3. 金属作り	8
1033	駐車場及び道路路面	1. コンクリート、木、アスファルトコンクリート、煉瓦石	7	
		2. その他	3	
1034	道路標示及び交通保安施設	10		
1035	水力発電工事、給水工事	1. 貯水池、調整池、沈殿池、濾過池	50	
		2. ダム	40	
		3. 水路	25	
		4. 水管	10	
1036	電気工事	1. 鉄塔、鉄柱及びコンクリート柱	20	
		2. 木塔及び木柱	8	
		3. 地下管路	10	

陸上運送設備

番号	細目	耐用年数
2035	自動車	4
	運送業用乗用車、トラック	4
	その他各種業務用乗用車、トラック	5

電子工業器材製造設備

番号	細目	耐用年数
3121	半導体及び集積回路製造設備	3
3122	その他電子工業器材製造設備	6

電気、通信機械及び設備

番号	細目	耐用年数
3151	通信設備	5
	その他通信設備	5

その他機械及び設備

番号	細目	耐用年数
3191	金型	2
3192	電子計算機 (PC) 及びその周辺設備、研究用機器設備、測量、測定及び検定の計器	3
3193	工具、器具及び複写設備	5
3194	石炭ガス、天然ガス及び石油ガスの製造及び供給設備	9
3195	火葬設備、水道、下水道設備、起重・輸送機械及び設備	10
3196	輸送管、水槽及び油槽	20
	1. 鋳鉄輸送管 (PE 輸送管を含む)、鋳鉄水槽及び油槽	20
	2. 鉄鋼輸送管、鉄鋼水槽及び油槽	11
	3. その他輸送管及び設備	10
3197	液体、気体貯蔵槽	5
	1. 酸性液体貯蔵槽	5
	2. 非酸性液体貯蔵槽	7
	3. 高圧気体貯蔵槽	15
	4. 液化気体貯蔵槽	10
	5. その他気体貯蔵槽	20

参考資料 15 (出張日当基準)

「国外出張旅費申請要点」に規定する日当基準よりよく出張する国を以下の通り摘録した。

地域	金額	地域	金額	地域	金額
〈日本〉		〈アジア・オセアニア〉		〈中国大陸〉	
札幌	233	マニラ	215	北京	240
千歳	204	バンコク	198	重慶	182
仙台	193	ハノイ	164	大連	175
成田	233	クアラルンプール	174	広州	190
東京	320	シンガポール		杭州	180
横浜	267	ジャカルタ	278	ハルビン	166
新潟	223	ソール	217	昆明	170
名古屋	267		260	南京	185
京都	297			上海	255
大阪	297			深圳	180
神戸	273			天津	182
広島	239			アモイ	162
北九州	233			西安	150
福岡	245			香港	295
沖縄	267			マカオ	234

確認書サンプルA 全年滞在/出張者適用

参考資料 16 (海外払いの給与支給額にかかわる確認書)

年 月 日

税務署長 殿
(公認会計士)

会社名: _____

住 所: _____

代表者: _____

確 認 書

_____に勤務中の下記の者に対して日本から支給された所得を確認願います。

記

氏 名: _____

本 籍: _____

現 住 所: _____

生年月日: _____年 _____月 _____日

期 間: _____年 _____月 _____日～ _____年 _____月 _____日

支給金額: 給 与 _____円

賞 与 _____円

海 外 手 当 _____円

家 族 手 当 _____円

そ の 他 _____円

合 計 _____円

以上

上記の通り支給されたことを確認します。

_____年 _____月 _____日

税務署長
(公認会計士)

署名 _____ (捺印)

*認印で結構です。

※註: 公認会計士発行の確認書の場合は、公認会計士本人の登録証明が必要。

確認書サンプル B 年中赴任及び帰任者適用

参考資料 16 (海外払いの給与支給額にかかわる確認書)

年 月 日

_____ 税務署長 殿
(公認会計士)

会社名 : _____

住 所 : _____

代表者 : _____

確 認 書

_____ に勤務中の下記の者に対して日本から支給された所得を確認願います。

記

氏 名 : _____
 本 籍 : _____
 現 住 所 : _____
 生年月日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

期 間 :	(台湾居住期間)	(日本居住期間)
	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
支給金額 : 給 与	_____ 円	給 与 _____ 円
賞 与	_____ 円	賞 与 _____ 円
海外手当	_____ 円	海外手当 _____ 円
家族手当	_____ 円	家族手当 _____ 円
そ の 他	_____ 円	そ の 他 _____ 円
合 計	_____ 円	合 計 _____ 円

以上

上記の通り支給されたことを確認します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

税務署長
(公認会計士)

署名 _____ (捺印)

*認印で結構です。

※注 : 公認会計士発行の確認書の場合は、公認会計士本人の登録証明が必要。

聯絡我們

台北

台北市信義區11049
信義路5段7號68樓(台北101大樓)
電話：(02) 8101 6666
傳真：(02) 8101 6667

新竹

新竹市科學工業園區30078
展業一路11號
電話：(03) 579 9955
傳真：(03) 563 2277

台中

台中市西屯區40758
文心路二段201號7樓
電話：(04) 2415 9168
傳真：(04) 2259 0196

台南

台南市中西區70054
民生路二段279號16樓
電話：(06) 211 9988
傳真：(06) 229 3326

南科

台南科學園區74147
南科二路12號F304
電話：(06) 505 1166
傳真：(06) 505 1177

高雄

高雄市前金區80147
中正四路211號12樓之6
電話：(07) 213 0888
傳真：(07) 271 3721

屏東農業生物科技園區

屏東縣長治鄉90846
德和村農科路23號豐和館3樓之8
電話：(08) 762 3331

kpmg.com/tw

© 2016 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Taiwan.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after thorough examination of the particular situation.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International Cooperative ("KPMG International").

Contact us

Taipei

68F, TAIPEI 101 TOWER, No.7,
Sec. 5, Xinyi Road,
Taipei 11049, Taiwan, R.O.C.
T : +886 (2) 8101 6666
F : +886 (2) 8101 6667

Hsinchu

No.11, Prosperity Road I,
Hsinchu Science Park,
Hsinchu 30078, Taiwan, R.O.C.
T : +886 (3) 579 9955
F : +886 (3) 563 2277

Taichung

7F, No.201, Sec. 2,
Wenxin Road,
Taichung 40758, Taiwan, R.O.C.
T : +886 (4) 2415 9168
F : +886 (4) 2259 0196

Tainan

16F, No.279, Sec. 2,
Min Sheng Road,
Tainan 70054, Taiwan, R.O.C.
T : +886 (6) 211 9988
F : +886 (6) 229 3326

Tainan Science Park

F304, No.12, NanKe 2nd Road,
Tainan Science Park,
Tainan City 74147, Taiwan, R.O.C.
T : +886 (6) 505 1166
F : +886 (6) 505 1177

Kaohsiung

12F-6, No.211,
Chung Cheng 4th Road,
Kaohsiung 80147, Taiwan, R.O.C.
T : +886 (7) 213 0888
F : +886 (7) 271 3721

Ping-Tung Agricultural Biotechnology Park

3F-8, No.23,
Nongke Rd, Changzhi Township, Pingtung
County 90846, Taiwan, R.O.C.
T : +886 (8) 762 3331



立刻加入KPMG in Taiwan粉絲團，
給我們一個“讚”吧！

facebook KPMG in Taiwan粉絲團

Press "Like" and stay connected with us.



本手冊使用環保紙張及環保大豆油墨印製
Printed on eco-friendly paper with soy ink.